

平成20年第3回

南会津町議会定例会 会議録

南会津町議会

平成 20 年第 3 回南会津町議会定例会 第 1 日

議 事 日 程 (第 1 号)

平成 20 年 9 月 12 日 (金曜) 午前 10 時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸報告

日程第 4 議会活性化対策特別委員会中間報告

日程第 5 議案第 58 号から議案第 74 号まで一括上程

(提案理由の説明)

日程第 6 請願・陳情の委員会付託

平成 20 年請願第 6 号 義務教育費国庫負担制度の堅持と教育予算の充実を求める請願

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (22 名)

1 番	湯 田 哲	議員	2 番	渡 部 俊 夫	議員
3 番	高 野 精 一	議員	4 番	馬 場 信 作	議員
5 番	山 内 政	議員	6 番	渡 部 優	議員
7 番	星 光 久	議員	8 番	楠 正 次	議員
9 番	大 宅 宗 吉	議員	10 番	渡 部 忠 雄	議員
11 番	湯 田 秀 春	議員	12 番	星 登志一	議員
13 番	星 和 男	議員	14 番	平 野 昌 盛	議員
15 番	阿久津 梅 夫	議員	16 番	渡 部 東	議員
17 番	芳賀沼 順 一	議員	18 番	菅 家 幸 弘	議員
19 番	大 竹 幸 一	議員	20 番	児 山 寿 明	議員
21 番	五十嵐 司	議員	22 番	渡 部 康 吉	議員

欠席議員（なし）

説明のための出席者

湯 田 芳 博	町 長	渡 辺 仁	副 町 長
横 山 恒 廣	教 育 長	五十嵐 竹 則	会 計 室 長
宍 戸 英 樹	直 轄 政 策 室 長	室 井 裕	総 務 課 長
星 光 幸	企 画 観 光 課 長	馬 場 増 男	税 務 課 長
長 沼 芳 樹	住 民 生 活 課 長	近 藤 甚 悅	健 康 福 祉 課 長
大 竹 政 義	建 設 課 長	星 安 晴	環 境 水 道 課 長
角 田 厚	農 林 課 長	渡 部 文 政	農 業 委 員 会 事 務 局 長
斎 藤 友 一	学 校 教 育 課 長	酒 井 直 伸	生 涯 学 習 課 長
星 廣 政	館 岩 総 合 支 所 長	横 山 孝 夫	伊 南 総 合 支 所 長
兒 山 忠 男	南 郷 総 合 支 所 長	室 井 良 一	監 査 委 員

事務局職員出席者

渡 部 俊 夫 事 務 局 長 馬 場 秀 成 事 務 局 長 極 佐

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○渡部康吉議長 おはようございます。本日はご苦労さまです。

ただいまの出席議員は22名であります。

ただいまから平成20年第3回南会津町議会定例会を開会いたします。

大変暑いので、上衣の脱衣を許可します。



◎開議の宣告

○渡部康吉議長 これより本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○渡部康吉議長 本日の議事日程は、お手元にご配付のとおりであります。



◎会議録署名議員の指名

○渡部康吉議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、3番、高野精一君、12番、星登志一君を指名いたします。



◎会期の決定

○渡部康吉議長 次に、日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

本定例会の会期は、本日から9月22日までの11日間とし、明13日から17日まで及び20日か

ら21日までの7日間を休会とし、お手元にご配付の審議予定表のとおりといたしたいと思いま
すが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から9月22日までの11日間とし、明13日から17日まで及
び20日から21日までの7日間を休会とすることに決しました。



◎諸報告

○渡部康吉議長 次に、日程第3、諸報告を行います。

初めに、議長報告を行います。

平成20年第2回南会津町議会定例会以後の議会活動状況、議員派遣の結果報告及び総務委員会、産業建設委員会並びに文教厚生委員会の所管事務調査報告書は、お手元にご配布のとおりであります。報告の詳細については、配付してあります文書によってご了承願います。

次に、去る8月18日に開催されました平成20年第2回西部環境衛生組合議会定例会、翌8月19日に開催されました平成20年第2回田島下郷町衛生組合議会定例会及び8月25日に開催されました平成20年第2回南会津地方広域市町村圏組合議会定例会に關係議員が出席し、慎重審議の結果、全議案について原案のとおり認定及び可決されました。その概要は、お手元にご配付のとおりであります。報告の詳細は配付してあります文書によってご了承願います。

次に、平成20年8月までの月例出納検査の結果について監査委員より報告書が提出されております。事務局に保管されておりますので、ご了承願います。

次に、本町關係法人に係る平成19年度の経営状況を説明する資料について、次の法人の資料が町長より提出されております。南会津地方土地開発公社、会津高原夢開発株式会社、財團法人田島振興公社、会津高原リゾート株式会社、会津高原フレンドカントリークラブ株式会社、財團法人たていわ農業公社、会津高原たていわ農産有限会社、医療法人社団仁嘉会、株式会社INA、株式会社さゆりの里、株式会社南会津観光公社、以上11法人に係る説明資料は事務局に保管されておりますので、ご了承願います。

議長からは以上であります。

次に、町長報告を行います。

平成20年第2回南会津町議会定例会以後の一般行政報告書は、お手元にご配付のとおりであります。報告の詳細については配付してあります文書によってご了承願います。

以上で諸報告を終わります。



◎議会活性化対策特別委員会中間報告

○渡部康吉議長 次に、日程第4、議会活性化対策特別委員会における議会活性化に関する調査事項について委員会の中間報告の件を議題といたします。

議会活性化対策特別委員会から調査事項について中間報告をしたいとの申し出があります。お諮りします。

本件は申し入れのとおり報告を受けることにしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、議会活性化対策特別委員会の中間報告を受けることに決定しました。

議会活性化対策特別委員長の発言を許します。

議会活性化特別委員長。

○17番 芳賀沼順一議員 おはようございます。

ただいま議題となりました議会活性化対策特別委員会、昨年の第4回定例会におきまして特別委員会を設置されて以来、現在まで約11回の協議を重ねてまいりました。本年の6月で約半年を経過いたしましたので、ここに中間報告をいたします。

皆様からアンケートをとって、たくさんの意見をいただきました。それを大きく分けまして、協議事項を、1つ、町民に開かれた議会はどうしたらいいのか、2つ目に議会活性化について、それから、3つ目に常任委員会の活性化についての検討事項、4つ目にその他ということで、4つに分けて協議してまいりました。

まず1番目には、町民に開かれた議会として、皆さんもご存じのように、1つ、議会チラシの配布ということで、議会の定例会の前に議会日程と一般質問の質問者・期日・質問内容を記載したチラシを作成して、地方新聞折り込みによって周知を図りました。これによって、ここには傍聴に来ないまでも、だれがどういう質問をするのか、何時に来ればいいのか、非常にわかりやすくなったというご意見もいただいております。

2つ目に、議会報告会の実施。町の重要な案件の決定内容を住民にその過程などについて説明をして、生の住民の声を聞いて議会の活動に反映させたいということで、皆さんも3つのチームに分けてやっております。これについても、賛否両論ありますが、町民の方々からは、文書で読む報告と違って非常にいいことだという意見が多くございます。私たちも2年か3年後にはほかの議会から視察に来るような議会にしたいと、こういう思いで活性化に向かい全員で検討しておりますが、ちょっと早過ぎるんですが、思わぬ来月の10月には、10月の初めと10月の末に、埼玉県、それから栃木県、2つの町村からこの報告会について視察に来たいという申し込みがありまして、さて、ちょっと早いなという感じもありますが、しっかりと対応をして、そして、今後この報告会を皆さんとともにますます町民に開いていきたいと思っております。

3つ目に、その他として、平日に議会傍聴に来ることができない住民のために、休日議会及び夜間議会の開催や光ケーブルを活用した議会中継について、これも現在協議中でございます。只見町ではしておりますので、ここも視察に行ってまいりました。果たしてこのものがどういう効果があるのか、あるいは金額的にどうなのかということを今調査しておりますが、町行政の4つの本庁と支所を結ぶそういうものがつくられたときには、何とか一緒に便乗してやろうではないかというような話にまではいっております。

大きな2つで、議会活性化について。

1つは、議員の議会審議の充実を図るため議員研修会を開催したということで、皆さんから勉強したい項目ということでアンケートをとりましたが、ことしの初めから何度か勉強会をしております。今後も毎月1回、本当は予定しているんですけども、なかなか時間もとれず、皆さんからの勉強したい項目を聞きながら勉強していきたい、こう思っております。

3つ目、常任委員会の活性化についての検討事項。その中で、①各常任委員会との相互の意見交換会及び正副委員長会の開催について検討をしています。南会津町議会は委員会制をとっています。そのために、ほかの委員会で検討している各課の内容がよくわからない面もあるということで、常任委員会相互の意見交換会をしてはどうか、あるいは正副委員長会を開いてはどうかということで、今検討しておりますので、よろしくお願ひいたします。

2つ目に、その他としての検討事項。

アとして、議員全員による議論の場の設置について。これは、町長から提案された議案、あるいは、それぞれの意見があると思いますが、議員全員で、いつも議会は町部局との対面の意見交換、議論になっておりますが、議員同士でお互いに議論をする場を設けたい、こういう意見があるので、これも現在検討中でございます。

イとして、予算・決算特別委員会の設置について。これは田島町議会のときにも検討いたしました、なかなか決まらず、できなかつたんですが、今回もこのことが皆さんからの要望の中にありました。これも現在検討中で、近くでは坂下町でこれをやっておりますので、今度の、議会中ではございますが、16日、ちょうど休会ということですので、この日に午前中から坂下町の決算委員会を傍聴に行ってくる予定になっております。

4つ目に、その他。南会津町議会基本条例の制定についてということで、平成12年4月の地方分権一括法の施行により、地方公共団体はみずからの責任において、その組織、運営に関するさまざまな決定を行うこととなりました。これによって、地方議会も従来の監視及び評価に、政策立案及び政策提言を要求されております。また、住民が自治体の長及び議会の議員を直接選挙する二元代表制のもと、町民の代表として選ばれている議員と町長はそれぞれが町民の付託にこたえる責務を負っております。これらのことから、当特別委員会は南会津町議会基本条例の必要性をかんがみ、制定に当たっての基本条例の前文の案をつくろうということで、基本条例そのものは今後、皆さんの意見のもとで特別委員会をつくるとかありますが、せめて活性化委員会としては基本条例の、この町に合った前文の案をつくろうということで検討をしております。

以上、平成19年10月19日付で議会運営委員会より答申されました「議会活性化に係る答申」内容を基本とし、議会活性化対策特別委員会において協議・検討してきた事項について、中間報告をいたします。

なお、記載事項以外にも現在検討中のものもありますので、本年12月、第4回定例会には最終報告を取りまとめてご報告を申し上げます。

以上、中間報告といたします。

ありがとうございました。

○渡部康吉議長 以上で中間報告の説明は終わりました。



◎議案第58号から議案第74号まで一括上程、説明

○渡部康吉議長 次に、日程第5、議案第58号から議案第74号までを一括上程いたします。

提出者の町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

○湯田芳博町長 平成20年第3回南会津町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かとご多忙のところご参集を賜り、まことにありがとうございます。

各議案の提案理由の説明に先立ち、ことし頻発をいたしました各地の豪雨災害により罹災された地域並びにその方々に謹んでお見舞いを申し上げますとともに、その復旧を心からお祈りをいたします。当町といたしましても、本格的な台風シーズンを迎、これらの災害を教訓として災害対策の万全を期してまいりたい、このように考えております。

それでは、今期定例会に提出いたしました各議案の提案理由の説明を申し上げますので、よろしくご審議を賜り、ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

初めに、議案第58号 南会津町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、住民基本台帳カードの普及促進を図るため、新たに特別交付税において財源が措置されることとなったことから、平成22年度末までその発行手数料を無料とするため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第59号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。

本案は、館岩地域のたのせ農村公園の有効活用を図る観点から、本年10月よりたのせ集落を指定管理者として指定するため、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第60号 工事請負契約の一部変更についてご説明申し上げます。

本案は、昨年度から2カ年継続事業として進めております防災行政無線施設整備工事の一部を変更するものであります、変更の内容は、屋外拡声子局の追加、聴覚障害者のための文字による情報伝達装置の追加、さらには、地震情報等の全国瞬時警報システムの導入装置の追加変更等であります、住民生活の安全・安心の向上を図るため、三菱電機株式会社東北社との請負契約金額と増額変更するものであります。

次に、議案第61号 和解についてご説明を申し上げます。

本案は、平成20年3月11日、南会津町白沢地内の国道401号線において、停車中の町有車が後方から相手車に追突され損害を受けたものであります、過失割合を相手方100%とし、相手方が町に対して246万8,672円を支払うことで協議が整いましたので、和解するものであります。

次に、報告第5号 平成19年度中における主要な施策の成果及び予算執行の実績に関する報告についてをご説明申し上げます。

本件につきましては、次の議案以下の各会計の決算を認定に付すための説明書として、平成

19年度決算概要及び事務報告をご配付申し上げておりますので、決算とあわせてごらんくださいますようお願いを申し上げまして、ご報告とさせていただきます。

なお、次の議案第62号から第69号までの各会計決算認定に係る議案の提案理由の説明に当たりましては、決算額等の金額につきまして千円単位でご説明を申し上げますので、ご了承をお願いをいたします。

議案第62号 平成19年度南会津町一般会計歳入歳出決算の認定についてをご説明申し上げます。

平成19年度予算は、本町にとりまして新たな総合振興計画に掲げました地域の特性を生かした活力あるまちづくり、みんなが住みやすいまちづくり、みんなが安心できるまちづくり、地域に誇りを持てるまちづくり、みんなが参画できる協働のまちづくり、これらの5つの基本施策の実現に向けた実質的なスタートの年となりました。地域格差のない総合的な発展と存在感をテーマとして、分散する資源、可能性を連結・連動させ、各種施策の着実な推進と各事務事業の適正な水準の確保に努めるとともに、厳しい財政状況を十分認識し、限られた財源の重点的かつ優先的な配分に努めることを基本に、予算編成に取り組んだところであります。

この結果、平成19年度一般会計の最終予算規模は、7回の補正と前年度繰越明許費を加えて130億6,128万円となりました。決算規模においては、歳入総額で130億1,542万7,000円、歳出総額は127億6,944万6,000円で、歳入歳出とも対前年度比それぞれ4.2%、3.7%の減となりました。歳入から歳出を差し引いた形式収支額は2億4,598万1,000円となり、翌年度へ繰り越すべき財源1,884万3,000円を除いた実質収支額は2億2,713万8,000円となりました。

また、前年度実質収支額との差額である単年度収支は9,285万1,000円の赤字で、これに財政調整基金の積み立て及び取り崩し額を増減した実質単年度収支も1億2,146万9,000円の赤字となりました。

普通会計における主な財政指標の状況では、経常収支比率が94.5%と依然高い水準にありますが、経常経費の削減等により、対前年度比1.3ポイント改善されました。

公債費関係の指標では、3カ年平均の実質公債費比率で18.7%と、前年度より0.2ポイント上昇いたしましたが、単年度で比較しますと2.0ポイント大きく低下するなど、他の公債費関係指標も改善されてきており、おおむね財政健全化計画に即した財政運営が図られたと判断をしております。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、平成19年度決算から公表が義務化された健全化判断比率の報告は、決算概要の61ページのとおりであります。5つの指標と

も基準以下であり、財政規律が守られておりますが、なお引き続き健全な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

歳入面では、町税が個人町民税の税源移譲等により、全体で8.1%の増となったものの、税源移譲に伴う地方譲与税の減や地方交付税の減等により、一般財源ベースでは減収となったことから、財政調整基金の取り崩し額を対前年度比7,000万円増として、所要の歳入確保を図りました。

一方、特定財源関連歳入項目では、分担金及び負担金、使用料及び手数料が、保育料の引き下げと指定管理者施設の利用料金制への移行等により大きく減収となったほか、国庫支出金、県支出金並びに町債は、取り組んだ事業内容に伴う増減であります。

歳出は、増減率の大きい主な款別決算で申し上げますと、議員数の減に伴う議会費、地域づくり振興基金積立金の減による総務費、県営事業負担金等の事業費減による農林水産業費が大きく減となる一方、防災行政無線整備費増による消防費や災害復旧費は大幅な増となりました。

また、性質別では、人件費、交際費の減に伴い義務的経費が減少し、投資的経費はほぼ前年度並みの事業費が確保されました。

その他の経費では、物件費と補助費等の縮減が図られたことが主な特徴点であります。

このように、財政指標の改善は見られるものの、本町の財政を取り巻く環境は依然として厳しく、中でも一般会計歳入の約半分を占める地方交付税に依存した財政構造となっていることから、合併特例期間中に中長期的視点に立って財政基盤を強化していくかなければならないと考えております。

次に、議案第63号 平成19年度南会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

本会計の決算は、歳入総額23億2,652万9,000円となり、対前年度比10.3%の増、歳出総額21億9,748万3,000円で、対前年度比10.8%の増となりまして、歳入歳出差し引き額1億2,904万6,000円を翌年度へ繰り越すこととなりました。

当該年度の医療費は、一般被保険者分が対前年度比6.0%、5,202万6,000円の増、退職被保険者等分が16.9%、5,697万円の増となりました。

また、保険税収入は対前年度比で7.1%、3,499万2,000円の増額となりました。

次に、議案第64号 平成19年度南会津町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

本会計の決算は、歳入総額22億5,312万8,000円、歳出総額22億4,339万3,000円で、歳入歳

出差し引き額973万5,000円を翌年度へ繰り越すこととなりました。

医療給付費総額は、前年度に比べ1.8%、3,810万4,000円の増加となりましたが、前年度の精算が少なかったことから、歳出決算規模では対前年度比2.9%の減となりました。

次に、議案第65号 平成19年度南会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

本会計の決算は、歳入総額14億5,605万8,000円、歳出総額14億5,274万7,000円で、歳入歳出差し引き額331万1,000円を翌年度へ繰り越すこととなりました。介護認定者と介護サービス利用者の増に伴い、保険給付費が対前年度比7.1%の増となったことから、歳出決算額も7.7%の増となりました。

なお、第1号被保険者の保険料の収納状況は、前年度比で大きな変動はありませんでした。

次に、議案第66号 平成19年度南会津町農林業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてをご説明申し上げます。

本会計の決算は、歳入総額2億1,005万5,000円、歳出総額2億879万8,000円で、歳入歳出差し引き額125万7,000円を翌年度へ繰り越すこととなりました。本会計は田島地域で針生及び田部地区、館岩地域、伊南地域での農業集落排水施設及び南郷地域の林業集落排水施設並びに館岩地域の簡易排水施設、合わせて9施設の維持管理運営費で、年度末の接続率は85.6%となっております。

次に、議案第67号 平成19年度南会津町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

本会計の決算は、歳入総額4億6,125万円、歳出総額4億5,795万9,000円で、繰越明許費に伴う繰越財源117万3,000円を控除した211万8,000円を翌年度へ繰り越すこととなりました。

本会計では、田島地域の公共下水道施設及び南郷地域の特定環境保全公共下水道施設の適正な維持管理に努めるとともに、管渠埋設工事により整備済み面積が、田島地域が約116ヘクタール、南郷地域が約94ヘクタールで、全体で約210ヘクタールとなりました。また、全体の整備済み人口5,692人に対する接続率は年度末で68.1%となりました。

次に、議案第68号 平成19年度南会津町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

平成19年度においては、主に田部、長野簡易水道配水管布設替事業、栗生沢簡易水道整備事業、南郷簡易水道配水管布設替事業等を実施したほか、各簡易水道の維持管理に努め、給水の安定供給を図りました。

決算額は、歳入総額5億4,537万3,000円、歳出総額5億4,131万7,000円となり、歳入歳出差し引き額405万6,000円を翌年度へ繰り越すこととなりました。

次に、議案第69号 平成19年度南会津町水道事業会計決算の認定についてご説明申し上げます。

平成19年度においては、主に第3次拡張事業に基づく高野地区の配水管布設替工事、公共下水道事業や土地区画整理事業に関連した給排水管布設替工事などを実施いたしました。

当年度の消費税抜きでの損益勘定については、収益的収入1億5,877万2,000円に対し、収益的支出は1億5,851万2,000円となり、差し引き26万円の純利益となりました。また、資本的収支は、収入で2,093万円、支出が9,752万1,000円となり、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額7,659万1,000円につきましては、損益勘定留保資金、減債積立金、過年度分消費税、資本的収支調整額により補てんをし決算をいたしました。

次に、議案第70号 平成19年度南会津町水道事業会計欠損金処理についてご説明申し上げます。

平成19年度水道事業会計決算については、先ほど説明申し上げましたとおり、当年度純利益が26万円となりましたが、前年度繰越欠損金があったため、当年度未処理欠損金が236万9,601円となりました。これは、思うように使用水量が伸びなかつたため、欠損金が解消できなかつたことによるものでありますが、公営企業の健全な運営を図る上で今後町債の繰上償還等にも悪影響を及ぼしかねないことから、地方公営企業法施行令の規定に基づき、建設改良積立金を充当し、欠損金処理をするものであります。

次に、議案第71号 平成20年度南会津町一般会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ6億4,738万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ126億1,805万2,000円とするものであります。

主な補正の要因といたしましては、普通交付税や繰越金等の決定のほか、今年度各種事務事業の変更や年度後半新たに必要となる見込みの経費の補正、さらには土地開発基金からの町有地の買い戻しなどがございます。

それでは、歳入から説明を申し上げます。

第1款町税は、法人町民税の減収見込みにより、1,750万円の減額補正であります。

第2款地方譲与税、第8款自動車取得税交付金の補正は、本年4月の揮発油税の暫定税率執行期間中の減収による影響額であります、それぞれ87万9,000円と211万4,000円を減額する

ものであります。

第9款地方特例交付金は、交付決定額により13万7,000円の減額となりました。

第10款地方交付税は、普通交付税の決定により2億3,788万4,000円の追加補正であります。本年度の普通交付税の決定額は62億2,788万4,000円で、対前年度比6.8%、3億9,706万3,000円の増となりました。また、普通交付税に臨時財政対策債を加えた額の前年度との比較では5.9%、3億6,906万3,000円の増となりました。本年度は新たに地方再生対策費が算定項目として新設され、2億5,200万円ほどが基準財政需用額に算入されたことが主な増加理由となつております。

第12款分担金及び負担金は、土地改良事業受益者分担金で52万1,000円の減額であります。

第13款使用料及び手数料は、N P O法人が御蔵入交流館前に建設するモデル住宅用地を普通財産として貸しつけることとなったことから、組み替えとして15万3,000円の減額であります。

第14款国庫支出金は、過年度精算負担金の追加や市町村合併推進体制整備費補助金の減額、さらには今年度事業費の交付決定等による補正で、1,836万4,000円の追加であります。

第15款県支出金は、過年度精算負担金の追加、税源移譲に伴う県民税還付分を受け入れるほか、本年度事業費の交付決定等による補正で、833万1,000円の減額であります。

第16款財産収入は、町有地貸付料及び基金利子収入を追加するほか、土地区画整理事業保留地売り払い収入を減額し、合わせて404万4,000円の減額であります。

第17款寄附金は、ふるさと納税寄附金を含めて127万9,000円の追加であります。

第18款繰入金は、介護保険特別会計過年度清算金を繰り入れするほか、地域活性化発展支援事業に充当するためのふるさとづくり基金繰り入れと、一般会計での公共用地取得のための土地開発基金からの繰り入れで、合わせて1億751万6,000円の追加であります。

第19款繰越金は、平成19年度決算に基づく1億7,713万7,000円の追加であります。

第20款諸収入は444万7,000円の追加で、その主なものは分取造林受託事業収入や建物共済保険金収入の追加計上のほか、地域活性化センター助成金の減額であります。

第21款町債は、地方づくり振興基金への追加積み立てを図るため、合併特例事業債を追加するほか、事業の確定見込みによるもので、1億3,443万2,000円の追加であります。

続いて、歳出について主なものをご説明申し上げます。

第2款総務費は、土地開発基金からの保有地の買い戻し費、財政調整基金への決算剰余積み立て、地域活性化発展支援事業補助金、課税システム導入経費、町県民税の還付金等の補正で、3億6,541万6,000円の追加であります。

第3款民生費は6,308万3,000円の追加で、障害者福祉費、国県負担金の過年度精算返還金、土地開発基金からの保有地の買い戻し費や、特別養護老人ホーム等建設償還費の繰上償還費の追加などあります。

第4款衛生費は、妊婦健診検査費の助成回数の拡大に伴う追加予算のほか、土地開発基金で保有していた館岩保健センター用地を一般会計で買い戻す経費を含めて、2,677万円の追加計上あります。

第6款農林水産業費は3,428万3,000円の追加で、土地開発基金からの保有地の買い戻し費と造林関係事業費を追加するほか、農業振興費補助金及び基盤整備促進事業費は事業費の確定見込みにより減額するものあります。

第7款商工費は、土地開発基金からの保有地の買い戻し費、地域商工業者支援対策費、会津米沢地域観光園整備推進協議会負担金の追加で、851万1,000円を計上するものあります。

第8款土木費は、土地開発基金からの保有地の買い戻し費を計上するほか、まちづくり交付金事業の用地取得費の減額の計上等で、3,596万3,000円の追加であります。

第9款消防費は323万1,000円の追加で、南会津地方広域市町村圏組合負担金の減額や、消防団員の費用弁償、土地開発基金からの保有地の買い戻し費等の追加であります。

第10款教育費は、館岩幼稚園の臨時職員配置経費や土地開発基金からの保有地の買い戻し費等が主な補正で、992万5,000円の追加であります。

第12款公債費は、町債の繰上償還費7,967万7,000円を追加計上するものであります。

第14款予備費は、歳入との関連で2,052万1,000円を追加計上するものであります。

なお、継続費及び地方債の変更は、第2表継続費補正、第3表地方債補正のとおりであります。

以上、一般会計補正予算のご説明を申し上げました。

次に、議案第72号 平成20年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ6,138万9,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ23億9,648万3,000円とするものであります。

その内容は、歳入で療養給付費等に対する本年度の交付見込み額の追加補正のほか、過年度分精算金、前年度決算により繰越金をそれぞれ追加計上いたしまして、歳出では一般被保険者療養給付費、共同事業拠出金等の追加のほか、療養給付費等国庫負担金の過年度精算返還金を計上するものであります。

次に、議案第73号 平成20年度南会津町老人保健特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ566万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,150万5,000円とするものであります。

その内容は、歳入において第三者行為納付金の収入見込みに伴い、第1款支払い基金交付金から第4款繰入金まで財源調整するほか、前年度決算により繰越金を追加計上いたしまして、歳出では、医療費に係る国県等の負担金の過年度精算返還金を計上いたしました。

次に、議案第74号 平成20年度南会津町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ616万3,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ14億5,496万3,000円とするものであります。

その主な内容は、歳入では過年度における精算金を計上するほか、事務費に対する一般会計繰入金及び繰越金の追加であります、歳出では、南会津地方広域市町村圏組合負担金の追加計上のほか、介護給付費準備基金積立金、過年度精算金等の計上であります。

以上、本定例会に提案をいたしました議案17件、報告1件につきましてご説明を申し上げましたので、よろしくご審議を賜りましてご議決くださいますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○渡部康吉議長 以上で提案理由の説明は終わりました。

それでは、ここで議案第62号から議案第69号までの、平成19年度南会津町一般会計及び特別会計並びに事業会計に係る歳入歳出決算について、代表監査委員に決算審査結果の報告を求めます。

室井良一代表監査委員。

○室井良一代表監査委員 監査委員の室井良一でございます。

平成19年度南会津町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算並びに基金運用状況、平成19年度南会津町水道事業会計決算、その他附属書類の審査結果についてご報告申し上げます。

まず、決算審査は、平成20年度7月18日から8月6日までの実質12日間にわたり、平野昌盛監査委員とともに実施いたしました。

審査の方法は、町長より提出された平成19年度一般会計及び各特別会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書並びに各基金の運用状況調書、水道事業決算報告書について、関係諸帳簿及び証拠書類等と照合したほか、計数の確認とあわせて

関係職員より説明を聴取し、決算の成否及び予算の執行状況について審査を行ったところであります。

その結果、審査に付された各会計決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書並びに各基金の運用状況調書、水道事業決算報告書等については、いずれも関係法令に準拠して作成され、その計数は誤りのないものであり、予算の執行及び財政運営状況はおおむね適正なものと認められましたので、ここにご報告申し上げます。

続いて、その概要を審査意見書に沿って申し述べさせていただきます。

まず、決算状況についてであります。一般会計の決算状況は歳入決算額130億1,542万7,094円、歳出決算額127億6,944万6,369円、歳入歳出差し引き額2億4,598万725円となり、翌年度へ繰り越すべき財源1,884万3,000円を差し引いた南会津町の実質収支は2億2,713万7,725円となっています。

特別会計の決算状況は、歳入決算額72億5,239万2,890円、歳出決算額71億169万7,029円で、翌年度へ繰り越すべき財源117万3,000円を差し引いた南会津町の実質収支は1億4,952万2,861円となっています。

前年度と比較しますと、経常収支比率は94.5%、前年度95.8%と、1.3%減少しました。また、実質公債費比率は18.7%、前年度18.5%となり、0.2%増加し、18%を超えていため、起債許可団体となっております。

次に、町税等の未収額についてであります。自主財源である町税等の未収額が依然として発生している状況にあります。千円単位で申し上げますと、町民税、固定資産税、軽自動車税などの未収額は1億1,387万9,000円となり、前年度と比較しますと362万8,000円増加となっております。

国民健康保険税の未納額は1億377万9,000円となり、前年比1,091万6,000円増加しております。

一方、使用料等の未納額は、上水道特別会計を含めると8,638万円となり、前年度の比較で551万6,000円の増加となっています。

一般会計と特別会計の未納額の合計は3億998万1,000円となり、前年度と比較して2,118万2,000円増加しております。

町民税等未納額対策として、副町長を委員長とする町滞納整理対策委員会が組織され、各担当課を横断した連携により、計画的な町税等未納対策が図れるものと大いに期待しているところであります。町民負担の公平性の確保と受益者負担の原則から、未納対策など収納率の向上

に銳意努力する必要があります。

また、今後においては未納額の解消に向けて創意工夫を凝らし、滞納を未然に防ぐ防止策と不納欠損が発生しない方法を講じる必要があると考えます。特に、支払い能力があるにもかかわらず義務を果たさない悪質滞納者に対しては、公正・公平を期するため断固とした態度で臨むべきであります。

さらに、行政の信頼にもかかわる問題であることを十分留意され、収納率の向上対策に格段の努力を望むものであります。

次に、公債費についてでありますが、一般会計の平成18年度末地方債残高は174億317万1,000円でしたが、支払い利息の負担軽減を図るため、町債繰上償還2,073万4,739円を行い、平成19年度末は169億6,884万8,000円と、4億3,432万3,000円減少しました。

なお、繰上償還により、支払い利息187万2,000円の削減が図られました。特別会計の平成18年度末地方債残高は74億182万9,000円でしたが、平成19年度末は70億9,565万2,000円と3億617万7,000円減少しました。また、支払い利息の軽減を図るため、交付金の地方債の借りかえを行い、2,132万9,000円の支払い利息軽減が図られます。

平成18年度末地方債残高は、一般会計、特別会計の合計で248億500万円でしたが、平成19年度末は240億6,450万円と、7億4,050万円減少しました。

実質公債費比率は、3カ年間の平均での算出しますが、単年度の実質公債費比率を見ると、平成17年度は18.95%、平成18年度は19.68%、平成19年度は17.71%となっており、平成19年度は、前年度と比較すると1.97%減少し、改善の跡が見られる結果となっております。

さらにコスト削減のために民間の手法を取り入れ、すべての起案作成時に目的、根拠、実施の方法の検討を行い、さらに数値目標を設定して書面に残し、中間で目標対実績の比較を行い、目標達成が危ぶまれる場合は、目標達成のために施策を打ち出し、それを実践することで目標を達成することができるものと考えます。コスト削減に努力し、地方債残高及び実質公債費比率の減少に向けて努力することを望むものであります。

次に、総合的なOA化の推進についてでありますが、行財政改革の中で総合的なOA化の推進を図ることは人員の削減効果と削減による人員不足との補てんができるものとともに、行政の効率化や住民サービスの向上が図られます。現在でも、奨学金対応事業や手数料等は手作業で管理しており、その業務は多大なものとなっております。また、作業ミスを防ぐためにも早急にシステムの整備を図る必要があります。総合的にはOA化の推進により、各課で持っている情報を共有化することによって、行政コストの削減を図ることができることから、早急な整備

を期待するものです。

次に、平成19年度水道事業会計決算について審査意見書に沿って申し述べさせていただきます。

まず、当年度純利益についてでありますと、平成18年度は464万835円のマイナスでありましたが、平成19年度の期間収益は26万293円のプラスとなっております。今後も経費節減に努力され、期間収益計上することを期待するものであります。

次に、収益的収支についてでありますが、予算額1億6,615万8,000円に対し、決算額は1億6,417万1,296円で、198万6,704円、1.2%の減となっております。事業費を1億5,851万1,997円から減価償却費5,960万9,541円、資産減耗費64万7,242円、過年度損益修正損55万2,191円を差し引いた額は9,770万3,023円、61.6%になっておりますので、この経費についてはさらなる節減に努められるよう期待します。

次に、資本的支出についてでありますが、平成19年度において支払い利息の負担軽減を図るため、資金運用部資金963万2,954円の繰上償還を行いました。このことにより、平成19年度の支払い利息の削減額は発生しませんが、来期以降の支払い利息の削減は164万8,294円となります。

次に、使用料等未納額についてでありますが、平成19年度未納額は654万6,090円発生し、未納額累計額は2,182万8,750円となっております。使用料負担の公平性の確保と受益者負担の原則から、今後においては、未納額の解消に向け創意工夫を凝らし、滞納を未然に防ぐ防止策と不納欠損が発生しない方策を講じる必要があると考えます。

次に、平成19年度南会津町財政健全化審査意見書を申し述べさせていただきます。

この審査は、19年度決算から、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により実施するものです。

この法律は、地方公共団体の財政の健全化に関する比率の公表制度を設け、当該比率に応じて、地方公共団体が財政の早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化を図るための計画を策定する制度を定めるとともに、当該計画の実施の促進を図るため、行財政上の措置を講ずることにより地方公共団体の財政の健全化に資することを目的とするものであります。

審査の概要でありますが、財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施しました。

審査結果ですが、審査に付された健全化判断比率及びその査定の基準となる事項を記載した

書類は、いずれも適正に作成されているものと認められます。

個別意見として、実質赤字比率については、一般会計及び特別会計とともに実質黒字となつております、早期健全化基準の13.63%と比較すると、これを下回っております。

連結実質赤字比率では、一般会計及び特別会計ともに実質黒字となっており、早期健全化基準の18.63%と比較すると、これを下回っております。

実質公債費比率については、平成19年度の実質公債費比率18.7%となっており、早期健全化基準の25%と比較すると、これを下回っております。

将来負担比率については、平成19年度の将来負担比率は117.6%となっており、早期健全化基準の350%と比較すると、これを下回っております。

是正改善を要する事項については、特に指摘すべき事項はありません。

次に、平成19年度南会津町水道事業会計財政健全化審査意見を述べさせていただきます。

審査の概要であります、この財政健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施しました。

次に、審査結果でありますが、審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められます。

個別意見として、資金不足比率のほうについては、資金の不足額はなく、早期健全化基準の20%と比較すると、これを下回っております。

是正改善を要する事項については、特に指摘すべき事項はありません。

終わりに、平成19年度の県平均の計数はまだ公表されていませんので、平成18年度の計数で比較すると、本町の財政状況は財政力指数0.24、県平均が0.49、経常収支比率95.8%、県平均86.6%、実質公債費比率18.5%、県平均16.7%と、いずれの指標も県平均を下回っております。

平成19年度の指標については、健全財政に向け改善の跡が見られますが、今後も普通交付税等一般財源の減少、人口の減少により、財政の見通しはますます厳しくなっており、行財政改革のさらなる推進が必要であります。

限られた財源を効率・効果的に活用することを念頭に置き、町民の立場に立った安全で安心して暮らせる南会津町の実現には、行政評価の導入が有効であるので早急に導入されることを要望するものであります。

結びに、第1次南会津町振興計画に向けた夢と希望のある南会津町の実現に、各課は役割を

認識し、数値目標を持って着実に目標達成に向かって努力されることを望むものであります。

社会の急激な改革に乗りおくれることのないよう時代を先取りし、南会津町の大いなる躍進を願い決算審査の意見といたします。

なお、個別の指摘事項、是正・改善指示事項については、審査意見書に記載しておりますので、後ほどごらんいただくことで説明は割愛させていただきます。よろしくお願いします。

○渡部康吉議長 以上で監査委員の報告を終わります。



◎請願・陳情の委員会付託

○渡部康吉議長 次に、日程第6、請願・陳情の委員会付託を行います。

去る9月9日までに請願1件を受理しております。常任委員会の付託に先立ちまして、請願書に係る紹介議員の趣旨弁明を求めます。

それでは、平成20年請願第6号 義務教育費国庫負担制度の堅持と教育予算の充実を求める請願、以上1件について紹介議員の趣旨弁明を求めます。

2番、渡部俊夫君。

○2番 渡部俊夫議員 ただいま議案となりました請願第6号の紹介議員の渡部俊夫であります。

義務教育費国庫負担制度の堅持と教育予算の充実を求める請願の趣旨弁明をいたしたいと思います。

なお、これは、福島県教職員組合中央執行委員長、浦井信義さんからの請願でございます。請願の趣旨。

私たちは、子どもたちや保護者、地域の人々と手を携えて、学ぶ喜びとすばらしさを実感できる教育を目指しています。子どもたちに豊な教育を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことです。

義務教育費国庫負担制度は、国民の教育を受ける権利を保障するため「国が必要な経費を負担することにより、教育の機会均等とその水準の維持向上を図ることを目的」として制定され、1953年度に発足しました。その後、逐次充実が図られてきましたが、1985年度に旅費・教材費が国庫負担から除外されたのを皮切りに、2004年度は退職手当と児童手当が一般財源化され、この制度に残されているのは教職員給与費だけとなっています。

2005年には義務教育費国庫負担制度を廃止する動きがありましたが、市町村議会から多数の反対意見書などによって制度の継続が図られてきました。しかし、国の負担割合が3分の1に大幅削減されたことで、地方に大きな負担を強いるものとなりました。

福島県においては、県議会をはじめ諸機関でのご努力により、県単独で30人学級・33人学級など少人数学級・少人数指導が実施され教育効果を上げています。これからますます自治体の裁量権を保障した教育の充実が求められています。

一方、就学援助受給者の増大に現れているように、低所得者層の拡大が進んでいます。また、地域による教育条件の格差も広がりつつあります。自治体の財政力や保護者の経済力の違いによって、子どもたちが受ける「教育水準」に格差があつてはなりません。

教育は未来への先行投資であり、子どもたちがどこに生まれ育ったとしても等しく良質な教育を受けられる「教育の機会均等」が保障されなければなりません。そのためにも、教育予算を国の責任でしっかりと確保・充実させる必要があります。

このような理由から、貴議会におかれましては、義務教育費国庫負担制度について負担率の2分の1の復元を含めた制度の堅持と、2009年度教育予算の拡充に向けて、政府関係当局に対し、地方自治法第99条にもとづき、意見書を提出されるよう請願いたします。

請願内容としましては、1、義務教育費国庫負担制度を堅持すること。また、国負担率の2分の1に復元すること。

2、きめの細かい教育の実現のために、教職員定数の改善を図ること。そのための財源の確保・充実を図ること。

3、子どもたちに、安心・安全な学校生活を保障し、また、学校施設整備費、就学援助・奨学金などの教育予算の充実を図るために、地方交付税を含む国の予算を拡充すること。

意見の提出先としましては、文部科学大臣、総務大臣、財務大臣。

以上でございます。よろしくお願いをいたします。

○渡部康吉議長 これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

[「なし」と言う者あり]

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

以上で、請願1件に係る紹介議員の趣旨弁明を終わります。

それでは、お手元にご配付の請願文書表のとおり、請願1件を会議規則第92条第1項の規定により、所管の常任委員会に付託いたしますので、審査方よろしくお願いします。



◎散会の宣告

○渡部康吉議長 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

上衣の着衣をお願いします。

本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は9月18日午前10時より開議し、一般質問を行います。

本日は大変ご苦労さまでした。

散会 午前11時16分

平成 20 年第 3 回南会津町議会定例会 第 2 日

議 事 日 程 (第 2 号)

平成 20 年 9 月 18 日 (木曜) 午前 10 時開議

日程第 1 一般質問

4 番 馬 場 信 作 議員
2 番 渡 部 俊 夫 議員
11 番 湯 田 秀 春 議員
18 番 菅 家 幸 弘 議員
17 番 芳賀沼 順 一 議員
1 番 湯 田 哲 議員

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (22 名)

1 番	湯 田	哲	議員	2 番	渡 部	俊 夫	議員
3 番	高 野	精 一	議員	4 番	馬 場	信 作	議員
5 番	山 内	政	議員	6 番	渡 部	優	議員
7 番	星 光	久	議員	8 番	楠	正 次	議員
9 番	大 宅	宗 吉	議員	10 番	渡 部	忠 雄	議員
11 番	湯 田	秀 春	議員	12 番	星	登志一	議員
13 番	星	和 男	議員	14 番	平 野	昌 盛	議員
15 番	阿久津	梅 夫	議員	16 番	渡 部	東	議員
17 番	芳賀沼	順 一	議員	18 番	菅 家	幸 弘	議員
19 番	大 竹	幸 一	議員	20 番	児 山	寿 明	議員
21 番	五十嵐	司	議員	22 番	渡 部	康 吉	議員

欠席議員 (なし)

説明のための出席者

湯 田 芳 博	町 長	渡 辺 仁	副 町 長
横 山 恒 廣	教 育 長	五十嵐 竹 則	会 計 室 長
宍 戸 英 樹	直 轄 政 策 室 長	室 井 裕	総 務 課 長
星 光 幸	企 画 観 光 課 長	馬 場 増 男	税 務 課 長
長 沼 芳 樹	住 民 生 活 課 長	近 藤 甚 悅	健 康 福 祉 課 長
大 竹 政 義	建 設 課 長	星 安 晴	環 境 水 道 課 長
角 田 厚	農 林 課 長	渡 部 文 政	農 業 委 員 会 事 務 局 長
斎 藤 友 一	学 校 教 育 課 長	酒 井 直 伸	生 涯 学 習 課 長
星 廣 政	館 岩 総 合 支 所 長	横 山 孝 夫	伊 南 総 合 支 所 長
児 山 忠 男	南 郷 総 合 支 所 長		

事務局職員出席者

渡 部 俊 夫 事 務 局 長 馬 場 秀 成 事 務 局 長 補 佐

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○渡部康吉議長 おはようございます。
ただいまの出席議員は22名であります。
これより本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○渡部康吉議長 本日の議事日程は、お手元にご配付のとおりであります。



◎一般質問

○渡部康吉議長 日程第1、一般質問を行います。

順序に従いまして、順次発言を許します。
なお、質問に当たりましては、会議規則第55条ただし書きの規定により、質問の回数が3回を超えることを許可し、同規則第56条の規定により、その発言時間を60分に制限することにいたしますので、その趣旨は簡潔、明確に質問されるよう、ご協力方よろしくお願いします。



◇ 馬 場 信 作 議員

○渡部康吉議長 それでは、4番、馬場信作君の登壇を許します。

4番、馬場信作君。
○4番 馬場信作議員 おはようございます。

9月定例会の最初の一般質問で緊張しています議席番号4番の馬場信作です。

では、事前に通告しました内容により一般質問をいたします。

初めに、農業の活性化対策、農業施策の取り組みについて質問いたします。

農業を取り巻く環境は食料の安全や日々報道されているように大きく変化しています。例えば、原油高による農産物から燃料をつくるというバイオ燃料化によって国際的な食料不安や価格の高騰を招き、日本も食料の安定輸入の不安などから国産品使用や自給率向上の声が高まってきたこと、あるいは輸入品に農薬の混入事件や国内で繰り返される食品偽装、偽表示事件などから、さらに今報道されているような事故米による不正流通事件などによりますます安全で安心な食品が求められていること。また、地球温暖化防止が世界的な緊急の課題の中にあって、農業分野でも二酸化炭素の削減や有機農業の推進により環境に優しい農業が求められているなど日本を取り巻く農業環境が大きく変わりつつあります。

さらに、米価の低迷、農業者の高齢化、後継者不足、小規模経営、遊休農地対策など中山間地農業の抱えている構造的な課題も依然としてあります。そこで、自給率の向上、食の安全、環境に優しい農業などの変化がある中で、町の農業はどうするのか、農業政策について5点ほど最初に伺います。

1つ目、日本の農業環境、食料環境が変わっている中、あるいは20年度から町の新しい農業への取り組みがなされている中で改めて農業政策の方針をお伺いいたします。

2つ目、農産物は地元で生産したものは地元で消費する、地元で使うという、ごく自然なことですが町における地産地消の推進方針とその状況についてお伺いします。

3つ目、今年度から町はオーガニック農業の推進、つまり限りなく無農薬に近い栽培の推進に取り組んでいますが、安全な健康食材の生産状況やその課題についてお伺いいたします。

4つ目、異常気象が頻発しておりますが、地球環境保全や、あるいはこの町の豊かな自然の保全、水源地としての環境保全のため、私は環境に優しい農業の取り組みが急務と考えますが、町の推進状況とその課題についてお伺いいたします。

5つ目、不景気による働く場所が少ない状況は続いているが、私はこの広い農地、農産物を生産する農業は就労や雇用の場になると想っていますが、集落営農、農業法人の組織化、あるいは農業以外の産業、企業からの参入については現在の状況はどうなっているのか、その支援策はどうなのかについてお伺いいたします。

次に、2つ目として碑の里の活用について伺います。

さて、碑の里とは何だろうと思われる方が多いと思いますが、それほどに忘れられていますので改めて質問いたします。

伊南地域は俳句が盛んであり、碑の里事業は県の文化財指定の久川城跡周辺の発展と歴史と文化の里づくりのために、平成6年に第1回の碑の里久川俳句大会が開催され、このとき優秀

な俳句に表彰として句碑を贈呈し、建立したのが始まりであります。その後、只見川電源流域振興協議会の俳句大会の協力を得て、平成18年まで句碑の建立事業が継続しておりました。

現在、それは久川城史跡公園の一角にそれら句碑が木立の中に立ち並ぶ景観となり、人々も訪れています。表彰された句碑の本人が訪れるというよりも子供や家族、親戚の方、さらには俳句愛好者へと訪れる人も広まっているようです。

私は、文化の発展と地域の振興のため、この事業の趣旨が継続され、歴史と文化の里づくりをさらに進めるべきと考えますがお伺いいたします。

以上2点を壇上より質問いたします。よろしくお願いします。

○渡部康吉議長 ちょっと待ってください。

暑くなりますので上衣の脱衣を許可します。

町長。

○湯田芳博町長 4番、馬場信作議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、農業の活性化対策に関する1点目、農業政策の方針、考え方についておただしがございましたが、本町においては農業が町の基幹産業であるという強い信念のもと、事業経営として成り立つ農業の振興を基本に、担い手の育成や生産基盤の整備、環境に優しい農業の推進に取り組んでいるところであります。さらに、食の安全・安心を求める消費動向の高まりなど農業を取り巻く環境が大きく変化をしてきており、消費者のニーズを的確にとらえ、特に、農業の基本である土づくりから始める資源循環型の地球環境に優しい食というものを意識した農業に積極的に取り組んでいるところでございます。

また、本町農業の総合的な推進方策については、首都圏に近く標高が高いという地理的な優位性や南郷トマトや南会津のアスパラといった地域農業ブランドを持つ優位性、深い広葉樹林のはぐくんだ清らかな水、澄んだ空気、豊富な積雪等の環境的優位性を生かした農業振興を第一次南会津町農業振興計画として今年度中に策定する考えであります。

次に、2点目、地産地消の推進方針と状況についておただしがございました。

地元でとれた安全でおいしい米や野菜などの農産物を地元で消費する地産地消は、本町の農産物の販売面のみならず、本町の子供たちを初めとした食育面や健康面、フードマイレージ等地球環境面からも重要な取り組みであり、本町農業における重要課題の一つであると考えております。

現在、町内小・中学校の給食を中心として積極的に地産地消を推進しておりますが、今後は町内のスキー場を初めとした観光施設、宿泊施設等に対しましても地産地消の拡大を働きかけ

ていく考えであります。引き続き、農産物の販路拡大、加工産品開発などに取り組んでまいりたい、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、3点目、健康食材の生産状況と課題についておたたしがございましたが、今年度から田島、高野地区、館岩、川衣地区、伊南、耻風地区、古町地区、そして、青柳地区に5つのモデル実証圃場を設置し、農薬や化学肥料を使用しない健康や環境に配慮した農産物栽培に着手しているところでございます。現在は、夏野菜を中心として荒海健康キャンプ村、南会津觀光公社等へ順調に出荷をしているところであります。

今後、生産者の管理知識、有機、無農薬等の表示方法、販路を含めた販売方法や安定供給できる生産体制の確立が課題である、このように考えておりますが、食の安全・安心を求める消費者の声は日増しに大きくなってきておりますので、美しい自然環境の中でさらに健康で安全なおいしい農産物づくりを進めてまいりたい、このように考えております。

次に、4点目、環境に優しい農業の推進状況と課題についておたたしがございましたが、本年6月からいきいき健康農業推進委員による農薬や化学肥料等に依存しない土づくりからの栽培技術指導を始めております。また、食の安全・安心に関する講習会を開催し、有機農業の普及及び人材育成、食育を通じた環境保全に対する生産者及び消費者の意識改革につなげるよう取り組みを進めております。さらに、今後は町内に現存する環境資源の有効活用及び持続性の高い循環型社会の確立を図るため、バイオマス利活用推進協議会を立ち上げ、資源の利活用について検討を進めていく考えであります。

なお、食の安全・安心や環境保全に対する消費者の関心が高まる中で、いかにして安全性を確保し、環境への配慮を行なながら消費者の求める農産物を安定的に供給する、そのシステムを確立していくか。また、先ほど述べました5つのモデル地区の成果を踏まえた上で遊休農地の解消とあわせた作付面積の拡大、販路の拡大と流通体制の整備を図っていくかが今後の課題と考えております。

次に、5点目、集落営農、農業法人、他産業からの参入についての現況と支援策についておたたしがございました。

集落営農は、本町において15の組織がございます。その活動内容につきましては大半が土地改良事業を契機として組織されたものであるため、農地の利活用について担い手との調整が活動の中心となっております。

次に、農業生産法人であります、本町には12の農業生産法人があり、その経営形態は家族経営の農家で法人化されたものが4社、建設業など他産業から参入した法人が4社、農作業受

託等を中心としました法人が2社、畜産業で法人化されているものが2社となっております。

事業内容は、水稻、そば、トマト、アスパラガスの栽培や畜産等で多種多様な内容となっております。昨今の農業を取り巻くさまざまな課題を解決し、発展していくためには個々の農家の力のみでは困難な課題も多く、集落力、地域力、あるいは高度な経営力が必要となってきており、町といたしましては集落営農や農業生産法人等に対し、集落維持発展支援事業や農業規模拡大支援事業、農林水産業振興基金の活用等、町独自の支援事業や農産漁村活性化プロジェクト事業等の国庫事業、戦略的産地づくり総合支援事業等の県単独事業を活用しながら、集落及び農業生産法人等のやる気を支援し、雇用と就労の場の確保へつなげていきたい、このように考えております。

以上、町長に求められました答弁とさせていただきましたが、具体的な事項につきましては担当課長に答弁をさせますので、よろしくお願いをいたします。

○渡部康吉議長 教育長。

○横山恒廣教育長 私からは、碑の里の活用に関するお答えいたします。

久川城跡一帯の観光開発の一環として、平成6年に第1回碑の里久川俳句大会が開催され、平成8年度からは只見川電源流域振興協議会が主催する歳時記の里、奥会津俳句大会として平成17年度まで開催されてきました。

一度、この地域を訪れた方がまた訪れたくなるような環境をどのように整えていくかは伊南地域にとって大きな課題であり、県指定史跡の久川城跡を中心とした周辺を伊南地域の歴史文化ゾーンとして一体的に整備し、誘客を図るための協議をしているところであります。今後の協議の中で碑の里事業の継続についてもあわせて検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

なお、具体的な事項につきましては担当課長より答弁させますので、よろしくお願いいたします。

○渡部康吉議長 4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 全体的に極めて明快な答弁、本当にありがとうございました。

その中で、若干、再質問いたしますが、まず農業政策の方針については、今、農業振興計画が作成中で間もなくできるということですが、その中に答弁にありましたようなことが盛り込まれると思いますが、さらに私は農業の役割として健康農業、あるいは集落の維持機能、そしてまた、就労の場として、そういう点もどのように入ってくるのか、私は農業の役割の中に、これから町が抱える過疎、高齢化なり、少子化に対してそういう観点からも十分盛り込むべき

と思いますが、考え方をお伺いします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

先ほど答弁いたしましたように、農業、それから林業については大変豊富な資源がございますので、その資源の有効活用、これは今まででは言葉だけでちょっと済ませてきた嫌いもあるんですが、ではどういうふうな有効活用があるのかというのを具体的に拾い出して、丁寧に検証をして、その資源の連結を図りながら農業政策を進めると、こういうことにしたいと思いますので、今議員がおっしゃったような、いわゆる健康農業、あるいは集落の維持、これらについてしっかりとつなぐ、いわゆる鎖役になる可能性は非常に高いので、そのところはしっかりと明文化していきたい、こう思っております。

○渡部康吉議長 4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 そういうことに期待しながら振興計画の作成、完成を期待しております。

あと言葉だけに終わらない具体的な施策ということがありましたので、そのとおりだと思います。特に、農業の場合は気候に左右されたり、本当に具体的にされるというのは難しいところがありますが、そういうものを含めて大いに期待するところであります。

次、2番に地産地消について関連して再質問いたしますが、まず1つは、私は地産地消というのは元来といいますか、本来、地域の経済の循環とか、自分のところでつくったものは自分で買って、それを食べて、消費して経済もお金も循環する。あるいは、地域振興のために地域の魅力の再発見といいますか、地域の食材の発見とかそういうことがもともと、たしか農業における地産地消の言葉かなと思ったんですが、しかし、先ほど述べましたようにこれだけ農業環境が変わってくるとフードマイレージ、答弁でできましたが、私個人的な日本語では食料の輸送経費と理解しているんです。これに関連しては、例えば、雑誌では「コンビニ弁当16万キロの旅」という本もあります。つまり、コンビニ弁当に入っている食材、おかずとか、あれはすべて計算すると外国から、日本からも来た、その輸送距離が16万キロということです。結局、今は国際化によって、あるいは輸入食品が多くなることによってそういう状況になっています。それが私はやはり地球環境にしろ、もちろん食の安全にしろ、これだけ不安が言われておりますから、やはり地球は大事ですから地産地消、フードマイレージも最小限、隣の畠のを食べる、町内の農産物を流通させる、そういう観点で私はまず時代が変わってきたと思います。

あるいは、食の安全、何回も申しますが、一種のこれは、地産地消は自己防衛ですね。信頼

して買ったのにそれが事故米だった。今の報道はそういう状況でしょう。ちゃんと保証つきみたいな、国内産もち米の粉最高級、もとをたどれば事故米。この点に関してはいろいろな構造的欠陥とかありますが、流通関係。要はそういうことがこれからも私は頻発する可能性あります。その事故防衛ですね、町内の。だから、健康、食の安全は町内の食品、農産物で賄うという、まず基本的にそういう考えが私はこれから出てくると思います。

そういう観点で、私は地産地消を取り上げたわけですが、その辺の観点に対しての考えをまずお聞きしたいと思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

ただいま議員からおただしがございましたように、地産地消と一口に言ってもそれ認識をされる領域がかなり広くなっていると思います。いわゆる健康の分野、あるいはその健康が確実に担保されるということになれば、生産者の顔が見える、そういう意味で地産地消というのが今後、推進されるということを考えられる。

ただ、私が認識する地産地消については、もう少し幅を広めて考えますと、それぞれの地域で農業生産をしておりますから、いわゆる南会津で生産されたものは南会津で消費するということだけではなくて、それは基本になりますが、もう少し広げれば日本の気候風土、あるいは日本の食の安全、これをえた場合は1つの基準なり、あるいは同一的な国の方針なりがあると想定すれば、やはり日本で生産されたものは日本で基本的に消費する。つまり、自給率を高めていく、そういうねらいも私はあっていいんじゃないかなと、こういうふうに思っています。

ですから、南会津で生産された農産物が加工品になって日本全国の消費地に届けられる、これもある意味で広い意味で地産地消の部分だろうと、こういうふうには考えております。ただ、国際的な農業の消費に関する、あるいは輸出入に関する決めがありますから、これについてはこれ国のほうでしっかりと安全対策をしながらやっていただくということになるかと思います。

いずれにいたしましても、この地産地消というのはどちらかというと閉鎖的ではなくて、むしろ安全を確保し、しかもその責任を持つと、こういう意味での私は認識としてとらえておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 範囲はともかく、そういう趣旨で私も同感はしますが、あといろいろ具体的なこれからの方策を期待します。

その中で、町においても小・中学校なり取り組んでいますと、給食で。あるいは、これからも観光施設に対しても取り組んでいくということでありましたが、私は当然それは地産地消の意味からもぜひ早急に推進していただきたいと思うわけですが、その中で、私はそうであるならば、例えば、地産地消の推進条例とか、そこまで一歩といいますか、二歩といいますか踏み出して、しっかりと行政も町民も、あるいはその他関係者がしっかりと意識づけを、意識改革を含めた条例化によってしっかりと制度化して進めるべきかと思いますが、この辺の考えはどうかお伺いします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

現段階で条例を定めてという取り組みは考えておりません。私たちは、一つ大きく過去の歴史の中からやっぱり学ばなければならぬことがあると。それは、何か事件が発生したものを取り締まるときに規制をつくる。そのときに法律や規則をつくるということは大事なことです、ある意味で。しかし、それに頼ることの前にしなければならないことがある。それは、先ほど申し上げたように全体を見ながら安全で安心な健康な食材を提供すると同時に、その学校経営、あるいは観光施設の経営を考えたときに、いわゆるコストの問題ということもありますし、それらが、生産物が流通経路に乗せた場合にどういうコストがそこについて回るのか、そういうことを考えながら、一つ一つ実行、実験をしてみて、その結果、いわゆる全体として議会に提案をする条例として持ち込んだほうがいいと、こういう環境が整ったときに私はそういう方法があるんだろうと、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 環境が整っていないということですが、私はいろいろなこの条例制定に向けてのその考え方の違いかと思いますが、せっかく農業振興計画が完成するんであれば、私はそれと同時にこういうのを制定して、ここで地産地消なり食の安全なり、一緒に文書化、制度化して町民にも意識も深め、各施設、民間も公共もみんなそういう一つの方向で向かっていくというのは私は方法かなと、あるいは急ぐべきかなと私自身は思うんですが、全国的にも制定した自治体もあるようなんですが、その辺は私は早く環境が熟して、制度化されてこの方針で強力に推進されることをまず期待しておきます。

次に、健康食材の生産状況に関してですが、食の安全ということで今年度から町は意欲的な取り組みをされております。そして、まだまだ私は生産量は少ないと思いますが、当面は健康キャンプ村に提供したり、少しづつその実績を上げながらこれから普及拡大していくと思いま

ですが、その中で町民への提供ルートも、これしっかりとつくるべきだと思います。確かに健康村に来られている方はそれこそ化学物質過敏症とかで本当に住むにしても食べるにしても全国的にいろいろ歩き回って、そしてようやく言い方を変えれば安住の地を見つけたようなところもあると聞いております。それはそれでしっかりとそういう人たちに手を伸べるっていうことも、食の分野で、環境の分野で伸べるということもこの自然を利用することですし重要なと思いますが、しかしながら町民に対してもしっかりと提供ルート、販売ルートを私はこれからつくるべきだと思いますが、その辺の考え方をお伺いします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

私も町民へできるだけ早く浸透して、町民の方々が安心をしてそういう健康農産物を食することができると、こういう形にしたいと思っております。

しかし、現実的に私たちは実は生産者が電話、あるいは訪問等でPRをして食材を売って歩いています。私も買わせていただきました。しかし、残念ながらそういう土づくりからやっていく、いわゆる限りなく無農薬に近い農法というのはお金がかかる、手間がかかるんです。例えば、虫予防についても殺虫剤をかけてしまうんではなくて1匹1匹つぶすんですね。こういう手間がかかるために、例えば、1本100円相当の大根が200数十円するとか、そういうことになってきますと、なかなか町民の方々、そういうところの選択肢の中で高くても買うんだと、こういうところまでは来ておりません。

ですから、私はこういう農法を推進する傍ら、一方ではいかに農業所得も含めて、周りの雇用全体を見て所得をふやしていく、そういうものもかえる収入の道を切り開いていくのもあわせてやらなければいけない、こういうふうに思っておりますので、少し時間がかかるものと、こういうふうに認識をしております。

○湯田芳博町長 4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 割高になる健康食材ですね、無農薬なり有機食材は割高になる、これはもう一般論としてすべて認知されておりますが、それを求める人は町民にいないと私は聞いたんですが、私はいないことはないと思いますね。やはり、情報なりルートがあればアトピーなり、その他、何万人に1人とかいろいろな病気を抱えている人が待ち望んでいるかもしれません。ぜひともその辺は時間がかかるとは言いましたが、早急に私はお願いしたいと思います。

その中で、この取り組みを推進するために南会津町オーガニック推進協議会というものがた

しかつくなられたと思いますが、その辺のちょっと組織ですね、あるいは事業ですね、その辺をちょっと伺います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えいたします。

後の部分については担当課長のほうから答弁をさせますが、私は「求める人はいない」という表現はしていません。ここはひとつ正確に言葉を使ってください。お願ひします。

○渡部康吉議長 農林課長。

○角田 厚農林課長 ただいまの南会津町オーガニック推進協議会の事業内容、組織のことについてお答えを申し上げます。

南会津町オーガニック推進協議会ということで委員9名で組織化をしてございます。内容につきましては、今ほどお話しされておりますとおり、限りなく無農薬の農産物をつくる事業、あるいは健康農業の推進活動、そういうものをトータル的に協議会の中で検討を進め推進をしていくというような組織でございます。

今後、この協議会の開催とあわせまして、協議会の中に個別の部会、限りなく無農薬を目指す部会、有機JASを目指す部会、あるいはその農以外の部会、この部会をつくりまして事業の推進に当たっていくということにしております。

以上です。

○渡部康吉議長 4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 組織の概略はわかりましたが、あと細かいことは後からで結構ですが、いずれにしろこれから無農薬を含めた健康食材を推進するということですので、これからいろいろ期待します。

それで、この事業が先ほど町内何地区かでモデル地区的に始まったと聞いておりますが、それで農業の、特に農産物の生産を振興するといいますか、事業に入った場合、やはり一番難しいのは生産現場と行政とのずれといいますか、通常の農業振興であれば農道の改修とか水路の改修でいいんですが、生産物、食材ですね、食材の今度いろいろ事業を行う場合は、やはり行政職員と現場の農家との意識、あと実際の知識、それに今度は気候なり風土が入ってきます、雪もあります。その辺がぜひとといいますか、その辺が実は農業施策の中の特に食材施策においては一番これから心配といいますか、あるいは難点といいますか、その辺について町内の取り組み、机上だけではやっぱり食材の生産は難しいと思います。このような取り組みについてお伺いします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

まず、机上だけで恐らく今までやっていることはないと思いますよ。これは県の農業改良普及員、あるいは農協の指導員、あるいはまた役場の担当職員は現場に出かけながら、その生産作物の消費状況やそういう生産技術のことを含めて、私は現場でしっかりとこれまで対応してきたと思うんですね。決して机上だけでやっていたとは思いません。まず、それを申し上げておきます。

その上で、議員ご指摘のように、なぜじや今まで農業が全体として、一部分的にはもうきつちり経営として成り立つ農業をしている方々もたくさんおりますから、全体として底上げになってこない。私は、1つは国の農政、あるいは県の農政が一方通行だったからだと思っています。そこに縦割りの一方通行が示されて、それをどちらかという言い方によれば机上のものというふうに受けとめられがちかもしれません。そこにいかに南会津特有の、あるいは南会津町の独特的横糸、いわゆる縦割りに横糸をどうして通していくかということが私たちに課せられた課題ですから、先ほど申し上げたように手間暇のかかるものです。これまで手間暇を省いていこうというところがあったわけです。手間暇をかけるためにはやはり先ほど申し上げたように土づくりが基本ですから、この土づくりにしっかりとお金をかけて、そして、農業者が安心して農作業に当たれる、あるいは生産に取り組めると、こういう体制をつくっていくことが私たちのこれから大きな仕事になってきますので、ここは当然現場の意見を十分聞きながら、あるいは現場に私たちの考えを理解してもらいながら進めると、こういうことが基本になることは言うまでもありません。

○渡部康吉議長 4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 農業全般の話ということでしたが、その中でさらに食材、農産物と言わるとさらに難しさが私はあると思いますので、今の考えをさらに一步進めて、より密着した指導、あるいは事業の展開をお願いしておきます。

その中で、今年度から意欲的にまたそういうモデル事業ですか、無農薬なり、限りない無農薬に近い栽培が始まったわけですが、もう一つの農業の難点は、1年だけの事業ではなかなか成果が見えないです。作物は通常1年に1回です、米にしろ。そしたら、継続性というのは私は事業の継続性がないと本当の成果が出てこないと思うんですが、私はことしから始まったこれらのオーガニック農業の推進とか含めた事業の、今後の考え方、継続を含めた考え方をお伺いします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

先ほども申し上げましたけれども、いわゆる土づくりからこの農政、この農業政策を進めようとしては当然1年ではできないんです。当然、これはもう中・長期的な取り組みになるんです、ならざるを得ないんです。その中でどう進めるのかといえば、まず、そういう、先ほどモデル地区申し上げましたが、モデル地区でやった成果、あるいは課題、これらをきっちりと検証しながら、その成果があればその成果をそれぞれの農業者にお示しする、先ほど申し上げたようないきいき健康農業推進員みたいな人をやっぱりふやしていくということも一つの方法だと。

それから、もう一つは、やはり土づくりに関して、ただただ言葉で土づくりを言うんではなくて、実際にどういうふうにして土づくりを進めるのか、こここのところをいわゆる場合によつては独自の肥料の開発、あるいはまた堆肥生産のシステムをつくり上げると、こういうところまでやっていくことによって実際に言葉だけではなくて成果としてこういうふうなことができますというのを具現化していく。この体制づくりを今後私はしっかりと進めたい、こう思っております。

○渡部康吉議長 4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 農業政策の中・長期的な観点が必要というのは同感でありますので、ぜひとも、例えば、国の政策なんかは昔ありました、いわゆる減反政策ですか、生産調整政策なんかは3年1期で出してるんですよね。やはり農政でありマズイ点ありますが、毎年変わつては農業者もついていきません。3年やりながら、例えば、またフィードバック完成しながら新たな見解とかあると思いますので、年数なんていうのははっきりは言いにくいところあるでしょうけれども、私は中・長期観点でやるということはそういうものを含めまして、ぜひともしっかりとした長期計画を持ってやってほしいと思います。

それで、次に、環境に優しい農業、これも本当に土づくりです。そこで、これはもう本当にもともとの地球環境の保全というのがもうこれは、世界的、あるいは社会的、個人も行政も民間もすべてこれはいずれ取り組まざるを得ない大きな問題ですが、その中で農業あって、町の基幹産業である農業の中での取り組みについてですが、前年度ですか、19年度バイオマスタウン構想に基づいていろいろ調査研究で報告書ができたと思いますが、有機関係、有機資源ですね、それとこの土づくり、あるいは環境に優しい農業との関連はどのようにしていくのか、堆肥とか含めましてどのような関連になっていくのかお伺いします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

環境に優しいという言葉が使われていますが、私は自然環境の中で私たち人間も一つの生命体として動物の一種として生きていると、こういう認識をしておりますので、私たちは環境に必要以上に負荷をかけない、そういうやはり事業展開をしていかなければならないだろうと、このように認識しております。

そういう中で、今、生ごみ等、あるいはこれは一般家庭から出る生ごみ、あるいは事業所から出るものもございますが、こういったものを大変なお金をかけて焼却処分をしております。ですから、こういうものをもう少し分別をしっかりしていただいて、こういうものが循環して資源になるようにしていくことが環境に負荷をかけないということにもなるだろうと思います。

したがいまして、そのほかにそれではどういう堆肥を、土づくりをすればいいのかということになったときに、私どもの周りには大きく、だれもが認められる資源としてあるのは森林だと。森林から出る、いわゆる木の葉というものは昔は堆肥として十分使っていた。しかし、その木の葉も森林をはぐくむ大事な肥料ですからとり過ぎてはいけない。そこがうまく循環をするような形で森林の木の葉等の活用も私は環境に負荷をかけない堆肥づくりになっていくんだろうと、そういうことを総合的に考えながらバイオマスといえば言えるのかもしれません、そういう賦存する資源を有効に活用していって土づくりを進めていく。そしてまた、私たちの食生活から、あるいは生活から出たものについては自然に帰していく、こういう形をとりたいと、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 土づくりの場合、あるいはバイオマス構想を進めるのに、私は一番町にとって不安材料は、バイオマスの一番の基本は耕畜連携なんですよね。畜産がある程度起きているとこの循環というのは比較的流れやすいと私は思います。その点、町全体を見ますと、耕起農業、いわゆる一般的な耕してやる水田とかそういう農業者はいっぱいいるんですが、いかんせん畜産は少ないです。地域的には耕畜連携をしっかりやっている地域もあります。しっかりした乳牛生産したりして、その中で耕畜連携もやっていますが、町全体ではそういう今度は有機のほうの材料の不足ですか、その意味で恐らく補完といいますか、森林もこれは有機物ですから、そういう面からもこれから新たな耕畜連携と違った今度は森林と農業の連携といいますか、そういうものがあるという今の考えだと思いますので、ぜひその辺、あと家庭用のごみも排出します、事業用も含めて。それもうまく連携させたバイオマстаウン構想の中で土づ

くりを進めていってほしいと、いくべきだと私は思います。

環境に優しい農業で、一つ実は私も提案したいんですが、町長の考えも聞きたいですが、たまたまきのうのテレビでも不耕起栽培というのがやっていました。私もこれ興味ありますとて、現実に南会津町でもう数年やっている人はあります。耕さない、肥料はかけない、農薬は使わない、それで米づくり何人かやっています。環境に優しいと言えば、あるいは環境保全と言えばある意味では究極とは言わないですが極めて現在の慣行農法よりはいいんじゃないかと思いますが、そういう農法もありますが、町長の考えをお聞きいたします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

不耕起農業というのはいろんな、いわゆる雑誌等に紹介されておりますので、一般的な知識としての理解はしているつもりでありますと、現実的に今、化学物質過敏症の人たちを中心にはりなく不耕起に近い農業をして成果を上げている人を南会津に呼んでこようということで、ほぼ来ていただけることが決まったという話は聞いております。ただ、いつになるかについてはまだ私のほうに報告ありませんが、そういう方々の実証を得ながらやっていかなければなりません。それについて若干の知識として持っている部分を申し上げますと、やはり15年、11年から15年くらいかかるってその不耕起栽培に到達したということですので、これは一朝一夕になかなかそうはいかないんだろうというのが現在の私の認識であります。

○渡部康吉議長 4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 全くそのとおりに私も感じます。その技術をさっきよう持ってきて、あしたから不耕起できるということは全然ありません。きのうの放送でも言っていましたが、この農法を持ってくるとまず家族で大げんかが始まると。今までの農業と違いますからね。そして、地域でももめると。それで20年間やってきましたという放送もありました。それだけ、たとえ環境に優しいからってみんな我慢しろという、あるいは農業政策だからこれを全部やるんだということはやらないと思います。調和も必要ですし、時間もかかります。そういうことですから、ぜひともそういう何か勉強会があるらしいですから、少しずつ町の中にも浸透して、これ以外にもいろいろな農法、農業分野ではいろいろ環境に優しい方法、ほかにもあります。そういうものをぜひこれから研究の、あるいは講習、勉強する機会を町民に与えながら政策を進めたいってほしいと思います。

次の5点目、結局、農業の事業化というものの取り組みを私はこれは就労の場と雇用の場を含めて必要と思います。その中で、まず発展支援事業もちょっと内容も単なるイベント型の

発展支援事業だけじゃなくて、これ事業化を目指した収入なりですね、あるいは雇用なりの、事業化を目指した農業もこれから重点的にやりますという言葉がありました。

その点を伺うのと、もう1点。町の観光公社あります。名前からすると観光客を持ってくるのかなと思いましたが、事業内容を見ますと先ほどの健康食材、あるいは教育力を含めた食育、この観光公社の事業は幅広く農業分野にもやっていますが、これから私はますます観光公社がそうやって動いて、特に販売部門ですね、農業が今まで国政の中で弱かったのは販売がある意味ではJAしかなかったんで、それが非常に弱いです。つくるのはプロでも販売は本当に素人でした。したがって、最後には経営が成り立たない。

私は、公社に一番期待するのは食育もありますが販売部門がしっかりとして、生産から流通、生産、販売としっかりと流れるのが私は重要と思いますので、その2点ですね、発展支援事業関係と公社の関係をお伺いします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

事業化に向けては、まさしくこれまで地域農業がなぜ底上げができなかつた。ここは、ある意味、確かに個人的な努力の成果があつて農業を柱として生計を営むことができる人はたくさんおりますが、やはりそのブランド化をするという意味も含めて、事業化にどうつなげていくかということがこれから私たちの最優先課題だと思うんですね。その事業化に向けて何をするかということですが、発展支援事業と比べられては困るんですけども、発展支援事業というのはいろんな意味での芽出しだす。いわゆる火種をつくることです。しかし、その火種も途中で消えてしまわないように3年で打ち切るということではなくて、年々発展していく可能性のあるものについては継続性を持たせていこうと、こういうことです。

ですから、例えば、5年間続けられたとして、仮に50万円の限度額を使えば250万円の事業ができると。それは5年間のビジョンを持っていただきたい。こういうことです。しかし、1回で50万円という、例えば、事業費でいいかどうかということになってきますと、事業化を目指した場合に必ずしもそれが有効に作用するとは限らない。そこで、県のほうで経営戦略資金ですかね、こういったものを創設しておりますので、この県のほうの事業をもう少し検証させていただいて、これを南会津版でできないだろうか。それは農業に限らず林業も含めて企業、すべての企業にそういうものが資金として提供できないか、あるいは助成できないとすれば融資の方法を考えると。それはぜひこれから真剣に取り組みたいと、こう思っております。

それから、観光公社ですが、私たちは名前でどうしても、名前というのには幅広くすると余り

イメージがわからない。具体的にしてしまうと、ええ、そんなこともやると、こういうことになってくるんですが、絶えず動きます、観光公社は。そうすると、そこで得られたネットワークが出ます。あるいは想像もしないところに行って、想像もしないような事業を問い合わせられることかございます。そのときにもったいないよね、じゃあ、やろう、私はそういう取り組みが年々幅を広げていくというのはとても事業展開としてはいいことだと思っています。

したがいまして、観光公社がいろんなところに行って観光を中心にしてPR、営業した結果、南会津の米を食べた、南会津の野菜はどうですかということが出てきたので、そういうものにネットワークをさせていく。したがって、今後もこの販売ルートの開発では大いに活躍を期待したい、こう思っております。

○渡部康吉議長 4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 公社に関しては、ぜひ本当、販売部門ですね、本当に農家、農業の一番弱いところの補完といいますか補強を私は期待しております。

時間もないで、農政は切りがないですが、碑の里について再質問をさせていただきます。

その意義なり、これから必要性は答弁のとおり共通の認識だと思いますので、その中で来年度のやまはく、やまなみ泊覧会でも何か事業を考えていると聞いておりますが、どのような内容ですか。その後の、さらにそれがきっかけとなり、その後のこの碑の里を活用した事業化の計画はどうなっているか、2点お伺いします。

○渡部康吉議長 伊南総合支所長。

○横山孝夫伊南総合支所長 お答えをします。

来年のやまはくのほうで俳句の大会ができるのかということで検討をしております。

もう一つは、碑のほうですけども、これは久川城一帯として歴史文化ゾーンということで一體的にどういうふうに利用できるかということを伊南支所、教育委員会分室等を絡めまして一體的にこれから検討していきますということになっておりますので、よろしくお願ひします。

○渡部康吉議長 4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 文化財、あるいは環境保全というのは実は経費もかかります。ほつとけばもちろん草ぼうぼうになります。荒れます。

そこで、お聞きしたいのは、これは県の指定文化財である久川城史跡、そういうような環境整備の委託事業で周辺の整備しているわけですが、委託事業費ですね、最近3年間の経費を、数字を教えてください。

○渡部康吉議長 生涯学習課長。

○酒井直伸生涯学習課長 お答えいたします。

久川城跡環境整備事業委託料の件でございますが、平成18年度262万円になっております。262万円でございます。平成19年度が198万円でございます。20年度が143万円という数字になってございます。

○渡部康吉議長 4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 この環境整備にはことしから地元に委託されまして地元でもやっています。このように金額が減った中で、それは既に、だんだん手入れが必要になくなった箇所もありますから、あるいは財源の厳しい折、減額はやむを得ないところであります。しかし、あの辺の周辺を利用する地元なり、あるいはターゲットバードゴルフ協会という、また利用している団体のボランティアなりで周辺整備もしています。ぜひともそういうことを認識しながら、これからも維持管理をしっかりしまして、史跡あるいは文化財、あるいは文化資産として同類の資産がこのとおり町にはありません。私の考えでは、一般的に合併しますと同類の施設なり設備なりイベントなりたくさん重なります。しかし、このような碑の里はほかにありません。ぜひともそういう観点で、これからも維持管理、あるいは利活用を期待しますが、その辺の考えはどうかお伺いします。

○渡部康吉議長 生涯学習課長。

○酒井直伸生涯学習課長 久川城跡につきましては県指定史跡でもございますので、以後、管理については十分な配慮をもってしていきたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

○渡部康吉議長 4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 以上で終わります。

○渡部康吉議長 以上で、4番、馬場信作君の一般質問を終わります。



◇ 渡 部 俊 夫 議員

○渡部康吉議長 次に、2番、渡部俊夫君の登壇を許します。

2番、渡部俊夫君。

○2番 渡部俊夫議員 渡部俊夫であります。

第1のテーマである介護保険から質問をさせていただきます。

2000年からスタートした介護保険制度、ことしで9年目に入っているわけでございますが、2004年度から介護保険法が改正され、施設から在宅へと大きくシフトされ、2006年度にはその在宅サービスも大きく制限する方向で改正されました。例えば、同居家族がいたらば介護保険で受けられるサービスは大幅に制限されるなど、または要介護度が1とか2、軽い人が受けられる家事援助等も減らされました。

そうした中にあって、我が南会津町は基本理念として「すべての町民が高齢期を迎えた人々を支え合い、安らぎと活気に満ちた高齢期を過ごすことのできる町」このようなすばらしい戦略目標に向けていろいろな各種サービスの充実に向けて取り組んでいることは先刻織り込み済みなわけです。それに介護保険法の目的の一つは、介護予防であります。このことに向かって南会津町という保険者として、どの程度達成されたのかの検証が大変重要であります。その指針となるべく高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画は高齢者の保健福祉施策の総合的な推進を図るため一体のものとして策定することが定められているわけです。

次期計画は第4期ということで平成21年度から23年度までの3年間であるわけです。そうした第4期の計画の策定を見据え、現在、各市町村では見込み量の推計等の作業に入っております。その地域地域の特性に合った介護保険制度にするため、この間のあらゆるデータの集積を図り、各種サービスの総点検が行われています。こうした折、以下の点を質問いたします。

1、第4期計画を作成するに当たり、まずもって過去、まだ整理をしていないわけですが3年間の総括が必要なわけですが、介護保険サービスを利用しているいないにかかわらず、何がクローズアップされているのか、特徴的なニーズは何か、お伺いいたします。

2、介護予防に関して少しでも重度化させない方策についての現状、実態、そして課題は何かお伺いします。

3、先般、町のお知らせ回覧板で地域包括支援センターを社会福祉協議会へ委託する計画であることがわかりました。今後の町の介護施策にかかる重要な問題だというふうに思っております。その背景と課題をお示し願いたいと思います。

次に、第2のテーマである学校耐震化の問題についてお尋ねをいたします。

住宅、建築物の耐震化の必要性について今さら申すわけもないわけですが、平成7年の阪神・淡路大震災における死者数の9割が住宅建築物の倒壊等によるものであったし、倒壊した建築物は地震直後の避難や救助活動の妨げになるなど被害の拡大を招いたと言われています。

最近でも新潟県や岩手・宮城内陸地震も記憶に新しいところであります。当南会津地方では、下郷町、南倉沢地内の山中に地震観測所があり、24時間体制で監視をしています。私も長年観

測所に出向き、通信面の維持管理をやってまいりました。当地方にとっていつ何どき大きな地震が起きてもおかしくないわけです。そうしたときに学校は避難施設として重要な役割を果たすとともに、児童・生徒の命を守るとりでになることを考えれば早急に未診断の施設については耐震診断を実施して補強工事等を要する建物については、現在、国が強力に推し進めている補助制度を利活用して平成21年度、来年度ですね、しかるべき措置を講じることが喫緊の課題であると思うんありますが、ここで我が町の学校耐震化に向けた現状と今後の具体的な施策をお示しください。

以上で、壇上からの質問を終わります。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 2番、渡部俊夫議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、介護保険の検証と課題に関する1点目、第3期介護保険事業計画期間における介護保険サービスの特徴的なニーズは何か、こういうおただしがございました。現南会津町介護保険事業計画は、平成18年度から平成20年度までの3カ年を計画期間として策定をされ、今年度で第3期事業計画が満了いたします。これまでの各種介護保険サービスの利用状況を見てみると、施設介護保険サービスは保険給付費の伸び率は少ないものの、給付費全体での割合が高く、施設待機者の潜在的ニーズを含めますと高い施設志向が見られております。

また、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう設置される認知症対応型のグループホームにつきましても同様の傾向にあり、施設居住系サービスのニーズが高い状況となっております。

一方、在宅介護サービスではデイサービスやショートステイの利用規模が多く、介護者からのニーズも高いものがございます。現在、第4期介護保険事業計画策定に向けて、過去の給付実績等をもとに推計作業を実施しているところですが、今後、高齢者保険福祉事業運営協議会からのご意見をいただくとともに、介護の現場状況を把握している居宅介護支援事業所やケアマネジャー等の意見交換を進めまして、より一層の利用者ニーズの把握に努め、事業計画にしっかりと反映してまいりたい、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、2点目、介護予防事業に関して重度化させない方策についての現状と課題は何か、こういうおただしがございましたが、今年度において本町では要介護状態などになるおそれが高い虚弱な高齢者である特定高齢者を把握し、地域包括支援センターの保健師等が中心となりまして介護予防事業への参加を訪問勧誘しているところでございます。

事業内容は、低栄養の方については町栄養士の訪問による栄養改善指導や認知症予防事業としての脳元気教室、運動器機能向上のための筋力元気教室を4地域でそれぞれ実施しております。

一般高齢者の予防対策といたしましては、地区老人会や公民館事業の寿学級などを利用いたしまして、認知症予防についての講話などを随時実施しておるところであります。また、保健活動の中では整形外科関連の医療費額が高額だった地区を選定いたしまして、ひざ痛、腰痛教室を実施し、高齢者の介護予防につなげているところであります。

しかしながら、現状として事業がスタートして間もないことから特定高齢者500人中、事業参加者が61人、参加率にいたしますと12.2%という状況にございます。引き続き事業への理解を求め、参加者拡大を図ってまいりたいと、このように考えております。

今後は、第4期事業計画策定に向けて、さらに介護予防事業の強化・充実に努めてまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、3点目、地域包括支援センターを社会福祉協議会に委託する計画があるようだが、その背景と課題を示せよというおただしがございました。

地域包括支援センターは、平成18年4月の介護保険法の改正によりまして、本町健康福祉課内に設置をし、現在、4名の職員により運営をしているところであります。地域包括支援センターにつきましては、総合的に検討してきた結果といたしまして、在宅介護支援事業所を運営し、地域福祉全般にわたってそのかかわりを持ってまいりました。さらには、これまでの実績を勘案し、そのノウハウを基礎に地域の高齢者に対して質の高い支援が行えるだろう、行い得るということで社会福祉協議会のほうに委託することが有効と考えました。

一方、行政といたしましては、課題となっている介護予防事業を重点的に推進することが重要であると、このように判断をし、その方向性を決定してきたところでございます。なお、委託に当たりましては、受け皿となる組織の充実と人材が重要と認識しておりますので、それらの充実に向け、さらなる支援を行ってまいりたい、このように思っているところであります。

以上、町長に求められました答弁とさせていただきましたが、具体的な事項につきましては担当課長に答弁をさせますので、よろしくお願いをいたします。

○渡部康吉議長 教育長。

○横山恒廣教育長 私からは学校の耐震化を促進せよに関するお答えします。

学校耐震化に向けた現状と今後の具体的な施策を示せとのおだしがあります。まず学校耐震化に向けた現状から説明しますと、耐震診断を必要とする昭和56年以前に整備された小・

中学校の棟数は22棟のうち耐震診断を実施している棟数は6棟であり、耐震診断実施率は27.3%になっております。また、昭和57年以降に整備され、耐震化が図られているのは全体で38.9%となっております。

国におきましては、本年5月12日に発生した中国四川大地震において数多くの校舎が倒壊し、多くの児童・生徒が犠牲となったことを踏まえて、学校施設について地震に対する安全性を確保するため地震防災対策特別措置法の一部を改正し、公立小・中学校等の建物について耐震診断の実施及び結果の公表を義務化したところであります。また、町では建築物の耐震改修の促進に関する法律の規定に基づき、南会津町耐震改修促進計画の策定作業を進めており、計画の中では優先的に耐震化を図るべき建物として多くの人が利用する学校などが検討されているところであります。

次に、今後の具体的な施策を示せということではあります、耐震診断が未実施である16棟については、来年度から関係部局と協議しながら計画的に耐震診断を行い、その結果を踏まえて耐震化を促進してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

なお、具体的な事項につきましては担当課長より答弁させますので、よろしくお願ひいたします。

○渡部康吉議長 2番、渡部俊夫君。

○2番 渡部俊夫議員 特徴的なニーズということで、町長より基本的なニーズについては語られまして、私も基本的には施設志向がもう大分進んでいるなど、あるいはグループホームについても同じ方向へ行っているなあという意味合いで全くもって同感なんですが、本当に振り返ってみると社会福祉法人南会津会全体で、つまり下郷町や只見町も含めて特別養護老人ホームの待機者は今300人弱であります。これは2、3年待ちはざら、むしろそれ以上待たなければならぬという多分実態だろうと思います。これも全国共通したニーズであるというふうに思いますが、これからますます高齢化に向けて需要ふえること間違いないんですが、しかし、国は施設から在宅に、というふうに大きくかじを切っていますから、特老の設置は非常に難しいと、新規設置は難しいというふうに私も思います。それで、かつ既存の施設自体も人的資源、あるいはベット数も目いっぱいの状況なんですね。

では、しからば在宅での介護状況はと言えば、家族が同居して介護をしているが、農業をしながら、あるいは勤めに出ながらというふうに仕事の合間を縫ってヘルパーさんやショートステイ、デイサービスを組み合わせながら、本当に綱渡りの状態にあると思うんですね。頑張って3年、4年はもったとしても間違いなくパンザイしてしまうのが大方の実態なんですね。そ

ここまで運よく、仮に施設に入れたとしても難しい、だれも喜んで入所する人いないわけで泣き泣き入っています。家族ともどもつらい思いをしているのが現実だと思うんですね。老老介護が圧倒的に多い中で、介護疲れやふなれ等もあっていわゆる介護する力、介護力と言っていますが、介護力不足が大きく顕在化しているのも今の時期なんだなあと。それで、ケアマネさんがショートやデイサービスを紹介したいと思ってもまずは受け入れるベッドがないと。施設自体も本当にぎりぎりのところで今回していますから、まさに在宅介護の現状はもう個人の自己責任ではもう対処し切れない、まさに社会的な問題だなと思います。

そこで質問なんですが、今述べたように、介護保険制度の改正のために寝たきりお年寄りを減らすんじやなくて、むしろふやす方向に国の施策がいっているんじやないかというふうに私、思うんですが、町長としては現在の介護保険制度、どういうご認識でいられるか、まずあわせてお聞きしたいと思います。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

ただいま具体的な事例も含めまして議員からおただしがございましたように、私も全く同感で、この置かれた状況を大変憂いております。そこで、私なりに県のほうに一度、それから、国の方に一度、この問題に対して私の私見ですが要望も含めまして申し上げてまいりました。しかし、いずれも制度的に現段階ではこれ以上の対応ができる状況にないというのがお答えがありました。

そこで、私はこの春5月に認知症家族の会の人たちとお会いをして、その実態を調査させていただきました。その内容を健康福祉課の担当のほうに十分に協議を進めてほしい、そういう指示を出しまして、現在もその進行状況にございますが、多額のやはり資金がかかるだろうと、こういうふうに今予想されておりますが、いずれにいたしましても、いわゆる大義として掲げた在宅介護、予防介護が裏づけがない。こういうことではやはり国の政策にいささかの問題があるんではないかと。そのところを国の指摘をするんではなくて国と町が、現場を抱える町がどうつながって創意工夫をしていったらいいのかというところに私は照準を置くべきだろう、こう今思っております。それが一気に解決できるかどうかはわかりませんが、総合支援センターの中でどういう体制をつくり上げれば、少しでもいわゆる介護をしている家族の方々に負担のかからない方法がとれるだろう。あるいは、もう一つは今抜本的に見直しをちょっと指示しておりますが、いきいき同居手当、これのあり方。これも新しく同居をする方ではなくて、これまで同居をしてそういう介護をしている方に、その手当の仕組みをどうつくり出せるのか、ここのところを真剣に今考えているところですので、何とか国の制度の中でもでき

る限り地域でできることはつくっていきたい、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 2番、渡部俊夫君。

○2番 渡部俊夫議員 確かに現にある制度をこれ、使うしかないんであって、その中で町として、その中でどういうふうに重度化をさせないでいくかということが求められているんだと思いますが、私は非常に大事なことはいわゆる医療から福祉に至る過程、ここが大変重要な問題だというふうに認識しているんです。自宅での介護を余儀なくされた人はこれまでに大変なんですが、介護の技術、ノウハウもままならないのが現状です。これ、幾らヘルパーさんには週2、3回、あるいは30分くらい来ていただいても、それはまったくもって補いの部分でしかないんですね。四六時中介護するのはこれ家族なんです、当然ですね。その家族に介護の知識がない場合はなお一層大変なんです。ですから、悪い悪いと思いつつもいっそのこともう寝たきりになってしまったほうが家族としてはもう楽だと、そんな気分にさせられてしまうんですね。

やはり、そういう意味では介護者のケア、介護者ね、ケア、それから介護教室なんかを盛んにしてノウハウを身につけてもらう。寝たきりにならないよう、あるいは介護保険で重度化しないよう、介護保険をなるべく使わないように、やっぱり町なり私たちが本気になってそうした仕組みや体制をつくっていく必要があるということが非常に今ニーズとしても大事なことなんじゃないかなというふうに思っています。

リハビリも同じなんですね。かつては県立南会津病院の整形外科でやっていましたけども、今できませんですね。ケアマネさんが幾らリハビリプランを組み込んだとしても、当たり前のことですが在宅の中では家族はそういうことやっぱりなかなか苦手でできません。もしも、私にそれやれなんて言われたら、私もそれはリハビリケアなんかとてもできません。ですから、結果として介護力不足で寝たきりの状態になってしまうと。幾らいいプランを立てても家族の理解と支えがないとだめなんだなというふうに思っています。

これ、日で、時間時間で食事介護、おむつ交換、日々の悪戦苦闘続いているわけです。それで介護も疲れてしまうと本当にさっき言ったように「もう寝てもらったほうがええや」というふうに思っちゃうんですが、無理のない話だなというふうに思います。

こうした実態について少なくとも健康福祉課、担当者のレベルでは把握しているわけですが、どうなんでしょうね、これ。実態認識として、もう課長もこれ真摯に受けとめていただきたいと思うんですが、これからもお互いに情報交換やっていきたいとは思いますが、これらの実態

なり情報が担当課の中で課長も含めて本当に頑張っているということはわかるんですけども、十分に協力されているのかどうか、ちょっと私、一抹の不安を感じるところもあるもんですから、新しい課長に申しわけないが、決意も含めて感想お願いします。

○渡部康吉議長 健康福祉課長。

○近藤甚悦健康福祉課長 ただいまのご質問でございますが、まさに介護の状況についてはおっしゃるとおりだと認識してございます。特に、リハビリテーションのケアにつきましては通所介護は1カ所、それから訪問介護も1カ所というような状況であります。地元には残念ながら病院ではそういう状況ができないという形でございます。しかしながら、病院のほうにも要望いたしまして、介護士のほうの増員を図っていただいたというような経過もございます。今の状況にとどまっているだけでなく、少しずつ前を向いて進んでいきたいというふうに考えております。

それから、職員全体の共有化ということでございますが、これはもちろん3番目に包括介護支援センターの民間委託という質問がございましたけれども、今不足している介護予防事業、こういった部分を包括支援センターだけでなく、介護、それから国保、それと健康増進係、その辺一体となって認識をして医療費削減、それから健康づくり、そういう面で対応していけたらいいかなというふうに思ってございます。

大変簡単で申しわけございませんが、今考えているところはこういったことでございますので、ご理解願いたいと思います。

○渡部康吉議長 2番、渡部俊夫君。

○2番 渡部俊夫議員 認識的にはほぼ一致していると思いますので対策の問題に移りますけれども、医療から福祉に戻る過程でうまくいけば、これ寝たきりにならんかなあという人も確実に起きられるようになると思います。ここをやはり行政の役割として地域包括支援センターの主要な役割である介護予防のところでやっぱりどうケアしていくのかと、今課長もおっしゃいましたけれども、求められているんだなと思います。

南会津町に約730人というのがこれは特定高齢者ですね。ほうっておけば自然と介護になっちゃうよという人が730人、その他もろもろの高齢者がいる中で現在の役場のマンパワーだけでははっきり言って限界があるだろうというふうに思います。思いは十分あってもなかなか物理的に余裕がないと。

そこで、やっぱり問題は地域の人的資源をどう生かしていくかということにかかってくるんじゃないかと私思っています。そういうときには部分的ではありますけれども、現在、各集落

単位で助け合いモデル事業というもので活動をされていますが、今年に入ってから多分1月ごろだったかな、健康づくり事業という1項目追加いたしました。それで、これらはこれらとして集落内での横のつながりといいますか、集落単位としてのこの地域力の強化という観点からそれなりの趣旨としては理解できるんですけども、振り返ってこれって一体だれがだれをどうサポートするのかなと考えてしまうんですね。ちょっと今いち、位置づけが私にとってははつきりしていないところなんですが、ある集落では何もこれ困ったとき、隣同士が助け合うのは当たり前だべって、何で改めてこんな組織つくんなきやいけないの、素朴な疑問としてやっぱり出るんですね。そして、結果としてモデル事業はその集落ではつくらないというふうになつたんですが、そういう意味では、今緊急を要すること、お年寄りの心身の健康増進です。このことに特化した集落単位の活動については以前、私も下郷町のいきいきサロン御紹介したことがあるんですが、我が町においてもそうした重度化をさせない施策を育て支援していくということに特化したきめ細かな組織づくりというやつが求められているんじゃないかなというふうに常々思っています。

それで、これ町長もぜひこの前行きそびれてしまったと思うんですが、もう一度チャンスをつくっていただきたいと思います。それで、これ、やり方いろいろあると思うんです。社会福祉協議会の、来年度から取り組みとしてやる方法、あるいは町が率先してモデル集落を1つや2つつくって、てこ入れしてつくってみて、そしてそれを広げていくというような視点なんかも、第4期の計画に盛り込むべきというふうに考えますが、どうでしょうかね。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えいたします。

まず初めに、下郷の例を視察に行く日程まで決めたんですが、相手方がちょうどお葬式ができましてその会場をそれらに使うということで延び延びになっております。ぜひ一度また機会をつくりたいと思っております。

そこで、集落内の助け合いに関してですが、それぞれ地域によって認識が恐らく違っていると思います。助け合うのは当たり前だと、これは大変すばらしい考え方だと思うんですね、当たり前だというのは。それが実態としてあればいいんですけど、ただ、言葉としてだけ存在するとすれば、それは地域の力にはなっていない。

しかし、実際にその助け合いモデル事業としてやっている地域については新たな発見をしました。あるいは、こんなところが今まであいまいになっていたんだけど非常に具体的に浮かび上がってまいりました。そういう成果も確実にありますので、ぜひ一度そういう地域について

はやってみて物足りなかつたらそれはいろいろとご提案をいただければいいんで、やってみていただくようにぜひ議員からもお勧めいただければありがたいと。

そういう中で、今、私たちがやっている社会福祉協議会と一緒にやっているその地域助け合いモデル事業については、先ほど議員からもおただしありましたが、そういう将来の地域力は一体どうあるべきか。あるいは、それをしっかりと実現させるためには何が今足りない、こここのところの言ってみればモデルですから、ここが今やっているモデル地域が今議員がおっしゃったような新しい計画づくりのときのモデルの地域になっていくんだろうと、私はそう認識しているんですね。

それで、健康センターの話、さっき課長のほうからありました、保健師さんがおります。それぞれ母子担当とか高齢者担当とかいろいろあります、障害者担当ありますが、その方々とこの前懇談会を持ちました。そしたら、やっぱり保健師さんだけでは十分でないんですね。そうすると、保健師さんをサポートする体制づくりというのが必要になってきます。そして、その保健師さんとそのサポートする方々と地域の人たちが一緒になれば、一体となれば、よりそういう重度化させない、あるいは健康で長生きをする仕組み、環境ができるんだろうと、こう思っておりますので、これらについては新たな計画づくりの中でしっかりと明文化しながら具体的に取り組みを進めたい、こう思っておりますのでご理解いただきたいと思います。

○渡部康吉議長 2番、渡部俊夫君。

○2番 渡部俊夫議員 今ほど保健師さんをサポートする部分ということでお話あったんですが、その一部分にはなるかと思うんですが、以前、私、フィットネスマシンお話ししたことあると思うんですが、実は御蔵入交流館の中の保健センターにもかなり大型の、かなり大きいですね、このデスクの3倍か4倍あるような大型のマシンあるわけですが、課長ごらんになっているかどうかわかりませんけれども、4つか5つのパターンで、これ筋力アップできるんですね、このマシンで。

それで、問題はそうしたマシンが現にあっても活用する場所の問題、スペースの問題、あるいはいろいろな課題があって今はもう宝の持ち腐れになっているわけですけれども、要は介護予防トレーナーなどの資格を持った人の指導なりアドバイス、運動プログラムを組んでいただかないと即利用するというふうにはならないわけですね。こうしたトレーナーを育てたり、あるいはマシンを使った介護予防教室に講師を依頼したり、あるいは一定期間、機器の取り扱いの講習会を開くなどの施策もぜひ第4期の課題として検討していただきたいというふうに思います。これは答弁の必要はありませんが。

最後に、地域包括支援センター、総合的に検討した結果ということなんですが、ちょっといまいち見えない部分があるわけなんですが、委託することによって町としてのメリット、あるいは利用者にとってのメリットというのを、もう少し浮かび上がらせる必要があるかなというふうには思うんですが、これ時間の関係もありますので省略しまして、とにかく問題はどこが担うかですね。地域の声を、利用者の声を十分吸い上げて、とりわけケアマネジャーさんたち、これが一番よく知っています。この声を十分聞いてうまくやるようにひとつお願いをしておきます。

最後にもう1点、これは保険料の問題。第1号保険者、つまり65歳以上の方の介護保険には我が町の場合、2,800円でやってきました。県内で一番高いいわき市の場合は4,275円、会津美里町は3,922円、会津坂下町3,650円、これ比較してもかなり低額であるし、県内の他町村に比べても非常に低額に設定してあるわけです。この金額でよくぞこれ持ちこたえてきたなと、切に私思っております。

第4期においても、いろいろ今、周り値上げになっていますから、ぜひとも介護保険料だけでもなるべく、全然上げないというわけにはいかないと思うんですが、なるべく極力値上げを抑えて、そして、高福祉低負担、これ頑張っていただきたいと。この保険料の見通しどうでしようかね。第1の。

○渡部康吉議長 健康福祉課長。

○近藤甚悦健康福祉課長 先ほど町長の答弁にもありましたように、現在、給付費等につきまして集計している最中でございます。平成19年度の現在も前年度と比較しますとやっぱり7%伸びておる状況でございます。平成12年度に介護保険が始まったわけですが、そこから比較しますと1.5倍の伸びということで、相当、毎年右肩上がりに順調に伸びているといったらいいんですか、そういういったサービスを利用していただいているというような中身だと思っております。

したがいまして、保険料等につきましては、これらの数値を参照しながら算定いたしまして、皆様方にお示ししていただくというような経過で定めていくというようになろうかと思いますが、よろしくお願ひいたします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 私からお答えをさせていただきますが、介護支援のあり方、それから介護予防事業、これについてはだれがやるのかということではなくて、どこが核になるのか、どこが窓口になっていくのか。そうして、先ほど申し上げたようにいわゆる社会福祉協議会の、言つ

てみればこれまでのさまざまな実績があり、そしてまた、総合支援センターを今度、田島地区にも創設するということですから、これらあるいは役場と三位一体で、それこそすき間があればそのすき間をできるだけ埋めていくと、こういう体制をつくっていく、その一つの今回段階として介護支援包括支援センターを社会福祉協議会のほうに一たん委託をする。そこでまたさらに協議を進めると、こういうことでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○渡部康吉議長 2番、渡部俊夫君。

○2番 渡部俊夫議員 どこが核になるのかということで三位一体のお話もされましたけれども、基本的にはまさに同感でありますので、私もこれからできることについては情報を入れていきたいというふうに思っております。

学校耐震化の問題に移ります。これ、私の質問を水平展開していく上で前提になると思いますので、危険とみなされる建築物の補強工事に至るまでのプロセスについて簡単にお示し願いたいと。さらに、この中でいわゆるアルファベットで I_s 値の値、つまり I_s 値というものはどういうもので、耐震診断によってこの値がどういう状況のときにどうしなければならないのか簡単に説明願いたいと思います。

○渡部康吉議長 学校教育課長。

○斎藤友一学校教育課長 お答えいたします。

補強工事に至るまでのプロセス、過程ということでございますが、まず昭和56年以前の学校施設について耐震診断が必要になります。耐震診断でございますが、1次診断、2次診断、3次診断とありますけども、建物の補強工事が必要か必要でないかという判断をする際には第2次診断が必要になってまいります。この第2次診断によって、先ほど議員の言われた I_s 値、いわゆる構造耐震指標と言われる I_s 値が算定されるわけでございますけども、その耐震の診断が妥当なものかどうかについても第三者機関による判定委員会に依頼をしまして判定をしていただることになります。

その診断の結果について、 I_s 値が0.3未満の場合、いわゆる崩壊する危険性が高い建物、それから I_s 値が0.3から0.6未満と判定された、学校施設、いわゆる倒壊する危険性がある建物につきましては大地震に備えた補強工事、あるいは改築工事を必要とする学校施設というふうに位置づけられるところでございます。

それで、補強工事をする際に実施設計というものを行わなければならないわけですが、実施設計についても耐震改修計画について第三者機関による評価委員会に評価をしていただきまして、評価書の交付を受けてから耐震改修工事の発注となる過程でございます。

それで、ただいま説明の中で申し上げました I_s 値につきましては、建築物の構造耐震指標と言われておりますて、その数値によりまして建築物の地震に対する安全性を判断する指標となつておるところでございます。この数値が 1 に近ければ近いほどその建物は地震に対して安全性が高い。 I_s 値が 0.6 以上であれば大地震に対して倒壊または倒壊の危険性が低いとされているところでございます。

また、関連した用語でございますけども、 I_s 値という構造耐震判定指標と言われる数値がございます。これは耐震補強後の建物の指標値でありまして、文部科学省の基準におきましては学校施設についてはこの I_s 値を 0.7 ということで定めているところでございます。

以上でございます。

○渡部康吉議長 2 番、渡部俊夫君。

○2 番 渡部俊夫議員 よくわかりました。それで、実際にこれ第 2 次診断までやらないと意味がないわけですが、実際に第 2 次診断までやるとなると、これ費用がどのくらいかかるのか、実際に延べ面積なり、あるいは構造なり、あるいは 1 階か 2 階か 3 階かでもって、これ全然見積もりが違つてくると思うんですが、私も実はおとといですか、新鶴小学校へ行ってきました。この 3 階建ての R C づくりで、19 年度校舎耐震診断 2 次診断、コア抜き 9 カ所、これでもって委託費がざっくり 210 万円という状況なんですが、大体、この基準で合っていますかね。合っていますかと言つたら悪いけども、簡単にできるんじや、説明して、簡単に。

○渡部康吉議長 学校教育課長。

○斎藤友一学校教育課長 お答えいたします。

先ほど議員が言われたとおり、施設の構造や規模、それから階数等によって違いはあるわけでございますけども、おおむねの話でございますが 1 棟当たり 200 万円から 300 万円程度かかるというようなことで聞いております。

議員が今 19 年度の具体的な例を示されたわけですが、ある町で 17 年度にやはり耐震診断を行つた事例を伺いましたところ、延べ床面積が 5,000 平米とかなり大きな学校でございましたけども、その 2 次診断を行つた委託料でございますが、判定手数料を含めまして 403 万 5,000 円もかかったというふうなことで情報を得ております。

それから、現在の町で作業を進めております耐震促進計画の検討の中では、学校施設の耐震診断の費用について、これは概算でございますが 2,500 万程度かかるのではないかというようなことで見込んでいるところでございます。

以上でございます。

○渡部康吉議長 2番、渡部俊夫君。

○2番 渡部俊夫議員 今回、国・県相当な決意で耐震診断ないしは補強工事を各自治体に迫ってきているんですが、どうなんでしょうね。部局的には分かれているんですけども財布は一つなんで町長に伺いたいと思うんですが、これ国の交付金減らし、国からも続くし、町財政の厳しさ続きますね。これ診断を繰り延べしても何ら得することありません、これ。やっぱり今こそ町長の奥の深い懐と度量を持って政治的な判断を示すべきじゃないかと思うんですが、どうでしょう。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

この耐震促進計画については、いわゆる学校施設だけではなくて公共施設についてもすべてその対象として考えておりますが、議員もご存じのように補助助成はありますが、いわゆる町の一般財源の持ち出しも当然出てくるわけですね。その際に、現在、起債を起こしているものがある。その起債が起債の限度額をきっちり決めて、いわゆるその公債費比率が高くならないようにということで耐震診断はしたけども耐震工事はしない、こういう、あるいは耐震工事の期間が異常に長くなると、こういうことのないような形で耐震計画をつくってほしい、こういうふうに私のほうからは指示しております。

したがいまして、財政係のほうの起債の状況をしっかりと検証して、財政係も含めてこの耐震計画の促進計画をつくっていくと、こういうことでございますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 2番、渡部俊夫君。

○2番 渡部俊夫議員 関連になりますけども、実は伊南小学校、私、現場を確認してきました、先週大変びっくりしました。これ、去年の春ごろから昼夜を問わず、いつ雨が降るかもしれないんで絶えず床の上にバケツどころか直径1メートルもあるような洗面器並べて雨漏りに対処しているありさまなんですね。

実は、ここに私写真撮ってきましたから写真ありますけど、このバケツ、洗面器並べたような、体育館の中に。幾らなんでもこんな状態にしておいていいわけありません。即刻修復すべきだと思いますが、ここまで来れば予算あるなしの問題じゃないですよ。先生方も大分困っていましたし、何せ子供たちが本当にかわいそうですよ。授業にも差し支えていますよ。

教育長にお尋ねします。こうした実態についてご存じでしたか。いつごろから知っていましたか。

○渡部康吉議長 教育長。

○横山恒廣教育長 お答えいたします。

その状況につきましては、私が確認している状況においては何年か前からどこから漏るかわからないけども春の雪解け、それから大雨のとき、そういったときには漏るということで私も確認してきております。ただ、日常茶飯事ずっと漏るということについては私の方ではまだ認識しておりません。

以上です。

○渡部康吉議長 2番、渡部俊夫君。

○2番 渡部俊夫議員 これ雨漏り始まったの、ちょっと私もわかりませんけども、もう昨年の春ごろからはこういう状況にしているんですね、バケツを並べた状況に。それで、予算がないとか、財政厳しい、こういうのありますけれども、ことしは地方財政対策費2億5,200万円初めとして普通交付金が思いのほか我が町に入ったようなんですが、その結果として土地の買い戻しもしているわけですが、これ問題の重要性認識していれば雨漏り対策費300万円の維持補修費が出せないなんていうことは絶対これ言えないんじゃないかというふうに思うんですね。これ、ところで、いつこの対策工事やるんですか。もう一度伺います。ほうっとくんですか、これ、このまま。

○渡部康吉議長 学校教育課長。

○斎藤友一学校教育課長 お答えいたします。

いつ修繕するのかというようなおただしでございますけども、まず、ただいま教育長が答弁されたとおり、ご指摘の伊南小学校の雨漏りにつきましては確認しているところ2カ所から雨漏りがあるというようなことで確認をしております。

状況につきましては、雨が降るたびに、いわゆる常に雨漏りが発生するということではなくて、激しく雨が降ったときとか春先の屋根の雪の融雪時に雨漏りがするという状況というようなことで聞いております。学校の修繕につきましては、施設が多いもんですから、当然、毎年多額の維持経費がかかっております。

厳しい財政状況の中でとにかく優先的に修理をしなければならないところから今修繕をしている状況でございますので、教育委員会としましては、とにかく早急にまず修繕の方法とか、あと財政的なことございますのでその辺のところを関係部局と調整を図りながら進めてまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 2番、渡部俊夫君。

○2番 渡部俊夫議員 そういう一般的な答弁じゃ、これ話が一つも先に見えないし、私も実際、地元に説明できないわけであります。時間あと5、6分しかないんでちょっとこれやっている暇ないんで、あの議員もなんで触れるようなんで譲りたいと思いますが、話変わりますけれども、2年ほど前になりますかね。私も仕事柄、まれではありますけども建物の解体現場等の中で仕事をせざるを得ない関係上、そのときに使ったテキストあるわけなんですが、アスベストに関する特別教育なるもの、私も受講をしております。多少の知識はあると思うんですが、それで伊南小学校に関してもう1点。1階から3階まで校舎全体の天井全面、アスベストが使われているようなんですね。現在、飛散防止抑制剤が天井全面に白く吹きつけられていますが、その吹きつけ部分を指で押すと柔らかいもんですから押した跡が残ります。この目で確認したわけですが、今後の対策、きょうは問いません、一切。時間もありませんから。このアスベストが使われていることについて間違いがないかどうか、教育委員会のご認識として認識されていたのかどうか、この1点だけ簡潔にお願いします。

○渡部康吉議長 学校教育課長。

○斎藤友一学校教育課長 お答えいたします。

伊南小学校の校舎に係るアスベストの使用でありますけども、間違いなく使用はされております。

以上でございます。

○渡部康吉議長 2番、渡部俊夫君。

○2番 渡部俊夫議員 あと施設は維持管理これからも大変だとは思うんですが、合併して3年半、今まで何となく沼に沈んでいた、あるいは隠されていたほころびがあっちこっちの施設でひび割れだ、これ何だというような形でぽつらぽつら顕在化しているというふうにお思いになりませんかね。今こそ、町施設の総点検をプロジェクトチームでも立ち上げて、不可動施設、あるいは設備も含めて、この際、徹底して調べ尽くして今後の対策案を策定するべきなんじゃないかなというふうに思います。

先日、私ども総務委員会で訪問した岐阜県の揖斐川町、よくぞ我が町と似たような合併をしたもんだなというふうに思っているんですが、いろいろな面で共通性あります。ここでは庁舎内から若手を募集して営繕の特別チームをつくるて洗い出ししているわけですね。それで、我が町も、まねする必要はありません、我が町に合った体制でそうした総点検が本当に必要不可欠な課題としてあるというふうに思うんですが、町長、どう思いましょうか。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

議員のおただしのとおりだと思っております。ただ、これまでアスベストとかその問題については、既にすべて状況を把握して対応を講じたと、こういうふうに私は実は認識しておりました。今、伊南小学校のことについては再度、建設課を中心にしっかりと現状認識をさせていただきますが、公のいわゆる施設というものについて現在どのくらい利用されているか、あるいはその施設が今後どのくらい修繕費がかかり得るのか、あるいはまた役割が終わったのか、このところは総務課の管財係のほうに各課に陳情してそれこそプロジェクトチームをつくるなり、あるいは各課の代表を交えた取り扱いをしろということで、これももう3カ月前から指導しておりますが、残念ながらなかなか私どもが考えるような体制になっていない。しかし、間違いなくこれはこの後しっかりとした体制をつくって公の施設の管理運営をしていくということになるかと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 2番、渡部俊夫君。

○2番 渡部俊夫議員 町民の安全・安心を一日でも一年でも早く達成する、拡大する、そこにこそ行政の最たる責務があるんだろうというふうに思います。学校耐震化に向けて、ひとつ町長お願いします。英断を持って推進を図っていただきたいと、このことを強く求めて私の一般質問を終わります。

○渡部康吉議長 以上で、2番、渡部俊夫君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午後12時00分

再開 午後 1時00分

○渡部康吉議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、教育長より発言したい旨の申し入れがされておりますので、これを許可します。
教育長。

○横山恒廣教育長 先ほど来、2番議員のご質問の中で伊南小学校のアスベストの件ございましたので追加答弁させていただきます。

アスベスト対策工事としまして、平成11年10月に完工してございます。工事の方法としましては封じ込めというものでアスベストを封じ込めて飛散しないというような法にかなったも

のでございます。

それから、平成17年8月30日に空中におけるアスベストの浮遊度調査というのがございますが、それをしました結果、全部ゼロということで問題はないということで、現在のところは問題ないという認識に立っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。ありがとうございます。

○渡部康吉議長 ただいま説明のとおり、渡部俊夫議員の一般質問に対する説明であります。ご了承願います。



◇ 湯田秀春議員

○渡部康吉議長 11番、湯田秀春君の登壇を許します。

11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 11番、湯田秀春、ただいまより一般質問を行います。

まず、質問に入る前に、我々町中歩きますと大変褒められることがあるので、それをちょっとだけ。これは大変褒められました。これは猿対策でございます。花火がまさか猿に効くとは思ってなかったわけですけれども、花火の効果があって農作物が非常に荒らされなくなつたというようなことを聞きました。久々に、私もやっぱり町会議員としてそういうふうに言われるとうれしいし、執行部の方々、本当にありがとうございます。

一般質問をさせていただきます。今回は4件ございます。

1つ目、第三セクターの会社についてということで、私も第三セクターの会社についてはずっと追っかけていまして、どうなっているかと。私、基本的にはそれぞれが独立採算でもうかる必要もなければ赤字にしなくてもいいんです。ちょうどそれそれあたりでずっと継続される、これを望んでいるわけです。私が質問しますと、何かあいつはつぶすためだなんていうそういう人もいるかも知れませんが、決してそうではなくて、本来、株式会社というのはやっぱり独立採算で自分で歩んでいけるようにと、こういうことでございますから誤解のないようにお願いしたいと。

それで、第1点目。ことしの予算には株式会社さゆりの里の民間持ち分株を買い上げるということで一般会計に計上されている。その進捗状況はどうなっているのか、これが第1点。

第2点は、第三セクター会社の統廃合を実施する可能性があるというふうに思いますが、今

後のスケジュール計画はどうなっているかと。いわゆる民間の株式を買ったわけですから、町長一人で3つの会社は少なくとも株主が一人ということになりますから、ですから、そういう下地かなとこういうふうに思ってお聞きするわけでございます。

3番目、正社員一人当たりの売上高を比較すると、かなりの開きがある。前は損益分岐点だったんですけども、今回は売上高を社員、正社員の数で割ったんですね。そうすると、一人当たりの売上高というものが出てくるわけです。それをずらっと並べたら、なんと3倍の開きがある。私もよく第三セクターの会社をちらちらと私服でのぞきに行くわけですが、やはり高いところは一生懸命動き回っていますね。悪いけど、やっぱり私から見たらちょっと低いところは、何かのんびりしているように見えるわけで、実質、あの数値があらわしているのかなと、こんなふうにも思います。そういったことで、低い会社の作業能率に問題はないか、こういうことでございます。

4点目、指定管理料をもらって経営しているところと全然もらわないというところがあるわけです。私はどうしても赤字補てんの意味が非常に強いと思っているわけですが、株式会社というのを本来、独立採算のはずだと。ですから、指定管理料をいつまでもやっているところにいつまでたっても自立できないということで、余り大きな指定管理料というのはその会社の自立しようと、そういう芽を奪っていないかという観点でございます。

5点目、株式会社観光公社。これ設立するときに既存の観光会社、一人でやっている方も、あるいは何社かあるわけですけれども、やはり税金でやっている会社が民業を圧迫してはならない。今回決算が出たわけですけれども、現実はどうだったのか。そのときの、つくるときは主に都会のほうからお客様を呼んでくるんだと、その会社だと、こういうことがあったわけですけれども、実際、決算した結果どうだったのか。民業圧迫はしていないということが言えるのかどうか、こういうことでございます。

大きな2点目。南会津広域市町村圏組合がございますが、その負担金についてでございます。南会津地方広域市町村圏組合の負担金について、合併した我が南会津町と合併しないところ、下郷町とか只見とか檜枝岐村となるわけですけれども、この均等分、均等分ばかりじゃないですけれども、均等分の考え方方が全く違う。これは、今現在は合併する前の館岩とか伊南と南郷も入ったそういう状態の、いわゆるそういう物差しで全部やっていると。それはもう3年たつたろうと、3年たつたんだから、もうそろそろそんなことをやめて4町村くらいでいいんじゃないかなと、こういうことでございます。年間2,400万くらい、いわゆる合併前の7町村の物差しと、今度は4町村になったわけですから4町村の物差しでやると、合わせると2,400万円

多く負担している。やはりこのままで継続されたのでは、これは我が南会津町の損失と、こういうことになりますから、やっぱりこのまま行くということは納得いかないと、こういうことでございます。

過般の広域の議会においては、下郷町、只見町、檜枝岐村さんはこの「当分の間」というのは10年だと明確に答えたわけでございますが、うちらほうの町長さんは「当分の間」というのは何年なのかと、こういうことでございます。こういう「当分の間」の解釈が違う点が今問題になっているわけですけれども、そういうことでございます。

大きい3点目。国民健康保険の滞納者の子供についてということで、国民健康保険滞納者の世帯の中で中学生以下の子供がいる世帯数と人数はと。そしてまた、監査の指摘のはざまで今後どのように対応していくのか。

ちょっと国民健康保険の滞納も大台になっちゃった、1億円になっちゃったね。この前も監査の指摘もございました。要するに、滞納になると今度は資格証明書という形で、資格証明書をもらいますと、皆さんもおわかりのように医療費は一たん全額払う。領収書を持って役場に行くと役場では、全部で10万取られるとすれば3万取って7万は返すことになるわけ。だけど、実際その人は今まで滞納しているから、その7万も悪いけどこっちさ入れますよということで、結局、滞納しちゃうと実質は10割負担になってしまうということですね。保険は3割ですけどね。

私は、その中学卒業までの間は年齢を区切って余りやるもんではない、子供はかわいそうですよ、何にもできないわけですから、生まれたときから中学卒業までの義務教育を終わるまでみんな一律にすべきだというのが私の理想です。現実は小学校前は無料です。そして、小学校へ行けば3割負担。そして、先ほど言ったように、うちらほうはないとは思いますが、資格証明になればその子供は実質10割負担になってしまうということで、私はそういうことをすべきじゃないという意味で聞いております。

大きな4点目、田島中学校体育館の屋根の雨漏り修理について。あそこに見えますのが田島中学校の体育館です。あそこでよく見ますと黒い線が見えるはずです。こっちから見ると3本か4本見えます。向こうの公民館のほう、田島小学校のほうから見渡してもやっぱりそういうふうに見えます。それに、いわゆるあそこの中で屋根が雨漏りしております。先ほど私の前の2番議員も伊南小学校で雨漏りしていると、田島中学校も雨漏りしております。これは父兄のほうから私のほうに電話が来ました。早速、私も行ってみました。間違いなく雨漏りしております。雪の降る前にやはり雨漏りを修理をして、屋根のペンキも塗って、そして、やっぱり耐

用年数を延ばすべきではないかというのが私の考え方でございます。

以上、大きな4点をよろしくお願ひしまして、自席のほうで質問をしたいと思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 11番、湯田秀春議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、第三セクター会社に関する1点目、株式会社さゆりの里の民間持ち分株式の町による買い上げの進捗状況についておただしがございました。

民間持ち分株式が665株ございます。このうち、9月1日現在で641株を取得し、町保有分1,300株と合わせますと保有率は98.8%となっています。残る24株、所有者9名についても売買については同意を得ているところでございますが、株券の紛失により売買契約を結べないため、株券再発行の手続を行っておりますので、再発行後、直ちに契約の手続に入りたい、このように考えております。

次に、2点目、第三セクター会社の統廃合の可能性及び今後のスケジュール計画についておただしがございました。第三セクター社は年間を通した観光誘客と経費節減などの経営努力を行っているところでありますが、それぞれの会社の決算状況を見ましても大変厳しい状況にございます。このため、将来を見据えた効率的な企業経営を考えた場合には第三セクター各社の統廃合も一つの選択肢と考えられます。

しかし、具体的にいつまでに統廃合という段階には今現在至っておりません。今後、第三セクター各社と会社の継続的、安定的な経営に向けた協議をしていく中で、統廃合の可能性についても検討課題として今後検討してまいりたいと考えております。

次に、3点目、正社員一人当たりの売上高で比較した場合の作業効率について問題はないか、こういうおただしがございましたが、正社員一人当たりの売上高は1,000万円から多いところでは3,500万円となっております。しかし、通年の臨時雇用や季節雇用者数、あるいはそれぞれの施設運営形態など各社に相違があることから一概に作業効率と結びつけることはできないものと考えております。

なお、第三セクター各社より作業効率、経営の改善に引き続き取り組むとの報告を受けておりますことをつけ加えさせていただきます。

次に、4点目、株式会社は本来独立採算であり、指定管理料は自立の芽を奪っていないか、こういうおただしがございました。第三セクター各社とも誘客拡大による収入増加や経費節減に努めるなど経営努力を行っております。町から指定管理料が支払われている第三セクター会社もほかの第三セクター会社と同様に自立に向けて銳意経営努力をしているところでございま

すので、引き続き地域の重要な雇用の場として安定的な経営が図られるよう支援を行ってまいりたい、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、5点目、株式会社南会津観光公社が民間の観光会社の経営を圧迫していないかとおただしがございましたが、株式会社南会津観光公社は滞在型、あるいは通年型観光客の誘客をはかることを目的として設立をいたしました。このため、旅行商品は教育旅行を中心とした町外からの受け入れに力を入れており、旅行事業の8割は町外から町内への誘客によるものでございます。

一方、町内における旅行業については町民の利便性を図るための旅館の手配、鉄道等の切符の手配を行っているもので、他の旅行業者と競合しないよう配慮をしているところであります。観光誘客は地域への経済効果が大きいことから、株式会社南会津観光公社が中心となり、他の第三セクター会社と連携をして南会津町へ観光誘客を図るための事業を今後とも積極的に展開することが必要である、このように考えております。首都圏等を中心に南会津をPRすることにより、他の旅行業者も含め地域全体が潤えるものと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、南会津地方広域市町村圏組合負担金の負担割合等に関する規程の「当分の間」とはいつまでのことか、こういうおただしがございました。この当分の間のとらえ方につきましては、構成町村間でさまざまな考えがあることは認識しております。組合運営の状況や広域行政のあり方を含めて、管理者会等でそれぞれ議論しながら、総合的に判断してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。また、現在の均等割算出法による年間負担額の影響額は平成20年度ベースで約430万円と試算しておりますので、ここでつけ加えをさせていただきます。

次に、国民健康保険税滞納者に関する1点目、中学生以下の子供がいる滞納世帯数と子供の人数についてのおただしがございましたが、国民健康保険税を滞納している世帯のうち、有効期限が短い短期被保険者証を交付している世帯は192世帯で、医療費の全額が自己負担となる資格証明書の交付対象世帯は20世帯となっており、合わせますと212世帯ですが、このうち中学生以下の子供がいる世帯は短期被保険者証交付世帯のみで、世帯数は28世帯、子供の人数にいたしましては47人となっております。

次に、2点目、監査の指摘の中で今後どのように対応していくかというおただしでございますが、国民健康保険税を滞納している世帯については納税に関する町民の公平感を疎外することのないよう、負担能力がありながら誠実性を欠くなど悪質な滞納者につきましては国民健康

保険法の定めるところにより厳正に対処していくこととしております。

また、誠意を持って柔軟な対応をすることが納付につながる場合が数多くございますので、それぞれの家庭の抱える事情を丁寧に酌み取りながら、きめ細やかな相談体制をとり、滞納の解消を図ってまいります。なお、短期被保険者証または資格証明書の交付の際には子供の診療を抑えることにつながらないよう指導してまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上、町長に求められました答弁とさせていただきますが、具体的な事項につきましては担当課長に答弁させますので、よろしくお願いをいたします。

○渡部康吉議長 教育長。

○横山恒廣教育長 私からは田島中学校体育館の雨漏り修理に関するお答えいたします。

田島中学校体育館の屋根の雨漏り修理を雪が降る前に実施すべきではないかとのおただしであります。15の小・中学校と1幼稚園があり、施設等の経常的な修繕に多額の費用が必要となっている状況であり、修繕に当たりましては優先的に修繕しなければならないところから修繕しているのが実情であります。

田島中学校体育館の屋根の雨漏りにつきましては、教育委員会としましても早急に修繕したいと考えておりますが、塗装をして雨漏りが解消するのか、一部ふきかえも必要なのかなどの施工方法を含めて現在、調査検討しているところであります。今後、関係部局と協議しながら対処してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。具体的な事項については担当課長より答えさせます。

○渡部康吉議長 11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 今ほど町長のほうから、教育長のほうから答弁がございました。何点かご質問したいと、こんなふうに思います。

さゆりの里の民間持ち分98%、大体そのくらいかなというふうに私も思ったわけですけれども、それも残りの人も全部一応オーケーというのかな、譲るよというようなサインをもらっているようで、これは時間の問題かなと。

それから、2点目のそれも必要性は認めているというふうに判断したわけですけれども、各社の統廃合に対する考え方というのかな、町長が一番おわかりだと思うんですけれども、その三セクの、例えば、スキー場で言えば3つの会社があるわけですけれども、その辺の統廃合についてのそういうその話し合いというのかな、そういったものがどの程度進んでいるのか、余りやられていないのか、あるいは会社だけでやっているのか、横のその三者でもって話し合いというのはやっているのかどうか、その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

これも以前に私の考え方といいますか進め方を説明したと思いますが、私はそれぞれの会社にはそれぞれ働いている社員がいるんです。この方々が全く知らないところで、いわゆる自分の新たな会社ができ上がるだろう、あるいは今後、自分の会社がどうなるんだろうと、こういう不安を持たせた合併のあり方は好ましくない、こう思っておりますので、現在、合併の協議はしておりません。

○渡部康吉議長 11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 それは、町長はそう言うわけですけども、それは町がね、それぞれ旧村で持ったり町で持つてたところが上の親が一緒になったわけだから、それにスキー場のほうの会社も一緒になっても一向におかしくないとは思うんだけど、その辺で町長がその必要性はないというふうに言い切るものが、私らには今いちよく、一つの町に3つのスキー場、あと会津高原リゾートは町の出資比率がかなり低いから何ともしてみようないんですけど、片方は町長が一人になったわけですから別にその辺はおかしくはないと思うんですけども、いかがでしょうか。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

ご存じだと思いますが、今、4つの商工会が合併に向けて協議をしております。これは私から合併をしましょうと言ったことは一度もありません。それから、森林組合、3つ森林組合があります。これ、合併する協議を今進めていません。ですから、その合併をしたほうがいいか悪いかも含めて、私はその合意形成のプロセス、過程というものはとても大事で、合併した後に不安を残さない、あるいは合併した後にだれが見ても体制がきちんと整備されて、今後経営が安定に向かう、そのためにはやはりその中で働く人の意識、やる気、これをいかに引き出しが大事なので、そのところはひとつご理解をいただいて、私は合併しないとは言ってない。ただ、合併するにしてもそういうプロセスを経て、やはり合併に向かうべきだと、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 その町長の思いはわかる。だけど、それだったら、さゆりの里の民間の株式何で買ったんだ、こうなっちゃうような感じするわけね。それについてどう思いますか。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

物事を判断する場合に狭義的に判断する場合、あるいはもう少し幅を広げて広義的に判断をする場合があると思いますね。

それで、例えば、さゆりの里についてはいわゆるこれまで当時、南郷村でそれぞれ南郷村の住民がやっぱり冬の間の雇用がどうしても必要だと、それをしないとトマト農家を含めて農業者がなかなか今後厳しいと、そういうこともあって下支えをしてきたんだと。そうしたときに限りなく資産価値がなくなっていく、これではゼロになつたら大変だと、こういう思いがあつてそれぞれの町以外の株主さんから、やっぱり資産価値が余り下がらないうちに、ひとつ町のほうで何とかご相談に乗っていただけませんか、こういう話もあったので、その中には、ですから議員がおっしゃるように統廃合という問題も全然なかつたわけではない。しかし、イコールそれが統合だというものではない。こういうことですので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 では、そういうことでわかりました。

それから、3番目、これ、先ほど言ったように町長のところにも多分一人当たりの売上高というのが多分行っているんだろうと。やはり、さっきも言ったように1,000万円から3,000万円、そこから言えば3倍なんだよね。一概に言えないというだけではなくて、やっぱり少しそれを見たときに町長、一応、株主の一人だからね、町長しかいないわけだからね。株主として見た場合に同じような、スキ一場とかいろいろやっていて、それはそれで3倍も開きがあつて何か感じませんでしたか。その感じたあれをひとつお答えください。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

まず、最初に確認をしておきたいんですが、町長一人しかいないと、こういう発言ですが、町長は確かに一人しかいませんが、町のいろいろな意味で責任を持つという意味で町長が存在します。したがいまして、例えば、株主総会とかさまざま、いわゆる取締役会とかという場合は、当然、町の関係する部署の担当者がそこに参加をいたしております、そういう会合以外にも定期的に実情の調査、あるいは指導に入っているということをまずご理解いただきたいと思います。

その上で、いわゆるその作業効率という問題は非常に大事な問題です。大事な問題ですが、

臨時の雇用の非常に多い会社、それから、臨時雇用から一歩進んで通年雇用にしている会社、あるいは正規の社員、この実態がかなり違います。それを一つの物差しでは比べられない。

しかし、そうはいっても作業効率とか、営業成績というのは当然、株式会社であっても、あるいは町であってもそれは当然評価されなければならないと思いますので、その前に私は事務分掌は一体どうなっている、つまり責任体制どうなっているのか、ここのところの調査をさせていただきます。つまり、一人の人が仕事をしていく上で権限が全く持たせられないで仕事をしろと言っても仕事はできません。こここのところが今それぞれの会社にばらつきがありますし、相対的に見ても実は株式会社としての民間の会社の形態をなしていないと言わざるを得ない。ここが非常に弱い。

ですから、こここのところを私は今後きちっと体制づくりを指導していきたい。その中で作業効率については求めていきたい、こう思っています。

○渡部康吉議長 11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 まさしく私もこれやったとき、こんなに差は出ないだろうと思ってやったんです。一たんやって、もう一回、間違いかなあということで担当の課長のほうへもう一回聞きました。ご存じのように、それぞれの第三セクターの会社の決算書というのを議長のところへ上がってきます。だから、そこで見ることができるわけですけれども、それで先ほどこうやつたら、どうしてもやっぱり3倍くらいになっちゃう。やはり、作業効率と書いたのは、忙しいところと暇なところと言つたら怒られるかもしれないけど、やはり一人で2役もひよつとしたら3人分ぐらいしている場合もあるのね。だから、そういう意味で、やはり今言ったように事務分掌というのになるかどうかわかんないけど、あなたはこの係だけですよと言われるよりはやっぱりそういうところはもう少し考えて、私もいろんな民間のところ知っていますけれども、やっぱり一人で何でもやる。それでも今大変だ。そして、今言ったみたいに一人当たり1,000万円から先ほど課長の言ったように3,500万円ですよね、3倍ぐらい違う。ですから、やはりこの辺は、私は統廃合になるとそういうのがよく見えてくるんだけど、ばらばらにしているとなかなか見づらいんじゃないかなということで、今回問題にしたわけです。

町長は町長でそれで、確かに株主は町長一人とも、98.8%だから大体ね、そういう意味で株主として町長一人という意味ですから、当然そのほかに役員とか何かいるでしょうから、そういう意味で言ったわけです。

それから、そういう意味で、私はこれ調べたら指定管理料ということで、さゆりの里のいわゆるスキー場の売り上げね、リフト料なんだかどうだかわからんけど、それは幾らになって

いますか。

○渡部康吉議長 企画観光課長。

○星 光幸企画観光課長 お答えいたします。

スキー場分は幾らかということなんですが、指定管理の場合、スキー場、さゆり荘、きらら
289で全体で積算して……

〔発言する者あり〕

○星 光幸企画観光課長 お答えいたします。

スキー場の売り上げは1億1,517万3,000円でございます。

〔発言する者あり〕

○渡部康吉議長 11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 すみませんでした。さゆりの里には特別、指定管理料として多く、
ことしは20年度は3,000万円かな、去年は4,000万円ということで、非常にかなりの、多額の
指定管理料をやっているわけです。そうすると、当然、よそだってそれを見ているわけですか
らね。だから、私はそれ非常に多いんじゃないかなというようなのが感じ持っているわけです。
ですから、当然、そういった意味で余り大きな指定管理料をやると、やっぱり、しかもリフト
料と同じくらいだなんて言えば働く気がなくなってしまうんじゃないかなと、こういうことで
自立の芽を奪っていないかということも言ったわけですけれども、このことに関してことしは
1,000万減らした、3,000万円。

だけど、私がわかんないのは、何かホテルがあるでしょう、向かい側に。そっちのほうから
の指定管理料というのは何ぼくらいになっているかわかりますか。

○渡部康吉議長 企画観光課長。

○星 光幸企画観光課長 お答えいたします。

ホテル南郷の指定管理料は6,500万円とお聞きしております。

○渡部康吉議長 11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 それは、さいたま市から六千何百万持ってもらっている。指定管理
料そんなにもらっているの。そしたら、2つ合わせて約1億円近くなっちゃうんじゃないの、
指定管理料。そういうふうに見ていいの。指定管理料、両方から、南会津町とさいたま市から
は1億円くらいもらっていると、こういうふうに理解していいわけですか。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

さゆりの里の株式会社としてはそう見ていいと思いますよ。ただ、さいたま市さんが直営で委託をしていたものを指定管理者制度に変えたということですから、そのときに指定管理者として応募、さゆりの里はして、その指定を受けたと。その結果が6,500万円、こういうふうに御理解いただければよろしいんじゃないでしょうか。

○渡部康吉議長 11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 私も今聞いてびっくりしました。これは決算書には書いてないんですね。かなり、さゆりの里さんは裕福だなど、こんなふうに思いました。

いずれにしても、前に私は損益分岐点ということで言ってみたり、今回は一人当たりの売り上げ高で分析したりということで、これ普通、民間手法でそういうふうにやっていますからね、そういった形でそこも株式会社なんで、やはりそういういろんな物差しで見て、やはりこうしたほうがいいんじゃないかというようなことをアピールしたわけでございます。

それで、株式会社観光公社についてちょっとお伺いしたいんですけども、今回の一般行政報告書、これ見ますと4ページのところに株式会社南会津観光公社のことについて、地域の経済効果は約5,000万円と見込んでありました。この根拠ですね。5,000万円という根拠をお示しいただきたい。

○渡部康吉議長 企画観光課長。

○星 光幸企画観光課長 お答えいたします。

公社からの報告によりますと、旅行部門で約3,400万円、それからイベントで500万円、それから農産物で1,000万円、その他、レンタカー等で100万円ということで約5,000万円というふうに報告いただいております。

○渡部康吉議長 11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 私もその経済効果の積算ってどうやってやるんだかわからないんだけど、もっとどういうふうなことをしたら経済効果って出るのか、どういうふうに計算の仕方いうのかな。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

経済効果の出し方というのはそれぞれのその企業の種類といいますか、資質といいますか、性質があつて変わるんだろうと思いますけども、私はこの南会津観光公社の経済効果の試算の出し方っていうのは、要するに、どれだけ地域にお金が入ってきたかということだと思います。教育旅行で言えば、主に第三セクターのホテルもあるでしょうし、あるいは民宿もあるでしょ

うし、今回民泊もやっていますから、あるいはお米で言えば農家の方々に入った収入、これらが相対的に売り上げとして出てきた、そういうことで計算されたとこういうふうに認識しております。

○渡部康吉議長 11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 では、それはわかりました。5,000万円ね、それから、町長の話ですと2割がこの町民がほかへ旅行へ行ったときのあっせんをしたと、こういうふうに理解していいですか。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えいたします。

専門用語で言うとインバウンド、アウトバウンドとこういうふうに言っているらしいんですが、基本的にはそういう考え方で間違いないというふうに思います。ただ、その中には行ったり来たりという部分もありますから、すべてがいわゆる素数ということではないかと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 私もそういうふうになるんじゃないかなと思っていたらやはりなったわけで、町長はそれほどでないというふうに思っているかもしれません、私はやはり税金でやっている会社が、今までやっている民間会社、そういったものに余り圧迫してはならないと、こんなふうに私は思っているわけです。実際、そこに携わっている人は町税も納めてライバル関係にあるわけですから、そういった人の気持ちもやっぱり酌み取って、そういった人はたまたまものでないわけですから、ひとつそういった形にならないように私は望むものですが、再度その辺の決意というんですかね、町長としてどういうふうにお考えになっているかお伺いしたいと思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

議員もこれまで取引、いろんな意味で取引をした経験があると思いますが、人は数字だけで動くものではない。人間は感情を持っていますよね。そうしますと、先ほどちょっと申し上げましたが、農家で売り残りの米はどのくらいあるのかということを農林課のほうで調べさせていただきました。それを今後どうするんですか、そういったときに、いや、このまま売る先ないんですといったときに、こういう条件、こういう条件を満たしていただけますか。もし、満たしていただけるんであれば観光公社のほうで少し売る先を見つけてあげましょうかと言った

ときに、その方々が意気に感じて、じゃあ、私たちの旅行は観光公社に頼もうやと、こういうケースはあり得るんですね。でも、無理やり新たにそういう民間の旅行企画をつくり上げて、いわゆるこちらから旅行の紹介をすると、そういうことはしていないと思います。

したがいまして、私はぜひお互いに切磋琢磨をしながらいい企画商品をつくって、いいサービスをしていっていただきたい。私は、先ほど申し上げましたようにこのことには十分配慮をして積極的にそういうものは勧めない、こういう指導をしていきたいと思います。

○渡部康吉議長 11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 じゃあ、あれだね、町長、やっぱりそのように、今は2割だと。それが後で3割とか4割に行かないように、ひとつお願いしたいなと思います。

それで、次に大きな2点目に行きたいと思うんですけども、これ、南会津町広域町村圏の負担金についてでございますが、町長も普通は、私らも本当はこれ余りよくわからなかつたんですけど、3月の定例会で町長が一番最初このことを言ったような感じするんですよ、私はね。要するに、何てそのとき言ったかって、4人の管理者、管理者と副管理者でずっと話してもらあかねえ。じゃあ、それからということで、何かちょっと南会津がちょっと譲って、何か妥協の産物で当分の間になったような、間違いだったら許してくださいよ。そうすると、こうも言っているんですよ。政治家だから、政治家っていうのは4年だ。だから、そのちょうど区切りのいいようなところでやっぱり協議する必要あるなど、こうも言っているわけですよ。ちょうど今3年目ですよ、18年に合併したわけです、18、19、20と。これ、来年はやっぱりこういういつまでも、なくなった伊南、南郷、館岩なんていうそういう7つの物差しでやるべきでないと思うんです。それは町長からは切ないかもしれません。相手がいるからとこうなるかもしれません。ただけど、やはり町長の意気込みは我々にもこう伝わってくるし、それは課長のほうにも伝わってくるわけですから、正直のところ言うとこの辺で協議だと、3年だろうと、こう言ってもらいたい感じもするんだけど、もう一回、ほかの管理者は10年って言っているわけですから、町長の意気込みをひとつお願いします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

これは、11番議員も広域の議員でありますので、多分聞き漏らさなければわかっていると思いますが、ここに6番議員の質問があったときに、私は「3年も経過したので、ここでひとつ見直しの検討に入りましょう」と、こういうふうに申し上げております。ただ、その後、副管理者に聞いたら、先ほどのお話のように3人とも10年だと認識していると、こういう答えだっ

たんですね。これはそなばかりはいかない。ただ、これが合併協議のときに私はすべて、100%、100% 7つの町村のときと同じ負担割合を全部南会津が受けてくれと、こういう話だったんですね。それは絶対に聞けない。私どものほうの合併効果が生まれない。そこで、私のほうでも試案を出す。それぞれの町村が試案を出して、これならばという線が3つ最後に示されていますね。それで、現在の、いわゆる先ほど申し上げたように、私のほうで430万円くらいということですね。これを今後どうなるかわかりませんが、只見の町長さん、下郷の町長さん、檜枝岐村の村長さんとどう縮めていくかという協議はこの次の管理者会から始めます。

○渡部康吉議長 11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 それは大変いい、もう後言うなというような意見も、やじも入りましたんで言いません。非常に心強く思います。それで、一生懸命、今、町長はね430万円と。私とこ2,400万円とこう書いてあるの何かうそみたいですから、総務課長、いわゆる難しい言葉で言うと合併算定がえとか一本算定とこうやってね、私はそういう難しい言葉だめなんだ。だから、合併前の7町村での物差しと合併後の4町村でやった物差し、難しい専門用語で言うと合併算定がえと一本算定なんだけど、その場合の消防費の差額、これお願ひします。

○渡部康吉議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 お答えいたします。

簡単にというお話ですが、ちょっと難しくなるかもしれませんので、その辺はちょっと御了解いただきたいと思いますが、2つに分けて考えるべきだと思います。

それで、1点目につきましては、均等割の部分ですね。この部分については町長答弁のとおり430万円、こういうことでございまして、それで議員のお話にありました残りの2,000万円につきましては、交付税の算定上の合併特例の部分と一本算定の部分の差額、その部分についての負担だと、こういうふうな理解の仕方をしております。

それで、平成20年度の交付税の算定が終わりましたが、実は消防費の交付税の基準財政需要額で申しますと、一本算定と合併算定がえの差というのはどのくらいあるのかと言いますと、7,900万円ほどございます。ですから、この7,900万円に基本的に基準財政需要額として6割分相当みますので、さらにそこに南会津町の負担割合をきれいな数字ではありませんけども約4割ということで見ますと、それらを乗じますとやはり1,850万円ほどになると、こういうことの理解でございます。

○渡部康吉議長 11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 それを聞きたかった。1,850万円、そうすると、あと400万円入れ

ると何ぼある、2,200万円、まあ、私が2,400万円言ったけど大体それに近いわけですから、いずれにしてもこれだけの差があるわけですよ、物差しが違うことによって。その物差し、だけど、今はもう館岩も伊南も南郷も田島もないんだから、南会津町なんだから、だから、あくまでもこれはその一本算定というかな、それでやるべきだと思う。そして、この首長の4人の考えが当分の間の考えが10年と、うちらのほうが3年だろうとこう思っているんですけども、それだけが違う。そうすると7年が違う。やっぱり7年がこの金額でずっといかれたら大変な金額になるんですよね。仮に2,000万円としても、1億4,000万円ほどですから、本当にこれは我々広域の議員としても一生懸命勉強して頑張る必要があるのかな、こんなふうに思います。ここは、2番目は終わります。

3番目、国民健康保険の滞納者ということで、先ほどないのかなあと思ったら28世帯、47人いたと、こういうことです。なぜ私、今回こういうことしたかというと、先ほどもちょっと演壇で言ったんですけども、やはりオギヤーと生まれたときから義務教育終わるまでは、子供は何にもできないですね。親が確かに貧富の差というのも私は、みんなで社会が子供を助けてやるべきだ。この助けてやるべきだというときに、中には全部無料だという人もいるんだけど、私はやっぱりうちらも財政厳しいから無料というのは余りよくないんですね、私は。これはいろいろ異論があるから、無料にしないでせめて9割負担して1割は民。でも、こう言つてもなかなかこうなんないと思いますけども、私としてはそういった意味で9割を面倒見るべきじゃないかな。そうすると、子供がさっき言ったように親がどうのこうのって、貧富の差で関係なく1割負担で済むわけですから、こういったこともひとつ、よそにないと思うよ。ないから私、言っているんです。

そして、もう一つ言いたいのは、これをやると私個人的には医者が来ます。医者が来ます。何でそういうふうに言うかというと、この前も文教で行きました。産婦人科になる人ゼロって書いてあります、しようがない。そうなんです。要するに、医者の世界は激務です、みんなそれは、みんな激務はわかっていますけども、それはなぜか。普通に仕事をして当直って今、夜やって、そしてまた今夜、36時間くらい働くんですよ。これ、3回くらいやっているんですよ、1カ月に。そうすると、体大変ですよ、これ。そして、何でやっているかというと、当直のときには、基本的にあそこよく見ると緊急を要するというんです。ところが、無料なもんだから医者にかかっちゃうんです。そういう心ない人もいるわけですよ。そして、薬もただなんですよ。昔、我々のときは、富山の置き薬があって、ちょっとしたくらいやつたらみんなそれで対処したんですよ。あしたまでがまんしろとかね。そうすると、やはり私は本当にこの県立南会

津病院を残したいというときには皆さん方、議員の皆さんもそうですけども、みんな本当に考えてください。無料が本当にいいのかと。異論もあるでしょう、いいです。どんどん交わせて、そして、このことを私は訴えたいなと思っているんです。

というのは、私にもそういう医療関係者がいるもんだから、余り大きくは言えないんだけど、その実態を知っているもんですから、そこを訴えたいなと思ってこんなことを言っているわけでございます。このことについてもう時間がないんで、5分しかないんで、ここはいいです。

じゃ、4番目。教育長、先ほど2番議員が言ったようにやっぱりあれはひどいですよ。何だっけ、これから調査。今回ね、教育長さんわかっているように2億3,700万円って思いのほか多いって見てます。町長の顔がもうにんまりしているから。このときなんですよ、やっぱり。7月ですって言うんだから、やっぱりこれちゃんとやってけろと、これ言ったんです、要望したんですか。今回の9月の補正にやってけろと、こう要望したんですか。それをお聞きしたいです。

○渡部康吉議長 学校教育課長。

○斎藤友一学校教育課長 お答えいたします。

補正の要求があったのかというようなことでございますが、まず、今回、財政が厳しい中、また燃料費の高騰する中で考慮をいたしまして、来年度というような要望をしているというようなことで考えておりました。

以上でございます。

○渡部康吉議長 11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 私はもう2番議員と同じですよ。町民から子供を、通っている親から雨漏りしていつまでおくんだと、町会議員だって悪く言われるんですよ。きのう、各委員会でどういうことやった。思った以上にお金入った。土地開発基金のほうさ、土地買戻しというようなことやった。普通の家だったら、思った以上のお金が入ってきたら、まずは雨漏っているところ直すでしょう。そして、その後で貯金するでしょう。それをやらないでいきなり貯金する。教育長さん、もう少し町長とその辺話し合って、やっぱり住民はこのお金を使ってもらいたい。そして、1年たつとまたひどいんですよ、これ耐用年数って書いてあるでしょう。みんな、どこの家だって余りさびないうちにペンキ塗るんです。そうすると長持ちする。もうあれ、さびてひどいですよ。

ですから、これは緊急性を要すると思いますので、2番議員も私も同じ。行ってみました、雨漏りしています。これは大変危険でもありますから、ぜひともそんな来年なんていうこと言

っていないで検討してください。

以上で、一般質問終わります。

○渡部康吉議長 以上で、11番、湯田秀春君の一般質問を終わります。



◇ 菅 家 幸 弘 議員

○渡部康吉議長 次に、18番、菅家幸弘君の登壇を許します。

18番、菅家幸弘君。

○18番 菅家幸弘議員 大変午後の時間で大分眠くなる時間でございますが、一生懸命ひとつ頑張っていきたいと思います。

2点ほど私、通告しておりますので、18番、菅家幸弘、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、1点目としまして、地域情報ネットワーク事業についてであります。

現在、町の情報通信網は田島、伊南、南郷地域のほとんどが光ケーブルにより高速通信のインターネットやメールなどが行える環境にありますが、館岩地域だけは民間事業者が参入しなかったこととテレビ放送の全地域が難視聴だったため、旧館岩村独自に情報通信網とあわせてケーブルテレビを整備した経過があります。

本来は、学校、医療機関、消防、警察などの情報ネットワークは安全、安心、緊急時の対応など広大な面積の南会津町には必要不可欠と思います。また、現在、本庁と3支所間だけが光ケーブルで結ばれているだけで出先機関との情報ネットワークが整備されていない状況のようですが、観光産業が半分以上を占める館岩地域では情報発信は重要な役割があります。地域医療の面でも遠隔地のため患者のCTなどの画像を送れる高度医療も必要となっております。館岩地域で整備したネットワーク事業については継続していくことはもちろんありますが、さらに進んだ事業展開が必要であると考えます。南会津町全体の情報整備の考え方、館岩地域の具体的な情報整備の考え方についてお聞きしたいと思います。

次に、道路案内の標識についてであります。

国道に設置されている道路案内標識は、合併後に田島、館岩、伊南、南郷の表示が消えて、南会津町の中での表示は下郷、只見、檜枝岐などの表示に変わっております。南会津町内に入ってきた観光客は目標を失ってしまう状況にありますが、福島県では道路標識の規則どおりに修正されたと思いますが、観光客や住民にとっては大変不親切となっております。県による4

地域の案内表示が可能かどうか、また可能でない場合は町単独で案内標識を設置していく考えはないか、お聞きしたいと思います。

以上2点、よろしくお願ひいたしたいと思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 18番、菅家幸弘議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、地域情報ネットワーク事業に関してのおただしがございました。町全体の情報整備の考え方につきましては、地域間の情報通信格差を解消し、行政サービスの向上を初め地域の活性化や地元産業、観光の振興、教育分野等での活用を図り、地域にある課題の解消を図るため、総合的な視点に立って情報通信の環境整備に努めてまいりたい、このように考えております。

また、館岩地域の具体的な情報整備の考え方につきましては、18番議員ご承知のとおり、採算面で民間通信事業者の参入が見込めなかつたことなどから平成14年に情報センターを基点に各公共施設をネットワークするため、光ファイバーによる専用回線を接続し、情報通信の基盤を整備いたしました。さらに、テレビ難視聴世帯の解消と高速インターネット環境整備を目的として平成15年、16年度2ヵ年継続事業で全家庭、法人事業所、公共施設で利用可能とするケーブルテレビ事業を実施して、館岩地域の皆さんにご利用をいただいております。

今後、館岩地域の具体的な計画につきましては、光ファイバーなど高速通信網の基盤が整つた今、観光産業や高度医療等での利用等について検討していく必要がありますが、セキュリティの問題や新たな専用回線の整備などが必要となることから、町全体の情報整備の中で検討してまいりたいと、このように考えております。

次に、道路案内標識に関してのおただしでございますが、国道及び県道に県が設置する道路案内標識の表示地名につきましては、平成の大合併が行われたことに伴い、平成17年8月25日付、国土交通省の通達に基づきまして東北ブロック標識適正化委員会福島県部会において県内の表示基準が定められ、その中で南会津町に連絡する国道及び県道におきましては「南会津」と表示することとされております。また、南会津町内の国道及び県道におきましては、市町村合併後も字名等として地名が残っている田島については表示することができますが、地名が存在しない旧3村につきましては表示することができないとされております。

町単独で国道及び県道に道路案内標識を設置する場合におきましても、県の道路占用許可を受ける必要があり、その際、旧3村名の表示は許可できない、このように聞いておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上、お答えを申し上げましたが、具体的な事項につきましては担当課長に答弁させますので、よろしくお願ひをいたします。

○渡部康吉議長 18番、菅家幸弘君。

○18番 菅家幸弘議員 ただいま町長さんより玉虫色の答弁でございましたが、2、3質問したいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、現在、館岩村の状況におきましては、テレビの2チャンネルの放送が今、8月8日、9日よりの伝達が全然受けられないという状況になっておりまして、同じ状況が毎日流れているだけで全然それ以降の連絡ごと、行事というものが全然動いていない状況で、これはたしかセキュリティーが壊れているのかなと、そういう状況になっているのかちょっとお伺いをしたいと思います。

それで、旧館岩村におきましては、まず無医村になるということで一生懸命、議会と町とで医者がいなくなる状況になるために東京で活躍されておられてなかなかこういう山の山間地に来られないという状況であったんですけども、いわゆる地域医療を志してやりたい、温泉療法をやりたいと、そういった先生がいらっしゃったもんですから、地域医療のために一人の先生が館岩村に来られまして、介護老人保健施設、高齢者を元気に自宅に戻らせるよう日々治療を行っているわけでございます。高齢者や子供が何時間もかけて総合病院に行くのは大変なことであります。住民に少しでも負担を軽減し、安心な医療を受けるために総合病院に行かなくとも地域で医療を行える環境を整えていくのが私の町の役割ではないかと思います。

そういう意味で、うちのほうにあります愛輝診療所でございますが、遠隔医療も行いながらCTなどの画像診断による医療を実現するためにも情報整備は必要だと思いますが、情報の整備について積極的に取り組む考えはないか、再度お伺いをいたしたいと思います。

○渡部康吉議長 館岩総合支所長。

○星 廣政館岩総合支所長 お答えをいたします。

ケーブルテレビの2チャンネルの関係なんですが、従来は地元で直したんですが、今回は文字放送のサーバーがシステムを再構築しないとだめだということで業者さんに送っておりますので、現在10日ほどかかっているんですが、間もなく直ると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○渡部康吉議長 企画観光課長。

○星 光幸企画観光課長 お答えいたします。

情報の整備ということでございますが、ひとつここでネットワークの整理をさせていただく

必要があるかと思います。18年3月の市町村合併時に本町、それから各総合支所に光ケーブルシステムございます。それから、行政イントラが使用されていました。それらを一応ネットワークでつなぐという設定を行いました。その後、ご存じのようにブロードバンド基盤整備事業によって本町、それから各総合支所間を光ファイバーで結んだところでございます。したがって、現在、本庁のサーバーのほかに各総合支所にそれぞれサーバーがございます。したがいまして、館岩と伊南支所のサーバーと本庁につきましては、現在、通信事業者を利用したネットワークが存在してございます。

それで、課題といったしましては、町所有の光ファイバーを敷設しておりますので、それを使ったネットワークというものを考えております。それによって当然、維持管理費用、ランニングコストの削減等が図られるだろうと。さらに、問題は館岩、伊南、それぞれのネットワーク、これが地域イントラが公の施設以外の民間施設とのネットワークも含まれておりますので、その辺もあわせて整備をさせていただいて、行政情報の出先を制限しまして、最大の目的であります個人情報等の流出を何とか防ぎたいというふうに考えております。その辺ありますので、ネットワークは従来のものと今度のものとで整理させていただく必要があるというふうに考えております。

その上で、議員おただしの情報の高度化の活用の問題なんですが、これにつきましては今、傾向といったしまして高度医療、それから教育、それから地域のコミュニティー等に活用されておりまして、例えば、高度医療の場合は西会津町が進んでおりますが、これらにつきましても町の敷設した光ファイバーを活用して可能であるというふうには推測しておりますが、これについても整備するためにも相当の資金が要りますし、また民間企業の場合、民間の本来であれば行政のネットワークと接続することは望ましくありませんので、民間同士の通信事業者を使ったアクセス関係になろうかなというふうには思いますが、その辺もあわせて今後検討する必要があるというふうに考えております。

○渡部康吉議長 18番、菅家幸弘君。

○18番 菅家幸弘議員 大変、企画さんのはうから、課長さんのはうから答弁をいただいておるんですけども、館岩独自の通信網をつくった現在、一番最初に4町村の中では一番先につくったわけでございますもんで、大体年数的にも平成12年ですか、そのころにやったやつですから、もうセキュリティー、サーバーなども大分壊れる状況になっておるわけですから、やはりこの状況にあって館岩村の場合はもともと議会の中でも議会中継をしたり、皆さんに情報をいち早く流したり、老人のひとり暮らしの人たちに対する2チャンネルの活用ということが

非常に進んで、テレビ局じゃないですけどもそれだけの通信網を使ったことをやろうという議会の全員の議決で行ってきたわけの現在でございます。

そういう中におきまして、やはり館岩村が進んできたことがよかったです、今現在、おくれてその状況に光ファイバーというものが入ってきて、その状況がつなげない状況になっておりますもんですから、何とかこのケーブルのつなぎを今後行っていただきたいと思います。

やはり、今現在、インターネットというものは皆さんご存じのとおり情報の収集のみならず、情報の発信の機能を持っております。全世界的に共通の新しい双方向メディアであります。南会津町でもこういう山間地域は特に地域活性化には欠かせないものだと私は思っております。現在、光ケーブルの速さというか、私もちよつとそういうところ勉強不足でございますが、新幹線と飛行機の差があるのかどうなのか、そういう状況でございますから、何としてもその館岩の今現在のインフラ整備の状況がちょっとした状況でおくれているわけではないんですけども、既存の施設を何とか活用しながら進めていっていきたいと思います。

次に、私、先日、総務委員会で視察研修を行ってまいりました。それはどこかというと、岐阜県の揖斐川町という南会津町のほぼ同じ面積を有する803平方キロメートルの1町5村、1つの町と5つの村が合わさった広域的な町を研修してまいりました。その町のやはり重点施策というものが非常に私たちの説明を聞きますと、1つは地域情報、2つ目が道路、そして3つ目が公共交通。これが地域情報は全世帯にケーブルテレビを設置する施策を行っており、いずれも広域のためにネットワークを結び、住民からの要望により着実に成果があらわれていました。合併のまちづくり計画に上げられた重点施策の中で、着実に揖斐川町は実行されているという感想をしてまいりました。

我が町も、南会津町でも情報基盤整備が大体整った現在であります。まちづくりの行政視察も見られるようでございますが、さらに全国から視察研修に来られるよう、財政状況もわかりますが、ここで重点的な施策に取り組んでいかないと南会津町は情報から取り残されていくんじゃないかと思いますが、再度、情報の整備について重点施策として取り組む考えはないか、お伺いをいたします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

最初の私の答弁が玉虫色ということですから、これ以上の答弁はありません。

○渡部康吉議長 18番、菅家幸弘君。

○18番 菅家幸弘議員 町長の答弁がそういう状況でけられたということは私もちよつと

ませんが、とにかく4町村が平均な、不公平感がないように、ひとつインターネットの情報網はひとつよろしくお願ひしたいと思います。

次に、道路案内の標識についてであります、広域的な案内表示について旧町村名の地域表示はやはり私は必要だと思います。合併してから3年目になりますが、いまだに合併したことを見らない観光客もおります。南会津町が全国的に知名度がないのも事実であります。いずれ南会津町のそれぞれの地域が認識されると思いますが、それに南会津町、田島、南会津町館岩、南会津町伊南、南会津南郷と国道の、県道の分岐的に地域表示を設置する考えはないかお伺いをいたします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

先ほど申し上げたように、する考えはありません。

○渡部康吉議長 18番、菅家幸弘君。

○18番 菅家幸弘議員 する考えはないと、町長の答弁であります、私は121号線、早坂の分岐点、352線の分岐点、その国道の標識を見ますと、ほとんど檜枝岐村、只見町、下郷と若松、そういう標識にもう全部変えられている状況でありますもんですから、南会津町4町村の合併した中において全然その地域間が全くわからなくなってきたような状況でありますので、やはりそこに352号線の館岩地域に対する温泉郷とか前沢の曲がりや集落と、そういう地域を案内するような看板を県のほうにお願いすることはできないのかを再度お願いしたいと思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えいたします。

先ほど申し上げたように、いわゆる住所表示の中には掲げることはできないということですから、その前沢とか番屋とか、そういう地域の表示については私はこれは県とあるいは町が協議をしながら適切な案内板として可能性はあるんだろうと思います。

ただ、議員がおっしゃっているように、すべて町の責任のようになりますが、荒海宿と、荒海地区はみずから発展支援事業なんかも随分使っていただいておりますが、その荒海宿という表示を荒海地区の集落の区長さん方が力を合わせてやっているんですね。そういうことでもできると。そういうことで、できないものについては、やはり町でお互いに協力して体制をとつてやっていこうと。こういう事柄は前向きに考えられると、こう思っております。

○渡部康吉議長 18番、菅家幸弘君。

○18番 菅家幸弘議員 やはり今は車の中にある程度の地域の情報は入るんありますが、やはり一番車を走っている上で、国道沿いに走る大きな看板というのが一番皆さん目印として動いているという状況であると思うんです。こういった中におきまして、やはりその地域の観光施設を見せるには私はそういう施設が、幾らその地域間で看板をつくるといつても看板の統一性がないんでは、私は看板のよさとか地域の美しさを出すことはできないと思うんですけども、そこはどのようにお考えでしょうか。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

先ほどもちょっと申し上げましたが、物事を考え判断する場合に狭い領域で考えるか、幅を広げて考えるかという考え方方がございますし、判断の仕方もありますね。それで、私が第三セクターの会議に出たり、あるいは民宿、あるいはまた旅館業等の方々と懇談をする際にはほとんどあらかじめ調べてくると、こういう方が多いそうですよ。

ですから、あらかじめ調べてくる方はおおよそその分岐点はわかっていて、むしろそこに入った後のサービスをどうするかということも私は大事だと思いますので、私はだから町ができる、あるいは地域で力を合わせることができるとすれば、そういう方法でここを訪れる方々にしっかりとサービスを提供していきたい、こう思っております。

○渡部康吉議長 18番、菅家幸弘君。

○18番 菅家幸弘議員 町長との見解の相違もあるんでしょうけども、私はやはりまちづくりの中には景観というものが一番必要ではないかと思います。やはり景観をつくることによって地域がよくなるんではないかと思います。

事務報告の中でも先般、委員会の中ではあったんですけども、やはり町の景観計画策定事業、基本的な推進のために景観条例を制定する必要があるかということで、私、前に副町長、杉浦さんのときにお話ししたことあるんですけども、そしたら、この9月の定例議会には景観条例を上げたいというようなお話があったんですけども、そういう状況が今回の委員会の中で景観まちづくり町民会議というのが延べ24回行われたというだけであって、何らその町民に対してもそういう発表の場もないし、シンポジウムの場もないから、そういうことはどのように考えておられるか、1つ。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

議員がおっしゃるように、景観って私もないがしろにできないというふうに思っています。

しかし、地域づくりというのは景観だけではなくて、そこに住む人物、つまり人情、さらにはそこでとれる生産物、あるいはまた加工品、あるいはまた先ほどから話になっているように教育、福祉、さまざまな分野から総合的に判断をしていかなければならない。私は今、私が認識する景観としては、長期的に取り組む必要はあるけれども急いでやる優先順位はそれほど高くない、こう認識しております。

○渡部康吉議長 18番、菅家幸弘君。

○18番 菅家幸弘議員 それでは、最後ですけれども、その景観条例というものをこの9月の定例議会に上がってこなかったですけれども、12月までに景観条例を上げる考えがおありかどうかお伺いをいたします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

それも含めて今後検討させていただきたいと思います。

○渡部康吉議長 18番、菅家幸弘君。

○18番 菅家幸弘議員 これで、私の質問を終わります。

○渡部康吉議長 以上で、18番、菅家幸弘君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。2時45分まで休憩します。

休憩 午後 2時25分

再開 午後 2時45分

○渡部康吉議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◇ 芳賀沼 順一 議員

○渡部康吉議長 次に、17番、芳賀沼順一君の登壇を許します。

17番、芳賀沼順一君。

○17番 芳賀沼順一議員 議席番号17番、芳賀沼順一。

通告に従って一般質問をいたします。

まず初めに、やまなみ泊覧会についてでございますが、平成21年度に開催されますやまなみ泊覧会については新しい町の観光交流事業として私も大変期待をしております。開催までいよいよあと半年と迫ってきました。私も何か協力するものはできないということであちこちいろいろ聞いていますが、なかなか漠としてわかりません。委員会の中でもお聞きをしたり、いろんなところで聞いていますが、6月議会には企画観光課の説明を受けました。また、今議会でも再び直轄政策室でやるというようなことにもなりました。いろんなことを見ますと、非常に町長が悩んでいるような気も、私が勝手にそう思っているのかもしれません、何となくそう思って本当にご苦労さまでと、こう私も思います。それだけに何か協力をしたい。今のところ町長の意図するところが実行委員会に伝わっていないんではないかと、こんな気もいたします。全国公募によってのキャッチフレーズも「ただいまを言いたくて、おかえりを聞きたくて。」と決定したとの報告もありました。私たち議会も成功に向けて一致協力するためにも何点かを伺います。

まず1点目に、集落との懇談を行っているとございますが、何集落と懇談したのか、また、住民の反応はどうなのか。

2点目には、体験プログラムの主なプログラムは何か。

3点目に、目標としています来町200万人100万泊の具体的な内容、もちろんこの目標の数そのものが大事ではないという話も聞いたことがございますが、やっぱり物事には目標が絶対必要なので、この目標は私は大事だと思います。

それから、4つ目に、町民にはどんな協力を求めるのか。町全体として一体としてやるんだという町長の話もありましたが、どんな協力を求め、また協力を求めたときに、その一般町民はこの成功によって何を期待すればいいのか。私たちはどういう喜びがあるのか。

以上4点を伺います。

次に、先ほども18番議員からの質問もございましたが、光ケーブルの利用についてでございます。私たちが2011年からいよいよ地上デジタルの放送が始まります。私は3月議会でも質問はいたしましたが、この受信不能地域、非常に多い。私たちの塩江地区も有線で見ております。この地域に現在、せっかく通した光ケーブルをこの整備地域だけでもテレビ受信ができるように、そう利用する考えはないか伺います。館岩地区では何とかT V……。

[「CATV」と言う者あり]

CATVでやっているということなので、先ほど私たちのことしの視察の話もありましたが、視察した揖斐川町では1戸から1,200円を取って、全戸それでテレビを見れるんだという話も

ありましたけれども、せっかく防災無線はできましたが、あれはあれとして今後整備をしていくためにはどれぐらいの費用がかかるのか、試算ができれば伺いたいと思います。

以上、演壇での質問を終わります。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 17番、芳賀沼順一議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、やまなみ泊覧会に関する1点目でございます。集落との懇談についてのおただしがございましたが、潜在資源の掘り起こしや既存資源を活用していくため、これまで18会場で42行政区の方々と懇談をしてまいりました。その上で、途絶えていた年中行事をやまなみ泊覧会をきっかけに復活してみたいという声や地域内の景観や施設を利用したイベントの提案、さらには地域内で伝統技術を持っている方々の紹介などさまざまな意見等が出されており、自分たちにできることは具体的に何なのか、地域にどのような資源があるのかを主体的に考えていく大変よい機会になっていると、このように考えております。

次に、2点目でございますが、体験プログラムに関しておただしがございました。やまなみ泊覧会基本計画概要版にも若干掲載してございますが、体験プログラムの素材には、地域の資源資源、それから伝統文化、食文化、そして温泉や人的資源など四季を通したすべての地域資源の活用を考えております。

例えば、自然体験では源流を探し求める登山や親子でのアカハラ漁の体験、冬のマタギ体験、食文化ではそば打ち体験を初め、笹巻、しんごろう、はつとうづくりや郷土料理等地酒の楽しみ方講座などを検討しております。このほかにも、農林業体験、工芸体験、スポーツ、アウトドア、歴史、伝統文化などさまざまな分野で多くの体験メニューを考えているところであります。

こうした地域資源を体験メニュー化することにより、地域から忘れ去られようとしている人の技や知恵、あるいは自然との共生が継承され、訪れる人々に対して新たな発見や感動を与えることができるものと考えております。

また、現在も各地域部会、集落座談会、町職員から多くのアイデアが出されておりますので、それよりよい内容のものについては採用し、今後も体験プログラムの充実を図ってまいりたいと、このように考えております。

次に、3点目、動員目標である来町200万人、100万泊に関するおただしでありますが、200万人につきましては各スキー場や道の駅などの町内主要観光施設における平成18年の現況入り込み客数146万6,509人をもとにいたしまして、町内各主要観光施設の入り込み客数目標を193

万2,000人に定め、そこに平成17年度の都市交流事業等の現況入り込み客数6万5,324人をもとにして交流人口目標を6万8,000人に設定した数字を加えております。

また、100万泊に関しましては、町内のホテル、民宿、旅館、ペンション等宿泊施設の収容可能人員を調査いたしましたところ、一日約5,800人であったことから宿泊施設全体の年間稼働率の目標を平均40%と設定をし、約85万泊、そこに各キャンプ場、さいたま市立館岩少年自然の家、民泊、佐藤栄学園及び芝浦工業大学の学外施設の利用者及び帰省客数や帰省回数の增加分を加えまして、区切りのよい数字である100万泊としたところであります。

なお、動員目標の200万人、100万泊につきましては、延べ200万人の方に来ていただけるよう、そして、延べ100万泊していただけるような受け入れ体制の構築をも目指していこう、こういう意味がございますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

次に、4点目、町民にどんな協力を求めるのか、また、一般町民は何を期待するのか、このようなおただしがございました。やまなみ泊覧会が目指すものは、この地域のよいところを次の世代に引き継いでいこうということでございます。それは、美しい自然であったり、生活の知恵であったり、あるいはまた家庭料理であったりとさまざまな分野が考えられます。それが訪れる方のいやしにつながり、リピーターがふえることにつながるのではないか、このように考えております。肩ひじを張った何かをするのではなく、私たちが生活している日常を充実させながら、訪れる方にこの地域を満喫していただくことがやまなみ泊覧会の目的であります。やまなみ泊覧会は地域づくり型の博覧会です。これを契機に地域に埋もれている資源を発掘し、地域課題を解決しながら、住みよい南会津町創造のため行動を起こすきっかけとするものですから、協力という形にこだわらず住民の自発的な取り組みが起こる火種をつくることが大変大事かと、このように考えております。また、やまなみ泊覧会をきっかけとして交流人口の増加が期待でき、これにより特産品の開発や販売、地域内の消費がふえ、経済の活性化が図られるものと考えております。

次に、光ケーブルの利用に関してのおただしでございますが、光ケーブルの利用による費用は受信アンテナ等の共有施設や設備で3,000万円程度かかる見込みであります。また、各共聴施設にかかる経費は光ファイバーの中継部から各共聴施設までの距離に応じたケーブル引き込み等の経費が加算されるとともに、共聴施設から各家庭への同軸についても地上デジタル放送の受信ができない場合は改修などの経費負担が増加することになります。

町といたしましても、光ケーブルの活用による受信策について、現在、使用している共聴施設の改修策とあわせ、比較検討するとともに、国や県に対しまして地上デジタル放送の条件不

利益地域の解消や財政支援処置の新設や拡充など引き続き要望してまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上、お答えを申し上げましたが、具体的な事項につきましては担当課長に答弁させますので、よろしくお願ひをいたします。

○渡部康吉議長 17番、芳賀沼順一君。

○17番 芳賀沼順一議員 何点か再質問をいたします。

やまなみ泊覧会についてですが、いろいろと具体的な内容を説明いただきました。一番心配しているのは、私自身、私の集落も含めてですが、今町長の言ったような内容が実行委員会の方々もなかなか説明ができないというところですね。あと地域の人たちが何をしていいのかという、私自身はもう少し地域に呼びかけて、この宿泊に関しても、できれば業者の宿泊だけじゃなくて個人の宿泊数も入れてはどうかと。

例えば、お盆や正月に帰ってくる、それを各家庭が呼びかける。そうすると、3人が来て3泊すれば9泊であるというようなそういうことまで入れてはどうか。そうすれば、各家庭でも呼びかけに協力したという気持ちにもなります。できれば、そういうことも各集落ごとに年間を通して、商売で泊まった旅館とかホテル、そういうところは別にして民泊した人、数を集落で合計して年間で戸数にあわせてこの率を出しまして、一番泊まったところには金のかからない、町長のこの1位、2位、3位とか賞状を与えるとか、何かそういう直接的な目標を持たせてはどうか、こう考えているんですが、どうでしょうか。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

実は、大変、職員の中でもやまなみ泊覧会に対する考え方方が違っております、ここはひとつしっかりと共有していくかなければならないということで、先だって2回ほど全職員を対象に勉強会をさせていただきました。これまでどうしても役場の職員の人たちが取り組んできたものは、イベント性の高いものが、要するにそういうものをやまなみ泊としてあわせていくべきなんだろう、こういう考え方方が強かったんですね。

ところが、議員が今おっしゃるように、その地域の集落力を高めていくと、これが私にとつてのやまはくの大きなねらいでもありますので、今のような、いわゆる親戚の宿泊も含めてどうだろうというご提案がありました。ここは点数制にするかどうかという議論は一度したことがあります。ありますので、今後もできれば、先ほど傍聴に来ていた方々からもぜひうちの集落で座談会をしてほしいと、こういう要望がありましたので、もう一度、42集落やっており

ますが、47ですか、それを土台に、できるだけ早くそういう集落に入って意見の交換会をしてみたいと、こう思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○渡部康吉議長 17番、芳賀沼順一君。

○17番 芳賀沼順一議員 実を言うと、私は御蔵入交流館、あの施設をつくるときに全町民があれに関心を持って自分のものだと思うためには、あの前に木を植えますね、木を。その木を各集落で「おらほうの木」というのを一本ずつ植えさせて、その後は剪定から手入れまでその集落に任せてはどうかという話をしたことがあるんです。それはいいことだなあといつてもやりませんが、やっぱり同じで、この町民というのは合併して今、4地域もそうですが、「おらほう」ということは非常に強く思っているんですよね。そういうのを考えると、やっぱり集落でも今、特に限界集落という声が聞かれるように、高齢者が多いという中で高齢者も自分の子供を呼べば町の役に立つんだと。そんならば、うちの集落のいい、今までにいい、子や孫を見てねえとあるんだと。ここちょっと整備して見せつべと、そういうような私は気概を持たせるのが今回のこのやまなみ泊かなあと、私自身こう考えていたんですが、その辺、町長の考え方とちょっと違うかどうか、もう一回お願ひします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

基本的な考え方ではぶれていないというふうに私は思っています。ただ、議員が私の説明をどう受けとめるかによって違うとは思いますが、要するに、先ほども申し上げましたが、地域の力というのは何で推しはかるのかと、こういうふうに言った場合に、あれ、私は運命共同体じゃないけれども、集落、いわゆる地勢や環境が同じ、その集落に一緒に暮らす、そういう人たちができるところから始める。もし、例えば、若者がいなくてこういう共同作業ができなくなったりといったときに、お金があればできるのか、それとも、お金があっても人力がないからできないのか、そのときにこれはちょっと先に行きますが、こういうやまなみ泊覧会で縁を結んでいただいて、その方に、例えば、春の普請のときにわざわざ、ある意味で来ていただいそろいう作業に加わっていただく。こういうことも実はやまはくの中では今後将来考えられるんだろう。

そのためにも、やはり議員がおっしゃるように地域のいわゆる核をなしている集落の皆さん「おれが考えた泊覧会だ」「おれらほうが取り組んだ事業なんだ」と、こういうものをぜひ引き出していきたいというのが私の願いであります。

○渡部康吉議長 17番、芳賀沼順一君。

○17番 芳賀沼順一議員 わかりました。そういうことであれば、私も集落なり地域で質問なりいろんな懇談の折に、実際のやまはくとはこういうものなんだと、ある程度自信を持って、今後宣伝していきたいと、こう思っておきます。

次に、この光ケーブルの利用についてですが、今回も防災無線、非常に難聴地域があつてということで補正予算が2,200万円組まれましたが、今後、まだまだいろんな問題がこれは出てくると思います。それは防災無線の面ですから仕方がないでしょうけれども、いろんな、この広い地域、同じように聞こえるというのはなかなかこれは無理ではないかなと、幾ら金をかけても。そういうことを考えますと、CATVですか、先ほど聞いたんですが忘れちゃいますが、やっぱりこの光ケーブルの利用というのは本当に大事な館岩地域でやっているということですが、これはある程度、お金がかかっても私は考えるべきではないか。特に、この地上デジタルのアンテナをつくるには約500万円から600万円、半分国で持つても300万円、そのうちの半分を町で出しても地域で150万円もしかするとかかるかもしれない。あるいは、そういうアンテナ、共同アンテナの要らないところでも普通にアンテナを整備すれば3万円かかるわけです。

そうであるならば、例えば、この館岩以外の地域の人たちにアンテナ代として1軒3万円出してくださいと。整備しますよ。そうすれば、それだけでも約2億円集まるわけです。これは自分とでアンテナをつくったと思えば、3万、私は出してくれると思うんですね。あるいは、テレビの共同アンテナが必要なところは、実際1軒で10万円出さんなんね。それを5万円でいいですよと、そういうようなあれをすれば、私は町だけで例えばかかる10億円すべてを出さなきやならないということではないと思うんです。もちろん、今後、国・県の助成、補助体制もこれからできると思いますので、これからまだしばらくありますが、9月か10月には試験電波も飛ぶということですので、今後、真剣にこの光ケーブルの利用に向けての検討をしていくかどうか、もう一度お願ひします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

先ほど18番議員のときにも申し上げましたが、いわゆる総合的な視点に立ってこの情報通信の環境をつくっていくということですね、総合的というのは一見何がなんだかわからないというふうに思いがちですが、総合的というのはいわゆるそれぞれの施設やそれぞれの情報ネットワークを最大限に活用するという意味なんですね。それがどういう形で今後進められるかということで、私は1つは確かに医療の問題ありますけれども、少子化問題にどう取り組んでいくかという観点から、例えば、こういうものが教育分野にどう活用されて効果を出していくんだ

ろう。したがいまして、効果検証、これをただただ便利さを抽象的に言うんだけではなくて、具体的な効果を上げて、その効果目標を定めながらこういうものを総合的に環境整備をしていく。そういう意味では、この後の試験電波が出ますが、でもそうは言いながら、おおよそその電波の届かないところがあるのはわかりますから、これらについて総務省とそれからNHK公共放送機関と相談をして、その時点で具体的な方策を考えると、こういう作業が始まるんだろうと、こう思っております。

○渡部康吉議長 17番、芳賀沼順一君。

○17番 芳賀沼順一議員 わかりました。

では、電波が出たときに具体的な方策を大いに期待いたしまして、私の質問を終わります。

○渡部康吉議長 以上で、17番、芳賀沼順一君の一般質問を終わります。



◇ 湯田 哲 議員

○渡部康吉議長 次に、1番、湯田哲君の登壇を許します。

1番、湯田哲君。

○1番 湯田 哲議員 議席番号1番、湯田哲、これより一般質問、通告どおり進めていきたいと思います。

4つありますが、まず1番目。学校のコンピューターについてです。

町は、子供たちに最高の教育環境を提供するため、コンピューターによる授業を20年ほど前から実施してきました。もちろんそれらが老朽化すれば更新もしてきました。現在、町内15の小・中学校に導入されているコンピューターの台数は400台以上にも及びます。

そこで、次の点について伺います。

1、学校ごとの導入初年度、作動開始月もお願いします。現在、授業で使われているコンピューターのメーカー名及び台数、作動のためのオペレーションシステム、購入金額、リースの場合は年間リース料及び年間メンテナンス料、この1年間のコンピューターを使用した各学年ごとの年間授業時間、その内容、そのときの講師はどのような人だったのか。

2番として、もし、その400台以上のコンピューターを更新するとなれば、さらに高額の予算が必要になると思われる。現時点での問題への対応、年間経費の削減の方法、計画など検討が行われているか。行われていれば、その具体的な検討内容も伺う。

③コンピューターを使った授業をどのように考えてこの先進めていくかも伺います。

2番、役場のコンピューター処理システムについて。

1番、役場本庁及び支所などの行政で使用されているコンピューターの総台数及びそのコンピューターの作業内容は、そのすべてのコンピューターの年間リース料及びT K Cなどに支払われるデータ処理料、ソフト使用料など含めたメンテナンス料を伺います。

2、職員削減の方向にある現在、人の手による事務作業やデータ処理作業などをコンピューターにさせることの必要性がこの先もさらに求められている今、このままでは予算はさらにふえると予想される。現在に至るまでその経費を抑えるための対策、検討会議などが実施されているのか、あれば、その具体的な内容を伺います。

3番は、御蔵入交流館の省エネ対策についてです。

御蔵入交流館800席の文化ホールは音響から規模といい、あらゆる面で高い評価を受けています。昨日も「人間になりたかった猫」劇団四季の上演がありましたが、感動したということである女人の人に大分その感想を聞かされました。僕はちょっと都合で行けませんでしたが、そのような交流館。しかし、高い評価を受けているその反面、保健センター及び多目的ホールには次の2つの問題があると考えます。

日中、外が明るいにもかかわらず窓がないため必ず照明が必要であること、次に、夏においての夜間、多目的ホールなどを使用すると夜間は外の気温が22度以下まで下がりエアコン並みの涼しさにもかかわらず、室内は日中の余熱と必ず点灯する照明の熱のせいで気温が28度以上になっている。当然のことによアコンを作動させることになります。単に外気温を取り入れることでエアコン並みの涼しさになることができるにもかかわらず、これではもったいないと私は思っています。外気をとり入れるための換気システムの改良、自然の光を入れるための窓の設置など改良が必要と考える。

この2つの問題を解決すればエネルギー消費の削減になり、さらに災害時、停電時の避難場所等予期せぬ状況下でそれらを使用することを考えれば、窓及び換気システムは必要であり、重要であると考えるが、教育長の考えを伺います。

4番、温泉地質調査情報について。

昨年12月の議会で、私は平成2年に旧田島町で実施した温泉探査情報の公開を求めた質問に対し、町長の答弁は「資料提供による混乱、第三者への迷惑が生じないよう、申請する土地だけの情報の提供し、その取り扱いには慎重に行う」でした。さらに「当時の条例の中で、掘削希望者には閲覧できるし」ともありました。掘削希望者は閲覧できるという言葉は同時に閲覧

し、その情報から掘削しても温泉の出る可能性が低いと判断し、投資する可能性がないと判断した時点で掘削をやめてもよいことになります。もちろん、掘削の疑問もないのは当然です。

しかし、間違いなく情報は知り得たことになります。この点から見ると、この条例にはあいまいさがあります。この情報に対する考え方及びその情報公開について町長のお考えを伺います。以上です。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 1番、湯田哲議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、役場のコンピューター処理システムに関する1点目、使用しているコンピューターの台数及びメンテナンス料等についてのおただしがございますが、コンピューターの総台数は426台で、これらのリース料など年間のメンテナンス費用は平成19年度決算で1億888万円となっております。また、コンピューターでの作業内容は、住民票などの発行や水道料金や税金等のシステムを利用した各種データ処理等管理を初め、職員それぞれが事務文書の作成やメールなどによる情報の交換、収集など役場で行う事務のほぼすべての作業でコンピューターを使用しているところであります。

次に、2点目。現在までのコンピューター使用に係る経費を抑える対策等についてのおただしがございましたが、検討会等の実施はしておりませんがパソコン等の保守契約を行わず、壊れたときその機械だけ修理するようにすることや業務に必要なソフトだけをインストールして使用することで、使用ソフトのライセンスを抑えるなど経費節減の取り組みをしております。

今後につきましては、さらにコンピューターでの事務処理などの必要性が出てまいりますが、業務の改善やシステムの見直しなどを図りながら、経費の削減を進めてまいりたい、このように考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

次に、温泉地質調査情報の公開についておただしがございました。

さきの12月定例会において1番議員のご質問にお答えしたとおり、空中温泉探査結果資料等の活用にはさまざまな可能性があると思いますが、資料の提供による混乱及び第三者への迷惑等が生じないよう配慮する必要がありますので、引き続き南会津町情報公開条例及び南会津町温泉探査資料取り扱い規則に基づきまして、開示請求権者の請求内容により個別に判断してまいりたい、このように考えております。

以上、町長に求められました答弁とさせていただきますが、具体的な事項につきましては担当課長に答弁させますので、よろしくお願いをいたします。

○渡部康吉議長 教育長。

○横山恒廣教育長 私からは、まず学校のコンピューターについてお答えいたします。

初めに、学校コンピューターの利用状況についてのおたたしであります。小・中学校15校で合わせて397台のパソコンを授業で利用しております。現在の機器の導入時期は、古いもので館岩小学校の平成12年6月、新しいものは館岩中学校の平成18年7月で、メーカーはNEC、東芝、富士通などとなっております。また、パソコンを作動させるためのオペレーティングシステムは、館岩小学校がウィンドウズ98、その他の学校はウィンドウズXPを使用しております。

導入方法は、館岩小学校、南郷第一、第二小学校、南郷中学校の4校がリース、そのほかの11校は購入で対応しており、その費用は購入金額が9,568万円、リース料が年額358万円になっております。また、昨年度の修繕費は6万円で、メンテナンスの契約はしておりません。昨年度の授業でのパソコンの利用状況は、小学校では基本操作などの学習、各教科の調べものなど、中学校では情報に関する学習、各教科の調べもの、学習サポート授業などに利用し、指導には担当の教員などが当たっております。パソコンを利用した年間の授業時間数は、小学校低学年で2時間から40時間、高学年が12時間から76時間、中学校では25時間から120時間となっております。

次に、2点目、コンピューター機器の更新計画に関してのおたたしであります。現在使用している教育用パソコンは購入しているものとリース契約によるものとがあります。更新に当たっては、今後の児童・生徒数の推移を踏まえるとともに、パソコンのソフトや機器が授業に対応できるか等を考慮し、リースによる経費と購入経費の比較を行い、更新の年次計画の検討を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いをいたします。

次に、3点目、コンピューターを使った授業の今後の進め方についてのおたたしであります。文部科学省の学習指導要領を踏まえて情報社会に対応するための知識と技術を子供たちに身につけさせるため、発達段階に応じたコンピューターの操作指導を行い、また学習面で子供たち自身がパソコンなどを活用できる機会をふやすことにより情報活用能力の育成を図るとともに、インターネットを利用する際のルールやモラル、危険性などについての情報漏れの教育を引き続き進めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、御蔵入交流館の省エネ対策についてのおたたしであります。多目的ホール、健診ホール、日本舞踊やダンスの練習、健康体操から合唱、吹奏楽などの多くのサークル団体の利用があり、夏場で特に身体を動かされる団体の利用に当たっては室温の高さが気になることも認識しております。

しかしながら、多目的ホールは小ホールとしての機能を持ち合わせ、講演会や演奏会の利用にも重点を置いた設備となっており、健診ホールは乳幼児から一般までの健診施設としてそれぞれの目的に即して設計されておりますので、利用団体等すべての使用目的に満足いただける環境整備にはおのずと限界があります。

こうした当初の利用目的から空調機器や照明機器に頼る部分が多い施設となっており、換気システムの改良や自然光をとり入れる窓の設置などによりすべてが解決できるものではないと考えております。

今後は、利用者の皆様と一緒に御蔵入交流館の省エネルギー問題について検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

具体的な事項については担当課長のほうから答弁させてますので、よろしくお願いいたします。

○渡部康吉議長 1番、湯田哲君。

○1番 湯田 哲議員 それでは、1番目の学校のコンピューターについての部分を再質問をさせていただきます。

かなり細かく説明していただきました。なお、正確な年数も言っていただきまして、それとともに再質問させていただきます。

なぜこの質問をしたかといいますと、この総額は億単位でトータルすればなります。まず、一つ聞きたいのは、1つの例を挙げれば、こういう値段が変わっていくことをちょっとひとつ示したい。これが、今現在使われているものですが、これ、900ギガぐらいなんですが、当時これ20年ぐらい前なんですがこのコンピューター教育が始まったころ、これ86万円、そのうちこれは出現していませんでしたけど、その容量的に言うと86万円ぐらいしていました。これが企業で使われて個人では買えませんでしたが、そういう時代がありました。

それもなぜかといったらというと、この予算、エフエムタウンゼというのが多分、針生小学校に入ったのがちょうど20年近く前、それから98になって今回の平成17年で今回のX Pになりました。3世代渡っています。中には7年で更新した場合、低額で予算が付いたから現在の方針するのでそうしたとありますけれども、この段階で考えていくと、この1台割に計算すると30万前後の予算になります。ネットワークを組むので単価的には変わらないと思いますけれども、素朴な、僕たち一つの一般として考えられるのは、業者、メーカー、富士通、NEC、東芝、ここにいっぱいありますけれども、こう考えていくと相変わらずそれは変わらずいくわけですね。当時、40年前はコンピューターは40万円、50万円がごく普通でした。今は、僕たちは5万円、6万円のものを買います。それで十分で、性能は昔の10倍以上よくなっています。

そういうのを考えると、素人で、お茶飲みで話していると、さすが業者というのはもうかつているなあ、これはメーカーが聞いたら本当怒られるかもしれませんけど、商売だから確かにすけれども、この中でそういうことを考えると、もっと減っても、いかにもうけていってもですが、本当に同じような単価でこういっているのがちょっと気になりますけど、その辺についてはどういうお考えというのはおかしいですが、どういうことでなぜそのあが変わらないんでしょうかということを質問します。

○渡部康吉議長 学校教育課長。

○斎藤友一学校教育課長 いわゆるメーカーが固定されていて、委託料とか購入金額が高くなるおそれがあるというようなおただしでしょうか。

〔「変わってないもの」と言う者あり〕

○斎藤友一学校教育課長 端末の単価が変わっていないということでしょうか。

お答え申し上げます。単価が変わってないでないかということでございますが、一応、購入する際、あるいはリース契約をする際、メーカーからの契約をするわけですけども、その際に、いわゆる購入する場合には当然何社かの見積もり入札というような形で決定をするわけですが、リースの場合ですとそのリースを更新するのか、また新たに会社を変えてリースで契約するのかという状況になっておりまして、その結果、現在の形になっているということでございます。

以上でございます。

○渡部康吉議長 1番、湯田哲君。

○1番 湯田 哲議員 確かに難しい答えだと思います。メーカーもあるし、世の中の。これが多分、全国的に共通なことなので不思議ではないと僕は思っています。ただ、この後にある経費のことでありますけど、その対策、この後、更新がまた2年後か3年後か出ます、XPで。また、多分ご存じだと思いますけども、ウインドウズ98がちょうど小学校で、針生小学校で入れたこと、今から、1992年ですから、そのときにウインドウズの98になっていました。実際はそれが本当はボディを変えなくても中のオペレーションシステムという言葉で、専門的ですと、一部の人になっちゃうかもしれませんけど、そのものを変えれば本当はOSを変えれば使えたはずなんんですけど、もちろんメーカーがこれいいですからと提示されれば、はいそうですね、じゃあ、同じように50台ください、100台くださいってなってくるのは行政だと思うんです。そして、そこに異論を申し入れることはないと思うんですけど、ぜひ今この削減の中でいろんなアイデアがあるならば、そういうものを検討したり、独自に職員の中でもかなり詳しい

方皆さんいますので、そういう人たち、この課の中でだれかが詳しいからその会議に集まっていただいて、こういう方針でメーカーで言っているんだけど、じゃ、どこかのコンピューター、5、6万円です、実際ね、今、5、6万円ならかなり、金額のこと言って申しわけないですが、それですばらしく高性能です。めちゃくちゃ安定していますし、だから、そういう意味ではそういうものを掛け算してLAN構築するなんていうのも職員の方でも得意な人いっぱいいます。それももうできていますし、配線もできていますから、ボディだけ買っていいんじゃないとかという、そういう策も含めて、ぜひ検討会などをこの後、ますます、この3年後にまた起きますので、そういう検討をぜひお願いしたいので、それについて答弁をお願いします。

○渡部康吉議長 教育長。

○横山恒廣教育長 大変貴重なご意見、本当にご支援ありがとうございます。今後、そういういわゆる本当に専門的な技術、あるいは知識を要するようなことでございますので、それぞれ関係の部署と協議いたしまして、できる限り今後そういうことがもし可能であれば、そういうような方向に学校のコンピューター等も持っていきたいと考えておりますので、ご理解ください。

○渡部康吉議長 1番、湯田哲君。

○1番 湯田 哲議員 コンピューターについてもう一つ言わせていただけると、この部分についてはこの後の役場の本庁の関係で426台、これも予想どおりですよね。この台数で先ほど町長が言われたように住民課とか水道料とか税金の請求文書、メールその他いろいろで使われています。この部分も同じことが言えるわけなんですね。これも多分、ウィンドウズでほとんど動いています。これもマイクロソフト、ビル・ゲイツ氏のほうに払っているようなものなんですけども、それも検討の、さっきの話なんですね。若松市のほうで言ったことのみとかじやなくとも、オフィスという表計算とかワードとか皆さん使っている、だれしもが使っている、ポピュラーで90%、80%の人がみんな使っていますけれども、それを安くするためにそれをオープンオフィスという別な、そういう統合ソフトを使って、今5年間で1,500万円を削減するなんていう数字が出ています。これ、まねをするとかじやなくて、そういうのを要するに、アンチマイクロソフトのユーザーがいて、このソフトをつくって、それに対抗しているのかもしれませんけど、そういう無料のをどんどん公開しながらやっているあるグループとか組織があるので、そういうのをとり入れることで、これもすぐではなくて、おいおいそういう形で1億円以上の電算処理をしているということはかなりの金額です。これもやっぱりハードが遅くなりました、TKCでは、また、更新です、3年での8,000万円はどうですかということにな

るでしょう、ハードだけで。

だから、そういうのを考えていくときに今はすごくコンピューターが熟していますね。つまり、安定しています。本当はモデルチェンジしているのがメーカーの当たり前でラベルだけ張っているところもあるぐらい安定しているはずです、本当に安くなりました。だけど、南会津町はこういう状況にあるのだから、メーカーさんちょっと今回は待ってくださいよ、我々はどうぞそういう討議の中でこういう方針になりましたから、こういう方向でいきますので、今回はO Sだけくださいとか、やり方がいろいろあると思うので、そういう細かい検討会をぜひこの後に、もっと本当に検討すべき問題だと思います。言われるばかり、昔、計算センターに払っていた時代があって、それをなくしたらかなり浮いた、多分浮いたはずですけども、そういうのをほかではいろいろ検討しながら、そういう依存している、T K Cに依存しているのはもうほとんど全国の自治体はもちろんんですけども、それは当たり前なんんですけども、そういうところから、こういう経済状況にある南会津町としては、そこから少し手を離れて卒業していくというようなものを一個一個仕事で、もしプロジェクトつくって3、4人でそれやっても、この水道料は、じゃあ我々でもできないことはないよっていうことを、すぐにはできないんです。すぐにはできないけど、やればできる人います。エクセルみたいな表計算でつくる人もいれば、本当にきれいな画面でつくってくれる人もいます。

だから、そういうのも含めて、方向性としてそういう会議を設けて、ぜひ1番、2番のこの部分の役場、あるいは学校に関する部分の経費節減、800台、1,000台近いコンピューター、多分、個人に持っていた場合、1,000台以上この近辺にあるわけですよね。だから、そういう意味では、そういう検討を含めた経費削減などをぜひこの先進めていただきたいと思いますが、町長のお考えをお聞きします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

先ほど公の施設のときにもちょっとお話ししましたが、絶えず検証するという、こういう訓練といいますか習慣をつけなきゃならないですね、職員の中で。毎年同じようなことやっていくようですが、状況はどう変わっているのか、あるいは求められる度合いは前年度と同じなのか、そのところの検証をしながら予算査定をしています。したがって、予算査定の中でこういう多額の更新をする経費が計上される場合については今後のビジョンも含めて検証しようということでやってきております。

ところが、議員のおっしゃるように、そういう役場内に検討の機関を設けてはということで

ですが、実はそれに対する知識のある人たちが少ない、そういう中でそういう機関を持つことよりもやっぱり予算を査定する段階でしっかりとそういう検証をしていないものについては予算の計上は限りなく、その満額を出すわけにいかないと。こういう中からどんどん知識が高まって、あるいは先ほど言ったように協議機関を持てるようなレベルまで行くんだろうと、こう思っています。

以上です。

○渡部康吉議長 1番、湯田哲君。

○1番 湯田 哲議員 あと今言われた中で、知識がある方が少ないじゃなくて、多分、その人たちに声かけていないと思います。その人たちは遠慮しているのかもしれません。本当にそういう意味ではいっぱいいます。いるはずです、いました。

ですから、そういう意味では、もしそれでなかったらコンピューターに詳しい人に、町民の力をかりてと言いますけども、町民がプログラムを組むとかじゃなくてそういうアドバイス的なもの、あるいはこういうパソコン教室、生涯学習課のほうで町民に向けてのパソコン教室もやっていますけども、そういう意味でそういうものを検討すればもっと現況がわかると思います。

本当に、何度も繰り返しますけど、今は幸せな時代だと僕は思っています。それはコンピューターに関してです。僕たちは車1台の値段でコンピューターを買った時代でしたので、そういう意味では今はラジカセの時代に入ったと僕は思っています。ぜひそういう検討会を設けてほしいなと思います。

それから、2番目の役場のTKCに費やす金額はわかりました。さすがに1億888万円でしたか、1億からの計算、もちろんこれを手作業でやれば不可能な話です。今言ったこの1億円以上の人を雇わなかったら本当にできないぐらいのデータ処理をコンピューターでやっていると思いますので、ただ、先ほど言った、矛盾していて申しわけないんですが、ぜひこの部分をむだにしないように、これから先の削減の中で②に言っていますが、さらに合理化しながら、本当はもっとコンピューター化して、職員が忙しい、忙しいじゃなくて、ふと住民に接する時間が長くなるような、本当ははずなんですね。20年前、僕、作文書いたときもそうでしたけど、コンピューターがそれぐらい自分に時間つくって、ドライブしたり、何かできる時間があくんじゃないと思っていた時代ありました。でも、相変わらず忙しいのはちょっと不思議なぐらい、まだ浸透していないのかもしれませんけど、ぜひこれから削減の方向にある中でコンピューター化するものを、これ、もうちょっとできるんじゃないとか、これを僕はやるけど2人

分ぐらいできるんで、本当はできるはずと僕は思っています、人によっては。あいた部分で現場のほうに行ってもらうとか、窓口なのかそれはよくわかりませんけど、そういう割り振りは僕はできると思います。コンピューターを使ったその部分に関しても、ぜひ、3番の部分ですが検討会の中にそういうのも含めて、多分言っている、答弁のほうもそれを言っていると思いますけど、そういうのを含めた検討会もぜひ中でしていただきたいなと思います。

つまり、職員の中でこれもできるんじゃないかと振れば、それは簡単にできるよという職員なり、あるいはアイデアを持っている人が僕はいると思いますので、ぜひよろしくお願ひします。

それで、前後しますけど、コンピューターを使った授業についての部分、ちょっと戻っての部分ですが、これも高校生なんです。僕はこの議会、この一般質問でこのことをつけ加えたかったのは、多分、教育長が言われた、あるいは学校の授業の中で言っているのは教科を、例えば、算数、国語、理科、社会をコンピューターを使ってやるという方法が1つ、そっちのほうと、コンピューターの操作でメールなりインターネットなりやる方法の2つを多分同時に総括して授業でやっていると言っていました。

だけど、この授業に対してちょっとまだ20年前、15年前の授業と全く変わっていないというのが僕の感想です。要するに、同じようなやり方でやっていると思います。僕はコンピューターというのは、値段がラジカセ近くなりましてサンキュッパかヨンキュッパの時代に入った今、どういうことが言いたいかというと、これは車の免許を取ると同じような感じで操作できる時代、そういう見方でコンピューターを見なきゃならない時代に入った。つまり、6年もかけて1年生から授業をするんじゃなくて、1カ月の教習期間あれば、子供たちはもう純粋ですから即覚えちゃいます。そんなむきになってコンピューターのどうのなんというより、携帯操作があんなふうに覚えるのと同じように、コンピューター授業に関しては、ぜひ、昔言われたよく、「読み書きそろばん」が「読み書きパソコン」なんていうのは20年前によく呼ばれました。当時、1台50万円もしたんですから、そろばんは買えませんよね、50万円で。でも、今は、本当「読み書きそろばん」の「読み書きパソコン」と言える時代に今入っています。だから、ぜひ、授業でちょっと、パソコン教室の時間、これ時間数40時間、1年生だと2時間、3時間かな、小学生でね。そんなに遠ざけないで、もっと教習的に、子供たちにもっと身近なものに、一つの道具として使えるような、文部科学省でやっているのは、自治体独自のパソコン教育、ちょっとごちゃごちゃ入っちゃいましたけど、独自の計画でそれを進めてもいいを願うみたいなことをちょっと1行読んだ記憶があるので、それを言いたい。

だから、そういう意味では自治体独自のそういうカリキュラムなりそういうのをぜひ僕はしたいと思いますが、教育長の考えを伺います。

○渡部康吉議長 教育長。

○横山恒廣教育長 お答えいたします。

議員さんご存じのように、学校というところはパソコンだけやっているところではございません。パソコンはあくまで一つの手段で、学習をするための手段として学校では扱っております。そういうことから考えまして、文部科学省でも基礎的な情報教育ということを掲げてございます。

そこで、例えば、2時間の授業ということがあった場合ですが、学校というところはいろんな知識の理解が早い子供、遅い子供たちがおります。例えば、昔流に言いますとちょっと語弊があるかもしれません、知恵おくれの子供たち、それから、将来、東大に入るような子供たちまで全部おるわけでございます。そういう中におきまして、どうしてもやはりそういう子供たちは2時間程度しかできなかつた、触る程度しかできなかつたということもあるでしょうし、それから、何十時間もできる子供もいるでしょう。それはそれぞれ子供一人一人の個性に合った学習ということで成り立っているわけでございまして、その意味から、決してやらないということではございませんが、学校にもいろんな制約がございまして、すべてみんな同じように同じ時間できないというところがございますので、その辺はご理解お願いしたいというふうに思います。

以上です。

○渡部康吉議長 1番、湯田哲君。

○1番 湯田 哲議員 ちょっと暑くて申しわけないです。パソコンばかりやっているんじゃないということがわかりました。だから、1つだけ、それに関してだけ言わせていただきます。

今、東大に行く方、勉強する必要がある方って言いましたが、パソコンがなぜ、ただのパソコンばかりやっていると言いましたけど、我々知識を詰め込められるのに、あるいは学ぶために学校にいて、あるいは親に怒られたはずです。そして、覚えのいい人、悪い人、苦手な人、いっぱいいます。でも、パソコンができるということはその道具を単なる、こんなもんですよ、この道具を使えることで自分がわからないことあつたら先生なりだれかにSOS出さなきゃならないのに、パソコンでインターネットでアクセスすればその知識なり情報なりにたどりつくっていう道具だから、僕はそれができるだけで、もし、その能力を持っているんだったら学校に、言い過ぎかもしれませんけど自宅で勉強できるだろう。学校に行つたら人のコミュニエー

ションなり、人とのコミュニケーションとか集団生活を学ぶ場所であって、そんな知識だったら家でも勉強できる、知識の詰め込みだけなら。

だから、なおさら、パソコンというができる、自分の技として、一つの道具として使えるようになっちゃったら、子供たちは自由に知識を求めてくるだろうということで、僕は非常に重要であるということを言っているんです。それができればちょっと自信がつける。記憶力悪い部分も人なんですが、記憶力悪くてもそこでいろいろ情報を集めることができるから、あの子には到底かなわないんじゃなくて、自分はそれで到底そこにたどりつく、言える、黙々勉強してそこを自分でまた印刷して読むなり、画面を読むということですから、パソコンばかりという表現がちょっとかちんときたので、それを言わせていただきます。とても重要なツールです。本当に読み書きパソコンは、僕はクラシックでそういうことを言っているわけじゃないです。かなり重要な能力です。できれば、本当に落ちこぼれなんて自信なくすることはないと。それを使えることで東大生にも負けない知識力だったり、判断力だったり、創造する力を僕はつけると僕は思っています。

続けて、では、交流館について移ります。1番については以上で結構です。

交流館のその部分について、コンサートホールとして設計しているのでというところがありました。しかし、まず一つ、こんなことをきのう聞きました。健康センター。健康センターですから、幼児からお年寄りの顔色を見るということで、ちょっとちらっと言われました。顔色が見れません。要するに窓がないと。自然光と反射光ですから間接光にして設計されていると。あれほど緑もあるし、芝生も目の前のあんな状態で確かに今言ったとおりいろいろ理由はあるでしょうけれど、その窓なりちゃんとしたシャッターはなくともいろいろな方法で閉じることはできます。だから、そういう意味では、この後に余熱で暑いと僕表現しました。実際暑いです。そのまま次の日の朝まで暑くて、次の朝エアコンです。もしだったら、夜間、僕、最低気温これ気象台の方法で調べてみたら18度です。夏の暑いときで18度、20度、下がってますね、20度から下がっています。20度から下がっている状態、最高気温32度の日の田島の気温でも夜は20度以下です、18、19、8月の暑いあのころです。その気温をとり入れるだけで、それは本当は代用できたはずですね。午前中くらいはエアコンかけなくても涼しいままいくはずですよ。

僕はこの交流館について言わせてもらうと、あのプロポーザルでしたっけ、あのときにあの会社が雪室をつくってやるなんていうエアコンを、今、北海道のほうからサミットでも使いましたけど、雪室でエアコンをやりますよなんて言って、結局、予算なくてできなかったと思いま

ますけど、そういうコンセプトまでつくって交流館をつくろうという意気込みであった。ああ、さすががね、雪国だからねなんて思った、そういう考え方でやっていた割には、これ考えたらただの夜間の冷たい空気をとり入れることすらプランに上げられなかった。僕もそのとき気がついていれば叫んだんでしょうが、使ってみて初めて気がついたことなんですね。

ただ、そういう意味ではそこの部分、そういうコンセプトがあるなら夜間の空気入れることだってそんなに難しくない。そういう、これからでいいんです、これはあしたつくるというわけじゃなくて、そういう考え方で夜の熱なんか、その辺についてはどう考えますか、教育長。

○渡部康吉議長 教育長。

○横山恒廣教育長 お答えいたします。

先ほどお答え申し上げたような形で、今のところは考えてやっておりますけれども、今お話をありましたように、今後、そういったことがもし考えられるならばということも前提条件といたしまして、いろいろ各部署と協議をいたしまして検討はしてまいりたいというふうに思いますので、ご理解ください。

ありがとうございました。

○渡部康吉議長 生涯学習課長。

○酒井直伸生涯学習課長 お答えいたします。

議員のほうから健診ホールでございますが、一般乳幼児から成人まで健診の段階で顔が見えないというご質問がございましたが、健診ホールには個別の健診室がございまして、そちらのほうでは自然光をとり入れた形となっておりますので、顔がよく見える状態になっておりますので、ご答弁といたします。

○渡部康吉議長 1番、湯田哲君。

○1番 湯田 哲議員 確かに部屋ありました。申しわけない、ちょっとその辺は間違っていた。

今の部分の教育長の答弁についてですけども、ぜひそういう部分であれば、もしそこにつけ加えると多目的ホール、音響だって言いました。確かに設計も音響になっています。あそこ残念なことに四方縁です、壁ですよね。窓をつけると問題があったのかもしれませんけど、本当に大自然のこの美しい南会津町のあの田島の、小川の向こうの山の景観があるにもかかわらず、ガラス張りで、通路のああいう部分は、エントランスとか何かは確かにガラス張りですごく丸見えですけれども、本当はそういう意味でもそういう中で会議をしたり、緑茂る中でせっかくやるのに環境問題なんて、小窓を何とかなんて言いながら緑の風景をなぜ見ずにできないのか

なあ、本当に、暗闇で照明つけているというのは僕は異様な感覚です。あれは大都会の真ん中にあってもいいような会議室ですね。

もう一つは、先ほど換気扇と言いました。換気扇のことについては、実は大きな換気扇をあわてつぱんにどういうふうにつけるかわかりませんけど、工業用とか言ったり、よく農業用の乾燥機の排ダクトみたいなああいう大きな吸排出機なんですけど、そうすると、10分での空気、一気にたまります。本当に体育館の話、実は分科会でしたっけ、あれもありましたけど、今回の館岩小学校の体育館、設計見せていただきました。そのときに僕も言わせてもらったんですが、今回の統合保育所もそうですが、その設計の中で屋根って大きな屋根ですが、こここの部分に、この屋根のてっぺんの部分に換気扇なりその排出口をつくって、ダンパーかわかりませんが一気に出すといきなり中涼しくなりますよ。そういうものはぜひ僕は自分ちにつけてないのに言えませんけど、そういう外気を利用するというのは今言った音響に問題はないはずですから、ぜひその分で言えば5分でもあの多目的ホールは冷えます。そんなのをつけられないのが不思議ですが、それはもちろん今初めて言ったからですが、ぜひそういう部分で可能なら、あるいは検討の中で、あれはエアコンを回していますからね、暑いです、30度近いです。汗になつて、ああきょうは暑いよね、日中暑かったからねなんて言ってしゃべっていますけど、それを換気扇1個で賄えるというか使えるんだったら、ぜひそんなのは問題ないと思いますが、その辺についてもう一つだけお願いします。

○渡部康吉議長 生涯学習課長。

○酒井直伸生涯学習課長 お答えいたします。

御蔵入交流館の構造上の問題もございますので、以後、調査研究させていただきたいと思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

実は、合併をいたしまして、それぞれの総合支所が通常空きスペース、相当出てきています。これがいわゆる個別に照明、あるいは暖冷房ができないシステムになっていたのは南郷総合支所ですが、ここについては今回将来の経費負担を考えると設備がえをして改善をして個別にできるようにしようと、こういうふうに決断をさせていただきました。

したがいまして、先ほど申し上げましたように公共施設について、実は職員全体がこれまで既成概念の中で見てきた、そういう意味では新たな視点でご教授をいただくということになりますので、これは交流館も例外ではないということですから、公共施設全般をそういう視点で

もう一回、経費節減の観点から見直していきたい、こういうふうに考えておりますので、今後、教育委員会のほうと十分相談をしながら、その具体的な取り組みを進めてまいりたい、こう思っておりますのでご理解いただきたいと思います。

○渡部康吉議長 1番、湯田哲君。

○1番 湯田 哲議員 今の町長の答弁、期待しています。ぜひ、本当、既成概念だと思います。確かに、普通の家でもそういうふうな構造につくっていませんけど、本当にうちもつけたいなとよく思ったりします、換気扇は高いところに。ぜひこういう場所につくると換気扇はよくきくそうですので、この辺の中間の換気扇は全く意味のない話ということを僕言われたことあるので、本当に一番てっぺんのここにつければ、すごく有効に換気扇の役割をするそうですので、ぜひ検討の素材材料にぜひしたいと思います。

そして、既存する体育館もそうです。剣道大会みんなやっていますけど、練習してバレーしています。下の空気空けても中はもうこもったままで、ずっと終わりまで暑いです。だから、その分で、もしそういうことが可能であるならば、外の空気さわやかだねじやなくて風一気に入ってきますから、ぜひそういうことも既存の体育館とかそういう公共施設においてもぜひ考えてほしいなと思います。

それでは、最後の温泉地質調査についてに移らせていただきます。これに関しては町長は同じ答弁でしたけれど、この部分について、本当疑わしいというのはその情報の真実性とかもありますが、ここの閲覧してできなくてと今回言ったことについてはどうでしょうか。要するに、閲覧して、これは15%という数字がどう出ているか僕は見たことがないのでわかりません。それを見て、その閲覧してくれるという業者が出たときに、それを見て、ああ、これはやっぱりちょっと2億円かけるにはちょっとだめだと判断しただけでやめてもいいわけですが、それについてどうなんでしょう。どういうふうに。

○渡部康吉議長 企画観光課長。

○星 光幸企画観光課長 お答えいたします。

まず、情報につきましては行政として町民に一方的に公開するものと、それから開示請求に基づいて公開するものと非開示するものというふうに分かれます。

そこで、情報公開につきましては、先ほどの答弁にありましたように、まず南会津町情報公開条例というものがございます。そこでご存じのように条例が規則よりも上位でございますから、基本的には条例に基づき公開されるということになります。また、開示請求権者につきましては、情報公開条例の中で町の区域内に住所を有する者などに限定されておりますので、開

示請求権者はおのずと限定されます。

そして、町外の方についても町としましては開示努力義務という規程もございますので、この情報の開示に当たっては、先ほど来から申し上げているように財産の保護というものがございますので、開示請求権者の内容によって一つは情報公開条例に基づいて公開しますが、もう一つ、町の温泉探査資料、とりあえずこれ規則等もございますから、そこで細かく事前に誓約書等もございますので、議員ご心配のように見たらやめるということではなくて、事前に規則に基づいての誓約等で確認させていただいて、そうやって情報公開ということになりますので、その辺はご理解いただきたいというふうに思っております。

○渡部康吉議長 1番、湯田哲君。

○1番 湯田 哲議員 今の話ですと公開する段階の瞬間で見て、約束事なり、何かまるでその掘削業者がそれでまさに掘るという契約文書を交わした段階で見せるみたいなイメージで聞こえましたけど、どんな感じなんですか。もう一度お願ひします。

○渡部康吉議長 企画観光課長。

○星 光幸企画観光課長 情報公開には条例に基づいてその場で申請に基づいて出せるものと、それからある程度審査させていただいて改めて一定期間内に情報を開示する通知をして見せるという手段がございますので、場合によってはその場ですぐに見せるということではあります。

したがいまして、それについては申請に基づいて十分協議させていただくということでございます。その後に通知するということになります。なお、適正な、もちろん情報開示ですから、適正な情報開示には努めてまいることはもちろん基本としております。

○渡部康吉議長 1番、湯田哲君。

○1番 湯田 哲議員 時間をかけたり審査するというのはわかったんですけど、何か、結局見せることになるという結論ですよね。相手が日本地下水なりあるいはどっかの観光会社なりどっかで、もう余力でもう20億円、今余って、どっか一回探しているんだけど、そしてどっか掘りたい、もちろんお金もあるよ、情報見て、これ5%しかないじゃないとなったときにやめますよ、いやそれはわからないです、でも曲げずに掘るかもしれないし、もう一回調べるとは思いますけども。

そういう部分でいくと、何か本当にこの情報があいまいで、いつのまにか18年前に調べたものが、この後300年なり、僕たちもちろんいませんけど、その情報の価値がね、今決まりも条例もわかりました。全く決まったことだから仕方ないという表現、もちろんわかっています。

だけど、この情報の、何百万、1,000万か知りませんけど、当時、空中操作したというそのお金を、税金使ったわけですよね。18年眠らせて有効するには、活用されない一つの情報ですよね。情報に対する考え方が問題だと僕は思っているんです。このまま30年、100年たって我々がいなくなったらときに、果たしてその情報って何だったのかしらよりも、もちろん条例変えるという方法もあると思うんですけど、そういう方向で進める方法は多分……という意味で、本当あいまいなような気がしますけど、平行線ですね、多分この話はね、決まりだっていうんですね。

僕はなぜこれを言っているかというと、情報の質、その部分はそんなに多分ハイレベルじゃないのでここで言わせていただければ、町長は知っているので、その情報の価値がかなり低い部分である、これは夢を崩すものではあるかもしれませんけど、高ければこんなにもったいぶったりはしない、僕は思っていますが、それについて感想を述べていただきたい。

○渡部康吉議長 町長、放送終わってからにしてください。

町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

これも先ほどから話をしておりますように、とらえどころをどれだけの幅を持たせるかという問題だと思うんですね。つまり、議員がおただしのように、実際に開示をしてそういういわゆる掘削の事業が入らなければ一般に開示したのと一緒にやらないかと、こういう言い方だと思うんですけど、要は、例えば、開示請求があったときにそれがどういう会社なのか。私のところにもさまざまな事業に対する町の取り組み、一緒にやりませんか、こういう方々が来ますが、これを一つの企画書だけを見るとそれ自体は大変町民のためになる、あるいは町の将来に役に立つ、こういうものがありますが、調べてみると、その会社は非常に資金的に安定していない、あるいは会社の組織が非常に、事業を遂行する上で安定するような体制がとられていない、つまり個人の会社である。名目上は株式会社になっている。そういうふうに、あるいはまた、ところでは、土地の斡旋をカモフラージュして来ると、こういうケースもありますので、そういうことになってくるといたずらに町民の方々に期待を持たせたり、あるいは町民の方々のところに出向いていって、いろいろな調査とか何かが展開される。このことがやはり情報公開の中では私たちは慎重に取り扱わなければならない、こういうことでございますので、どうぞご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 1番、湯田哲君。

○1番 湯田 哲議員 平行線ですね。じゃ、一つだけお聞きします。この情報がこの後利用

されずに金庫かどつかに眠りながら、夢を持たせながら、そこに多分ダイヤモンドが眠っていると思って夢を持ち続けるのがすごい役割だと僕は判断しました、今回は。

ですから、それをずっと持ち続けて、僕たちの孫の代も多分見ないで終わるでしょうけれども、そういう意味ではすごく夢を与える部分だと僕は確信していました。それをもし、混乱を招くとするならば混乱を招くんじゃないぐらいの情報であるという前置きがあれば、それは混乱でなく、それが15%か20%かわかりませんけど、そういう意味では、ああ、あの辺に出そうなんだねとか、斎藤山を見ながらあの下には出そうなんだねとか、台鞍山の下に出そうなんだねとか、そういう部分で話の種にはなって、別に僕はそこが、お宅の土地、おれのより5%高いからすごいなっていうふうにお茶飲みの話になるって、けんかになるかもしれないけど、そういう意味ではすごく情報に対しては僕は混乱しないと思っています。ただ、条例が決まっているからと言いますけど、この貴重な、開いてみたい、その向こうに何かがあるのか見たい町民も何人か、結構いると思うので、そういうものを考えて、条例の、この先ですけども、今回のこの件に関して、この温泉情報についてのとらえ方というか進め方を決まっているからといってこの平行線のまま眠らせて、何か同じこと繰り返して申しわけないんですが、そうじやなくて別な方法で、開示しても混乱が起きないような前置きとか、あるいは告知か何かを振ったり、このたびこういう条件で発表する経緯に至りましたという、この5年先か何年先かわかりませんけど、そういう希望っていうのかそういうのは可能性は、やり方によってはあるでしょうから、町長。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

私は平行線だと思っていないんですね。それはだから、議員がそういうふうに思って、そして、このことがいわゆる情報として知り得ることがレベルが低いとか高いとか、そういうことではなくて、真剣にこの情報を知りたいということになればその道は残されていますから、ただ、それを一般に全部公開しろということについてはそれぞれ、先ほど申し上げたような善人者もいればそれを別な方向で利用しようとする人もいるので、そこはしっかりとハードルを設けていきたい、こういうことですので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 1番、湯田哲君。

○1番 湯田 哲議員 質問を終わります。

○渡部康吉議長 以上で、1番、湯田哲君の一般質問を終わります。

上衣の着用を願います。



◎散会の宣告

○渡部康吉議長 本日の議事日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

明19日は午前10時より開議し、一般質問を行います。

ご苦労さんでした。

散会 午後 4時08分

平成 20 年第 3 回南会津町議会定例会 第 3 日

議 事 日 程 (第 3 号)

平成 20 年 9 月 19 日 (金曜) 午前 10 時開議

日程第 1 一般質問

12 番 星 登志一 議員
5 番 山 内 政 議員
19 番 大 竹 幸 一 議員
3 番 高 野 精 一 議員
6 番 渡 部 優 議員

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (22 名)

1 番	湯 田 哲	議員	2 番	渡 部 俊 夫	議員
3 番	高 野 精 一	議員	4 番	馬 場 信 作	議員
5 番	山 内 政	議員	6 番	渡 部 優	議員
7 番	星 光 久	議員	8 番	楠 正 次	議員
9 番	大 宅 宗 吉	議員	10 番	渡 部 忠 雄	議員
11 番	湯 田 秀 春	議員	12 番	星 登志一	議員
13 番	星 和 男	議員	14 番	平 野 昌 盛	議員
15 番	阿久津 梅 夫	議員	16 番	渡 部 東	議員
17 番	芳賀沼 順 一	議員	18 番	菅 家 幸 弘	議員
19 番	大 竹 幸 一	議員	20 番	児 山 寿 明	議員
21 番	五十嵐 司	議員	22 番	渡 部 康 吉	議員

欠席議員 (なし)

説明のための出席者

湯 田 芳 博	町 長	渡 辺 仁	副 町 長
横 山 恒 廣	教 育 長	五十嵐 竹 則	会 計 室 長
宍 戸 英 樹	直 脇 政 策 室 長	室 井 裕	総 務 課 長
星 光 幸	企 画 観 光 課 長	馬 場 増 男	税 務 課 長
長 沼 芳 樹	住 民 生 活 課 長	近 藤 甚 悅	健 康 福 祉 課 長
大 竹 政 義	建 設 課 長	星 安 晴	環 境 水 道 課 長
角 田 厚	農 林 課 長	渡 部 文 政	農 業 委 員 会 事 務 局 長
斎 藤 友 一	学 校 教 育 課 長	酒 井 直 伸	生 涯 学 習 課 長
星 廣 政	館 岩 総 合 支 所 長	横 山 孝 夫	伊 南 総 合 支 所 長
児 山 忠 男	南 郷 総 合 支 所 長		

事務局職員出席者

渡 部 俊 夫 事 務 局 長 馬 場 秀 成 事 務 局 長 補 佐

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○渡部康吉議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は22名であります。

これより本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○渡部康吉議長 本日の議事日程はお手元にご配付のとおりであります。

暑くなりますが、上衣の脱衣を許可します。



◎一般質問

○渡部康吉議長 日程第1、一般質問を行います。

順序に従いまして、順次発言を許します。

なお、質問に当たりましては、会議規則第55条ただし書きの規定により、質問の回数が3回を超えることを許可し、同規則第56条の規定により、その発言時間を60分に制限することにいたしますので、その趣旨は簡潔明確に質問されるよう、ご協力よろしくお願ひいたします。



◇ 星 登志一 議員

○渡部康吉議長 それでは、12番、星登志一君の登壇を許します。

12番、星登志一君。

○12番 星 登志一議員 議席番号12番 星登志一。通告に従い、ただいまより一般質問を行います。

今回は、大きく分けて3つの項目であります。まず1つ目に行政区に交付金の支給を、2番

目に黒磯田島線の早期開通促進を、3番目に新エネルギーの今後の計画についてであります。

まず、第1番目の行政区に交付金支給をについておただしをいたします。

私が町会議員になってからすぐ次の年でございました、平成12年4月の地方分権一括法の施行により、町も自己決定、自己責任が求められるようになりました。議会においても従来の監視及び評価から、さらに政策立案や政策提言を求められるようになりました。

我が町が合併してから、あと7年で合併の特例期限も終わります。合併の特例期限が終わる平成32年には、職員数も減り、予算額も相当縮小されると推定できます。行政区においても従来のように町がかゆいところにすべて手が届くような期待は持てないと、私はこんなふうに今から推測するものであります。結果、行政区においても自己決定、自己責任が求められてくることと思います。

しかしながら、現状の行政区においてその予算の内容は相当厳しいものがあり、自由に使える金額というのは相当少ないのでないかと。そして、現状の行政区の構成を見てみると、面積や人口、あるいは世帯数などさまざまな問題点もありますが、各行政区が自己責任において各地域は運命共同体の組織づくりを再度構築すべきではないか。昔で言えば結いの制度のように強いきずなを持った地域を私はつくるべきだと思います。ただし、お金がない、あるいは現在補助金が支給されているように単年度とか、あるいは3年度、5年度の補助金制度ではなかなか先を見通した行政区の運営はできないと思います。

そこで、その支援策として、町は標準財政規模の1%くらいを無条件で区の活性化策として10年間くらいのスパンで継続的な応援をすべきではないかと、こう考えますので、町の考えをお伺いいたします。

2番目に、黒磯田島線の早期開通促進についてお伺いをいたします。

先日、議会報告会で私どもは栗生沢地区に参りました。私は合併協議会の委員として、当初は合併に賛成でありました。しかし、審議をしていく中で各種の数字を見てみると、これは合併したら大変だと、共倒れだということで、私は反対をいたしました。しかし、もし合併するんであれば、南会津町の将来を考えた場合には、中山トンネルの改修と黒磯田島線の全線開通が地域おこしの重点事項となるということを私は指摘をいたしました。その中で、中山トンネルの見通しはついてきました。ただ、私も産業建設委員としてたびたび黒磯田島線の陳情には行っておりますけれども、昨年、それからことしの陳情の状況を見てみると、どうもこの田島黒磯線の運動が弱過ぎると、こう感じたわけであります。全く今もって全線開通の見通しはありません。まるで白紙のような状態であります。

そこで、町としては今後の黒磯田島線についてどのような方向性をもって臨むか、その点についてお伺いをいたします。

3つ目に、新エネルギー今後の計画についておたたしをいたします。

最近、とみにガソリンの高騰が続き、にわかにエネルギー問題がさまざまなところで議論されるようになりました。私が旧田島町の新エネルギー委員として岩手県の葛巻町に行ったころは、まだ灯油が50円の時代がありました。その中でこの灯油がもし60円、70円になったときには新エネルギー問題も相当変わるであろうというような研修も受けてまいりました。今のガソリンの値段の高騰については、もうここで申すまでもなく、そのレベルをはるかに超えております。今こそ私は真剣に、長期的な意味で本腰を入れて新エネルギーを再認識してその政策を実行すべきときだと思います。

そこで、新エネルギーに対する有形効果、無形効果を含め議論をして、当町の新エネルギー政策を推進することを望み、町の現在の新エネルギーに対する進捗度をお伺いするものであります。

以上3点についてご質問をいたします。また、自席より再度質問をさせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 12番、星登志一議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、行政区に交付金支給をとのおたたしでございますが、本町では住民提案型のまちづくりの確立に向け取り組んでいるところであります。地域に埋もれる知恵、わざ、人材を発掘し、地域の人々が住んでよかったと思える町を創造するため、自発的かつ創造的に実施する事業に対し支援をします地域活性化発展支援事業や、地域の支え合いの仕組みづくりを支援する地域助け合いモデル事業、農地、農業用施設、水利環境等の維持補修に対する支援として、集落維持発展支援事業を実施しております。これらの施策を通し、地域住民がそれぞれに抱える地域の課題に当事者として向き合い、住民みずからが地域を支えていくための体制づくりについて支援をしていきたい、このように考えております。

現時点では、地域の活性化策といたしましては、これらの施策を活用していただきたいと考えており、各行政区への交付金等の予算措置のあり方については、今後、問題点の整理やアウトソーシングなど新たな公の役割の中で検討を加えてまいりたい、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、黒磯田島線の今後の対応に関するおたたしでございますが、本県道は栃木県北部地

域と南会津地方を結ぶ最短ルートであり、本路線の整備は地域経済の活性化、観光交流などに大きな影響があるものと認識をしているところであります。そのため、改良整備の推進につきましては、繰り返し福島県及び栃木県に対し要望活動を展開しておりますが、現在もなお南会津町及び栃木県側とも路線の大部分が通年通行不能であります。本路線を南会津地方と栃木県の産業及び経済や文化の新たな交流を創出する重要な地域連携軸として位置づけをし、広域交流圏の形成と地域の活性化を図るため、今後も県道黒磯田島線整備促進期成同盟会を通して那須塩原市とのさらに緊密な連携により、早期開通の機運を高めながら取り組みを強化していきたい、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、新エネルギー政策についてのおただしであります。本町では、合併以前から南郷地域のJA施設や館岩地域での雪室施設を設置し、現在も夏場の保冷施設として利用されております。また、一般家庭用として、平成16年度より住宅用太陽光発電システム補助制度を設け、昨年度までの4年間で13件の補助を実施いたしました。

本町の新エネルギー計画につきましては、平成18年の合併を期に、町全体としてのエネルギー問題への取り組みに向けた地域新エネルギービジョンを策定し、地域で取り組むべき新エネルギーを調査したところでございます。この調査の結果、昨年度は特に利用可能性の高い木質バイオマスと廃食用油の利用を前提に詳細ビジョンを策定し、本年度は引き続き事業化に向けた可能性調査を実施しているところでございます。

新エネルギー計画は、原油の高騰による経済的影響や地球温暖化対策の面からも大変重要であると、このように認識しております。石油代替エネルギーとしてのエネルギー自給率の向上、化石燃料消費と二酸化炭素排出量の削減を重点的に検討するとともに、既存エネルギーを地域内で循環させる仕組みづくりを構築することで雇用創出や地域振興にもつながるものと考えております。

木質バイオマスについては、燃料の創造や供給体制を含めた事業の採算性を検討し、本年度の調査結果をもとに来年度以降の導入を検討する予定としております。また、廃食用油についても軽油代、代替燃料としてのBDF精製のほか自動車に加温装置を取りつけることにより、廃食用油等を直接燃料とするSVO車両の検討も行っており、公用車を改造しての実証試験を進めていく予定でございます。

さらに、本町の豊富な水資源を利用した小規模水力発電システムにつきましても、事業化に向けた可能性調査を実施してまいりたい、このように考えているところであります。

以上、お答えを申し上げましたが、具体的な事項につきましては担当課長に答弁をさせますの

で、よろしくお願ひをいたします。

○渡部康吉議長 12番、星登志一君。

○12番 星 登志一議員 それでは、第1番目の行政区に交付金支給をから再質問をさせていただきます。

私は、今回提案したのは来年度の予算、あるいはなかなか、結構これじっくり私の質問を見ると相当な金額ですから、すぐにできるとは、これは当然思っておりません。来年度の予算か再来年度の予算にぜひこういった方向で取り入れてもらえればなということでご質問したわけなんですけれども、まず第1番目に、多分これをやるとなると、当町は経常経費が95%以上ですから、あなた、星さん、そんなことをやってそれがまた上がるじゃねえかと、この前言ったことと今回言ったことはちょっと裏腹じゃないかということになりますので、これは、どうしてもこの施策をやるためにには補助費の中身をやっぱりもう一度考えないといけないと思います。私は単にこれ、標準財政規模の1%と書きましたけれども、大体、今80億円前後のはずなんですね。ですから、1%ということは単純な話8,000万円要る。1年間に8,000万円を出すということは相当の知恵を絞らないとこれは出てこないと。南会津町の人口が約7,000世帯ですから、単純に言えば1世帯当たり1年間1万円の補助をと。

そこで、町長に一つ考えていただきたいのは、再度考えていただきたいのは、今までの国・県の補助金のシステムというのがほとんどが単年度あるいは3年とか5年、その事業が終わった後は、あと自分たちでやりなさいと、実際に事業をやってみたらばランニングコストが非常に高い、それで困ったというのが町の本音だと思うんです。同じようにそれを一般の行政区に置きかえてみると、今、町からいろいろいたいでいる補助金というのは、まさにその形である。それを私は、例えばその地区が10年計画を立てたときに、例えば総額で幾らぐらいお金かかるんだというのを単年度ではなかなかお金を出せないと。根本的に行政区がいろんな計画を、例えば10年計画をつくったときにこのようなお金が必要だと、だから10年間の補助費があれば、ひとつ我が地域も活性化するという意味では、单なる今のような補助金のシステムじゃなくて、5年とか10年とか、こういう補助金をやる気のあるところには上げますよというようなシステムが必要かと思うんですけども、その点について、単年度じゃなく長いスパンで、すぐできなくてもいいですけれども、ことしの予算の編成に当たってそういう提議もしてもらいたいなと思うんですけども、町長の考えをお伺いしたい。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

先ほど、一般質問の内容を改めて真剣に聞かせていただきました。その、議員がいわゆる目指す方向性、それからとらえどころの本質性、これらについては全く、いささかの狂いもなく同感をいたします。ただ、議員がご指摘のように準備期間が当然必要になってきます。私は、総合支援センターの設置をしましたので、この総合支援センターの中でいわゆる集落力、あるいは集落の認識、これまでの取り組み、これらをしっかりと評価をしながら、ここの中で準備を進めてきた。つまり役場が手を引くではなくて、役場と総合支援センターでより地域の実情を把握しながら取り組みを進めると、こういうことになってくると思うんですね。

昨日、2番議員のほうから地域助け合い事業について、地域が助けるのは当たり前だと、こういう話もありました。当たり前なことになってくれるようにいかなければなりませんが、今言ったように、当たり前になるにしてもお金がなかつたり、人がいなかつたりするんですね。ですから、そのところのいわゆる考え方方が集落によってかなり違いがあります。

きのう、17番議員のほうから、やまなみ泊に絡んだ集落の取り組みがありました。そういう姿勢があるところには、恐らくその集落では将来ビジョンというのを持っていると思うんですね、5年なり10年の。それに対してしっかりと手当てをしていくと、こういうシステムが私は望ましいのではないかと。それが各集落に波及をしていった段階で議員のおっしゃるような、ある意味では応分の交付金みたいな制度で集落に支給をすると、そういう形になっていくのが望ましいのではないかと、こんなふうに思っております。

それで、補助金のあり方、そのとおりだと思います。私は予算編成の中、それから区長さん、駐在員の方々との意見交換の中でもその話はしております。したがいまして、私の、すべてとは言いません、言いませんが、考え方の整理された予算の組み方の中には、3年、5年という枠はもう設けないものが相当出てきています。しかし、職員からしますと、県の補助金、国の補助金がなかつたらどうするんですかと、こういう話がありますから、それは本当に必要だったら一般財源を議会にして、議会の了解を得てやりましょうと、こういうことで今進めていますので、漸次、議員の願い、あるいは求める形になっていくと、このように理解をしておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 12番、星登志一君。

○12番 星 登志一議員 私も町長の一般財源という答弁には、これは大賛成。国・県の補助金を当てにしていたんではこれはいつにたって、時々ころっころっと変わりますから、ぜひともそういう町にとって重要なものはやっぱりほかの組織を当てにしないで、自分ところの財源でぜひとも検討していただきたいと、こんなふうに思います。

そこで、もう一つ、これを行う上には大きな課題があると思うんですね。私は旧田島町の行政区しか実際のところは見ておりません。田島においても行政区、少しごちゃごちゃしていて、一回線引きをし直すべきじゃないかなと、私はこんなふうに考えていた時期がありました。今回、改めて私はこの一般質問をするために予算書を開いてみましたけれども、行政区に対する報償金ですか、それを見ても、これ南会津町全体に行っているのかなというような、ちょっと苦しくもなりましたので、まず今現在の駐在員制度で推し進めているのか、それとも南会津町としては行政区単位で各地区の活動を支援しているのか、あるいは行政区単位であれば、南会津町全体で行政区が何個くらいあって、1行政区当たりの世帯数はどのくらいあるのか、ちょっとその辺を教えていただいて再質問したいと思います。

○渡部康吉議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 お答えいたします。

まず、行政区の数でございますが、南会津町全体を合わせますと、それぞれ大小ありますが、合計しますと99の行政区ということになっております。それで、町のほうの予算の関係で申しますと、それぞれ行政連絡員の方々がいらっしゃいますので、それらに対する通常の活動費について予算化をしておりまして、個別の行政区ごとにそれぞれ経常的な経費を補助するとか、そういった事業の組み立ては今の段階ではしていないと、こういうことでご理解いただきたいと思います。

○渡部康吉議長 12番、星登志一君。

○12番 星 登志一議員 わからなければいいですけれども、行政区の中ではやっぱり大きい行政区と小さな行政区があると思うんです。たまたま私、予算書を見たときには行政区の報酬というのが39カ所になっていたもんですから、全体はどのくらいかなということで、今の課長の答弁でわかりましたけれども、その辺もし、大きいところと小さいところの世帯数、もし把握していればそれだけでもお答えいただければと。

○渡部康吉議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 お答えいたします。

大きな世帯で申しますと、例えば田島地域で申しますと田部原第1、ここが254世帯ほどございまして、田島地域においては一番大きな地域ということになっております。一方、小さな行政区で申しますと、ご存じのとおり小出原地区というようなことになっておりまして、7世帯ということで、かなり世帯の構成数についてはそれぞれ幅がございますが、それぞれ行政連絡員さんの方々の活動費につきましては、それぞれ世帯数に応じて交付しているというような

内容がございますので、結果的に行政区の世帯数の多い地域についてはそれだけ活動が大変だろうというようなことでの応分なお金を交付していると、こういうことでご理解いただきたいと思います。

○渡部康吉議長 12番、星登志一君。

○12番 星 登志一議員 実は、私は今回の質問は金額を聞いたんじやなくて、行政区の大きいところ、小さいところ、非常にアンバランスがあると思うんです。それで、今後行政区単位でいろんな計画をしていくためには、例えば5軒とか10軒ではなかなかできないと。多分この行政区を見ると、20軒くらいの行政区が相当数あるんじやないかと思うんです。一番上が250世帯あるところもある、小さいところは7世帯のところもあるというと、その数字の変化を5世帯ごとくらいに棒グラフかなんかにすると相当、20世帯だとか、30世帯くらいの行政区が結構あるんじやないかと思うんですよ。

ところが、小さくなれば小さくなるほどやっぱりいろんな活動は人手が要る仕事だとかそういうのになるとできなくわるわけですよね。だから本当にボランティア活動だとかいろんなことをやろうと思うと、ある程度の世帯数がなければ、地域おこしというのは、私は自分の経験から言うとできないと。せめて50世帯前後の1つの行政区をつくっていかないと、お金を、例えば町として支給したとしても十分な活用は、私は人材がいなければできないんじやないかなと。そういう意味で言えば再度、私は、これは地域性がありますから、昔からの歴史だとか人のつながりありますから、おい、あしたからこうしようと思っても難しいと思うんです。

ですから、これから町の補助金の制度をこういった制度にしますよというときには、その前にあわせてこういった行政区の再構築もしていかないと、結果的には一生懸命やったところと、それから一生懸命やろうと思ってもできなかつた行政区が出てくると思うんです。だから、再度その辺は町としてリーダーシップをとって、行政区の再編にも取り組んでいくべきじゃないかと、こんなふうに思うんですけれども、町の考え方をお伺いします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

全くそのとおりだと思いますね。いわゆるお金だけが足りなくて地域活動が十分にできないというところもあれば、お金はあっても人が足りなくてできないこともありますし、私がもう一つ大事にするのは、人もお金もそこそこあるんですが意識がないと、こういうこともあります。つまり町で取り組んでいるところに対して、やりもしないで批判をする、批評をする、こういうところにお金を上げても、果たしてそのお金を上げた分だけの効果が出せるか、

こういうこともありますので、先ほど申し上げましたように、私はその辺のいわゆる、あらゆる機会をとらえながらチャンスを与える、集落にそれぞれチャンスを与えるながら、そのチャンスの行動を見て、そして、隣の行政区との連携が図れるのかどうかとか、そういうことも含めてやはり再編の条件というものを伺う必要があるだろうと、こういうふうに思います。

それで、当面、選挙の投票区について一応私のほうから提案をさせていただきました。もちろん送迎とか、そういう条件を取り入れながらそれについては相談をした集落については快くそれを一緒にすると、選挙投票区を一緒にすることをしていただきましたので、議員がおっしゃるように、一律交付金をお上げするということになれば当然、今おただしのような条件が整備されることが前提となると思いますので、私も認識をしているということでござります。

○渡部康吉議長 12番、星登志一君。

○12番 星 登志一議員 じゃ、この問題について最後の質問をさせていただきます。

まず、組織をきっちと固めて、それから執行すると。そうなると当然、先ほど言ったように財源が問題になると。その財源を下手に出すと経常収支比率が圧迫されて、もうまた首を絞めちゃうということで、これは隣の11番議員と関連しますけれども、やっぱり補助費の中身をもう一度考え直す必要があるんじやないかと。これは水平思考ですけれども、私は、きのう11番議員のいろんな質問を聞いていてやっぱり感じ入りましたけれども、例えば同じような一部事業組合において、田島下郷衛生組合は多分従来どおりできさほど問題はないでしょうと。ただ、西部衛生組合については、やはり分担金の出し方がどうなっているかということも1つ考えなければいけないだろうと、こんなふうに思います。

それと、どうしてもお金がやりくりつかないということであれば、合併するときに特別に基金を積み立てなさいということで、たしか約20億円くらいの基金準備金みたいな制度があったと思うんです。それは該当するのは95%の国が70%ですよと。早い話が20億の0.666だから、13億円くらいですか、最終的にはそういった基金を見込みながらの財源の企ても可能なのかなと、こんなふうに思いますけれども、1点だけ衛生組合の分担金のほうは実際に精査しているのかどうか、あるいは今後精査するつもりがあるのかどうか、その点だけお伺いします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

衛生組合、いわゆる西部環境衛生組合のほうなんですが、これについては、私のほうに合併直後に提案がありました。それは南会津の議員10人は必要ないので5人にしていただきたいと

ということで提案がありましたが、私は、10人が必要があるか、5人が正当かどうかわかりませんけれども、負担金の試算の中身を全く変えないでそれをお受けすることはできない。それは私だけが決めるわけではなくて、議会の当然承認が必要なわけですが、議会の恐らく構成する議員の方々もそういう疑問をお持ちになるだろうと、こういうことで話をしました。

その後、調べてみたら、実際に只見町と南会津町の負担金の割合が、いろいろ計算の方法はあるんですが、ここ数年39%、いわゆる只見町は持っているんですね、出している。残りの部分は南会津町。そうしたら田島下郷町衛生組合を見ますと、人口比も含めてあるんでしょうけれども、40%が下郷町、60%が南会津町ですね。そういう、ある意味では余り細かいことにこだわらないで、そういう組み立ての仕方ができるのかどうなのか、こここのところを検討しながら、やはり議員の構成も含めて検討しようと、こういうことで話をしております。

その後、管理者が只見の町長ですから、事務局からのアプローチはありませんが、いずれかの時点で構成する議員の方々との協議も含めながら、この負担金の問題はやっぱり検討していかなければならない、こういうふうに思っております。

そこで、財源の問題ですが、これらとあわせて補助金の見直しも含めて今、南郷地区で、実はこれはうちの職員、南郷総合支所の職員が中心になって医療費削減に徹底的に取り組もうと。医療費削減が仮に1,000万円目標を達成できたらば、この1,000万を地域に、どういう形になるかわかりませんが、いろんな形で還元できるだろう、こういう取り組みもあります。したがいまして、その医療費対策、さまざまな方法でやっておりますが、それらも含めて財源の問題は総合的に考えればそれほど厳しい状況ではない、こんなふうに認識しております。

○渡部康吉議長 12番、星登志一君。

○12番 星 登志一議員 それでは、次に、黒磯田島線について再度お伺いいたします。

実はきょう、15年くらい前につくった田島黒磯線にトンネルをあけようというでっかい地図があるんですけども、それを持ってこようかと思ったんですけども、ちょっと余り唐突に出すと問題がこじれるかなと思って持ってこなかったんですけども、実は黒磯線については、私も産建の委員になってからずっと陳情に行っておりますけれども、非常に今回は勉強になつたのは、議会報告会において栗生沢地区の方から、林道のときには頂上まで行けたと、それが県道になつたら から3キロくらいで通行止めになつたという話を聞いたわけなんです。

それで、私はもうトンネル、最終的にはいろんなことを言って何とかトンネルをやろうということに一生懸命だったんですけども、この前の報告会のとき感じたのは、やっぱりその地域の住民の人というのは、あそこを開通することによってやっぱりさまざまな目に見えない利

益があるんですね、あれ。

例えば頂上まで車が行けるということになると、あそこは山菜の宝庫だそうです。すごく、昔の人はあそこに行って山菜いっぱいとて、それをお金にしていたと。ところが県道になつた途端、地域から3キロのところでシャットアウトされたので、山菜とりに行けないと。ああ、なるほど、あそこ全線開通する意味というのは、そういうこともあるのかなということを思ったわけなんです。

それと、なかなか田島黒磯……、1点1点やったほうがいいんですね。だから、ぜひともトンネルとか、あるいは全線開通する前に、昔、町の責任であそこは通していたと。今度は県の責任になって多分県は万が一何かあったときに責任を、今度は県道になっているわけですから、責任を負わなければいけないわけですよね。昔は町が負っていたわけです。そんなこともあってあそこを3キロのところでとめてやつてるんじゃないかなと、こんなふうに思うわけなんですけれども、その辺、町長、今後県のほうに行って、ぜひともこういう事情もあるんだから、できるだけ危険でない箇所はなるべく奥のほうまで入れるように許可をまず出してくれないと、そういうあれをやるべきだと思うんですけれども、町長の考えを。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

直接今、議員のおただしに答える前に、県が今回財政構造の改革について抜本的な見直しをするということになりました。これは何を意味しますかといいますと、いわゆる県の財源が非常に厳しい状況になってきているということですね、そうすると、たまたまいいろんな期成同盟会やなんかでいくと、「町長、一銭でも余計に県から金持つてこい」と、こういうふうに言っている方が多いんですが、私は、今の県の財政を見ればそうではないと。それは必要ないわゆる支援はしていただかなければなりませんけれども、ここは県のいわゆる補助制度、補助のあり方、この中で町がその補助をいただくことによってどれだけ活性化するのか、あるいはどういう産業が伸びていくのか、このところをきっちと出して、それから要望活動をすると、こういう形に恐らくしていくべきだと思います。

そこで、実はこの後、道全協、道路整備の全国協議会のほうに私の投稿をどうしても載せてくれということで書かせてもらいましたが、やはりこれから道路特定財源がなくなって一般財源化にされてきたときに、その投資がこの地域にとってどれだけのいわゆる活性化をもたらしたのかという効果を求められることは間違いなくある、出てきます。いわゆる効果の成果をお示ししながら、あるいはまた将来のビジョンをつくりながら道路整備というのを進めていくこ

となるんだろうと思うんですね。そう考えたときに、議員がおただしのように黒磯田島線は私どもにとって、先ほど話がありましたような新エネルギー政策等とも結びつきます。木質バイオマスの言ってみれば宝庫です。町有林も相当ございます。そういう資源、それから登山者も、実はこれ余り、何というんでしょうか、集計した実績がないからわかりませんが、かなり多いんです、調べてみると。そういうこと、それから山林、山野資源、これらの活用、こういうことも考えますと、やはり大変重要な路線であります。

しかし、それに付随する私たちは町のビジョンをつくり上げて、これから要望に向かっていかなければならない、こんなふうに思っておりますので、ぜひ議員のほうのお力もおかりしたいと思います。

今回、黒磯田島線の県道の狭い路線のいわゆるカーブの地点とかの修復ができました、改善が。これは実は、県から言われたのは、町長のほうから、奥の集落には消防団員がいっぱいいるんですよ、若者がかなりいて地域の力を盛り上げているんですよと、こういうことがあったので、ぜひそれにこたえたいと、こういうこともあって予算をつけましたと、こういう話も後日談としてありましたので、ぜひそういう効果を町としてもつくり出せるような計画をつくりながら進めたいと、こう思っております。

○渡部康吉議長 12番、星登志一君。

○12番 星 登志一議員 町長の話と多少、私再度質問することとダブりますけれども、確かに町長も一緒に行っておられるから、田島黒磯線の会議の中身はわかると思うんです。去年はたしか栃木県黒磯側では何とかダムまでやれば目的達成かなというような雰囲気の発言もありました。そんなことがあったので、私はことし特別に発言を求めて、代表同士でもう一回考えようと、そういうことも必要じゃないかという発言をしたんですけども、あの期成同盟会があることによって、栗生沢までのいろんな拡幅工事だとか、そういうのがやりやすくなっているのも私は事実だと思うんですよね。あの雰囲気で、たまたまことしは、何といいましたつけ、阿久津議員ですか、県会議員、あの人が十五、六年前の話をして、もうこんなに続いている期成同盟会はないぞという話が出ましたものですから、これまたまたピンチになったなということで、そうしますと、あれもしやめちゃうと栗生沢までの今度は活動をどうするのかということになりますから、あの路線はどうしてもやっぱり期成同盟会は続けていかなければいけないと。

それともう一つ、私があきらめない理由は、国の政策が相当道路に関しては最近でも変わっているということなんです。というのは、多分ガソリンの暫定問題があって、今回は委員会で

建設課のほうから発表がありましたけれども、従来町道等を直すときには55%の国の補助であったけれども、10ポイント上がって65ポイントになりましたと。雪寒に対しては65だったのが75になりましたと。今まで変えようとしなかったことが、やはり国の論争の中で、国は自分で予算抱え込んでないで自由に県が使えるような予算を、要するに負担率を国は多くしてくれという話が通じたんだと思うんです。一方で、新聞の片隅を読んでみると、国道に関しても何か議論が始まったと、県のほうに任そうかと。

ですから、常にそういった約束事は変わりますので、前回私たちが質問したように、もちろんもう県の、我々が陳情に行ったとき県の財政が厳しいというのはわかると、当時から比べたれば予算が45くらいになっているという話聞けば絶対わかる。じゃ我々も県の財源を見つけ出すためには応援しなければいけないんだろうということだと思うんです。それで、私は途方もない話をして、要するに合併推進債は国の方に来て27%の特別なのあると。町だって残りの国に対して、今制度上はできないけれども、町のほうもその半分くらいは、これは特例債で、町のほうが参加できるような、それほど町は道路欲しいんだという姿勢にすれば、私はそういったことも、すぐにはできなくとも合併特例債の期間の間に情勢が変わってそれいいよとなるかもしれませんと。そうすると、ある人は、町で特例債をやったら、あの負担金の33%、そうするんだろうと。それは県と町の密約で、県の単独事業その分持ってくるとか、ほかの事業をやるとか、いろいろ方法あるでしょうと。そういったことも考えて、私はあの期成同盟を存続させるためにもそういったことを継続していくべきだと、こういうふうに思うんですけれども、その件に関して町長の考えを再度お伺いしたい。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えします。

先ほども申し上げましたように、今、議員がおただしの件については、基本の軸としては恐らく私も全く同じで、双方にぶれないと、こういうふうに理解をしています。私は、期成同盟会を残していくこと、期成同盟会が活動していくこと、大切なことなんですが、いわゆる議員もおっしゃるように同じようなスタイルで活動していくのではなくて、時代が求めるものが変わってきたいるわけですから、やはりそれにしっかりと、何というんでしようか、密着できるといいますか、それに沿うような活動の仕方をつくり上げていく必要があると。そのときに、いわゆる両県の関係町村がやはりそのビジョンづくりをまずして、そのビジョンづくりの中にいわゆる県のそれぞれの財政状況を踏まえながら、いわゆる町の姿勢をどこまで示せるか、そのところが大事だと思うんですね。

先ほど言ったように、補助率が上がったと。補助率は財政力の弱い自治体についての処置なんですが、私たち首長としてはこれは本当に悲願だったんですね。それを国が認めたということですから、ここは安心をする一方でしっかりとそれにこたえる策を打ち出していくことが必要だと思いますので、県には限りなく私どもの提案を持ち込んでいきたい。それでその全体の中で今、南会津は融雪溝についても力を入れておりますので、それらとあわせながら投資効果がきちっと打ち出せるようなものをつくって県と協議を進めたいと、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 12番、星登志一君。

○12番 星 登志一議員 それでは、最後に新エネルギーの件について、再度お伺いをいたします。

実は、私が心配、心配というか、より効果的な新エネルギーを進めるためにはと常日ごろ思っていたことが、ああ、なるほど現実だなと思ったのは、今回秋田県の小坂町に行って痛切に感じたものですから、町のほうでも今、先ほど町長答弁のようにいろんなことをやっているという話は聞きましたけれども、実は小坂町でもやっているんですけども、あそこは菜の花の、あれは秋田県で何か取り組んでいるらしいですね。菜の花をとにかく広げて自然エネルギーをやろうと、新エネルギーをやろうということで県を挙げてやっているそうです。

ただ、あそこの町も、職員も一生懸命やって、自分たちで機械つくって廃油からオイルを取り出したりやっています。いやそれは我々もびっくりしました。北のほうでは冬になると油とっても軽油じや動かないからと職員がみんなでいろんな種類の不凍液を買ってきて、いろんな不凍液で自分たちのつくった油を試しながら、あ、これだったら冬もいけるとかね。業者に頼まないで自分たちでサンプルをつくって、あとは工場全体をでかくするかはみんなでやってと、こういう感じで、ほとんど手づくりでやっている。しっかり全部、フライヤーといって油をあつめるのも、フライヤー自分たちでつくって、あつためておいて、それから油をろ過してと。ろ過して出てきたものとグリセリンとのまぎり方が悪いからその境を上にするか、全部職員がやって手づくりでつくって、今度は走らせたらば冬はなかなかエンストしちゃうからと、何だと考えたら、じゃ不凍液凍っているよと。不凍液もいろんな種類があるからいろんな不凍液を入れたらば動いたと。ああ、冬も使えるわという結論で、ますます今度ふやしていこうと。そういういた取り組みはすばらしい。1つだけは今、南会津町でも荒れ地の集約化を農業委員のほうでやっていると思うんです、荒廃地や。要するにどの辺に、例えばもったいないというのは、あそこは37ヘクタールやっているんですよ。あれ1カ所にまとまつたらば、ただ菜の花だけで

景観でもお客様呼べますよね。そこがやっぱり 1 つ、ああ、この町失敗したなど私は思ったんですけども。荒れ地はいっぱいあるわけですから。そういう意味でも菜の花を例えればやるにしても、荒れ地がどういう状況になっていて、どこにやれば集約できて、花を見せるだけでもお客様が呼べるかと。

青森県の、横浜くらいになれば、やっぱり花咲いているだけでお客様来るんですよ。それから今度は油をとて新エネルギー関係に持っていくって、だから、いろんなところで利益が上がってくるわけです。農業の一番もうからないところというのは、売れないものをいっぱい発生するから農業はもうからないわけです。とれたものみんな利用するようにすれば農家だって利益が上がる。それと一緒にやっぱり景観だって利用するような、そういった新エネルギーの対策をやっていただきたいなど、こんなふうに思うんですけれども、今のその新エネルギーに対する、油関係だけでいいですよ、それに対しての計画をちょっとお聞きしたいと思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えいたします。

私のほうからは大枠の取り組みについて話をさせていただいて、細かい話は担当課長のほうから説明させていただきますが、まず、油については、町内の自動車整備工場 2 社が B D F の精製をいたしました。これについて報告を受けて対応をしようということで環境水道課のほうで取り組みを進めましたが、この B D F の場合は軽油と混合するんですね。混合した場合については税金がかかるということですので、こここのところをクリアするのにちょっと今時間がかかります。

それから、環境基本計画を、今その詳細ビジョンをつくるというふうなお話をしましたが、詳細ビジョンの中で、大学の先生のほうで開発をしている S V O という、いわゆるこれは混合させないで走行ができるという方法なんですが、これについて、公用車の中にディーゼルエンジンの車両がありますから、これらについてちょっと約 30 万円くらいの装置をつけなければならないんですが、それで一応走行テストをしてみようということで取り組みをしているところであります。

いずれにいたしましても、これはいわゆるこれだけ原油が高騰してきます。しかもその高騰の要因がいろいろありますて、どうもファンドやなんかも含めてやるとなると、ここはやはり議員が言うように、思い切った新エネルギー政策を打ち出すべきだと。そのときにはやっぱり遊休農地の活用、それから森林の活用、つまりこの地域に存する資源がどのくらいあるのかという、そこのところもしっかりと調査をしていかなければならない。

ちなみに遊休農地については農業委員会のほうでしっかりと現場も位置も面積もつかんでおりますので、対策を今後練っていきたいというふうに思っております。

○渡部康吉議長 環境水道課長。

○星 安晴環境水道課長 お答えいたします。

今、町長よりお話ございましたが、町の中で2社、とりあえずこれはBDFというか、一応使える燃料、軽油にまぜない状態のやつで一応精製はして、今、町長からお話ございましたとおりに、まざると軽油税の関係で問題が出てくる。今その辺は調査中でございます。

それから、町長からの質問でございましたSVO、これはストレート・ベジタブル・オイルといいまして、車を加工しまして、今実際燃料がついているところには廃食油を入れまして、あともう一つ燃料は10リッターぐらいの燃料を、軽油を入れると、のをつくって、そこでとりあえずエンジンをかけまして、寒いときに廃食油だと固まりますので、それを温めまして、あとは切りかえて全部廃食油で走ると。これにつきましては、さっき町長から話がございましたが、足利工業大学の先生がもう2年ほど全部実施されていることでございます。

以上でございます。

○渡部康吉議長 12番、星登志一君。

○12番 星 登志一議員 これは新エネルギーの油関係は、非常に議会にも相当詳しい人が議員の中にもいますので、大体我々はひょっとしたら執行部より掌握しているかもしれない。相当何カ所も市役所でやっていますので、それは10月の終わりに産業建設委員会でまた委員会ありますので、そのときしっかりとお聞きしたいと思います。

それでは、私の一般質問はこれで終わります。

○渡部康吉議長 以上で、12番、星登志一君の一般質問を終わります。



◇ 山 内 政 議員

○渡部康吉議長 次に、5番、山内政君の登壇を許します。

5番、山内政君。

○5番 山内 政議員 議席番号5番、山内政。質問通告によりただいまから質問を行います。

質問は、今冬の除雪体制についてで、4つの項目にわたり質問を行います。

1つ、冬期間の除雪作業において、同じ雪道なのに国道、県道は乗務員が2人体制なのに対

して、町道は1人体制なのはどのような理由があるのか伺いたい。また、あってはならないが、作業中に不慮の事故及び病気などで除雪作業に支障が出ることも可能性はゼロではない。それにはどう対応されるのか伺いたい。

2つ目、西部地区は、総合支援センターでの除雪支援体制が今年度からスタートされると思われますが、3地区、館岩地区、伊南地区、南郷地区のそれぞれの体制と登録団体数及び町民に対しての広報活動の計画があれば伺いたいと思います。

3つ目、建設業者が多数倒産し、今まで道路の除雪、排雪業務に当たられていたが、倒産により業務に支障はないか伺いたい。また、今後公共工事が減少し、建設業関係者が少なくなつたとき、一朝一夕では養成できない除雪オペレーターの育成についてはどう考えているのか伺いたい。

4つ目、幸いにして雪が少なく除雪業務が少ない場合の最低限所得保障は冬期間の雇用確保を考えたとき非常に重要と思えるが、実施する考えはあるか伺いたい。

以上であります。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 5番、山内政議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、除雪体制に関する1点目。除雪体制が国道、県道は乗務員が2名体制なのに町道は1人体制なのはどのような理由があるか、こういうおただしがございました。県におきましては、国道及び県道は幹線道路であり、除雪作業中における交通量も多く、また高速で作業を実施することから、作業中における安全確認のため助手を配置していると聞いております。

町道の除雪作業におきましては、それぞれ除雪路線について熟知をしたオペレーターが作業を行っている上、交通量も比較的少ないため、1人体制で実施しているところであります。

また、除雪オペレーターの事故及び病気への対応については、除雪オペレーターに日ごろより健康に対する自己管理の徹底を図るとともに、万全の体調を整えた上で作業に当たるよう指導を繰り返ししているところであります。

さらに、作業中の事故及び急な病気への対応につきましては、早急な対応ができるよう各車両無線等による連絡体制を整えており、町の直営除雪隊が除雪に当たることとしておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、2点目、西部地区における総合支援センターでの除雪支援体制についてのおただしがございましたが、館岩、伊南及び南郷地域それぞれにおいて、町の除雪ネットワーク事業により総合支援センターの登録団体であるNPO法人等に事務を委託して実施するよう協議を進め

ているところであります。館岩地域では財団法人館岩農業公社に、伊南地域では農業生産法人伊南の郷に、南郷地域ではN P O 法人じねんとに委託して進めるよう計画しており、今後それぞれの受託事業者において除雪支援者を募集し登録することになります。

また、町民に対しての広報活動については、町のお知らせ並びに総合支援センターだよりで周知を図っていくよう考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、3点目、建設業者の倒産による除雪業務への影響についておただしがございました。昨年、館岩及び南郷総合支所管内におきまして建設会社の倒産が2社ございました。建設会社が除雪事業を担う当町におきましては大きな痛手ではありますが、本年度につきましても委託業者の支援と協力をいただき、昨年度末の体制で対応できるものと考えているところであります。

除雪オペレーターの育成につきましては、冬期間の道路の円滑な除雪作業を実施し、安全な通行を図る上で除雪オペレーターの確保は必要不可欠でありますので、除雪会議の場で関係事業者に講習会への出席をお願いし、各オペレーターが除雪工法や安全対策、機械の取り扱いなどを習得するとともに、経験豊かな熟練者から若手がその技術を引き継ぐことで高度な技術や能率の向上が図られるよう努めてまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、4点目、最低限の所得保障の実施についておただしがございましたが、当町の厳しい財政状況や4地域の降雪量の地域差による稼働時間及び稼働日数等により最低限所得保障の基準を何に置くかなどの問題があります。したがいまして、現行どおり除雪業務実績払いとし、なお各総合支援センター及び除雪支援事業を行っている協力団体と連携をし、道路除雪以外での雇用の確保が図られるよう努めてまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上、お答えを申し上げましたが、具体的な事項については担当課長に答弁させますので、よろしくお願いをいたします。

○渡部康吉議長 5番、山内政君。

○5番 山内 政議員 それでは、再質問をさせていただきます。

先ほどご答弁いただきましたように、国道と県道は2人体制。私は県の担当者に伺いましたところ、これは先ほどもお話ありましたように、安全確認とか安全確保ということで、そのためには絶対1人では作業はさせないということでありました。町長も答弁の中で話しておられましたが、早朝でございますので、県道、国道、町道もそんなに交通量は、さほど差はないというふうに私は考えております。ですから、交通量のことだけでの2人体制、1人体制という

のはちょっとこう疑問に思うわけですが、それでは、建設課長さんに伺いたいと思います。通常、夜中の、しかもあるときは吹雪の作業をしているときに、安全確保ということはどう指導されているのか、それについて伺いたいと思います。実際に安全の確認が十分でなくて、他の車両等にぶつけてしまったことが実際生じていると思いますが、そのことも踏まえてお答えをいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 建設課長。

○大竹政義建設課長 お答えをいたします。

まず、1人体制の部分でどのように安全が確保されますかというおただしであろうかと思いますが、町長申し上げましたように、除雪会議を開いておりまして、その中で私どもが行っています町道の除雪といいますと、どうしても国道と違いまして狭く、またはカーブ等々が多いところの除雪でございまして、除雪のいわゆる除雪時間といいますか、稼働するに当たってもほとんどが低速での除雪になります。そういう意味では会議の場において、地吹雪があったり、そういういたときには必ず停止をして安全を確認してからというような中での作業をしていただきたいということで毎年度お願いしております、それが徹底されていると認識しております。

よろしくお願ひします。

○渡部康吉議長 5番、山内政君。

○5番 山内 政議員 先ほどの除雪会議の中で健康に十分留意するようにというような話でございました。実際に雇用をされるときに健康診断とか、事前の健康チェックというものは、あるいは委託業者等に健康診断の提出というものは求めていらっしゃっておられるんですか、お伺いします。

○渡部康吉議長 建設課長。

○大竹政義建設課長 お答えをいたします。

雇用するに当たって健康診断書の添付という部分でありますけれども、手元に資料ございませんで、後ほどこの点については再度説明させていただきます。

○渡部康吉議長 5番、山内政君。

○5番 山内 政議員 はい、わかりました。

深夜作業中で各トランシーバーといいますか、無線機といいますか、行政無線なのかもしれませんが、そういうもので役場との、要するに現場の体制は整っているということですが、それは終日除雪において建設関係のどなたかが役場あるいは支所に詰めているという理解でよろ

しいんですか。

○渡部康吉議長 建設課長。

○大竹政義建設課長 お答えをいたしますが、除雪に当たりまして除雪の指導等について、その判断等々については当然、主管課である建設課であれば建設課の担当係が広域消防署との連携をとりながらそれぞれ指示をするという体制になっております。

よろしくお願ひいたします。

○渡部康吉議長 5番、山内政君。

○5番 山内 政議員 ちょっと最後の答弁、わからなかつたんですが、試乗する、試しに乗るということですか、それとも指示をするということですか、すみません。

○渡部康吉議長 建設課長。

○大竹政義建設課長 お答えをいたします。

除雪に対して出動の指示をすることあります。

○渡部康吉議長 5番、山内政君。

○5番 山内 政議員 それでは、2点目について。総合支援センターで除雪について、先ほど町長から述べられておられました。非常に、最初のころといいますか、合併したころから比べますと進んでいるなというふうに、進んでいるなというか、着々とされているというふうに理解をいたしました。ちょっと視点は違うんですけども、高齢者の除雪支援体制については、それは総合支援センターとどういう絡まりといいますか、どういう体制でいかれるのか、あるいは、総合支援センターとの相互の関係はどうなっていくのか、町民はどの窓口に行けばいいのか、健康福祉課長に伺います。

○渡部康吉議長 健康福祉課長。

○近藤甚悦健康福祉課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほど、町長の回答の中で委託業者のご回答がございました。4つの業者に除雪を委託するということであります。高齢者の除雪関係につきましても、昨年度も改めて業者を選定して委託するという形では行っておりません。したがいまして、今年度につきましても同じ業者に委託をしながら進めていくということになると思います。

以上です。

○渡部康吉議長 5番、山内政君。

○5番 山内 政議員 本町も含め3つの支所で除雪窓口は、そうすると一般町民はどこにといいますか、1つは図られていくのかどうかということと、もしも図られなかつたらばそれは

それぞれの窓口で相談を受けるというような理解でよろしいですか。

○渡部康吉議長 建設課長。

○大竹政義建設課長 お答えをいたします。

除雪の支援体制について今、健康福祉課長も答弁申し上げましたんですが、各総合支援センターを窓口といたしまして、それぞれ除雪に対する支援といいますか、除雪に対する事業の展開を進めてまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 5番、山内政君。

○5番 山内 政議員 そうすると、支所あるいは本庁に電話すれば除雪に関しては町内で連携をとってこたえていただけだと、そういう理解でよろしいですか。

○渡部康吉議長 健康福祉課長。

○近藤甚悦健康福祉課長 高齢者の窓口についてのお話だそうですが、この部分についても総合支援センターを一般の窓口としまして、実際それから派生していくものについては先ほどお話ししたような形で事業を進めるということになろうかと思います。

○渡部康吉議長 5番、山内政君。

○5番 山内 政議員 はい、わかりました。高齢者の方については総合支援センターを窓口ということで。

それから、ことしの3月の定例議会で、後ろにあります湯田秀春議員の除雪の質問に対して建設課長さんは、行く行くは総合支援センターがメインになって国・県等の除雪も、町道の除雪もと、こんなふうなシステムを考えておりますというふうに答弁をされまして、非常に頼もしいと思いました。

そこで、室長さんに伺います。このようなシステムになるまでには今後どのような経験が必要ですか。今の現状でお答えいただければと思います。

○渡部康吉議長 直轄政策室長。

○宍戸英樹直轄政策室長 お答えいたします。

まず、先ほどの質問で健康福祉課長が答えました点について、再度お答えします。

現在の計画では、総合支援センターが直接の窓口となるのではなくて、委託を受けるN P O その他の団体、先ほど4つの団体ご紹介しましたが、そこが直接除雪依頼の窓口になる計画であります。若干訂正をさせていただきます。

それから、町道、いわゆる道路の除雪も含めて総合支援センターがその役割を担っていくという計画につきましては、現在のところ総合支援センターが町の組織の一部となっております

ので、独立法人として独立してから町から委託を受けられるような体制づくりをつくっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○渡部康吉議長 5番、山内政君。

○5番 山内 政議員 それでは、再度確認をさせていただきますが、3つの支所につきましては、その委託を受けた業者というふうに理解していいかと思うんですが、それでいいのかどうかはちょっとあれですが、直接委託を受けたほうに、それが窓口になってやっていくと。しかば本庁はどういう体制なのか。先ほど私もちょうど質問漏れたかもしれません、その部分についてちょっと。それは高齢者の除雪についてと、それから一般の、道路については多分建設課だと思うんですが、それについてお答えをいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 直轄政策室長。

○宍戸英樹直轄政策室長 お答えいたします。

田島地区、田島地域の高齢者世帯等の除雪支援につきましては、NPO法人の御蔵入クラブに委託をする計画としておりまして、そこが受け付けの窓口というふうになります。

○渡部康吉議長 5番、山内政君。

○5番 山内 政議員 大変いいなと思いますが、問題は、その窓口の受け付けがきっと町民に周知されるかということが1つ大きな問題かなと思うんです。役場に来ればその窓口から委託されたほうに当然行くかと思うんですが、その窓口の徹底といいますか、それは早目に、しかも何回もしていただきたいなというふうに思います、きょう多分議会でも聞かれた方、初めてだと思いますので、ぜひ周知につきましてはきめ細かくしていただきたいと思います。その点について、よろしくお願ひします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

周知については、当然いろいろな方法で私どもは対応をしなければなりません。その前に、まず県の2人体制が町道の場合については1人だと、それから、高齢者の支援については窓口がそれぞれ委託をするNPO法人等団体だと。これらについて、ある意味では今過渡期なんですね。これまですべて役場でやっていました。いわゆる役場でいいますとそれぞれの担当課ということになりますが、除雪のメインは建設課になっている。ここが変わるわけですから、やはりこれは町民の方々が非常にやりにくいといいますか、利用しにくいといいますか、恩恵を受けにくい状態はとにかくつくるべきではない。そのための調整といいますか、徹底を役割

として持つのが役場の職員の仕事ですので、ここはしっかりと整備をしていかなければならぬ。

ただ、議員の恐らくこれまでの活動の中でもご理解をいただけると思いますが、基本的にトータルで、合併後35%の補充率にするということは、いわゆる330人いた職員を160人から170人体制にしていかなければならない。これは大きな課題です。先ほど、議員からもご提示ありましたが、合併特例期間がもう3年も過ぎてしまったと。残り7年、あるいは暫定期間がありますが、ここの中で自立を目指す町をどうやってつくるかということになりますと、いわゆる組みかえをしながら、ある意味では町民の方々に多少の負担やそういうものがある程度お受けをいただいてやらなければならない時期があると。そのところを私たちは現場に出向いて説明をしていくと、こういうことになるかと思います。単にペーパーで知らせるということだけじゃなくて、これは現場に出向いて、集落に出向いて説明をしっかりとしていくと、こういうことになるかと思いますで、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 5番、山内政君。

○5番 山内 政議員 ことし、今話されましたように、総合支援センターのシステムが少しずつ機能して、除雪体制が少しずつ確立できるとすれば、私、雪国におけるモデルケースになるのではないかというふうに思っております。今後、ことしの冬の成果を積み上げて、町民にとって一番安心できるシステム、しかも、先ほど町長が話しましたように、職員が過重な負担にならないようにということもありますので、その辺ことし1年、1年というかことしの冬しっかりと、私も一生懸命見ていきますけれども、室長さんにはその辺のところをしっかりと見ていただきたいというふうに思っております。室長さんのそれに対する思いというものをひとつ聞かせていただきたいと。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

室長が答える前に私のほうからちょっとお答えをさせていただきますが、道路特定財源が一般財源化になっても、除雪予算については従来どおりの財源をしっかりと確保します、確保できると、こういうふうに国では言っていますね。それで、私が今、県を通して国ほうに提案をしているのは、いわゆる流雪溝を新たな公共事業、今まで公共事業でやっていたんですが、流雪溝は道路工事をするときにあわせてやるという考え方だったんですね。それで、流雪溝の問題は、いわゆる建設分野でやったものと、農の分野でやった分のこのジョイントがうまくいっていないですね。このところをもう一回、新たな公共事業として流雪溝をいわゆるメイン

の事業として扱ってくださいと、こういうことでお願ひをして、今います。

これがもし国のほうでお受けをいただくということになると、流雪溝で絶えず処理することができるということになれば、経費の削減はできるんです。一部ですね、排雪という。いわゆるたまたま雪をダンプで積んで河原に、あるいは特定の場所に移動するという行為がなくなりますから。そうすると、私は、2人体制、いわゆる同じ町道でも、町道といつてもいろんな状況がありますから、その状況を見ながら、あるいはさっき交通量と言いましたから、交通量やなんかを条件を整備しながら、2人体制でやる町道もあれば、とりあえず1人体制でやらなければならぬところも出てくると思います。

これは、本当に私どもも非常に情けないなというふうに思っています。救急体制も実は法律で定めた体制が維持されていない。これも現実あるんですね。じゃどうするのか。負担金をふやしてまでもやるのか。そうではなくて、もう一回この体制整備について見直しを行いながら、現状の中でその法律に決められた体制ができないのかということを検討していくということと同じように、この除雪もしっかりとそれは最初から決めつけないで今後の検討課題にしていく。

したがいまして、雪国である私たちは、雪国でも安心して暮らせる、あるいは雪国であればこそ除雪体制はしっかりと整えていくと、こういういわゆる課題を私たちは忘れずに今後取り組んでいきたいというふうに思っております。

○渡部康吉議長 直轄政策室長。

○宍戸英樹直轄政策室長 お答えいたします。

ただいまの町長のお話にもありましたとおり、南会津町我々町民にとって一番の課題は除雪、雪対策だというふうに考えております。事実、町民の皆様からいただく苦情で一番多いのも除雪に関する問題だというふうに認識しております。そういう町民が抱える大きな課題に、総合支援センターという枠組みの中で民間の方、住民の方が力を出し合って、その課題解決に向けて取り組んでいけるということは、先ほど議員のおただしにもありましたように、まさに全国のモデルケースとなり得るんではないかというふうに感じております。

この総合支援センターの取り組みは、例えば昨年度、南郷地区ではNPO法人の職員の方が対象の高齢者世帯を一軒一軒訪問して、様子を伺ったり、お年寄りの話し相手になったりというような、単に除雪の手助けをするだけではない、新たなサービスといいますか、取り組みもしておりますので、そういう町、行政ではなかなか手の届かない細かいところにもいい影響が出てくる制度にしてまいりたいというふうに考えております。

○渡部康吉議長 5番、山内政君。

○5番 山内 政議員 私も地元に帰れば一地域住民でございますので、また一緒になって雪国の不安の解消のために努めていきたいというふうに思っております。

それでは、3点目につきまして再質問させていただきますが、本来、先ほども答弁ありましたけれども、除雪の作業は公共事業で蓄積してきた技術がそのまま生かされてきたわけあります。しかし、国民の目線、特に都市住民の目は道路等の公共事業に対して厳しいものがあります。しかし、この地方にとって公共工事のための工事など存在しておりませんで、そのすべてがこの地域で生活する人のための社会資本の整備でありました。しかし、整備が進めばおのずと工事の量が減少することは、これは全く明らかであります、ここに矛盾が生じるわけであります。片一方で、当然のことながら福祉の充実を唱えながら公共事業費の削減を求められ、しかし、削減されれば今まで確保できていた地域の災害等の対応に瞬時に反応できる体質が維持できなくなると、そういうわけでございます。

ここで、建設課長さんに伺いたいと思うんですが、この矛盾といいますか、現場を預かる責任者としてどういうふうに対応されていかれますか。課長の理想でも構いません、こういうふうにしていったらどうだということをお聞かせいただければというふうに思います。

○渡部康吉議長 建設課長。

○大竹政義建設課長 お答えをいたしますが、今、議員のおっしゃっている内容と、私が日ごろ担当課長として、公共事業も含めた地域のいわゆる状況については、重々承知しているところでありますけれども、まず1つは、私どもの南会津といいますか、地域が抱えている部分での問題等々も、あるいは課題等々もいっぱいあるわけであります、今、議員がおっしゃいました内容と私の考え方、それがございませんで、そういう意味では現場を預かる者として今後とも情報をキャッチしながら精力的に対応していきたいと、こう考えております。

以上でございます。

○渡部康吉議長 5番、山内政君。

○5番 山内 政議員 よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、4つ目について再質問をしたいと思います。

昨年、このことについては質問いたしました、じっくり昨年の答弁を読んでまいりました。今回も苦しい胸の内ということかなというふうに感じておりますが、実は県の制度、たまたま去年質問する前の日か次の日、所得保障というようなこと出たわけですが、県の制度というのは待機保証という制度であるそうです。これは雪が降らなくても常に待機をしなければならない作業者の方に、12月15日から3月14日までの期間で一定時間を超えた部分について支給を

するという、そういう制度とお聞きをいたしました。この制度は、お金の支給は一番最後ということなので、実は作業をされている方が今お金が必要なのにそのときには行き渡らないというような制度上のつらさもあるというようなことを申しておられました。

ここで私が申し上げたいのは、今、何らかの対応策を研究しておかないと、確実にオペレーターというか、若者の作業員がいなくなる可能性があるということでございます。本当に雪は自然そのものでありますので、降るか降らないか全く、今の気象科学でもその予測は本当に困難であります。降り続ければ何日も降るし、およそ1人の除雪の体制ではもう到底対応できないような状況もこれはあります。また、雪が降らなければ降らないで、経費の負担に不満がいくと。ただ、行政としては最善の備えづくりをしなければならないというふうに思うわけであります。そのことについて、備えという意味ですが、町長のお考えを伺います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

確かに、議員がおっしゃるように、いわゆる実行をする側とすれば、そういう不安を絶えず抱えていなければならないという状況だと思います。あるいはまた、本人のみならず除雪を委託する建設会社のいわゆる経営的な視点からも大変負担がのしかかってくる。結局町が支払わなければ自分のところで雇用している社員ですから、自分のところで何らかの保障をしていかなければならないということになってくるんだろうと。

そこで、先ほど私がお答えをしましたが、いわゆる道路除雪以外ですることがあるだろうと。これは実は、はつきり申し上げますと、田島の丹藤地区でした、除雪支援体制をやったために、除雪をしていたおばあちゃんが屋根からの雪で埋まってしまった。そのときにちょうど声がしたので、村の中を除雪をしていた地区の人が駆けつけて一命を取りとめたと、こういうこともあるんですね。

ですから、私たちが今、何げなく、何げなくと言っては失礼ですが、除雪の被害、いわゆる災害がないと思っているけれども、これは雪がなくてなかったのか、それとも雪があるんだけれども、いわゆるそういう見守り隊といいますか、そういう地区の協力体制ができているから事故につながらなかったというのは相当私のところに報告として入ってきます。それらをさつき室長が言ったように、総合支援センターの機能充実の中で図っていけば、これは道路の除雪は、ある一定の基準がありますから、基準を満たさないときには出動できませんので、道路は仕事はないかもしれません、村内というか集落内の、あるいはまた河川、あるいは側溝、いろいろな部分のいわゆる作業はあるんだろうと。ここのところを実は地域の中でしっかりと、

こういう仕事があるというのを具体的に出してほしい、こういうふうにお願いをしておりますので、そういう形で冬期間仕事がつながるようになればいいのではないかなど、こう思っております。

○渡部康吉議長 5番、山内政君。

○5番 山内 政議員 除雪体制ということの政策のフィルターを通じて、最後、政策全般について申し上げたいと思います。

私も含め声を出して言える人はそれなりに行政にも声が届くと、そういうふうに思います。しかし、町民の中には声を出したくても声が出せない、声なき声があります。私も含め町長以下、部下職員であります皆様方もぜひ声なき声に耳を傾けられるように私の思いを伝えておきたいと思います。

終わります。

○渡部康吉議長 以上で、5番、山内政君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。昼食休憩にいたします。

休憩 午前11時37分

再開 午後 1時00分

○渡部康吉議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎発言の申し出

○渡部康吉議長 ここで、12番、星登志一君より発言したい旨の申し出がされておりますので、これを許可します。

12番、星登志一君。

○12番 星 登志一議員 午前中の私の一般質問の中で「 」という不適切な発言がありましたので、取り消したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○渡部康吉議長 ただいま発言のとおり発言の取り消しについてご了承願います。

次に、建設課長より発言したい旨の申し出がされておりますので、これを許可します。

建設課長。

○大竹政義建設課長 午前中、5番、山内政議員の除雪に関するおただしの中で、定期健康診断書の提出についての答弁漏れがございましたので、お答えをいたします。

除雪業者におきましては、労働安全衛生規則第44条により、常時使用する労働者には1年に1回、定期健康診断を受診させることとなっております。そのため委託業者においては定期健康診断を受診している者を作業に充てていると理解をしております。

また、臨時雇用オペレーターにつきましては、雇用時、口答で健康に対して問題があるのかの聞き取りを行っており、健康診断書の提出は求めてはおりませんが、今年度からは業務の特質から事業所及び町の健康診断を受診し、就労していただくようお願いしてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○渡部康吉議長 ただいま説明のとおり、健康診断書の提出について、ご了承願います。



◇ 大竹幸一議員

○渡部康吉議長 次に、19番、大竹幸一君の登壇を許します。

19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 それでは、通告に基づきまして質問いたします。

まず最初は、ことしも福祉灯油をという質問であります。

昨年以來、収入はふえないのにガソリンや灯油、あるいはさまざまな物価が上がって町民の暮らしは大変困っております。そうした中で8月現在の昨年同期のガソリンと灯油につきまして農協に行って聞いてきますと、レギュラーガソリンでありますけれども、128%という状況であります。昨年の8月の145円、リッター当たりですね、それから今年の8月が185円という状況。一方、灯油では168%、昨年が82円、ことしが138円、これ一般の配達の値段でありますけれども、そういうことを伺ってまいりました。

そこで、町民の負担軽減のため次の原油高の対策について伺うものであります。

まず1つは、昨年度所得の低い方々の高齢者世帯1,123世帯、それから障害者の世帯が102世帯、そしてひとり親世帯が37世帯、子育て世帯が32世帯、合計1,294世帯に対して5,000円の福祉灯油を実施したわけであります。合計金額で643万円であります、これも大

変多くの方から喜ばれております。したがいまして、本年も実施すべきと思いますけれども、どのように考えているか。また、特に国や県の動向についてはどう把握しているか伺うものであります。

2つ目は、福祉灯油とはやや趣旨は違いますけれども、南会津病院へ運行している乗り合いタクシー、この方からも非常にガソリン代が上がって大変だという声が聞かれております。また、肥料、飼料、資材の高騰のために農家からも非常に大変だと。農薬あるいは肥料が40%から60%も上がったと、こういうふうな状況ですので、農家に対しても助成をすべきと思うが、どう考えているか伺うものであります。

さらに、その原油高騰の原因である投機マネー、これに対する実効ある規制措置を町としても国へ求めるべきと思うが、どうしているか伺うものであります。もし求めているのであればその状況を伺いたいと思います。

2つ目の問題は、不正防止対策であります。

昨年に続きましてことしも伊南総合支所において町職員による金銭的な不正が発覚し、マスコミでも大きく取り上げられたため、町民は大きな行政不信を抱いております。私も成人になって30数年たりますけれども、この間、いろいろ酒による、酒を飲んだ後の何か、傷害事件であるとか、あるいは男女の問題であるとか、そういう不祥事を聞いてはおりますけれども、金銭に伴う不祥事、これは昨年初めて聞いたというか、そして、それが連續起きたということですので、これは大きな、重要な問題だというふうにとらえているわけであります。

そこで、事件後どのような対策がとられたか伺うものであります。

そして、2つ目は、この事件を契機としまして内部告発制度ということにつきましても、ぜひ必要であって、そのための法律もあるわけであります、公益通報者保護法という法律もありますので、これを行政の中でどのように運用していくのか、そういう内部の話し合いがどのようになされているのか、伺いたいと思います。

3つ目の問題は、今の具体的な問題とは少し離れます、一般論でありますけれども、職員が死亡した場合、あるいは退職した場合に退職金が払われます。その後、その職員の不正が発覚した場合、一般論としては退職金を返還すべきだと、こういう声が非常に多いわけでありますけれども、それが現状の仕組みの中ではできるのかどうか、その状況を伺いたいと思います。

4点目は、これは大分県の教員採用問題不正問題に関連しまして、福島県でもいろんなミスがありましたけれども、その中で、新聞報道の中で福島県教育委員会では採用試験の問題用紙の持ち帰りを今年度から認めて、そして解答例も公開し、そして自己採点を可能にしたと、こ

ういうふうに報道がありましたけれども、本町の職員採用試験の際にはどうなっているのか、伺いたいと思います。

5点目は、その本町の職員採用試験に関連しまして、いわゆる口ききであるとか、合否の事前連絡、こういうものはどうなっているのか伺いたいと思います。

大きな3つ目の問題としましては、公共交通調査について伺います。

公共交通の見直しを図るために65歳以上の人人が住んでいる世帯へアンケートが行われたというふうに聞いておりますけれども、このアンケートを行う際に、最初は民生委員協議会のほうにも話があったと聞いておりますが、その次には行政連絡員のほうにも話があったと。しかし、最後に、お金になるという理由で老人会が調査員を引き受けたという経過があったと聞いております。その際にどういう基準で幾ら支払われるのか伺いたいと思います。

また、このアンケートの際に調査団体名が書かれた用紙、この用紙には公共交通会議の会長である副町長の名前が載っており、さらにそのアンケートのお願いというものも載っております。それと、実際に一軒一軒に配られた調査票、それが別の用紙になっておりまして、中には調査票のみが配られた世帯があるわけであります。そういう世帯からは調査団体がわからないと、あるいはその調査票を見てみると、病院名を求める項目がありますので、その病院名によっては病名がわかつてしまうような場合もある。また、通院回数も求めておりますので、その病気の重い、軽いと、そういう状況もわかつてしまうというようなことで、プライバシーが守れないと、こういう理由で協力してもらえないと、そういう場合があったと聞きますけれども、調査の世帯、人数あるいは回収率はどのようになっているか伺いたいと思います。

さらに、3つ目としましては、この調査票に「乗り合いタクシー」あるいは「デマンドタクシー」という言葉が出てきますけれども、その説明が書かれていないわけでありまして、その説明は調査員用の用紙には書かれているわけであります。そこで、調査員が調査票だけ置いていった場合や、あるいは調査員が対面で話した場合においても、説明不足がありますと最も大事なことが把握できない、そういうアンケートとなってしまうと心配しておりますけれども、どうなっているか伺いたいと思います。

4つ目は、この調査を基礎に12月まで計画をつくる予定になっていると聞きますけれども、当面一番困っている南郷地区の場合は、いつまでに公共交通を再開する目標なのか、それをまづ伺いたいと思います。

次は、町出資の企業についてであります、一般行政報告書を見ますと、昨年の町出資の6社の税引き前の当期純利益が載っております、その合計を万単位で計算しますと1,949万円

の黒字と、こうなっておりまして、その内訳は、まず1つ目は夢開発、田島地区の夢開発が2,469万円の黒字、それから2つ目は会津高原リゾートであります、これが館岩地区であります649万円の黒字、3つ目は株式会社INA、伊南であります、これが358万円の赤字。4つ目はさゆりの里、南郷であります、これが798万円の黒字。それから、5つ目はゴルフ場、館岩であります、これが248万円の赤字。そして、最後に観光公社が1,361万円の赤字と、合計1,949万円の黒字と、こういうふうになっているわけであります。これらの企業につきましては、つくった経過から考えて出稼ぎ対策あるいは雇用対策と。その重要性は当然理解しておりますけれども、今後一定期間たっても赤字の場合には閉鎖や統合などのルールをつくる必要があると思うわけであります。

そこで、専門家も含めたルールをつくる委員会を立ち上げてはどうか、そういう時期に来たのではないかというふうに思っているわけであります。この問題については、合併の際には現状のまま引き継いでしまったわけでありますから、合併してもう3年目になりますので、そろそろこういう検討委員会を立ち上げて、そして最低1年くらいは調査をして、そしてその後、例えば3年なのか、5年なのか、10年か、その辺わかりませんが、こうした一定の方向で、赤字が続くならば何らかの対策をとるという方向を示す必要があると思いますが、その点をどう考えるかを問いまして一般質問を終わります。

なお、答弁によりましては自席から再質問をするものであります。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 19番、大竹幸一議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、原油高対策に関する1点目、本年も福祉灯油を実施すべきかと思うがどうか、こういうおただしがございました。本町では昨年度、灯油価格の急激な高騰の影響を緩和すべく、高齢者世帯、障害者世帯、さらにはひとり親世帯から子育て世帯のうち所得の少ない世帯を対象に福祉灯油緊急支援事業を実施いたしました。特に子育て世帯への支援は県の補助対象ではありませんでしたが、町独自の施策として実施したところであります。今年度に入ってからも原油価格の高騰が続き、灯油の小売価格も昨年に比較して高値で推移をしております。灯油は冬期間の暖房用燃料として必需品であり、生活費へ直接的な影響を及ぼす問題でありますので、今後の価格動向を見きわめながら、事業実施及び事業規模等を判断してまいりたいと考えております。

なお、国の動向につきましては、原油等高騰に関する緊急対策関係閣僚会議がことしの6月26日に発表いたしました原油等価格高騰対策の中で、福祉灯油は昨年同様、離島など地方対策、

国民生活への支援に位置づけられ、特別交付税の措置が行われることを確認しております。

次に、2点目、南会津病院へ運行している乗り合いタクシー会社に対して助成すべきとのおただしがございましたが、乗り合いタクシーの運行業務を委託していますタクシー会社の代表の方々と話し合いを持たせていただいたところ、新たな助成制度の要望はございませんでしたので、町といたしましてはタクシー会社への直接的な助成は現在のところ考えておりませんが、中小企業者、個人事業者への緊急的な支援策として公庫・協同組合融資利子補給補助金で対応するため補正予算に計上したところであります。

また、肥料、飼料、資材の高騰のため農家に対して助成すべきとのおただしがございましたが、議員のご指摘のとおり石油価格、化学肥料価格などの高騰は農業経営に深刻な影響を及ぼすものと懸念しております。町といたしましては、農家の現状把握に努め、施策に反映させるとともに、当面は直接的な農家への助成は行わず、南会津町農林水産業振興基金の弾力的な活用を検討してまいりたいと、このように考えております。

また、農業関係機関と連携し土壤診断を行い、適正な施肥料の把握による化学肥料の節減と町内の有機性資源の活用による土づくりの実践によって、生産コストを抑えながら環境保全型の農業を進めていく考えであります。今後、原油価格等の情勢を見ながら、引き続き対策を検討していく考えでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、3点目、投機マネーに対する実効ある規制措置を国へ求めるべきではないか、このようなおただしがございましたが、最近における原油価格高騰は、ご指摘にもありましたように、投機資金の石油市場への流入も大きな原因となっていると言われております。こうしたことから、国の緊急対策関係閣僚会議の中でも価格要因の分析と市場の透明性を高めながら、国際石油市場の安定に向けた国際協調を積極的に進めているところであり、町といたしましては、当分の間、国の対応状況を注視してまいりたい、このように考えております。

次に、不正防止対策に関する1点目、事件後どのような対策がとられたかとおただしがございました。懲戒処分後、直ちに緊急の幹部職員会議を開催し、こうした事案が二度と発生しないよう再発防止と町民の信頼回復に努めるよう訓辞をいたしたところであります。さらに、各所属長へは綱紀粛正、服務規律の徹底を図るとともに、職務上従事している団体の会計については、改めて管理職を含む複数で、かつ必ず書面により行うことを徹底、再確認するよう、さらにまた、職務外で団体の会計に従事している場合には、その事務処理についても確認するよう副町長名で通達をしたところでございます。

次に、2点目、内部告発者に対し公益通報者保護法をどのように運用しようとしているか、

このようなおただしがございました。公務員に関しては、公益通報者保護法に加え地方公務員法等によって職員の身分が保障されており、内部通報を理由として不当に免職等の処分を受けることはありません。本町といたしましては、法の趣旨にのっとり、内部通報に際し総務課が窓口となって通報者の保護に最大限配慮してまいりたい、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、3点目、不正が発覚した場合の退職金の返還に関するおただしがございました。退職手当につきましては、市町村総合事務組合条例の定めるところにより、在職期間中の行為に係る刑事事件に関し、禁固以上の刑が確定した場合は返還を求めることができる規定となっております。この場合を除き、現行制度においては退職手当の返還を求めることができる規定はございません。

次に、4点目、職員採用試験での問題用紙の持ち帰りに関するおただしがございました。本町における職員採用候補者1次試験については、福島県町村会に委託をし実施をしておりますが、問題作成及び採点については、財団法人日本人事試験研究センターが行っております。問題用紙の所有権あるいは著作権については、当該財団法人に帰属し、すべて返却することが原則となっており、さらに、当該財団法人においては、受験生への問題用紙の提供を行えば将来にわたり問題の作成が困難になるなどの理由から、原則公開しないとの立場をとっておりますので、ご了承をお願いしたいと思います。

次に、5点目、職員採用試験での口ききや合否の事前連絡に関するおただしがございました。本町ではそのようなことはないものと認識しておりますので、ご了承をいただきたいと思います。

次に、公共交通調査に関する1点目、どういう基準で幾ら支払うのかというおただしがございましたが、この事業は南会津町地域公共交通会議が実施するもので、町内の地域ごと4団体に委託をしております。南会津町の臨時職員の賃金及び移動に伴う車の燃料代等を基本に算定をいたしまして、4団体への支払い総額は133万7,000円となる見込みであります。

次に、2点目、調査世帯、人数、回収率のおただしでございますが、調査対象の世帯は1,654世帯、2,565人となっており、回収率については現在調査中であり、その数値は出ておりません。

次に、3点、調査票の内容説明が不十分ではないか、こういうおただしがございました。委託先に対し調査の所期の目的が十分達成されるよう、聞き取りによる調査方法の周知徹底を図ってまいりましたので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、4点目、南郷地域における公共交通の再開時期についておただしがございました。地域住民により組織された公共交通を考える会と区長会が中心となって6月に住民意向調査を実施し、その調査結果をもとに南郷地域におけるよりよい公共交通のあり方を町に提案するため、8月からは総合支援センター南郷の職員も入り、各集落において住民の皆さんとの座談会を開催している、このように聞いております。町といたしましては、地域住民の自主的な取り組みによる、利用者にとって利用しやすい公共交通の仕組みづくりの提案を踏まえ、その対応を積極的に検討してまいりたいと、このように考えているところであります。

次に、町出資の企業についてのおただしがございましたが、町出資の企業は地域における重要な雇用の場であり、地域への経済波及効果も非常に大きいものがあると考えますが、一方、企業経営でありますから、収益を求めることも当然必要でございます。このため経営状況が厳しい場合には経営の合理化、統廃合の検討も1つの選択肢ではございます。こうした中、国より第三セクター等のあり方についてのガイドラインが示され、経営が著しく悪化、もしくはそのおそれのある第三セクターに出資している地方公共団体は、第三セクターの経営状況等の評価と存廃も含めた抜本的な経営改革の検討を行うことを目的とする経営検討委員会を設置し、評価、検討に当たっては外部専門家の活用を図ることとされています。今後、第三セクターの経営内容を確認しながら、必要に応じて外部委員を含めた経営検討委員会の設置も視野に入れて検討してまいりたい、このように考えております。

以上、お答えを申し上げましたが、具体的な事項につきましては担当課長に答弁させますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 1点目の福祉灯油についてであります、町としては価格の動向を見ながら検討していきたいということなんですが、国ほうの緊急対策会議のほうで交付税の措置も考えているという話もありましたので、ことしも実施かなというふうに思いますが、その際に、去年も私の質問の中で要望したんですが、生活保護の対象者について要望したんですが、それについては冬期加算があると、そのために今回の福祉灯油はやらないんだというようなことありました。私もそのときは、冬期加算あるんだからしようがないのかなと思っていたんですが、しかし、冬期加算というのはいつもあるんですね、毎年。ですから、昨年は普通の冬期加算プラスその福祉灯油ということにしないといけないということで、会津地区的状況を聞きますと、磐梯町と只見町では生活保護の人にもやったというふうに聞いておりますが、本年はやはりその辺ちょっと考え方を変える必要があるんじゃないかなと思いますが、いかがで

しょうか。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

間違いなく前年度の福祉灯油券についてはそういうおただしが議員のほうからございました。それについて冬期加算ということで話をさせていただきましたが、考え方としては恐らくもともと冬期にはそれだけの生活負担がかかるということで冬期加算ですから、そこがいわゆるどこの時点では配慮された数値あるいは価格なのかということになると思いますので、これらについても当然考え方としてはわかります。わかりますが、町全体のバランスのとれたいわゆる原油高騰に対する対策の中で考えていかなければなりません。したがいまして、これらについても今後、先ほど答弁申し上げたような中で議論をしていきたいと、こう思っております。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 さらに、乗り合いタクシーについてはそういう要望がなかったので考えていないということですが、それはどういうちょっと考え方かはつきり私もわかりませんが、しかし、私のところにはそういう話が来ておりますので、私これは、もし実施する場合の話ですけれども、再調査をしてほしいと思っております。きょうはいいです。

それからあと、農家についてなんですが、当面農家に対して直接的な支援はしないということなんですが、何か振興基金を運用して土づくりなんかの支援をしたいという話がありましたけれども、それはどのくらいの規模、金額的な規模とか、どのくらいができるのか、農家数とか、その辺をもうちょっと具体的にそこを伺います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えいたします。

金額的な疑問については、これから具体的に詰めていくということになるかと思いますが、要は、アンケート調査を実は実施をさせていただきまして、そのおおむね集計結果が出ておりますが、直接的なやっぱり補助金としての措置をしてほしいという要望、それから、さらには先ほど答弁申し上げましたように、当面それだけやってもやはりこういう原油高騰についてはなかなかついて行けない部分もあるので、もう少し循環する農業の中で支援が必要だと、あるいは、融資的な制度も活用できないかと、こういう意見がたくさんございますので、これらを総合的に判断しながら、当面はやはり基金の運用の中で、ここをぜひ議会のほうのご理解をいただきながら、使いやすいようなスタイルに変え、そしてまた農家の人たちができる限りその活用を図って実効性のある、そういうような規模にしなければならないだろうと、こういうふ

うに今考へているところであります。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 余り具体的でないような話でありましたが、そういう土つくりの支援というような間接的なことでなくて、やはり今の肥料、資材、いろんなものの値上がりなんかを考えれば、直接的なやはり支援というものを考える必要があると思うんですが、その辺、農家の意向を農協なり、あるいはいろんな生産者団体などからつかんで、直接的な私は支援を考えないと、来年本当にもうやっていけない農家が、特に大型農家ほど出てくると思うんですよ。

1つの例を挙げると、ちょっと反対の例なんですが、きのううちらほうの委員会で水道料が、水使うのが減ったという話が出てきましたけれども、やはりみんな収入が減っている、そこで水道料が上がってくるとなると、水道の使用を控えるんですよね。それで、そんなこともあって今回水道料、欠損金が発生したようですけれども、あるいは井戸を掘ったりしまして、さまざまな対策を考えるわけですが、そういう中で結局、水道を使わなくなるというようなことがありますので、農家の場合もいろんな対策といつても結局は農家の場合にはやらないと、もう農業をやればやるほど赤字になるとなっちゃいますので、全く耕作放棄地がふえるんじゃないかと私は思うんですね。そういうことになっちゃいますので、ぜひ直接的な支援を検討してほしいと思うんですが、いかがでしょうか。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

実態は全くそのとおりだと思うんですね。しかし、産業というのは農業だけではない。そうしますと、いわゆるそれ以外の企業経営、あるいはサービス業等も含めて、これは同じような、その度合いは違うかもしれません、同じような状況に置かれている。そこを考えますと、やはり公平性を保ちながら最大限の支援をしていく、こういう道を私どもはしっかりと探し出していくかなければならないということですので、当面直接的な支援については今のところ考えていない。しかし、それが議員がおただしのように、耕作放棄地がふえるということは町にとっては大変な問題ですから、そのところはやはり今後の財政の状況を見きわめながら、それぞれ公平性を保ちながら対策、支援を考えていくと、こういうことでございます。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 次は、投機マネーについては国の動きを注視するということでありましたが、これも機会がありましたら、さらにいろいろ要望してほしいと思っております。こ

の前新聞の中でもカリブ海に浮かんでいるケイマン諸島というところに、人口が4万人しかいないようなところに世界中から8万社も、企業がそこに登記になっている。そのケイマン諸島というところでは法人税とか資産税とか配当に係る額がゼロか非常に低いということで、そこに本社を置くために税金納めているわけですね。そういうような企業が8万社もそこにあるんだという、そこで投機マネーが行われているんだというような報道もありましたので、ぜひ今後機会ありましたら規制措置、それを国に求めてほしいと思っております。

次は、不正防止なんですが、この不正に対しまして1カ月の停職というのがありましたけれども、世間一般的には非常に軽いんじゃないかというような声が多く聞かれているわけなんですね。本人が今回の場合、消防団員と聞いておりますので、たしか消防団のほうにも何かその処分の規定があったかと思うんですが、そっちのほうではどんなふうになったか伺いたいと思います。

○渡部康吉議長 住民生活課長。

○長沼芳樹住民生活課長 お答えいたします。

消防団のほうの規程でも規定がございますので、処分を行っております。結果として免職という形にしております。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 消防団のほうは免職という話でしたが、町民一般からはやはり職員としてもそういうふうに首ではないかと、こういう声が非常に強いです。やはり今後はそういう方向でいろんなそういう規則を整備してほしいと思っております。

退職金の問題についてはわかりました。

次の、職員採用試験で問題用紙の持ち帰りの件なんですが、実は去年、広域だか衛生組合だかの何か試験があった際に、私、町長にも言いましたけれども、ある人からその試験を受けたらば問題用紙が全部提出してくれと言われたということで、その人から、これでは自分が何点とったかもわからないと、だから後から、あんた落ちたと言われれば、はあ、それ以上のこととは言ってみようがないんだと、これではもう不正が発生しやすいという指摘があって、私も町長にそのときすぐ言ったと思うんですが、そうしたらずっと今までそうやってやっているんだというようなことありましたけれども、やはりそういう、仮に不正がなくても、これでは不正が起きるわというふうに思われるということ自体が問題がありますので、やはり県の教育委員会のほうでは今度改善としたというですから、やはりそういうのを上のほうに働きかけて、町独自では難しいという点もあると思うんですけども、ぜひやっぱり問題用紙を持ち帰

れるような、自分で点数がわかるような、そういう仕組みにこれをいろんな形で要望してほしいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○渡部康吉議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 お答えいたします。

先ほど町長のほうから答弁があったとおり、現在、福島県の町村会のほうに委託をしておりまして、問題の作成、それから採点につきましては、町村会のほうがさらに財団法人の日本人事試験研究センターというところで問題の作成、採点を行っております。したがいまして、問題の作成につきましての著作権等もございまして、これにつきましては、町村会のほうの中でも全部一括回収というようなことでとり行っていますので、ご理解をいただきたいと、このように考えます。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 さらに、次の口ききや合否の事前連絡などについては、そういうことはありませんと、こういうことだったわけですが、これもあっては困るわけですが、ただ今後の対策としまして、そういうことがあった場合はどうするかという対応はどうなっているのか伺いたいんですよ。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

あった場合という想定の質問なんですが、これはなかなか、さすがに答弁が難しいなと思うんですけども、あってはならないことですから、私たちはやっぱりそうさせない、そうしないということに全力を尽くすことだと思うんですね。たまたま、これは田島町長時代に私のところにそういう電話がかかってきたことは何件かありました。でも名前を出した瞬間に残念ながらその子供はどういう結果になるかわかりませんが、不正行為ですから、合格はありませんよと。

それから、これも不正のことですから、あえて言いますが、請負事業者等建設業者が、いわゆる、お歳暮とかそういうもの、これも不正行為ですから、私のところで来た時点で不正行為がそこで証明されるわけですね。したがいまして、即指名停止ですから。これはご理解いただきたいということで話をしまして、私のところには今、直接的にはそういう話がありませんので、問題、私以外の例えば面接官とか、そういう者にあるかどうかについては、私はないと、ないだろと、あるべきではない、こういうふうに考えておりますので、ご理解いただきと思います。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 今の話あったように、やはりそういうようなことがマニュアル化していると大変いいと思うんですね。私はそういう口ききや事前連絡などがあったらば、それを公表したらどうだと、こう言おうかと思っていたんですが、それ以前にそういうことがあったら即もう不正だということで処理をするというふうになっていれば、それはなおさら安心しましたけれども、ぜひそれを徹底してほしいと思っております。

次は、公益通報者保護法の中で、先ほど質問忘れたんですが、町職員に、公務員については処分はないんだということでありました。そして、総務課が窓口だということでありましたけれども、実は民間の方が何か問題、自分のいる会社で問題があって、それをどこに教えたらいいかなということが、例えば役場に来たとしますよね、そういうこともあると思うんですよ。それが役場の処分の権限のある事案でないかもしれないし、そういう事案であるかもしれない。何が来るかわからないですね。そのときのやっぱり対応も考えないといけないと思うんですね。

公益通報者保護法というのは。役場内部だけの情報来るとは限らないと思うんですよ。外部からも来ると思うんですよ。その外部から来た場合に、それがやっぱり、一応総務課だということがはっきりしましたのでよかったです。その対応の窓口がはっきりしていないと、おらほうでねえということでぐるぐる回るわけですよ。回っているうちに、そのうち情報がだれ言ったというのがわかつちゃうわけですから、そういう意味でやはり担当をはっきりさせておく必要があると思うんですね。東京の千代田区では外部の監査の人にそういう担当を頼んでいるというような、そういう条例をつくったという例がありますけれども、やはり当町でも条例をつくる必要があると私思うんですが、いかがでしょうか。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

議員がご心配のように、いわゆる情報といいますか、そういう口コミというのはいつ、どこで、どういうふうに広がっていくかという、そういう不安大変あります。そこで、当町については、いわゆる定期的な幹部会議の中でしっかりとそれは幹部のほうからそれぞれの職員に、情報のいわゆる伝達については慎重に、そして総務課長のところを一つの窓口として、そこに集約をしようと、こういうことで指示をしておりますので、当面の間、条例ということでの考えはありません。ただ、しかし条例までいくかどうかわかりませんが、大変情報というのは人を傷つけたり、あるいは人に不快感をもたらしたりするわけですから、証拠のないことを

むやみに発言すると、こういう部分の町民側のある意味では問題も私は今後指摘をしなければならないと、こう思っております。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 最近問題になっている事故米の問題とか、さまざまいろいろな食品の問題なんかもほとんどがやっぱり内部告発があったために問題になってそれがストップしたと。そういう問題がそこで明らかになったということがありますので、大変重要な問題だと私は思っておりますので、やはり町としてもそういう条例をつくって、町の言うべき問題については言ってもらえば対応しますよと、そういう姿勢が私は必要だと思っておりますので、今後、今は当面条例はつくれないという話がありましたけれども、つくってほしいなという要望を申し上げておきます。

次は、南郷地区の公共交通の関連で、大体内容わかりましたが、南郷地区について、いつから再開する目標なのか、ちょっとその目標がどうも6月議会でもはっきりしなかったし、9月、今月の議会でもそこがはっきりしないと。その辺、常識的に考えれば来年4月からと思うんですけども、目標を持って私やつてほしいと思うんですよ。その目標はどうでしょうか。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

南郷地域については、議員のみならず地域の人たちが大変関心を持っている、ある意味では公共交通の再開事業であります。そんな中で目標を持ってやれということですが、私が南郷の集落座談会にお邪魔をして申し上げたことは、いわゆる役場がやれ、これまで役場がやればいいんだと、こういう考え方方が非常に強い。特に南郷地区は強い。これはいろいろな理由があるんでしょう。

そこで、私は、やるにしてもぜひ皆さんに、例えば今、国道だけしか走っていなかったんですね。ところが集落は国道以外の、いわゆる伊南川を挟んで両側に集落がある。ここをどうしましょうか。ここをやはり必要ではないではないでしょうか。これは自分の問題としてとらえていただきたい。できるだけ私の方ではそういうことを、細かいことは考える必要ないんです。私どもが考えます。ただ、こういうふうにしてほしい、こういう条件が必要だと、ここを通ってほしい、これをぜひ出してほしい。そうすれば一日でも早くこの公共交通機関の実施に私たちは積極的に取り組みを進めますよと、こういうふうに申し上げておりますので、実は南郷地区の本気さが伝わってればできるだけ早く実施したいというのが今の私の心境です。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 話が前後しましたが、このアンケートを、これ老人会の方にやってもらったというのは、これは田島地区かなと思うんですが、東部の中では4地区という話がありましたが、4団体ですか、これはそれぞれの地区ごと違うのかな。その地区ごとの団体をひとつ伺います。

○渡部康吉議長 企画観光課長。

○星 光幸企画観光課長 お答えいたします。

田島地域が田島地区老人クラブ連合協議会、それから館岩地区が民生児童委員協議会、伊南地域がいなG O ! 倶楽部、南郷地域がN P O 法人じねんとでございます。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 田島地区については、老人会ではちょっと無理だったのではないかなど、大ざっぱなアンケートになっちゃうよと、こういう心配がありますので、その辺ひとつ含んで今後取り組んでほしいと思っております。

次は、町出資の企業についてなんですが、これについては国のほうからもガイドラインが示されて評価を今後やっていくよというようなことで、そういう方向に、そういう委員会を立ち上げる方向だなというふうに私受けとめまして安心しております。そういう中で、町のですね、この前の一般行政報告に数字を示してもらったのは大変よかったですけれども、やはり税引き前の当期純利益という表示は、これはいかがなものかと思うんです。そこから税金を引きますと計算が違ってきますよね。ですから、その辺改めてほしいということと、それから累積赤字、これ幾らになっているか、わかりますか。6団体で。

○渡部康吉議長 企画観光課長。

○星 光幸企画観光課長 お答えいたします。

まず、夢開発株式会社、単年度損益で1,531万8,000円、

[発言する者あり]

○星 光幸企画観光課長 累積、はい。

それでは、詳細を調べて改めて報告させてください。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 累積赤字、実は私もちょっと調べてみたんですが、累積赤字になると合計で6,244万円の赤字なんですよ、これ6団体合計で。それで、じゃちょっと言いますと、夢開発が4,262万円の黒字、会津高原リゾートが2,981万円の黒字、それから伊南が1,628万円

の赤字、さゆりの里が7,237万円の赤字、ゴルフ場が3,246万円の赤字、観光公社が1,376万円の赤字、合計で6,244万円の赤字であります。この中で、いろいろ動きがあるんでしょうけれども、例えば観光公社、これ1年目は、去年資料をもらいましてそれを見ると、去年の予定では実は1,016万円の赤字なわけだったんですよ。それが1,376万円ですから、360万円多いんですね、観光公社。ですから、というとこれ3割ですよ、3割多いわけですよね、予定よりも。ですから大変なことなんですよ。

それで、観光公社のちょっと動きを見てみると、観光公社が当初の予定では4年間赤字ですか、5年からやっと黒字に転ずるということなんですが、ただ累積としては5年目で2,700万円の赤字ですから、大体あと4、5年たつと累積赤字が総合計で1億円くらいになると思うんですよね、大体。あと4、5年で。そういう状況ですので、やはり、先ほども町長、いろいろ押し上げるという話もありましたけれども、もう少し具体的に、当面すぐ答えを出すというよりも、検討委員会の立ち上げについて、もうちょっと急ぐ必要があると思うんですが、その辺具体的にいかがでしょう。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

先ほど申し上げたように企業経営ですから、やはり黒字いわゆる収入がどのくらいになるか、あるいは赤字についての対策をどうするかという問題は大変重要な問題です。そして、その将来、例えば負担をどうかけるようになるのかと、こういうことも今から考えて準備しておかなければなりません。

しかし、例えばひとつ考えてほしいのは、じゃこういう田舎町です、公有企業、公有産業を全くなくしたら、農家、民宿含めてそういう人たちが業務として成り立つんでしょうか。ここはですね、数字は大変重要です。しかし、この数字だけを見て将来予測をするんではなくて、それを改善するためにどこをどうしたらいいかということを真剣に我々は考えて、この地域でそれぞれの業務形態を残しながら、暮らしが続くようにしていかなければならない。そのところをまずご理解をいただいた上で、議員がおただしのように今それぞれ第三セクターの社長が集まって戦略会議を定期的に開いております。私も観光公社の会長という立場で参加をさせていただいております。この戦略会議の中で問題点がかなり明らかになってまいりました。それを踏まえながら今後しっかりと改善の委員会を立ち上げていく、こういうことになるかと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 時間もほとんどないでしようけれども、私も先ほど来、赤字だからだめということで単純に言っているわけではありません。赤字の観光公社についても、赤字ということがわかっていても、つくるときには賛成をしたわけでありますので、赤字だからだめというわけではありませんけれども、ただ、どの辺までだったら許容できるのかというような、そういうルールといいますか、そういうものをつくっていないとまずいと思ってこういう提案をしているわけであります。

そして、やはりその際に、私いつも思うのは、今回の合併の際にいろいろ合併してよかったです、悪かったですという議論がありますけれども、やはり一番悔やまれるのは、そういう住民投票をしないでやったために、ほんの一部の人の考えでこうするんだと思うんですね。ですから、やっぱり、今回の場合は住民投票というのは当てはまらないんでしょうけれども、何か大規模なアンケートといいますか、老人会になんか頼まないで、もっとしっかりとしたアンケートをとって、やはり、中には赤字だからだめと言う人も入れば、少しは赤字でもやむを得ないと言う人も、いろんなことがあると思うんですけども、そういった全体の合意を得るような、そういうものをやってほしいと思っております。

そして、去年私に話があったのは、ある人から、これスキー場関係者なんですが、実は出稼ぎに行こうと思っていたんだけれども、技術を持っているもので残ってくれと言われて引き続き勤めたと。しかし、雪が降らないためにもう仕事が余りなくて、十二、三万円しか収入なかったと。それでは一家を養えないという話があって、もう来年はやらないという話がありました。ですから、総務部門にいるような、通年的に雇われる人はいいんですけども、そうでない方はやはり食っていけないと言うんですね。ですから、そういう点では中途半端な状態でおいてもらっても困るという意見、先ほどの山内議員の財政の問題と同じなんですが、やはり最低限の生活費がないと困るということもありますので、その辺早急にそういう検討委員会を立ち上げて、町民の合意を得るような、そういうルールをつくってもらいたいということを申し上げて質問を終わります。

○渡部康吉議長 以上で、19番、大竹幸一君の一般質問を終わります。



◇ 高野精一議員

○渡部康吉議長 次に、3番、高野精一君の登壇を許します。

3番、高野精一君。

○3番 高野精一議員 午後なのでちょっと皆さん疲れたかなという時間の登壇となりましたが、20年の第1回の議会の中で私は中荒井栗生沢線林道、この格上げということで一般質問をさせていただいた経過がありました。その中でこの決算どきにあの時点の考え方と町長はちょっとと考えが前向きになったのかなという考え方の中で、私も一般質問をまた同じくさせていただきたいなと思います。その第1回の質疑の中におきまして、町長は除雪機の購入やオペレーターの人材確保などの課題が多いということが、1点答弁の中で挙げられました。

また、現在は関係集落との協議を行っているということが答弁の中にあります、これ私もちょっと現地調査をしないで議場に来て話してしまったのかなという思いがあります、その思いの中で私も途中でこれはそんなに追及しないで終わった経過がありました。

それで、その1点目、除雪機械の購入や人材確保の経過とその結果についてお伺いします。

2点目に、関係集落との協議についてお伺いしたいと思います。関係集落数と開催回数、その協議内容を伺います。

大きな2点目としては、小泉元総理のもと三位一体の改革が行われ、その中の1つに都道府県や市町村への税源移譲がありました。それによって国からの補助金や交付税が減らされ、末端の町村が大変厳しい行財政運営を強いられたのも現実であります。また、その関連から本町においても町県民税が年金から天引きされる制度が平成21年10月から実施されることから、次の点について伺います。

1点目、町県民税を年金から天引きする制度の内容について伺います。

2点目としては、後期高齢者医療制度が実施されたときのような混乱が起きないよう実施するような周知方法があるのかについてお伺いいたします。

それでは、私は壇上での質問は終わりにさせていただきますが、内容によっては自席から質問させていただきたいと思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 3番、高野精一議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、道路行政に関する1点目、林道中荒井栗生沢線の除雪に対する除雪機械の購入や人材確保の経過と結果についておただしがございました。これまで本路線の現地調査を行なながら、除雪体制及び除雪作業方法等について検討をしてまいりました。その中で除雪を実施した場合、本路線は急峻な山岳地帯であり、人家もないことから、除雪車及び通行車両の安全や安心の確保、及び総合的な除雪体制の構築等、対応しなければならない課題が山積しており、現

在のところ除雪路線として認定をし除雪を実施する状況はかなり厳しいものと考えております。

次に、2点目、関係集落との協議についておただしがございましたが、本林道に密接に関係する集落は中荒井地区、栗生沢地区及び水無地区の3集落であります。今までに実施いたしました3回の交通量調査の結果をもとに、各集落区長との協議をそれぞれ1回行ってまいりました。協議内容につきましては、交通量調査による通行車両の実態及び除雪に関する事情などについてでございます。本路線については、昨年12月に全線開通したばかりでありますので、地域の実情の再検証を進めながら、冬期間の安全な通行が確保できるか、またその必要性について町全体の除雪計画の中で、財政面も含めまして総合的に今後判断してまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、年金からの税の天引きに関する1点目、町県民税を年金から天引きする制度の内容についておただしがございました。まず、制度導入の経緯につきましては、高齢化社会の進展に伴い、高齢者である公的年金受給者の納税の便宜を図るとともに、徴収の効率化を図る観点から、地方税法の改正によって公的年金からの特別徴収制度が平成21年10月から実施されることになりました。これに対応するため、さきの6月議会において町税条例の一部を改正する条例について議決をいただいたところであります。

対象者は、町県民税の納税義務者で老齢基礎年金等を受給している65歳以上の方が対象となります。ただし、老齢基礎年金等給付の年額が18万円未満の方は特別徴収されません。また、特別徴収の対象となるのは公的年金等に係る所得割額及び均等割額で、年6回の公的年金支給時に社会保険庁等が特別徴収義務者として特別徴収を行い、翌月町に納入していただくことになります。なお、公的年金等以外の給与所得などに係る所得割額は、引き続き現行制度で徴収されることになっております。

次に2点目、町県民税の特別徴収を実施するに当たっての周知方法に関するおただしがございました。今後、町広報紙及びホームページの活用をするとともに、特別徴収の対象者となる方へは課税時に直接通知を行い、十分に周知を図ってまいりたい、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上、お答えを申し上げましたが、具体的な事項につきましては担当課長に答弁をさせますので、よろしくお願ひいたします。

○渡部康吉議長 3番、高野精一君。

○3番 高野精一議員 大変、見通しがちょっと先になるのかなというような答弁をいただきましたが、これ私が聞いた中において、関係集落というのは田部、水無、栗生沢ではなかった

のかなと、こう思いますことが1点と、中荒井においての協議はあったのかどうか、もう一回お願いしたいと思います。

○渡部康吉議長 農林課長。

○角田 厚農林課長 中荒井との協議ということでございますが、中荒井の区長さんのほうと、こちらのほうで訪問いたしました、先ほど申し述べたような、町長が申し述べたような内容について協議をしてきておりました。

以上です。

○渡部康吉議長 3番、高野精一君。

○3番 高野精一議員 交通量において3回調査をしたということがありましたが、栗生沢の行政の区長が19年11月に建設課のほうに、どうしても林道を格上げして通行を冬期間でもしてほしいという要請が建設課のほうに陳情として上がったという、そういう経過があると思うんですが、そのときに建設課のほうからその通行量は、じゃ1日どのくらい通行するんだという話があったそうですが、栗生沢の行政区長は知っている範囲の中でいろいろ足取りをして聞いたところで、大体毎日通るという人が27台くらいかなという話があったんですが、それは区長さんの知っている範囲で聞いた台数だと思うんですね。そのとき建設課のほうに陳情行ったのは田部、水無、栗生沢だったと思うんですが、それ間違いありませんかどうか、ひとつお願いします。

○渡部康吉議長 建設課長。

○大竹政義建設課長 お答えをいたします。

栗生沢の区長さんから林道の除雪についての要望については建設課を通して要望書を受け取っております。

以上でございます。

○渡部康吉議長 3番、高野精一君。

○3番 高野精一議員 今後は通年通行というのは町長は大変財政難から厳しいなという今答弁があったんですが、これは町道としての格上げを将来的に向かってこれ進むのかどうか、ひとつ町長の姿勢の中で聞いてみたいなと思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えいたします。

これは議員もご存じのようにいわゆる峰越えといいますか、集落から集落をつなぐ林道ですね。しかも、この林道というのは、どちらかというと森林林業のための林道というよりは、そ

れもありますが、いわゆる防火対応の林道ということで、それ以外の目的も兼ねたものであります。したがいまして、今後林道として認知をしておくのか、それとも町道の格上げをしていくのか。それぞれ町道の格上げをする場合も、先ほど申し上げたような条件があります。その条件をクリアしていかないとなかなか要望も出せないということでございますので、ここは積極的にその内容を調査させていただきますが、町道の格上げについてはやはり条件整備というものもありますので、ここらのところを十分具体的に事項調査を進めたい、その上で対応を考えていくと、こういうことになるかと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 3番、高野精一君。

○3番 高野精一議員 この林道は、町長知っているか、知らないかはまた別としても、林業関係において冬、冬期間は作業をする人がやっぱり道は、作業の道路だけはあけているんですよね。そうすると、それはあいている状態の中で一般の人は通っちゃうんですよね。これは数の中では結構多いんですよ。で、その通行量というのはやっぱり車の台数というよりは、1つはその地域の利便性を考えれば、前向きにこれはひとつ考えていただきたいなというふうに私もこれはお願いしたいという気持ちであります。

また、やっぱり集落という言葉を使うと、集落単位によっては高齢者が多いと、そういう状態の中においては縁戚関係の人がやっぱり町場にいればその道はどうしても若い人は通っちゃう。そういうことも考えれば、やっぱり利便性は多いんだなというふうに私も認識しておりますから、そういう方向性を持って町のほうも今後そういうふうな対応をしていただきたいと私はお願いをいたしまして、この林道に関しては終わらせていただきますけれども、年金からの税の天引きというのは、後期高齢医療保険の天引きの中でまさかこういう状態がみんな起きるなんてことは考えていなかったのが1つあって、個人個人に皆さんなってきたと、個人個人からそれが取られるという気持ちになってきたと。そうすると、今後は税金も個人個人から差し引くのかという不安がやっぱりこの住民の中には出て来ていることがあるものですから、その辺を、説明を丁寧にしていかないと、やっぱり税務課の職員が後期高齢医療のこの制度の税金の収集になって一日電話でその対応に追われたと、そういう経過ありますので、町としては早目に、やっぱりそういうシステムを住民に知らせていくというのが丁寧な行政だと思うので、町長の考えをひとつ。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

このいわゆる年金からの天引きにつきましては、議員がおただしのように、先ほど私答弁で

高齢者の利便性の話をしましたが、やっぱり一方で、当然権利を有する所得なわけで、所得というか収入であるわけで、これにやっぱり手を加えるというのは国の法律をもって施行するということだろうと思うんですね。私たちがなかなかこの立場で国の制度や法律に口出しができません。ただ、実態としてそれぞれ要望をするということはこれまでやってきましたし、これからもぜひやっていきたいというふうには思っておりますが、周知徹底については、議員がおただしのように早目に、しかも丁寧にやることは当然私たちの役目であります。それだけではやはり十分でない部分がありますので、ここは説明をしながら、相手の意見をしっかりと聞いて、そして対応を、また協議をし、改善をできるところがあれば改善をしていくと、あるいはまた改善できないとすれば県や国に要望をつなげていくと、こういう形をとりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 3番、高野精一君。

○3番 高野精一議員 確かにそのとおり、町長そのとおりだと思うんです。説明ばっかりではやっぱり納得してもらえない、その気持ちは確かにそうなんです。2、3日前、新聞に出ていましたが、奥会津のほうがやっぱり高齢者が非常に多い。そういう中において、私たちが年をとりながら国の支え、町の支えをしなくちゃいけないのかなという疑問に思っている人もやっぱり出てきているんですよ。それをしながら、町の支えをしながら自分たちが税金を払いながら行政のサービスを受けるというのは、大変やっぱりせつないものもあるということを言っている老人の人もいることも確かなんですよね。

だから、役場を存続させるために私たち高齢者が、ほんじや変な考え方であるが、私たちが大変これ犠牲になる必要もあるのかなと言った人も現実あるものですから、確かに町長言ったとおり、説明だけではだめだなというのはそのとおりだと思いますので、そういう高齢化人口に対してもやっぱり一歩進んで、税金はいただきます、そのかわりサービス、町独自のサービスはこういうふうにしますということを、これは職員もみんな確かにそうなんです、町長もそうなんですけれども、これはみんな町民とやっぱり考えて、一つの行政のサービスとして出していかないと、この南会津というのは、やっぱり新聞報道で出されたように、イメージ的に高齢者の多い町だと、住みにくい町だというふうになってきたではうまくないので、ちょっと長くなつた思いもありますが、町長としては今どういう思いでいるか、ひとつお願いします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

ただいまお話がありましたように、今回、敬老会が4地域でそれぞれ実施されました。それ

ぞれ4地域のほうに出向いてごあいさつをしながら、それぞれの方々とお話をさせていただきました。そんな中で、議員がおっしゃるように、私どもは次の世代の子供や孫がこの地域で暮らせるような地域をぜひ願っているんだと、こういうお年寄りたちもたくさんおりました。しかし、一方で、敬老会で酒飲めなくなつたのはまずいと、こういう話もあります。

そういう総合的な話を含めまして、どういうふうな例えれば方向性を見つけていくかというときに、私は、昨日17番の議員からおただしがありましたが、やまなみ泊覧会、これは非常にもやつとしてわからない部分があるかもしれません、ぜひお年寄りにそういう何らかの形でやまなみ泊覧会に関係を持っていただきたい、少なからず収入、いわゆる収入につなげるような役割あるいは参加をぜひしていただきたい。そういう中で、国の制度ですからある意味ではきっと理解をしてもらいますが、私どもが南会津町として、しかし、そうなっても年を重ねて暮らしを進められるお年寄りの方々がここでやりがいや生きがいが持てるような、そんな町をつくっていきましょうと、こういう話もさせていただきました。

ですから、私どもはこれを一つのルールだからしようがないということで済ませないで、つなげて、何とかお年寄りの方々にこの地域で暮らすことに希望というものを与えていきたい、こんなふうに思っております。

○渡部康吉議長 3番、高野精一君。

○3番 高野精一議員 大変、17番議員のときの町長が答弁したときに、しんごろうと物産的なものを話ましたが、これ長野県で実は、町名ちょっと忘れてごめんなさい、そこで年寄りが一品料理をやっているんです。その地場の一品料理をしながらお客様をもてなすと。そして、それは多少なりとも金になるということが生きがいになっているんですよね。だから、これは大変、この施策の中ではこれはいいなと私もきのうは聞いておりました。ただ、場所によって、東京の何といったかな、町によってはいただくものはいただきますよと、そのかわり医療費はただにしますということが、ちょっと出ていたんですね。だから、町としてはやっぱり年寄りをもてなすための何かが一つ、柱がこれからみんなして考えていくべきいいなという気持ちがありましたですから、この年金の天引きの中においても、そういう夢のあるような説明をしながらいっていただければいいかなと、私はそういう思いの中でこの質問をいたしましたので、これにて私の質問は終わらせていただきます。

○渡部康吉議長 以上で、3番、高野精一君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。2時40分から再開したいと思います。

休憩 午後 2時24分

再開 午後 2時40分

○渡部康吉議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎発言の申し出

○渡部康吉議長 ここで、企画観光課長より発言したい旨の申し出がされておりますので、これを許可します。

企画観光課長。

○星 光幸企画観光課長 それでは、先ほどの19番議員の第三セクターの累積赤字の件で最終累積赤字をご報告させていただきます。

赤字額、株式会社 I N A が1,628万7,908円、さゆりの里が7,237万1,448円、ゴルフ場が3,246万9,718円、観光公社が1,376万7,754円、それから夢開発が累積黒字で4,262万7,909円、会津高原リゾートが累積黒字で2,981万4,296円、合計で6,245万4,623円の赤字となっております。

以上でございます。

○渡部康吉議長 ただいま説明のとおりでございますので、ご了承願います。



◇ 渡 部 優 議員

○渡部康吉議長 次に、6番、渡部優君の登壇を許します。

6番、渡部優君。

○6番 渡部 優議員 通告に従いまして一般質問を開始します。最後の出番で、大変お疲れだと思いますが、若干、もう少し我慢してください。

それでは、質問に入ります。

1番目、田島商店街の振興をどうするのかということで質問をさせていただきます。

ご存じのように、中心市街地活性化基本計画策定からまちなか再生事業の実施計画がされ、それが実施中止となり、その後商店街の振興がとまってしまっているように感じております。景観を含めたまちづくりの一環としての田島商店街の振興のあり方についての考えを幾つかの視点から伺いたいと思います。

①何度か質問している内容ですが、これも大変ここにいなくて失礼ですが、お名前を出させていただいて、以前、湊田議員の質問に、当時、活性化の策定のときに、今度の中心市街地活性化基本計画の策定はこれまでの策定とは違うんだと、鳴山城址を含めた、そういったことで策定するんだと、だから期待してその結果を待ってくれと、そういった旨、実は当時町長は答弁しているわけであります。先ほど申し上げたように、鳴山城址の利活用の内容での質問であったわけであります。その後、私も同じような質問をして、その当時の答弁としては、やはり中心市街地活性化基本計画の中で駅を中心とした回遊、その中で検討する、そういった中身がありました。現在どういうふうに進んでいるのかお伺いしたいと思います。あれから2年、3年となっております。

それから、②中心市街地活性化基本計画を策定して、まちなか再生事業の必要性を持ち、当時必要性を持ち、そのための組織を立ち上げ、実施段階となって中止されたわけですが、その理由は前回聞いておりますので結構ですが、前回の答弁として、今後は株式会社南会津観光公社を基軸に商工会等の町既存の組織と検討していきたいと。それでやめたんではないんだというふうな旨答弁しております。これもその後どんな検討され、どんな計画ができ上がったのか、どのぐらいの検討をされたのかお伺いします。

それから③、同じような内容で、質問で申しわけないですが、私は田島商店街の振興というのは緊急課題だというふうに思っています。歩くとだれでも感じる感想というのは同じだと思います。町としては緊急課題だというふうに認識しているのかということをまずお聞きしたいというふうに思います。町全体の振興の視点からの田島商店街の振興の位置づけをどう考えているのか。ここ数年何も、ここ数年というよりは3年ですね、何も手をつけていないというふうに見えるんですが。もちろん商工会等を通して、利子の補給とか、そういった施策はされていますが、実態として商工会ということじゃなくて、商店街に対しての施策をどういうふうに考えているのか、位置づけをどう考えているのかということをお伺いしたいと思います。

それから④ですけれども、これは18番議員が旧田島町の町のあり方ということで大分熱を入れて訴えておりました、前回。全く同感であります。本町のまちづくりの土台となるのはやはり祇園祭だというふうに思います。この祇園祭というのは、もちろん旧田島町においてはし

つかりと根づいた最大の行事であり、合併後、南会津町の顔にもなり得る伝統・観光行事だというふうに考えています。その田島祇園祭を町としてしっかりと守っていく中で商店街の振興にもリンクさせていく、そして町全体の振興にもつながる、さらに世代にかかわらず誇れる行事になってくるというふうに思います。今、尻っぽみになっております。祇園祭を軸に町並みの景観を含めた一体的な町のありようの積極的な施策が長期的な展望に立って必要であると考えるがどうか。

それから、大きな2番目の質問ですが、行政コスト削減の状況はということで挙げておきました。

これは、今、本町は行政改革大綱の中で進めている、大きく広げるといろんなものがなされているわけでありますが、推進本部の中で検討されているというふうに思いますが、私の質問は、少し書き方がまずかったのかもわかりませんけれども、行政コストというよりも経費削減というふうな視点で質問させていただきました。

昨今余り話題にはなっていないんですが、行政コスト、経費の削減というのは本町にとっては常に念頭に置く必要がある財政状況だということは皆さん共通の認識だというふうに考えております。経費削減の現在の本町における取り組み状況を伺いたいというふうに思います。

自席のほうから例を挙げて、再度このことは再質問をさせてはいただきますが、例示的な内容で質問させていただきますが、壇上からの質問は以上で終わります。ありがとうございます。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 6番、渡部優議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、田島商店街の振興に関する1点目、鳴山城址の利活用についてのおただしがございましたが、中心市街地活性化基本計画には、市街地の整備改善のための柱の一つとして鳴山城址周辺自然拠点づくりがございます。平成19年第4回定例会で6番議員にお答えしたとおり、その位置づけは現在も何ら変わるものではなく、今後やまなみ泊観会とも連携をとり、町外からの観光客や町民の方に気軽に散策していただけるような活用の仕方を検討してまいりたい、このように考えております。

次に、2点目、まちなか再生事業についてその後どのような検討がなされてきたか、こういうおただしがございました。観光事業とまちづくりは一体的性格のもので、町なかの楽しみ方、町なかの時間の過ごし方を提案することが観光に結びつくと考えられることから、株式会社南会津観光公社がまちなか再生事業の一翼を担い、まちづくり団体との協力によって南会津の歴

史、文化を活用した観光誘客に結びつけたいと考えております。その中にあって、先般、株式会社南会津観光公社と商工会青年部との意見交換会を実施いたしましたが、今後とも株式会社南会津観光公社と商工会などがまちなか再生に向けた協力体制によって事業が進められるよう、その実施体制づくりを積極的に進めてまいりたい、このように考えております。

次に、3点目、田島商店街の振興策に関してのおたたしでございますが、田島商店街は南会津の玄関であり、空き店舗対策など中心市街地の活性化は重要な課題であると認識をしております。このため第1次総合振興計画の中でも活力ある商業の育成を目指すこととしており、経営環境の向上については商工会を通じて支援を図っているところであります。しかし、中心市街地の活性化につきましては、行政が主導するものではなく、事業者等の商店街の方々が主体的、積極的に取り組むことが肝要であると考えます。町といたしましては、魅力ある商店街づくりとにぎわいが生まれるためのまちなか再生事業が実施に移れるよう、株式会社観光公社、商工会等々の関係機関、団体等と協議を進めてまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、4点目、田島祇園祭を軸としたまちなみ景観づくりについておたたしがございましたが、田島祇園祭は歴史と伝統が今に伝わる南会津町を代表する行事であり、祇園祭を軸としての景観づくり、町並みづくりは地域活性化につながるものと考えます。そこで、商業空間の環境整備に向けて地元産材を利用した格子あるいはサイン等による歴史的景観づくりもその一つの方法と考え、南会津町地域経済活性化対策奨励金制度を活用した修景整備の推進を図っているところですが、引き続き地域や関係事業者等の方々から意見をお聞きしながら取り組みを進めてまいりたいと、このように考えております。

次に、行政コスト削減の状況に関してのおたたしがございました。行政コストにつきましては、昨年度末に策定をいたしました本町の行政改革大綱や集中改革プランに沿ってコストの削減に取り組んでおります。人にかかるコストとしてアウトソーシングの推進、OA化の推進による事務の効率的等、あわせて定員管理計画に基づく職員数の適正化を図っております。

また、物に係るコストとして、コピーの2面利用やごみの減量化など小さなことから職員一人一人がコスト意識を持って取り組んでおり、それらの積み重ねが大切であると考えております。具体的なコスト削減効果につきましては、行政評価の導入や行政コスト計算書等による検証をしつつ、大綱、集中改革プランのより一層の推進を図ってまいりたい、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上、お答えを申し上げましたが、具体的な事項につきましては担当課長に答弁をさせますの

で、よろしくお願ひをいたします。

○渡部康吉議長 6番、渡部優君。

○6番 渡部 優議員 再質問をさせていただきます。

1番目の①の再質問ですが、先ほど幾つか言わされましたけれども、中心市街地活性化基本政策の中で、鳴山城をどういうふうに活用するかというのを大分検討されて、提案をされていました。報告もされているようでございます。そして、中心市街地というのは、それをどこまで広げるのかということも289のバイパスも含めた広範囲な中身で検討されていると、非常にすばらしい報告が、私も読ませていただいたんですけれども、されているという中で、鳴山城を利用した、自然を利用した中身の、活動状況の中に入っているわけですけれども、その中で里山林道という構想が提案されています。それは先ほど町長がおっしゃいましたやまなみ泊覧会に大いに貢献できる中身になるのかなというふうに私思ったものですから、既存する林道を整備して、里山林道として整備するというふうな計画のようござります。これは早急にやるというか、そういうふうな計画ありますでしょうか。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

中心市街地のいわゆる活性化基本計画の中では、議員おただしのように、いわゆる商店街だけをテーマにしていないで、バイパスからいわゆる鳴山城址の史跡まで包含をした取り組みを計画として盛り込んでいます。そんな中で、いわゆる丹藤地区と横町地区については里山再生事業を実施しております、これは森林環境税を使っておりますが、そういう周遊コースも必要だろうということで、これらについて林道という言い方ですが、作業道として整備をしていく、これについては着々と森林環境税を使った中で今進めております。

そのほか、鳴山城の歩道については、これはまた別な観点から、とりあえず歩道の整備をしていくと、現状維持で。そうすると、土地所有者に対しての、言ってみれば負担は当面ない。そんな中でさらに拡幅とかあるいは休憩所とか、そういうものが必要であれば所有者に働きかけていくと。これもいわゆる鳴山城址の期成同盟会がございます、それの方々と進めます。

もう一方、西町地区が地元の坪ということで、西町地区の区長さんや活性化委員会の方々とさらにいわゆる鳴山城の活用について今後、郡役所も含めて図っていこうと、こういう動きがございます。

以上です。

○渡部康吉議長 6番、渡部優君。

○ 6番 渡部 優議員 論点はずれていませんから。その今回の中心市街地活性化の中身というのは、先ほど町長が言ったように、商店街だけでなく広範囲にということで、今までと違った策定だというふうに思うんですね。その中で商店街をどう活性化していくか、どうリンクさせていくかというのは大きな課題として策定されているはずなんですね。そうじゃないと意味がないというふうに思います。実際そういう形でいろんな提案がされています。それらの中で、先ほど前回と同じ答弁だったんですけれども、②の答弁としては、南会津観光公社をもって関係と協議していくと。前回も商工会の青年部との協議がなされているんだと、同じ答えをいただいているんですけれども、やはり何度か進めて、あれから、18年3月に報告されているわけなんです、18年。多分18年、19年の2ヵ年計画を1年間に絞って3月に報告されると。その策定委員の中にはもちろん役場も建設課なり、大いに役場の職員はかかわっている中の策定の、もちろん奥山教授が頭になっていたらしいんですけれども、そういうような中でやはり振興計画にも大分影響していると思うんですよ。その中でやっているというふうに思うんですね。ですから、具体的に観光公社を軸にして考えているんだというふうな、商店街の活性化をね、考えているんだということで、繰り返しますけれども、商工会の若い人たちも協議がなされていると。その中身はどんな、もしわかれれば。じゃないと前回の質問と一步も進まないような状態で消化不良を私起こしますので、お願ひしたいと思います。

○ 渡部康吉議長 町長。

○ 湯田芳博町長 お答えをいたします。

全く議員がご心配されるように、やってはいるけれどもその進捗がどうなっているのかということだと思います。私は、株式会社観光公社と商工会の青年部の意見交換会の前に青年部の人たちとお会いをさせていただきました。たしか役場の3階の会議室だったと思いますが、そこで商工会の青年部の方々はどうしても今までイベントを多くやってきたんですね。イベントをやって商店街を盛り上げようと、あるいは感謝をしようということでやっていたんですが、そうではなくて、皆さんがこれからそれぞれの会社や事業所や、あるいはお店、店舗を経営される中で、安定的に持続する経営ができるためにはどうしたらいいかという話し合いをしました。そこで、ようやくこのまちづくり事業の内容がわかつていただいたので、その後、株式会社観光公社と青年部の話し合いを持つようにということで観光公社のほうに指示をしました。

それを持っていただきましたが、その結果は、実はそのときに来られた方かどうかはちょっとわかりませんでしたが、いわゆる親会のほうで一たんためになったものを、いわゆるまちづ

くり会社の会社の設立にだめになったものを商工会の青年部が入っていくというのはおかしいんじゃないのかと、こういう意見もあったそうです。

しかし、私は、そこで観光公社のほうに申し上げましたが、要は、猪苗代でも実例がありますし、奥山先生もそれは理解していたと思いますけれども、赤字会社を、先ほどいろいろと議論になりましたが、またつくるというのはとてもではないけれども大変だと。これは前にお話しました。それで、何とか観光公社は赤字になる、今現在、赤字になっております。しかし、この会社が基軸になっていけば、いわゆる皆さんには負担はかかるない。皆さんの商店街の方々にはできるだけ負担は少なくできるだろうと、こういう考え方、配慮からなので、ここはしっかりと再度、あるいは協議を進めてほしいという話をしましたが、実は観光公社の実態を、何度か行ってみたら、数字を上げるのに一生懸命で、とても今そこまでできないんだと、こういうことでした。

したがいまして、今後観光公社がするべきなのか、あるいは振興公社がするべきなのか、ここも含めて体制の整備も今後考えていかなければならない。その中で商工会、商工会というよりは商店街の方々をしっかりと参加させるような、そういう仕組みもこれからつくっていきたいと、こう思っています。

○渡部康吉議長 6番、渡部優君。

○6番 渡部 優議員 まさしく観光公社が忙しさの、数字を上げるため一生懸命、まちなか再生をさせるべきじゃないということは私前回言ったんですけども、忙しくて多分できないと私も思ったんですけども、やはり第1次振興計画の中でも、町が出たね、いわば町商工会、協同組合等が一体となってやっていかなければならぬんだというふうな課題として上がっているわけですよね。これ町の振興計画ですから、町がつくった振興計画だというふうに思うんですね。だから、やっぱり位置づけというのは、旧田島の商店街の復興という、復興という言葉を使ってもいいくらいの今状態だというふうに思うんですよね。

4町村の商業に係る収入とかそういうのを見ると、断然田島商工会200億円ぐらいで、ほかはもう10分の1ぐらいのですね、全部で290億円ぐらいかな、その中の200億円ぐらい旧田島の商業、いろいろ含んでいるでしようけれども、やっぱり上げているんですよ。そこをだめにしたでは、やっぱり全体の沈没なんですね、やっぱりね。

ですから、やっぱり町も、確かに奥山先生もおっしゃっているように、町がやるのは地元の当事者が立ち上がってこれを後押しする役割でやるんだよと、それが町おこしだよとか、振興策の基本だよというようなことをおっしゃっているんですよ、実はね。確かにそのとおりだと

思いますけれども、でもやはりあんまり疲弊しちゃうと、モチベーションも下がっているし、前回、何というの、商店街の中町とか上町の辺の、例えばまちなか再生に参加しようと思っていた若い人たちがモチベーションがぐっと下がっているんですよ、一時。それは間違いなく下がったんですよ、一回。それは親のほうでどうのこうの、都合でというような批判とかもあったんですけども、実は。あったんですけども、実際としてやる気が、モチベーション下がってしまったというふうな時期が確かにあったということも私も耳に聞いていますので、ですから、町が旧田島町の商店街の復興のためにどういったことを処方すれば一番いいのかということをもう一回原点に返って考えていただきたいなというふうに強く私思うんですよね。

やっぱり南会津町の浮沈にかかわっているような中身だというふうに思って私は緊急課題だというふうに認識しているというふうに申し上げたんですけども、そういうふうに確かに館岩も頑張っている、伊南も頑張って、南郷も頑張っているというのはわかりますけれども、やっぱり全体の数字、数字的に見るのはよくないというふうにおっしゃいますけれども、実際としてやはり3分の2以上の収益、収益というか生活の糧を得ている、お金を、数字を上げている場所なので、やっぱり強力に町で底上げをしてもらうというような形、町をやれというのは、何をしていいのかというのはなかなか難しいと思いますけれども、振興計画はできているし、その中でも検討されているし、提案して中心市街地の基本策定の中でもいろいろと提案されています。その中でいろいろやれることがあるんだなあというふうに私はずっと読んでいて思いましたので、もう一度原点に返って、せっかく商工観光係もいらっしゃることだし、ぜひ力を発揮していただいて進めていただきたいなというふうに思います。

それから、④の祇園祭を中心にまちづくりを考えて、商店街の振興につなげてはどうかというのは、これはもちろん先ほど申し上げたように、ここに来て祇園祭を感じられる町というのは、やはりこれも提案になっているんですよね。中心市街地活性化の中で、策定の中で。どこに行っても、あ、この祇園祭の香りがする、においがするというふうなまちづくりをしていったほうがいいじゃないかというような提案されているわけですけれども、そのためには、18番議員もおっしゃったように景観的なものも必要だろうというふうに思います。その中で先ほど町長が言った間伐材を使った格子戸をやろうかとか、それも今進んでいるストックヤードの流れの中でできるわけですから、だから政策と政策のつながりをどういうふうに持つていって町の振興につなげるかというのは、やはり手法的なもので、これは旧観光課、企画観光課で幾らでも力発揮できる分野だというふうに私は思いますので、やっぱりそういうふうにしてリンクさせながらやって町の振興につながる。そして、啓発、啓蒙を図っていく。そうすると町全体

が一つの大きな祇園祭というイメージができると、やはり観光客は感じると思うんですよね。そうするといい玄関になる、こういうふうに思います。

それから、1点お聞きしますけれども、演説になっちゃ困りますので。田島駅前の駐車場関係ですけれども、これも商店街にかかわる問題だと思いますので申し上げますけれども、現在、正面見て左側のところ、湊田議員が一生懸命言った、大型の駐車場にしろと、大型が、バスがとまれるようにならうというような中身で、実際としてそういう形になっていて、非常に壊れている。それは対応しているような工事じゃないからというのは私もわかるんですけれども。しっかりと、もう一回整備し直したほうがいいのかな、玄関口としてしっかりと整備したほうがいいのかなというふうに強く思いますので、そうすればやはり、それも商店街の活性化に必ずつながるものというふうに思うんですよね。ですから、ぜひその辺の施策の転換というか、あのままにしておくのかということを1回ここでお聞きしたいというふうに思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えいたします。

まず、駅前の関係のほうの結論から申し上げますが、これは議員がおただしのようにしっかりとやります。というのは、いわゆるバイパスができますと、中央商店街を通過する車両が少なくなります。もちろん商店街にないいわゆる通過車両は恐らくどうってことないんですが、そうでない方々もやはり中央商店街から離れていくと、こういう嫌いがありますので、ここは土地区画整理事業の中でもいわゆる駅の北側、駅舎といいますか、北側駅をつくろうというのは計画に上がっておりますので、これと関連してしっかりとここはやっていきたいと、こんなふうに思っています。

それで、商工会の関係、中央商店街と祇園祭の関係、いずれもこれ町でやろうと思っても所有権の問題が出てくるんですよ。したがいまして、それは18番議員の方々もおっしゃったけれども、ここはいわゆる歴代の町長さんも非常に、何というんですかね、頭を悩ましたところなんですね。ですから、こここの対応はやはり時間をかけ、そして粘り強くやっていくと、こういう姿勢で臨みたいというふうに思っていますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 6番、渡部優君。

○6番 渡部 優議員 駅前の件、了解しました。

それから、先ほど長い時間をかけて必要だと、景観づくりの話だと思うんですけれども、だから私、長期的な展望に立って必要であるというふうにここに書いてあるんですけども、やはり途切れなく継続してまちづくりというか、景観というのはやっていかないと、途中で途切

れちやうとだめなんですよね、景観づくりは特に。例えば建設課でやっていたホープ計画ありますよね、今休止状態だというふうに私聞いています。これも大事な政策だと思いますので、やっぱりあわせてやっていかないといけないというふうに思うんです。

それから、まちづくり、祇園祭を想定した、軸にしたまちづくりの中ではやはり、今回聞こうと思ったんですけれども、まちづくり交付金事業に伴う御神燈というのかな、整備計画についてというのは6月のあれに出ていますよね、6月の観光協会の総会かな、理事会かな、の中で、6月18日だと思ったんですけれども、きれいなカラー写真にまで提案されているんですけれども、これ平成19年度から23年度の5年間でやりたいというような、まだ意思形成過程の中の事業かもわかりませんけれども、そういった計画もあると。宮本前の四つ角から線路のところまでかな、そこまでの整備で、御神燈やって、真ん中をこう、10メートルぐらいの広さで整備するというふうな計画があるようなんですね。非常に私はあの辺のところに行って、立ちどまって、こうイメージしたんですけれども、非常にいい雰囲気になるなというふうに実は思ったんです。

その中で、ここで申し上げたいのは、まちづくりの交付金事業に伴ってやる整備計画の中身と、それから、これからあの角に警察署ができるんですよね。非常にすばらしい場所に警察署ができると、一等地へ。あそこに例えば3階建ての建物が建った場合、宮本のところのあそこに建って、こうイメージしたときに、旧田島町のシンボルである愛宕山が見えなくなっちゃうんですね。しかも、これからはこういうふうに、あそこの道路が整備されて本当にすばらしい祇園祭の風景を醸し出す中に、どうしてもあそこに警察署ができ上がるという、イメージが相当崩れるというふうに思うんですね。

いろいろ調べた中身では、町もあの場所じゃなくて違う場所を勧めた経過があるんだというふうな話は聞いています。しかし、実際として、いきなりあそこの場所に決まったからというようなことで連絡を受けたんだというような話も聞きますので。

しかも、先般、16日だと思ったんですけれども、説明会があったそうです。10人くらいの参加者であったようです。私も知らなくて行けなかつたんですけれども。わかれば行って言いたかったんですけれども。その中ではやはりあそこに警察署をつくるのはうまくねえんでねえのというような意見がやっぱり多く出たそうです。やっぱり祇園祭をしっかり守っている人ほど多分イメージダウンになるんじゃないかというふうに心配すると思います。

そこで、先ほどの1点ともう1点聞きたいのは、町で、あそこの、県がする事業ですけれども、何とか町のほうで、お願いという形になると思うんですけれども、場所を移ってもらえない

いかとか、そういうお願いはできるのか。実際として、県立南会津病院の医者とか看護師の寮をつくるときに、実は前面のほうに計画があったのをバックしてもらってという、それは町のお願いだというふうにも聞いていますのが、あの辺の景観を守るために。そういう経過もありますので、そういう考え方あるかないのかちょっとお聞かせください。4点。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

町としてはそういう考えはございません。それは、何回も言うようですが、これまで住民の方が協力的だったかどうかということなんですね。警察もいわゆる予算をとってから、私のところには後から報告がありましたから、そのときにアドバイスといいますか、希望を言えなかつたんですけども、言ってみれば町民の協力がなかつたらどんな景観をつくろうと思ってもできないんですよ。それで、なぜあそこに落ちついたのという話をしたら、警察に勤めている方の土地なんですね。どこにもそういういろんな形ですね、都市計画がありますから、都市計画のルールにのつとった場所を探していたんですね。ですから、町の人たちは私のところにきました。町長、どうなんだと。しかし、あなた方はなぜそういうふうに結果が出てからしか言えないんですか。もう少しこの話はわかっていたはずだ。どこにつくるかはわからないかもしれないけれども、警察では土地を探しているということは知っていたはずだ。どうでしょうかと言つたら、いや、それは薄々聞いていましたと。この時点で一緒に考えていきましょうよと。そうでなかつたら、今もう既に基本設計に入った段階で何を、そういうことを言ついたら、今、警察署というのは統廃合されている、そういう中でやはり事前に警察も必要だとなれば協力します、あるいはそこがどうしても、私のところに来ましたけれども、だめでしたら私のこういうところを何とかしますからという対案を持ってきていただけませんかと。それはできないと、こういうことでしたので、私はやる気はありません。

○渡部康吉議長 建設課長。

○大竹政義建設課長 まちづくり交付金事業の宮本前の石畳関係の事業の内容ですか、じゃお答えいたします。

議員のおただしのとおりでありまして、町といたしましては、今後新たな289バイパスとしての祇園会館あるいは田出宇賀神社、それから御蔵入交流館を含めたあの地域の整備についてまちづくり交付金事業の中で今後事業を実施していくことになっております。

よろしいでしょうか。

○渡部康吉議長 6番、渡部優君。

○6番 渡部 優議員 町長の答弁ですと、仲介に入るつもりは一切ないというふうなことだろうというふうに思いますけれども。そうですね。

それで、そうすると、やはり、例えば片方で環境整備をしてそういうふうな姿に持っていくと、今、建設課長が申し上げたように石畳をして、灯籠をつけて、いい雰囲気をつくって持っていくと。片方ではそういった、もちろん決まった後どうのこうのという問題じゃなくて、まだ建てる前ですから、だから今のタイミングなんですけれども、土地が決まる前に言うのが普通だろうというふうな、そうかもわかりませんけれども、今の時点だっては建てる前だというふうに私は思うしかないと思いますね。もしできることならというふうな。だから、一切やらないというんじゃないなくて、やはりそういった、話し合いまでいかなくともいいから、何というかな、町が進めている、まちなみを進めていく上で何とか遠慮してもらえないかとか、あと、県で進めていた事業もありましたよね、何という事業でしたっけね、元気づくりか、元気ふくしま、地域づくりの交流事業というの、その中でも検討されている、あの辺の景観というのを検討されているんですよね。県のこれ事業なんですけれども。そういうことから言えば、県もそれなりのあの辺の、何というの、事業に対しては責任があるというふうに思うんです。

ですから、私は個人的には県の施設広報課のほうにお願いをして、知事に届けてくれというふうに申し上げましたけれども、大変新築改築していただきたいことだけれども、せっかくできるならばみんな喜ばれる場所がいいだろうというふうな、実は届けてはあるんですけれども。

ですから、言い合いになっちゃうかなと思うんですけども、片方ではまちづくり交付金を使ってそういう景観をつくっている、しかもそのすぐ隣に、景観を汚すとは言いませんけれども、また別な場所でもいいんじゃないのというものがそこにでき上がる。それも認めざるを得ないというふうなことでは、やはり長い目で見た場合に、1回つくっちゃうとね、なかなか移ってもらえないから、やっぱり今の時点でもうちょっと努力していただけないかなというの、例えばこの間説明会に集まっていた人かの意見でもあるわけですから、ぜひちょっとその辺のところは町長、全然そう思いませんかね。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

先ほど申し上げたように、全然そう思いません。

○渡部康吉議長 6番、渡部優君。

○6番 渡部 優議員 はい、わかりました。

いろんな政策の中で、何というかな、整合性がない。それも一体化した政策が組まれていな
いというのは今の言葉だろうというふうに思います。その辺に対する強いご意見もあるだろう
けれども、そう感じざるを得ない。少なくとも努力はすべきだと私は強く思います。それは、
可能性が10%でもあれば、やはり努力すべきだろうと。それはこれから町を、まちなみをつく
っていったり、まちづくりをしていく上で、決して弊害な場所ではないけれども、遠慮してい
ただけないかというふうな場所ぐらいは私は言えるんじゃないかなというふうに思います。そ
れは指摘しておいてやめますけれども。やらないと言っているんだから、これ以上言つてもし
ようがないよね。

では行政コスト削減の状況はということでお伺いしましたけれども、例示的に先ほど申し上
げたように、一つ聞きたいと。これは1番議員が本当は遠慮して言わなかつたんだろうとい
うふうに思いますけれども、少し例示的な発言をさせていただきます。これは、6月議会のとき
に資料を町のほうに上げてありますので、検討していただいたかなというふうな中身でお伺い
したいというふうに思います。

それは、きのうも若干出ましたけれども、会津若松市における、きのうかなり出ましたけれ
ども、パソコンにおけるソフトの経費に係る軽減についてということで、1番議員は検討委員
会ぐらいつくつたらいかがかというような意見だったというふうに思いますけれども、そこま
で私は質問しませんので、その中で、前回資料を6月議会のときに上げておきましたので、き
のう若干出ましたけれども、オープンオフィスの導入ということで、プラスODFによるデー
タ管理ということで、経費節減をしていこうというのが会津若松市の経費節減の、きのうも出
ましたけれども5年間で1,500万円を目指していると。指導とかそういうのを入れれば額面ど
おりの削減にはならないというふうには思いますけれども、ただそういう努力はいろんなところ
から問い合わせとかがあるようでございます、聞いてみたら。それだけ注目されている中身
でありますけれども、検討されたのか、またどういうふうな可能性があるのかということを検
討されたと思います。3カ月間がありましたので。お聞かせください。

○渡部康吉議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 お答えいたします。

会津若松市で採用いたしましたオープンオフィスに関する調査の関係でございますが、これ
は会津若松市のはうにいろいろ照会をしたり、それからいろんなところから情報をいただいて
検討したところでございますが、確かに1番議員さん含めまして6番議員さんのはうからもお
話がありましたとおり、経費節減という面では確かに大きな魅力がございます。

ただし、いろいろ調べてみると、今現在、役場の職員が使っているパソコンについては、マイクロソフト社のオフィスを登載しているわけでございますが、国・県から流れてきますいろんな電子データにつきましては、やはりマイクロソフト社のオフィスを登載した、そういうエクセル、それからワードというようなものが流れてきますので、その互換性の面でなかなか会津若松市さんのはうでは苦労なさっているというようなお話を伺っております。

したがいまして、行政として、確かに経費節減ということは非常に重要な部分ではございますが、一方、業務の中で十分に機能的に、職員の負担がないような形でストレートに使えるような、そういう機能がないとなかなか難しい部分があるのかなという感じをしております。現実問題、会津若松市さんのはうにお聞きしましたところ、今までマイクロソフト社のオフィスで作成しました各種のデータが、今回このオープンオフィスにしたことによってなかなか活用ができない状況にもなっているというような部分がございますので、なお再度技術的なことをまた調査をしながら、総合的に判断していきたいと、こんなふうに思っております。

いずれにしましても、昨日もOA関係で1億円以上の経費がかかっているわけでございますので、この経費について、実際のところむだがないのか、それから効率化が図れないのかということで、来年度の予算編成に向けて、担当しております企画観光課の情報係のはうにそれぞれ指示を出しておるところでございますので、ご理解をいただきたいと、このように考えております。

○渡部康吉議長 6番、渡部優君。

○6番 渡部 優議員 検討されていただきありがとうございました。

確かに互換性の面とか、操作性というか、そこら辺にはかなり会津若松市でも職員の指導というか、教育に困っているというか、大変なようです。私も聞いています。ただ、長い目で見た場合に非常にいいということで、いろんな関係から問い合わせがあるようです。そして、実は私も使っているんです。個人使用だと十分対応し得る。互換性はあります。ワードも読めますし、エクセルも読めます。県のデータも読めます。ですから、どちら辺のところまで求めているかというのが、行政の中身ちょっと私わかりませんけれども、普通の文書管理等は十分にできるなと私は感じていますので、ぜひこれからも研究していただいて、やっぱり経費節減ということ、監査委員からも総合的なOA化を図りなさいというふうな指摘も出ているわけですから、その中でできることはやはりどんどんやっていくと。プロジェクト的にどっかの課だけで1回やってみようかとか、それも可能ですので。

そこでもう一つ、これは文教厚生委員会の中でも言ったんですけども、図書館の、例えば

パソコンにワード、エクセル、エクセルが導入されていなくて、県のデータが読めないんだよ、あそこで調べものできないよというふうに申し上げたんですけども、もうこれ何年か前に申し上げているんですけども、それはソフトが入っていない、やっぱりお金が、ライセンス料かかるということで導入されていなかったんです。今も多分入っていないと思います。

だから、そういうた、例えば独自に使える場所にそういうものを導入すれば、利便性が高くなると。一般の人たちにちょっと教えればね。そういうことも可能ですので、利便性プラス経費節減ということで、十分に対応できるというふうに思いますので、研究していただきたいというように思います。

それから、最後ですけれども、やはり町長さんもかなり、先ほどかたくなに、やりませんというようなことでおっしゃったわけですけれども、気持ちはわかります。わかりますけれども、やはり町長が大きく掲げる、何というかな、ありがとうの言えるまちづくりというのがコンセプトにあって、ことしのタイトルは多分響き合うということだろうというふうに思うんです。やはり少し重なる部分があってこそ響き合うというふうに私は思っていますので、一か、ゼロか、百かというようなことをどんと言われちやうと響き合えないんですよね、やっぱりね。やっぱりそういうことも念頭に置いて、ぜひ施策を進めていただきたいなというふうに指摘しておいて終わります。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 指摘に対して考え方を。人の考え方ですね、いろいろなんですね。自分の考え方がすべて正しいというのはおかしいですよ。響き合うというのはですね、そういう意味ではなくて、いいですか、響き合うタイミングというのが必要なんです。今ここまで来てなぜなんですかと、あなた方。このことは、土地を確保したということは新聞にも出ていますから。一切私のところへなんて、いよいよですね、建設計画になって、このとき私がそういう話をしたら、いわゆる県警本部はどうなるんですか。1町の首長が話をするわけです。ただ、私から言えるのは、少なくとも建設する場合に最大限、祇園祭あるいは七行器の行列に支障にならないような工夫、創意は、これはとっくに言ってありますから。それを別な場所にというのは、これはね、そう言っている方々、確かに情報がないと言うかもしれません。でもそれだけ関心があるんだったら、最初から情報をとってくださいよ。そのくらいのことを、やっぱりね、町民方も認識を持つべきだと思いますよ。私は、いっぱい響き合っています。

以上です。

○渡部康吉議長 以上で、6番、渡部優君の一般質問を終わります。

上衣の着衣をお願いします。



◎散会の宣告

○渡部康吉議長 本日の議事日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は22日午前10時より開議し、議案審議を行います。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 3時31分

平成 20 年第 3 回南会津町議会定例会 第 4 日

議 事 日 程 (第 4 号)

平成 20 年 9 月 22 日 (月曜) 午前 10 時開議

- 日程第 1 議案第 58 号 南会津町手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 議案第 59 号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第 3 議案第 60 号 工事請負契約の一部変更について
- 日程第 4 議案第 61 号 和解について
- 日程第 5 報告第 5 号 平成 19 年度中における主要な施策の成果及び予算執行の実績
に関する報告について
- 日程第 6 議案第 62 号 平成 19 年度南会津町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 議案第 63 号 平成 19 年度南会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認
定について
- 日程第 8 議案第 64 号 平成 19 年度南会津町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定に
について
- 日程第 9 議案第 65 号 平成 19 年度南会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定に
について
- 日程第 10 議案第 66 号 平成 19 年度南会津町農林業集落排水事業特別会計歳入歳出決
算の認定について
- 日程第 11 議案第 67 号 平成 19 年度南会津町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の
認定について
- 日程第 12 議案第 68 号 平成 19 年度南会津町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認
定について
- 日程第 13 議案第 69 号 平成 19 年度南会津町水道事業会計決算の認定について
- 日程第 14 議案第 70 号 平成 19 年度南会津町水道事業会計欠損金処理について
- 日程第 15 議案第 71 号 平成 20 年度南会津町一般会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 16 議案第 72 号 平成 20 年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2
号)
- 日程第 17 議案第 73 号 平成 20 年度南会津町老人保健特別会計補正予算 (第 2 号)

日程第18 議案第74号 平成20年度南会津町介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第19 平成20年請願第6号 義務教育費国庫負担制度の堅持と教育予算の充実を求める請願 (文教厚生委員会)

追加日程第 1 議案第75号 南会津地方土地開発公社定款の変更について

追加日程第 2 委員会提出議案第6号 義務教育費国庫負担制度の堅持と教育予算の充実を求める意見書の提出について

追加日程第 3 委員会提出議案第7号 農業用の燃料、肥料、飼料、資材等の価格高騰への緊急対策を求める意見書の提出について

追加日程第 4 議員派遣の件について

追加日程第 5 閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（22名）

1番	湯田 哲	議員	2番	渡部 俊夫	議員
3番	高野 精一	議員	4番	馬場 信作	議員
5番	山内 政	議員	6番	渡部 優	議員
7番	星 光久	議員	8番	楠 正次	議員
9番	大宅 宗吉	議員	10番	渡部 忠雄	議員
11番	湯田 秀春	議員	12番	星 登志一	議員
13番	星 和男	議員	14番	平野 昌盛	議員
15番	阿久津 梅夫	議員	16番	渡部 東	議員
17番	芳賀沼 順一	議員	18番	菅家 幸弘	議員
19番	大竹 幸一	議員	20番	児山 寿明	議員
21番	五十嵐 司	議員	22番	渡部 康吉	議員

欠席議員（なし）

説明のための出席者

湯 田 芳 博	町 長	渡 辺 仁	副 町 長
横 山 恒 廣	教 育 長	五十嵐 竹 則	会 計 室 長
宍 戸 英 樹	直 轄 政 策 室 長	室 井 裕	総 務 課 長
星 光 幸	企 画 観 光 課 長	馬 場 増 男	税 務 課 長
長 沼 芳 樹	住 民 生 活 課 長	近 藤 甚 悅	健 康 福 祉 課 長
大 竹 政 義	建 設 課 長	星 安 晴	環 境 水 道 課 長
角 田 厚	農 林 課 長	渡 部 文 政	農 業 委 員 会 事 務 局 長
斎 藤 友 一	学 校 教 育 課 長	酒 井 直 伸	生 涯 学 習 課 長
星 廣 政	館 岩 総 合 支 所 長	横 山 孝 夫	伊 南 総 合 支 所 長
児 山 忠 男	南 郷 総 合 支 所 長	室 井 良 一	監 査 委 員

事務局職員出席者

渡 部 俊 夫 事 務 局 長 馬 場 秀 成 事 務 局 長 補 佐

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○渡部康吉議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は22名であります。

これより本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○渡部康吉議長 本日の議事日程は、お手元にご配付のとおりであります。

暑くなっていますので、上衣の脱衣を許可します。



◎学校給食事故米について

○渡部康吉議長 ここで、教育長より発言したい旨の申し出がされておりますので、これを許可します。

教育長。

○横山恒廣教育長 おはようございます。

私のほうからけさ新聞で報道されました、そして今までずっと1週間ぐらい前から報道されております事故米の件につきまして、学校給食との関連についてお知らせ申し上げたいというふうに思いまして時間をいただきました。

まず学校給食関係で、きのうの夕方電話、それからファクシミリ、それからメールということで、いろいろ情報が入ってまいりました。

現在までにわかっているところ、学校給食会というのがございます。これは、県の学校給食のいろいろな食品を仲介している元締めでございます。会長は県の教育長、野地陽一さんになっておるわけですが、そこからいろいろなものを買っておるわけなんですが、その中において調べていただいたものについては、過去、平成15年から今年度までですが、その中で平成18年2月20日に、田島第二小学校に50グラムの10食入りのパック、13パックがシラス入り厚焼

き卵として入っております。この卵焼きにはでん粉としてそのつくった粉、それが事故米のでん粉が入っておるということでございます。

今現在わかっていることはそこまでですが、あともう一つ県教育委員会のほうから、それぞれ調査しなさいということで、今調査中でございます。全県調査中でございますが、当町におきましても、けさ指示をして、きょうの午前中には上げるようにということで調査しております。

なお、参考までに、けさ田島小学校の栄養士のほうに訪ねまして聞きましたら、田島小学校さん大丈夫かというようなことを言いましたら、マルワ食品というところでやはり卵焼きを使っているんですけども、それについては一切そのでん粉、それは使っていないと、事故米は使っていないという業者の説明が入りましたということでございました。

なお、ちなみに米のこと、主食についてもついでに調べてみました。

そうしましたら、主食の米は、田島の学校給食米は田島でとれたもの、これはひとめぼれだそうでございますが、田島でとれたものを郡山へ持つて精米をして、それを会津若松のパールセンターで保管して、そしてそれを田島に運んでくると、こういうルートだそうでございます。伊南、南郷もそれぞれとれたところでやったもの同じ。ただし館岩だけはこれは地元の農業公社が取り扱って直接的にやっておると、そういうような町うちのものについてはそのような回答でございました。

いろいろご心配をかけますが、これからもどうぞよろしくお願ひいたします。

以上でございます。ありがとうございました。

○渡部康吉議長 ただいま説明のとおり、学校給食事故米についてご了承願います。



◎議案第58号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 日程第1、議案第58号 南会津町手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第59号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第2、議案第59号 公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第60号の質疑、取り下げ

○渡部康吉議長 次に、日程第3、議案第60号 工事請負契約の一部変更についてを議題いたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

2番、渡部俊夫君。

○2番 渡部俊夫議員 防災行政無線に関しまして、最初に平成19年6月ですか、5,581万円くらいでしたかね。その後、また平成20年3月に……

[「5億だ」と言う者あり]

○2番 渡部俊夫議員 ごめんなさい、5億ね、5億5,800万円、けたが間違っていました。

それから、20年3月に約1,500万円ほど追加しまして、また今回新たに追加ということで、防災行政無線のちょっと工事の全体像が、私も不勉強でわからないんですが、これはなぜこう何回も追加追加で来ているのかというちょっと背景が果たしてこんな形でいいのかなど、本当に最初の防災無線工事という、はっきり工事全体を見越して、ある程度確実な予算編成ができなかつたのかという素朴な疑問ですけれども持りますので、その辺説明をお願いしたいと思います。

○渡部康吉議長 住民生活課長。

○長沼芳樹住民生活課長 お答えいたします。

当初の工事契約につきましては、全体的な防災行政無線施設、いわゆる同報系及び移動系の新設と、いわゆる戸別受信機の設置と親局の設備一式です。それから中継局の設備が3基、それから屋外拡声子局といいまして、いわゆる屋外スピーカーの分が48基ですね、それから、館岩、伊南、南郷総合支所への接続の設備一式という形で当初予定しておりました。

その後、20年3月7日に提出しました一部変更では、屋外拡声子局を3局増設するための一部変更ということでお願いをいたしました。

今回、提示いたしましたのは、この一部改正につきましては、まず屋外拡声子局の1局の追加、それから戸別受信機用の聴覚障害者のための文字の受信装置、それから全国瞬時警報システム、このシステムにつきましては、当初の段階から入れたいということでお話は申し上げておりました。この全国瞬時警報システムの追加。それから、移動系設備の関係で携帯用の無線機がございます。特に今回15台ほど増設をさせていただきましたが、いわゆる山岳遭難がふえ

ているということから、今回増設をさせていただきました。

これら当初から一応予定されたもの、いわゆる全国瞬時警報システムについては、当初からある程度計画は考えられていたものでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○渡部康吉議長 2番、渡部俊夫君。

○2番 渡部俊夫議員 全国瞬時警報システムが今回メインとして新たに加わったとは思うんですが、これは英語で言うとジェイアラートという名前で呼ばれているみたいなんですが、これは、何か緊急事態が発生した場合に自動起動させて、住民に緊急情報を伝達するシステムだとは思うんですが、実際、フィルタリングもかかると思うんですが、どれとどれとどれの情報を南会津町としては流すという、その基準みたいなものはつくってあるわけですか。

○渡部康吉議長 住民生活課長。

○長沼芳樹住民生活課長 お答えいたします。

基本的には、まず緊急地震速報、これにつきましては予測震度5弱以上については瞬時に連絡が来るということになっています。それから、それに関する大津波警報、津波警報、これについては当地方ではさほど影響はございませんが、そのほかにもいわゆる気象警報、それから緊急火山情報、それから指定河川の洪水の情報、それから土砂災害の警戒情報、それから、あってはならないと思いますが、いわゆる弾道ミサイル情報とか、ゲリラとか、大規模のテロの情報、これらについても各戸別受信機まで放送が流されるということでございます。

○渡部康吉議長 2番、渡部俊夫君。

○2番 渡部俊夫議員 確かにそういう情報を流すんでしょうけれども、果たしてこういう緊急システムが我が南会津町にとってどれだけ必要性があるのかなという、全然必要ないというふうには言いませんけれども、ちょっと疑問に思った部分なんですね。やっぱり大津波情報とか津波、あるいは何といいますか、弾道ミサイル情報とか、ゲリラ情報とかとなってくると、本当にその中で幾つ、十何個もうかがえるうち幾つ、2つか3つくらい該当するのかなと思う。

そういう意味では、その1つ、2つでも重要だといえば重要なから無視はできないんですが、本当に我が町にとっての緊急性、今すぐ必要性があるのかなという若干疑問に思ったわけなんですが、いずれにしてもこれが入ることによって、多少なりとも安心・安全感は増すということについては間違いないわけですけれども、これらの具体的な運用面での、例えば訓練みたいなものは予定しているんですかね。ほかの自治体では、こういったものを使いながら訓練なんかもやっているようなんですが、その辺を最後にお伺いします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

いろいろな備えの仕方というのは、基準をどこに置くかということがあると思うんですけれども、私たちの暮らしの現状が基準になるのか、それとも日本全体でさまざまな事件あるいは発生の頻度等が予想され、そういうことが、例えば地域格差として、そういう情報についてもあっていいのかと、こういうことになりますと、できる限り私どものところにはその関係するものに絞り込みは必要だと思いますが、やはり町民の方々が不安のないような、さまざまなテレビとか新聞で情報が入ってきます。そういうものに対して備えを今から準備しておかないとに対する町民への責任、こういうことを考えますと、私は、将来予測をしながら準備を進め、体制を整えるということはとても大事だというふうに思っております。

その中で、議員がおただしのように、じゃ運用に当たってどうするのか、このところは、いわゆるこの防災無線のみならず、現在やっているいわゆる水防訓練とかそういうものについても、やはりお金はかかりますが、広域的に年1度もしくは2年に1度くらいの地域の、南会津地方のいわゆる訓練をして、住民にその周知徹底を図り、あるいはまた日ごろから認知度を高めていく、こういうことは必要だと思いますので、これは広域市町村圏のほうとも連携をとりながら、今後体制づくりをしていきたいと、こう思っております。

○渡部康吉議長 住民生活課長はいいですか。

ほかにございませんか。

11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 今回この変更があったわけですけれども、できれば口頭で金額の明細があったんですけども、もしわかりやすい資料があればいただきたいなというのが1つ。

それから、今回のこの防災行政無線、大変私はいいなとは思うんですけども、実際今ついている段階でいろいろな声が聞こえてまいります。

そこでお尋ねしたいのが、今この戸別受信機設置状況の進捗度ですね、大体どのくらいになっているものなののかひとつお伺いしたい、それが第1点。

それから、委託設置の際、何かいろいろトラブルがあったという部分も聞いております。例えば申し込みは書面ではあったようなんですが、実際設置に行ったら、そんな覚えがないと、それはどっちが正しいかとかそういったものは別にしても、仮に設置する段階にいって要らないとなれば、そういうものをどういうふうにしているのかなというのがあるわけですから、そういうトラブルがなかったらいいですが、そんな話も聞こえてまいります。

それから、設置後に、聞こえたり聞こえなかったりするというような、そういう声は結構あ

るようです。そういうことがあるのかないのか。

それから、学校には設置されているのかどうか。一番大切な子供たちがいるところにそういうのが設置されているのかどうか、お聞かせいただきたいなと思います。

それから、もう1つなんですかけれども、これも下郷管内で産業廃棄物のローリー車の転覆事故があつて、これが真夜中に、結局広域のほうの出動の放送があつたということで、何とかならないのかと、そこまで真夜中にやられるとびっくりして起きた。そうしたら隣の町の事故だつた。これは南会津郡内の町村がみんなそういうふうなシステムになっているのかどうか。そうしたら、広域からは夜中でも何でも流れるかもしれませんけれども、ワンクッシュョン置いて役場のほうから流れるようなそういう方式、ほかの市町村にあるのかないのか、できるのかできないのか、その辺をお聞きしたい、そんなふうに思います。

いずれにしてもこの放送の流れがいまいち少しわからないわけですけれども、その辺の流れを説明しながら、何とかならないか、こういうことでございます。その辺お願いします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたしますが、私からは戸別受信機の設置状況、あるいは学校関係について以外の件でお答えをさせていただきますが、まず、順序不同になりますけれども、下郷町で起きました事故に対する深夜放送の件なんですが、これは実は私も非常に不快感を覚えました。

それは、深夜の放送というのはわかるんですが、何を言っているかがわからない。ここところが住民の方々からたくさんわからない、ストレスがたまる、それからもう一つは、あの事故を仮にわかるような内容で放送して、それがどうなるんだというございました。

私も全く同感で、早速その次の日に、担当係長のほうにその話をしました。そうしましたら、広域消防のほうでそれをやっているんだと。それはなぜやっているのかと言つたら、夜中にサイレンが鳴ると何が起こっているかわからない、非常に不安になると、こういうことに対する過去の事例があつたので、それをずっと継続しているんだと、こういう話でした。したがいまして、いわゆる火災と間違うというのがあつたそうなんですね。

それでしたら、火災の場合はこうですよ、事故の場合はこういう取り扱いをしましょうということを回覧板、広報とかそういうものできちつと、あるいは区長さんとか集落とかというものをしておけば、そういうことはしなくてもいいんじゃないのかということで今実は検討をさせております。これはご了解いただきたいと思います。

それから、戸別受信機をつけたところの供用開始をしておりますが、これが聞こえるところ、

聞こえないところがあります。実は私のところも設置したんですが、聞こえる日と聞こえない日があるんですね。これはどうなっているのということで話をしましたら、いや電波の関係なんだと、こういう話ですね。電波の関係で聞こえる日と聞こえない日がある、これも防災無線としての機能を果たさないということになりました、早速私のところに工事関係者の代表、いわゆる三菱電機の担当を呼んでくれと、こういう話をさせていただきました。

しかし、まだ私のところには来ておりません。これは、私が忙しくて会えないのか、相手が都合つかないのか、その理由も聞いておりませんが、大至急関係者を呼んでほしい。関係者の方に話を担当係長を通して聞いてみたら、つまり設置業者は地元の業者だということなんですね。地元の業者が設置しようが何しようが責任は元請にあるわけですから、ここはしっかりと元請といわゆる下請の地元の業者の連携を図ってほしいということで、私を入れない会議としてはもう既にその会議をしております。

現在、設置した全家庭をすべて確認をしようということで指示をしておりますので、この件についてはご理解をいただきたいと思います。残りについては担当課長から答弁させます。

○渡部康吉議長 住民生活課長。

○長沼芳樹住民生活課長 お答えいたします。

まず1つは、戸別受信機の設置状況でございますが、現在の申し込み数が約3,600弱です。設置済みが約2,300戸ちょっとになりますので、進捗率としては大体66%程度設置済みということでご理解をしていただきたいと思います。

それから、戸別受信機の設置のトラブルということで、申し込みをしたしないとかというような話の質問だったと思いますが、申し込みをされたのが奥さんであったり、ほかの方の家族ということで、一応こちらに確認に参られまして、いわゆる協定書を見て記名者の確認をして納得をされる方がほとんどでございます。その後一たん申し込みをしましたが、やはり取り消すというような世帯もあることは事実でございます。

それから、設置後、聞こえたり聞こえなかつたりするというトラブルでございますが、これにつきましては、その通報があった時点で業者に連絡をしまして、すぐにも聞こえるような態勢をとっております。今回特に多かったのは、落雷によるいわゆる電池の摩耗等が起こつてしまして、それによって聞こえなくなった例が多いように聞いております。ただ、やはり電波のかげんと、その日によって聞こえにくい状況が出たりすることは確かに事実であるというふうに認識をしております。

次に、学校の設置状況でございますが、学校につきましては、教育委員会との協議を済ませ

まして各学校との個別の協議に入っております。基本的には、職員室、それから体育館の2カ所に設置をしたいというふうな考えを持っております。体育館につきましては、避難所の指定をしております関係です。ただ、どうしても12時のチャイムの関係で、学校では、このチャイムについてはできるだけ鳴らない方向にできないかというような相談も来ておりますが、これが個別的にはなかなか難しいということで、それらを含めて協議をして、できるだけ早い時期に学校についても設置をしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○渡部康吉議長 11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 ただいまの町長の不快感が生じたと、私のほうにもやっぱりそういう、私ばかりじゃなくて、ほかの議員いっぱいいますから、そういう声を聞いているとは思います。ぜひ早急に検討して、不快感にならないように、それで、私が質問した中で、まだ答えていないのは、全部広域でやった放送が素通りでばつといくんですかということに対してだれも答えていない。これは予想がわからないといえばそれまでだけれども、例えば下郷町はどうなんだと。あるいは只見とか西部のほうはどうなんだとか、みんなストレートにみんな広域のものがストレートに放送が行っちゃうものだかどうか、そこをちょっとお聞きしたい。

○渡部康吉議長 住民生活課長。

○長沼芳樹住民生活課長 お答えいたします。

基本的には、田島地域のみの放送でございます。ですから工作車が出動することについては田島地域のみに放送が流れるということでございます。

○渡部康吉議長 11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 南会津町村で、よそはどうなっているかわからないかということなんです。田島はわかりますよ、田島はストレートに切っちゃっているから、例えば下郷もそうなんだと、どうしようもないと。

私は聞くところによると、隣の下郷さんは、広域から流れてくるけれども、ワンクッシュンそこで役場で受けとめて、そして流すか流さないか、それをやっているというんです。それがもしそうすれば、それはできないのかできるのか。だから、要するに只見だとか、下郷があるわけですから、どうなっているんですかと、こういうことです。

ぜひ先ほどみたいに不快感がこう行っちゃうんですよ、全部広域消防は24時間やっていますから、真夜中でも何でも出動する。この出動のものがみんな入ったらどうしようもないわけですから先ほど町長が事故の場合と火災の場合は別ということで検討しているということですけ

れども、そこを何とかならないのかということです。もう一回お聞きします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

全くそのとおりなんですね。情報というのは確実に伝えることが相手にとって必要かどうかということがまず大前提なんです。したがいまして、この前、議会開会中に放送がありました。あれも私は聞き取れなかった。ですから聞き取れない情報を流しても何の意味もないわけです。このことについても、いわゆるマイクの距離はどのくらいにする、そのときのボリュームはどうなのか、男性の声と女性の声ではそれは違うんですね、こういうことも含めて、しっかりと相手に理解、伝わるようにすべきだと、これもきっちと実験しろというふうに指示をしております。

ということですから、今議員がおっしゃったように、この情報は流すべきか流すべきでないか、当然そこで選択が必要なんですね。ただそれがどういう形で下郷とかやっているかわかりませんけれども、これまで私が確認した内容では、私が町長に就任する前から、それは火災とあれでは困るんだと、住民からのそういう要望があったので、火災ではありませんということを知らせるためにやった、だったら火災ではないとだけでいいんじゃないですかという話も実はしておりますので、こここのところは責任ある体制をきっちとつくっていきたいというふうに思っております。

○渡部康吉議長 住民生活課長。

○長沼芳樹住民生活課長 お答えいたします。

下郷町でいわゆる広域の放送をワンクッション置いて放送しているのではないかという点につきましては、うちのほうで把握をしておりませんので、把握した段階でご報告をさせていただきます。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 何点か質問いたします。

まず1つは、ちょっとさかのぼった議論といいますか、この議案の前提になるちょっと議論をしてみたいと思うんですが、この防災無線が昨年の6月議会に提案された際に、何人の方からもいろいろな問題が指摘されましたが、私は指名した7社のうち5社が辞退して2社で入札したところ、その2社のうち1社は予定価格の8割ぴったりで入ったと。そして、もう1社は76%で失格したということで適正な競争が行われなかつたと、中止すべきだったという指摘をしました。

今回監査委員の監査報告を見ると、もっと深い観点から、つまり南郷の施設の利用、それからFM放送の関係から掘り下げて、そういう条件を入れなかつたら公平に行われただろうと、こういう掘り下げた指摘をしているわけであります。大ざっぱに言えば、私どもが昨年の6月に指摘したことが当たっていたと思っております。

これは非常に重要な観点から町民は見ているんですよ。予定価格の8割でぴったり入ったということは、偶然かもしれませんけれども、悪く言えば最低制限価格の漏えいという問題もあるわけでありますから、なぜそういう非常にまずい、そういう入札になったのかというその原因をもう一回私はここで伺いたいと思うんです。

特に原因一般といつてもなかなかあれでしようけれども、入札の準備の段階で、やっぱり専門家を交えた準備がなかつたんじゃないかな。はっきり言えばちょっと想像ですけれども、南郷の施設も三菱あたりにいろいろ知恵を拝借した、そういう準備をしたからそうなつたんじゃないかなと私はそう思うんですが、町なりの原因をどうとらえているか伺いたいと思います。原因と、あと今後の改善点も並びに伺います。

それから、2つ目は、昨年の6月の契約というのは、先ほど住民生活課長のほうからも話がありましたけれども、ことしの10月30日までの契約であります。それで、その中身は戸別受信機の設置とか、親局設備一式、中継局設備3基、屋外拡声子局48局とか、3地域との統合6局設備一式と、こういうふうになって、今私はここに昨年の6月の議会の議事録、提案理由の議事録をちょっとコピーして持ってきましたけれども、そういうふうになっております。

それで、10月30日までの契約がまだ終わっていないわけですね。終わっていない段階で、次から次と、この前、20年3月のときにも追加があった。あのときの理由も、あのときちょっと質問しなかったので、あのときのちょっと理由も聞きますが、3つは屋外の拡声機はどこがふえたのか、それは契約上のどういう問題があったのか、なぜふえたのか。そして、今回2回目の追加になっているわけですが、百歩譲っても、この前の20年3月の追加までの契約を今回やってからでも今回の追加はできると思うんですよ。そんなに急ぐ必要はないと思うんです。

私は今回の追加をやるなと言っているんじゃないんです。後からでもいいでしようと言っているんです。今までの基本契約をまずやって、町長の家も同時放送が聞こえないと言っている。それから町内では戸別受信機がまだ入っていない家もあるんですね。66%ですね。そういう状況で入っていない家もあるわけだから、それを入れてからでもいいんじゃないかな。

特にFM放送なんかは、最近、この前委員会で聞いたり、電気屋さんで聞いたりすると、田島地区では、ほとんど入らないというんですよ、家の中では入らない。ラジオは入るけれども、

車は性能がいいそうなんですが、一般のラジオは家庭内では入らない、よく聞こえない。屋外のアンテナをつけないとFMは聞こえない。だから何でそんなものを条件にしてやったのかということもありますが、FMも条件に入っているわけだから、FMラジオだってやはりきちんと聞こえるようになるのが契約の履行ではないでしょうか。それも含めてきちんとやるべきであります。

私の家に設置されたときの資料を見ると、FMラジオが聞けます。（お住まいの地域で受信できる範囲に入ります）なんて括弧づきになっていますけれども、こんなことは全然もう言いわけですよ。契約に、入札の条件に入っているわけだから、やはりFMラジオが聞けるというふうに、そういう状態にしなければ契約の履行にならないわけです。

だから私はこの提案は今回取り下げて、まず今までの契約を完全に実行して、よかったですというふうになってから、今回のオプションの契約はすべきだと、こう思うんですが、いかがでしょうか。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

質問がちょっと長かったので、漏れがあったらまた後でお答えをいたしますが、まず入札のあり方というのは、原因と改善というご指摘がございました。疑えばいろいろな疑いが持てると思います。また、疑いが限りなく少なくなるような改善は考えていかなければなりません。

私が答弁した内容をすべて覚えているわけじゃありませんが、いわゆる辞退者が出了という、あるいはまた指名のときに、当時、ほかの事業関係で県の指名停止等があったと。そういう事実を調べながら業者選定をしたということなんですけれども、パソコンの話もございましたが、コンピューターの話もありましたが、こういう世界は非常に私たちが理解しにくい、あるいは専門的なものがあって、田島下郷衛生組合の中でもよく議論になりますが、どうして同じ業者なんだ、こういう話もありますが、ねじ1本が違うと、こういうこともあって、いろいろ業者間のほうでは、私たちに理解できないような参加できない条件があるんだろうと、こういうふうに理解をしていたところです。

それを改善しろという、改善の方法はいろいろあると思いますが、私は基本的に専門家を入れることも一つ大事なのかもしれません、じゃその専門家がある会社とつながっているかつながらっていないかという、ここもあるいはきちんと調べないといけないわけですね。

ですから、私は一番の改善は、これ以上職員を減らさないことだと思います。職員を35%の補充率にしていく、そしてきちんと仕事をしろというのはこれは非常に難しいです。ですか

ら、私はもしこういういわゆる入札だけじゃなくて、行政サービスあるいは行政業務の透明度を高めた、しかも確実な執行を図るには、職員定数を減らさないで職員に限りなく専門知識を積んでもらう、そして執行するということであれば、私は責任を負えるんではないか、こんなふうに思っております。

それから、10月30日の工期の中でのおただしがございましたが、これは私のほうから、電波を調査した、事前に電波調査をしています。電波調査したところと、いわゆる工事をするところと、こここの問題がきちんと整理されていないから、整合性が連携されていないからこういう問題が起きるんではないのか、こういう指摘をしました。こここのところも、じゃ電波調査とあれと一緒にやればいいんじゃないのか、こういう議論も出てきました。ところが過去にやってしまった。

そこで、私先ほど言ったように、元請である業者がきちんと私のところに状況説明に来てくださいと。こここのところをまずやって、それから次に行こうという話はしておりますが、担当としては、同時進行でやっぱり完璧に電波で目に見えるものではないので不十分な部分もあるかもしれません、やりながら、ご指摘を受けながら、同時進行で何とかやっていくことがむしろその後の精度の高い工事になるだろう、こういうことで今回ご提案をさせていただいたということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 住民生活課長。

○長沼芳樹住民生活課長 お答えいたします。

私のほうからは、FM機能つきの関係についてご説明したいと思います。

戸別受信機にFM機能を付加させましたのは、当時、選定に当たって、戸別受信機FMつきであってもなくても値段が変わらないという事情があったようでございます。したがいまして、機能をより高いものを選定したというふうに聞いておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

ただ、どうしても旧田島地域につきましては、FMの受信感度が非常に悪いという事情がありまして、なかなかその機能が発揮できないという事情がございます。ただ、この一連の契約の中にFM受信を可能にするような工事の契約については含まれておりませんので、ご理解をお願いしたいと思います。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 FMの件についてなんですが、FMの機能が入っているものと入っていないものとの値段が同じであったというような話なんですが、そういうことは全く我々に

とっては関係ないことなんですよ。住民にとっては、そういうFMラジオが聞けますという、FMラジオを入札条件にしたということからすれば、FMラジオを聞けるようにしてほしいと。それは外部アンテナをつければ聞けるそうですから、やはりそこまで、さっきも言ったようにこれをちゃんと契約を履行させるというのが現段階では一番重要だと思うんですね。それが1つと。

それから、もう1つは、今回の入札のところに話が入りますけれども、余り入りたくないんですが、今回、耳の聞こえない方のために文字情報が入るという話なんですが、しかし、それで、例えば10万円くらいの機械をつけるそうですね。それを20個で200万円というふうに委員会の中で説明を聞きましたが、それも私たはどういうふうになるんだかというのがわからないんですよ、口ばっかりの説明で。例えば、マイクで火災発生だと言ったのが、ピ一っと文字になって出るのか、その辺やっぱり確認をする必要があると思うんですよ。

それから、ジェイアラートにしたって、あればいいでしようけれども、テレビで間に合わないのかどうか、テレビで。あるいはテレビでなくとも、役場にそういう情報が入れば、そこからピ一っとマイク、スピーカーでも流すんでしょうし、そういうもので間に合わないのかね。それから、山岳遭難の関係だって、どんなものだか一回、私は見てみたいんですよ。それをただ口ばっかりの説明でどんどん追加していくというのは、これは担当者は見たかもしれません、私は見ていないんです。ぜひ私は見たいと思っているんですね。そういう点からも、やはり私はちょっとストップできないかと思う。

それから、もう1つは、屋外拡声機の1基増加と聞きましたが、これも宮本地区と聞きました。しかし、これは宮本地区をちょっと私偶然通りかかったら、折橋に行く道のあっちに向かって右側ですよね、祇園会館との間なんですが、そこにあると思うんですよね既に。いかがですか、そこを伺います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えいたします。

宮本の件については、後で担当課長のほうからお答えをさせますが、まずFMの件ですが、実は、南郷地域がAMのNHK第一放送が入らないということで陳情要望を受けて、NHKのほうに実はラジオ塔の設置についてお願いをしてきたんですね。そのときに、NHKだけで大変であれば、例えばですが、合併に伴う補助金とかそういうものを使えないのかと、そういうご提案もしながら言ったんですが、これが多額の経費がかかるということで現在NHKのほうではちょっと足踏み状態ということですね。

ですから、FMについても受信ができるような態勢だけはとりながらも、このFM放送が、もし田島地域が難聴地域ということであれば、これらについてもAMとあわせてNHKのほうで対応していただけないのか。つまりこれは深夜放送を大変よく聞いていて、それが生きがいになったり、健康の管理になったりしている方々が多いと、こういう話もありますので、それについてには、今後別な形でまた対応をしていきたいと、こういうふうに思っております。

それから、文字放送とかそういうのはよくわからないと、これは当然だと思います。やはりしっかりとそこはそれがこういうふうにイメージされます、こういうものになりますということを説明する責任は私はあると思っています。

ですから、これらについては、今後どう形になるかわかりませんが、しっかりと前向きに検討させていただきますけれども、実は契約の話をちょっとさせていただきますと、きのう国道289号線の甲子道路の開通がございました。そのとき、トンネルを初めて通らせていただきました。私以外に各関係町村長も一緒のバスに乗って、周りをよく見ながら走行させていただきましたが、そのときに、私たち村長の一致した意見としては、30年前にある意味では設計をされたものですから、歩道が物すごく狭いんですね。トンネルの中も今的新しく設計されたトンネルの内容と違うので、本当にこれで大丈夫なのか、あるいは緊急電話とかそういうものは限りなく短い距離で設置されていますし、Uターンのところもあるんですけども、本当にいわゆる当初設計したものここまで変更しないで来て、この道路でよかったですのかというのが一つありました。

ですから、私は、新しい情報が入り、新しい例えれば必要性が出てきたときには、やはりそれはその時点の状況を十分勘案しなければなりませんが、やはり設計を組みかえて新しいものにしていく、こういうことはとても大事だと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 住民生活課長。

○長沼芳樹住民生活課長 お答えいたします。

1つは町長から申し上げましたが、戸別受信機用の文字表示装置については、確かにまだ現物が入っておりませんのでなかなかおわかりにくいかと思いますが、基本的には最大漢字で64文字の表示が流れるというような形になっております。現在のところ、聴覚の障害のある方16人の方から申し込みが来ております。それらを含めまして予備を含めて20台ということで出させていただきました。

それから、屋外拡声子局の宮本の関係でございますが、基本的に今まで屋外拡声子局を設置、

増設する際には、指摘あった分につきましてそれぞれ近辺であらゆる調査を含めて非常に聞こえにくいという判定のもとに、ここに今回ふやしたわけでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

続けてお答えします。

文字情報システムの戸別受信機につきましては、まだ現物が入っておりませんので、現物を見せることができませんので、ご了承をお願いしたいと思います。

〔「入った場合」と言う者あり〕

○長沼芳樹住民生活課長 はい、わかりました。入った時点で皆様にお示しをしたいと思います。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 これはちょっと3回目になってしまうから、質問の今答弁していくないから言っているんだけれども、宮本にはもう既に付っているんでしょう。この予算が通る前にもう付っているんじゃないのかと質問したんです。

それから、あと3月議会に3つふやしたのはどこだよと聞いたんです。

○渡部康吉議長 住民生活課長。

○長沼芳樹住民生活課長 まことに申しわけありません。その辺ちょっと確認をしてから答弁をさせていただきます。

〔発言する者あり〕

○渡部康吉議長 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時14分

○渡部康吉議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

建設課長。

○大竹政義建設課長 お答えをいたします。

3月における屋外拡声子局3局でありますけれども、まず滝原の袋口地内、それから藤生の上野地内、それと丹藤地区の3カ所でございます。

それから、宮本にご提案いたしております拡声子局につきましては、当初の10月30日まで

の工期という中で、現場において監督の指示によりまして、おただしのとおり鉄柱が立てられております。こういった監督員の指示という部分について、今後こういったことがないようになお一層指導等してまいりたいと思っておりますので、ご了承願いたいと思います。

以上でございます。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 私の質問に、袋口、上野、丹藤はわかりましたが、宮本の件については明確な答えになっていないと思います。つまりこの前の産業建設委員会で担当に来てもらって説明したときは、屋外拡声子局は宮本分で1局追加で480万円と、こう聞いております。だからそれを聞けば、今回の予算が通ってからやるんだなとこう思うでしょう。しかし既についているだろうと私質問しているんですよ。先にやっているんだろうと質問しているんですよ。そこを明確に言ってもらいたい。

それで、じゃはつきりしないんでしたら、ここをちょっと19年度の事務報告の64ページに、②の消防設備の中で防災行政無線とありますね、241局とあります。それをずっと見ていくと、田島で52となっていますね、初めは48だったんですよ、そして3月議会で3つふえたから51なんですよ。何で52になっているんですか。これは宮本も入って52かと思うんですよ、違いますか。このページのことは余りこだわらなくてもいいですけれども、要するに今回の議案が通る前に宮本はもう既につくってあるんでしょうということをはつきりそこだけ言ってください。

なお、今ちょっと芳賀沼順一議員とも行って確認はしてきました、あるというのはね。なお言ってください。

○渡部康吉議長 建設課長。

○大竹政義建設課長 お答えをいたします。

先ほど申し上げたつもりでありますけれども、現場において監督員の指示によりまして、防災無線の子局については、供用は開始してはおりませんが、設置されております。

以上でございます。

[発言する者あり]

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

ただいま議員が行って確認をしてきたということでございます。私は先ほど担当のほうから、工事をして指示をしてしまいましたと、こういう話を聞きました。今お話を聞きますと、大変

議会を軽視したいわゆる執行をしてしまったということですので、まず初めに大変職員の指導監督の不行き届き、私に責任があるということを皆さん前でしっかりとお認めしながら謝罪を申し上げたいと思います。本当に申しわけありません。

そこで、議員の皆さんに、やはりこれは議案として取り扱うことができないということであればその時点で私も対応を考えざるを得ないと、こういうことでございます。

○渡部康吉議長 暫時休憩します。

休憩 午前11時19分

再開 午前11時34分

○渡部康吉議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長。

○湯田芳博町長 ただいま休憩になった件につきまして、私の所感を申し上げたいと思います。さまざまな面で議員からのご指摘がございました。あるいはまたご発言のない議員の中でも、町民の方々からそれぞれご批判や、あるいはまた不安等の情報を恐らく寄せられていることだろうと思います。そういうことを総合的に踏まえまして、今回議会運営委員会の協議にまで発展したことは大変重大であると、こういうふうに判断をいたしまして、さまざまな議員からのご指摘を真摯に受けとめ、さらにその放送開始に当たっての内容等についてもう一度精査をさせていただく、こういうことを、それからいわゆる議会軽視という、あってはならない事態を職員全員で受けとめていきたい、このような観点から、この議案については今議会の議案として提出をいたしましたが、取り下げをさせていただきたいと思います。

改めて内容を精査しながら、議員の方々にご審議いただき、内容をしっかりと詰めてご提案申し上げたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

本当に今回はご迷惑をかけました。申しわけありませんでした。

○渡部康吉議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 関連しまして私のほうからちょっと時間をいただきたいと思います。

今回取り下げしました工事請負契約の変更契約に伴っての予算の関係でございます。

実は、今回の9月の補正予算で、今回変更になります追加工事費の予算を新たに追加するということはとっておりません。当初から、初めからある程度変更というものを見越して当初予

算で予算措置をしておりますので、その予算の範囲の中で今回議案の提案という形にしております。

ただ、一般会計の補正予算を後でご審議いただくわけでございますが、その中で継続費の補正ということで年割額の変更について、今回、補正予算の中でご提案させていただいております。これにつきましても、再度変更契約が出た時点で再度継続費補正もさらに補正というような形にならうかと思いますが、とりあえず今回の継続費補正につきましては年割額の予定だということで、この部分についてはご提案させていただきますので、よろしくご審議いただきたいと思います。

以上でございます。

○渡部康吉議長 それでは、議案第60号 工事請負契約の一部変更についての議題は取り下げと決定いたしました。



◎議案第61号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第4、議案第61号 和解についてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎報告第5号について

○渡部康吉議長 次に、日程第5、報告第5号 平成19年度中における主要な施策の成果及び予算執行の実績に関する報告についてを議題といたします。

本件については、これから審議予定となっております平成19年度一般会計、特別会計並びに事業会計に係る決算承認に付すための法令で定める補足説明書類であります。

ここでお諮りいたします。

報告第5号は、次の日程第6以下各会計に係る決算認定についての議案審議とあわせて質疑することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、報告第5号は、次の日程第6以下決算認定についての議案審議とあわせて質疑することに決しました。



◎議案第62号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第6、議案第62号 平成19年度南会津町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 10点ほど質問いたします。

まず、事務報告を使って質問させていただきます。

まず、事務報告の30ページに一番上に広報みなみあいづのことが書いてありますけれども、これはちょっと決算との関連の質問なんですが、これは9月号の広報みなみあいづを持ってきましたけれども、月について英語で書いてあるんですね、大変わかりにくいということで、今回の場合、「AUGUST 2008」となっているんですが、これは9月号なんですね。9月号はSEPTEMBERなんですね。8月も9月もおかしくなるんですよ。これはこういう指

摘が町民からありますので、これは決算ではなくて今現在のことなんですが、非常に恥ずかしいことですから、直してもらうとともに、また9月号とはつきり、何月号と書かなければダメですこれはやっぱり英語では。これをやはりすぐ直すべきでないかというふうに私は思いますので、その辺の答弁を求めるといふと思います。

それから、36ページの祇園会館の利用なんですけれども、これで1万9,000人ほど利用して、353万円ほどの入館料が上がっていますが、これは昨年と比べますと、入館者が二千幾らくらいふえているんですけども、ただ入館料は減っているんですね。その辺何か入館料の料金が変わったのかどうか、その辺どんなふうに把握しているかお伺いします。

それから、62ページの乳幼児の医療費助成におきまして、①の受給者の状況ということで小学校就学前の乳幼児というようなことで、これは無料化になって何年かになるわけなんですが、大変多くの方から喜ばれておりますけれども、これも去年と比べますと人数が減っているんですね。去年は合計で1万36人でしたが、去年というか18年ね、18年と比べて19年は753人ほど減っております。これは無料化になると人数がふえるんじゃないかというような心配もあるわけですが、逆に減っているという状況なもんですから、これは補てんしている金額はどのくらいになっているのか。

さらに、全国的には中学校卒業まで、義務教育中は無料化という方向にいっていますが、当町でも早く実施してもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

それから、次は68ページ。68ページは生活保護が現在長い不況の中でふえております。120から126にふえておりますが、扶助費が減っているんですね。扶助費は7,200万円から7,100万円に減っておりますが、これは単価がどんなふうに変わったのか、ちょっと主なものだけでも伺いたいと思っております。

それから、69ページの2番の障害者関係となっていますが、1つは、この障害の「害」という字が、県のほうなんかの、国もそうかな、資料を見ると平仮名になっているんですね、害という字がね。あれがこのままで本町の場合いいのかどうか、やはり国・県に倣って「がい」というふうにしたほうがいいのか。

それから、この中で年々減っているんですけども、精神障害者はふえているんですよ。精神障害者は18年が55人になっているんですが、19年は57人ということで2人であるけれどもふえているんですね。それでたしか田島の議会のころに精神科誘致について意見書を上げたりしたことがあるんですけども、これについてさらに力を入れてほしいと思っているんですが、現在の取り組みの状況を伺いたいと思います。

それから、148ページなんですが、町営住宅使用料なんですけれども、これはちょっと所管のあれかもしれないが、ちょっと質問するのを忘れちゃったものですから、これはここで見ると19年が現年分の滞納と滞納繰越2つ合わせて1,700万円というようなことで、前年と比べて164万円ほどふえているわけなんですけれども、監査意見書のほうを見てみたんですが、監査意見書のほうは減っているとなっているんですね。監査の指摘のほうでは63万5,000円ほど減っていますと、こう指摘があるものですから、これは一体ふえているのか減っているのか、どちらなのか伺いたいと思っております。監査意見書のほうを見ると、そうなっております。

それから、次は156ページで、これもちょっと所管の案件で申しわけないんですが、委員会の中で説明は受けたんですけれども、ちょっと家に帰って昨年との比較をしてみたんですよ。そうしたら、給水戸数が2,097となっています。これが18年を見ると2,109なんですよ。12件だけれども減っているんですね。ですから水道の給水が減るということはどういう、その家に住まなくなつたということなんでしょうけれども、これは大変大きな問題だと思うんです。井戸を掘った家もあると思うんですけれども、その辺ちょっと現状を把握しないと、これ、これからどんどんこういう家がふえると思うんですね。

そして、次は158ページ、裏のページの農業集落排水、これも減っているんですね。これも259と載っていますけれども、平成18年は285、ですから26件減っているものですから、これも一回設置したのに減っているということで、これも大変な問題だなと思っております、今後収入が入らないものですからね。

その下の下水道はこれはふえているもんですからこれはいいと思うんですけれども、減っているというのは非常に大変なものですから、今後政策的な検討をする必要があるんだろうと思っております。

それから、247ページで、田島の体育館の利用が大変1万5,000人というようなことで多くの方が利用しているわけなんですが、これはここに網戸がないんですよ。それで夏も冬もガラス戸ががっちり閉まっているということで、夏に網戸が何カ所かあれば夜なんか冷たい風が入ってくるというようなことで網戸を設置してほしいという要望がありますので検討してほしいと思っております。

それから、249ページで伊南の町民プールの利用状況が1,277人なんですけれども、これは、18年は678人というようなことで、599人ということで倍近くふえているんですね。ですから、これは何か取り組みをしたのかなと、ちょっとそのいい体験があると思いますので、ぜひそれを伺って、今後の政策展開に生かしたいなと思っております。

それから、あとは先ほど住宅使用料のことで滞納の話をちょっとしましたけれども、滞納はあちこち書いてあるものですから、ちょっと一括した話になりますけれども、一般会計と特別会計のずっと滞納をちょっと拾ってみたんですけども、合計で3億円の大台になったなと思っております。それで今後対策についてちょっと相当力を入れる必要あると思うんですが、伺いたいと思います。

あと最後にいま一つは、ことしの広報みなみあいづの4月号で監査委員の監査指摘事項が載って、その中で祇園会館の土地について、鑑定をしないで、少し前に行った近隣の鑑定を参考にしてやったというようなことで、そういう土地の売買をしたんですが、その中で、造成費3,100万円ほどを引かないで売買したというふうなことで指摘を受けております、まずいんではないかとね。それでその今後の対策ですね、それについて監査のほうからもいろいろ指摘事項がありますけれども、その今後の対応状況ですね、それについて伺います。

以上です。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えいたします。

私からは、精神科医の件と滞納に対する対応、対策についてお答えをさせていただきます。

必要があればまた後ほど関連があればお答えをいたしますが、精神科医については、議員もご存じのように、会津総合開発協議会ということで全会津の一括した要望ということで、国に、この精神科医については強力に継続して要望しているところであります。

また、県に対しての要望についても、病院局、それから県の三役、これらについても強く要望しておるところであります。またあわせて、この精神科といいますか、精神障害といいますか、そういう方々に対してどうサポートしていくかということは、病院の勤務医を設置するということが非常に大事なわけですが、それとあわせて健康福祉課といいますか、健康センターのほうで、絶えず精神をどこかに目的をつくって安定させていくということで農業生産を継続的に体験をさせて、今いるところであります。それらについての作物も私も買わせていただきましたが、できるだけ多くそういう方々の取り組みについても本町内で周知を図っていきたいというようなことで考えているところでございます。

それから滞納、まさしくこの問題は、医療費の削減とあわせながら、しっかりと政策を展開していくかなければならない問題です。

そこで、滞納対策に対するプロジェクトチームをつくって、委員会をつくって、鋭意今その滞納対策をしているところでありますが、これまでどちらかというといわゆる収納をする、

滞納者に対して税金をお支払いくださいと、こういうお願ひをしてきたんですが、滞納者がいわゆる税金を納税できるような環境をどれだけ具体的につくっていくかということを真剣にやろうということで、これは各課横断で今やっています。

これまでどうしても職員の間では、自分の領域を何とか業務を遂行していけばいいんではないか、あるいはそれが責任だと、こういうふうな認識があつたんですが、そうではなくて、つながっていったら、いわゆるあなたのところで滞納者がふえていますよ、滞納額がふえていますということであれば、別な課ではじやどういう仕事を、どういう状況をつければ滞納が減るんだろう、ここまでいかないと滞納のプロジェクトチームとは言えない、委員会とは言えないということで、これについては副町長にもしっかりと指示をし、担当窓口である税務課のほうにも指示をいたしました。これについては、できるだけ相手の現場に向き合って、この滞納対策を進めていきたい、こう考えておりますのでご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 企画観光課長。

○星 光幸企画観光課長 お答えいたします。

企画観光課の関連については3点かと思います。

まず、1点目の広報みなみあいづ9月号でのご指摘の件でございますが、これにつきましては、ご指摘どおり9月はSEPTEMBERでございますから、これは当方の間違いでございました。おわび申し上げます。

それで、今後の対策として、ふだん我々なじまないこの英語というものを、議員おただしのように数字で表記するなどの見直しをさせていただきたいと考えております。

次に、2点目の祇園会館の利用者、これが18年よりふえているのに入館料が減っていて、これは入館料が変わったのかというおただしでございますが、これにつきましては、祇園会館の利用者は、祇園会館の本来の目的の入館者と売店、レストランのみの利用者の方がいらっしゃいます。レストラン及び売店のみの利用者の方については入館料が不要でございますので、その関係で入館料が必要な方、この方が減少しているのに対して、売店、レストラン等も踏まえた全体的な利用者はふえているという関係でこのような数字になっております。したがいまして、議員おただしの入館料が変わったのかということでございますが、これについては変わっておりません。

次に、3点目の祇園会館の土地購入の件でございますが、これにつきましては、19年12月定例会におきまして、たしか補正予算で7番議員からおただしがございました。そこで、担当課長のほうから、現況は宅地であるということでご答弁させていただいたところでございます

が、確かに現況は宅地で、また固定資産税も宅地として課税されております。その関係から、所有者との合意によって宅地として契約を締結したところでございます。

監査委員からの指摘事項につきましては、不動産売買の価格決定、不動産鑑定をもとに行うということでございますが、このときの鑑定、単価資料につきましては、前年の18年に建設課で近傍地、あの大坪地区のすぐ隣の土地の鑑定評価をしておりましたので、その鑑定評価額をもとに契約したところでございます。

その指摘の内容の不動産鑑定を実施する基準を、対象物件の面積、購入金額等で決めてマニュアル等を作成したらというご指示でございますが、これにつきましては、購入物件等多数ある場合は、これは全部鑑定評価する必要があるのか、あるいは1つを鑑定して全体でみなすのかというところもございますが、その辺のところにつきましては、マニュアル等を検討させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○渡部康吉議長 住民生活課長。

○長沼芳樹住民生活課長 お答えいたします。

63ページ、乳幼児医療費助成事業に関するおたたしがございました。

平成18年度に比べまして受給者が753人減っているというようなおたたしがございましたが、受給者数は減っておりますが、いわゆる1件当たりの医療費、1人当たりの医療費についてもそれぞれ上がっておりまして、総額で申し上げますと約377万円程度助成金の総額では上がっております。これらの金額に対する県の補助については、一番下の欄に書いてございますが、交付決定額1,076万1,000円でございますので、町でこれに補てんしている金額については約2,257万円というふうにご理解をお願いしたいと思います。

それから、中学生まで無料化というお話をございましたが、さきの議会でも町長が答弁していますように、中学までの無料化については今のところ実施する考えはありませんので、ご理解をお願いしたいと思います。

○渡部康吉議長 ちょっと待ってください。

19番、大竹幸一議員に申し上げます。

質問の途中でありますが、ここで一たん休憩し、昼食後に執行部の答弁をいただくことにしたいと思いますが、いかがですか。

[「はい」と言う者あり]

○渡部康吉議長 それでは、暫時休憩いたします。昼食にいたします。

休憩 午後 零時00分

再開 午後 1時00分

○渡部康吉議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

健康福祉課長。

○近藤甚悦健康福祉課長 お答えいたします。

18年より生活保護費の世帯がふえているのに扶助費が減っているが、単価がどのように変わったのかというおたたじでございますが、ご承知のように、生活保護費の決定は県の福祉事務所で行い、町は申請書の申達・相談と県が支給決定した金額の窓口支給を行っております。支給内容は、事務報告でお示ししたような項目以外には町のほうではわからない状況でございます。

平成19年度の生活保護費が6世帯ふえまして、金額で約50万円減額になっております。これは単純に人数と扶助費の給付の関係が一様でないというような理由が1点と、もう1点、就労指導ということで、事務所のほうで若松から指導員が南会津に入っていただいて、就労あっせんがあったということでございます。これで世帯保護が外れたことが理由ではないかというような推定をされております。町といたしましては、引き続き要保護者の相談等の支援に努めてまいりたいと思います。

第2点目の障害者、「害」という字を平仮名で使う場合と漢字で使う場合の使い分けについてのおたたじでございますが、平成19年1月29日に、南会津町障害者計画の策定の自立支援協議会の中でこの問題をお話し合いました。

「障害」と「障がい」の平仮名で使う場合の使い分けは、国や高度機関では採用されておりませんでした。福島県だけ先行いたしまして導入したというような経過があったそうでございます。当時は、大分県、北海道が採用しておったということでございます。

そのときに、本来の日本語をあえて使い分けすることへの賛否が協議されたわけですが、その上で、町では、「障がい」といういわゆる平仮名で使う言葉については、使い分けに対する意思統一がされていないということから、法律でも漢字で使っておるということですので、かえって混乱を招くということで使い分けをしないで使っていこうということで障害者計画についてもそういった段取りで使っております。

以上、2点でございます。

○渡部康吉議長 建設課長。

○大竹政義建設課長 お答えをいたします。

住宅使用料の滞納がふえているが、監査の指摘では減っていると書かれているが、どちらが本当かということをおただしだったと思いますが、148ページの中で、19年度滞納繰越額が1,410万9,663円ございました。ここから過年度滞納分の不納欠損を228万4,630円いたしました。したがいまして、滞納額の繰越額が1,498万8,933円となりまして、対前年度63万5,130円の減となります。

以上でございます。

○渡部康吉議長 環境水道課長。

○星 安晴環境水道課長 お答えいたします。

156ページの簡易水道の給水戸数の件でございますが、空き家等の増加とこれまでの空き家でも開栓状態となった家が結構ございました。その閉栓の手続をとられたために今回戸数が多くなったということでございます。

続きまして、158ページ、農業集落排水の使用料の使用者数の世帯でございますが、3月31日現在の排水使用者戸数をとらえて電算に入れます。移動により転出した方が31日現在で新たに入居していなかった等の世帯が多かったということでございまして、現在は20年度、279戸、18年度決算から比較しまして6世帯少ないということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○渡部康吉議長 生涯学習課長。

○酒井直伸生涯学習課長 お答えいたします。

社会体育事業関係、2点ほどご質問がございました。

まず1点目に、田島体育館で運動するとき、蒸し暑いので網戸を設置してはとのご質問でございますが、田島体育館のほかにも社会体育施設として、田島武道館、南郷体育館、伊南地域交流センター、伊南武道館等がございます。また、学校教育施設として、小・中学校体育館15施設ございます。これらすべての施設で網戸の設置はしておりません。運動によって体温が上昇し、汗をかかれますのは一般的な通例でございまして、網戸の設置については考えがございませんので、ご理解をいただきたいと思います。

2点目に、伊南町民プールの利用が18年度より倍増しているが、その理由はとのご質問でございますが、伊南プールにつきましては、18年度利用人数については午前から午後まで通しで

実人数をカウントしておりました。19年度は、他のプール施設と同じカウント基準に合わせまして、午前の部は午前の部、午後の部は午後の部とそれぞれカウントする方法に改めさせていただいた結果、倍増という形になっておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 一通り答弁いただきましたが、まず1つは、広報の問題につきましては、すぐ直すというような話もありましたが、もちろんこれは英語も重要でありますので、やっぱり数字と数字の上に英語を書くということで両方併記してすればなおいいんじゃないかと思うんですね。

それで、こういう問題は、本当に議会での質問になじまないような細かな問題かと思いますけれども、しかし、町民にすぐぱっとわかる問題でありますので、本当に注意をして、職員の中でも原稿をチェックすればわかるわけですから、今後はよろしくお願ひしたいと思っております。

それから、障害者の問題については、これも漢字でいいんだという話がありましたが、これは何というか、いわゆる差別にはじやならないということですね、すべて漢字でやってもね。そういうことで、私どももそういうふうにしたいと思います。

それから、農業集落排水の答弁がちょっと私の質問とちょっと違いましたので、158ページの点で6件の話があったんですが、私は6件じゃなくて、6件のほうはこれは受益者分担金の話かと思うんですが、そうでなくて私は使用数の世帯の話で26件ほど減っていると、18年と比べて、その原因は何だかということを聞いたものですから、そこがわかれれば、もう一回伺います。

それから、網戸に関しては、最小限の予算で最低2カ所くらいあれば済むんですよ、今のところ全然ないものですから。ですから恐らく1カ所金額にして1万円か2万円で済むんじやないかと思うんですがね、3万円ぐらいかかるかな、そのくらいでありますので、非常にこれもっと検討してほしいと思っております。検討しなければ、だめであればちょっといろいろ要求運動でも今後やるしかないと思っているんですが。

それから、滞納の問題で、町長のほうからいろいろ答弁あったんですが、ことし滞納の方に仕事を何かやってもらって、それで働いてもらってそのお金をまたもらうみたいな、そんな事業があったですよね。あれあたりがどんなふうになっているのか。何かちょっと稼いだお金を取っちまうみたいな感じで、ちょっとそんなイメージでちょっと心配しているんですが、そ

んのがどんなふうになっているのか伺いたいと思います。

それと、さっきの行政無線のところに話がちょっと戻りますが、防災行政無線の数が52基とかあったですよね。あれが64ページで、屋外拡声子局というのが52というのが書いてありますね。これは宮本も入った数なのか、それとも宮本が入っていないんだったらばこれは51というふうに訂正するのかどうか。そしてちょっと変なふうに考えますと、宮本は入っていないくて、実はもう1個あったりということはないんですか。3月に3つふやしましたよね。それから実は4つつくっちゃって、そしてそれで52になって、今度は宮本が入れば、宮本はたしか8月の末か9月ころという話だったですから、これに載っていなくて、宮本が入れば53になったりして、そんな心配ないんですか。

それと、いま一つは、委員会での説明で、宮本につける場合に1個480万円という説明がありました。これね、ちょっと電気屋さんあたりに聞いてみると、そんなにするはずないと言うんですね。せいぜい100万か150万円じゃないかと言うんですね。アンテナがあって、柱があって、スピーカーのですよ。あれは基礎からやったってそんなにしないんじゃないかと言うんですが、その辺今後検証してほしいと思うんですが、いかがでしょうか。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

私からは、滞納に関するおただしについてご答弁をさせていただきますが、実は、滞納については、私が田島の町長に就任をさせていただいた当時から対応をしておりまして、その後、これは希望者だけということで、本人に会いながら現在の状況を確認してまいりました。

そんな中で、仕事さえあればぜひ払いたいと、こういう方々が相当数ございました。そういう方々に、それではどういう仕事がご希望ですかということをまた再度質問させていただいて、それらを集計しながら、あとはいわゆる建設業等が受注量が少なくなったための支払い不能者もいるわけで、じや林業あるいは農業でいいのかという確認をしながら、主に林業関係の仕事に従事をしていただく、その中から、当然生活がありますから、どのくらいの分納ができますかということで分納の相談をしながら、当然一たん切れたものを少しでも納税をしていただく、こういう形にしておりましたので、働かせておいて、そこから納税に全部取ると、こういうことではございませんので、ひとつご理解をいただきたいと思います。

現在は、それが機会で通年雇用になっている人も1名ございます。

以上です。

○渡部康吉議長 環境水道課長。

○星 安晴環境水道課長 お答えいたします。

農業集落排水事業の関係でございますが、この世帯数、これにつきましては3月31日現在の排水使用者の数をとらえて、それを電算に入れます。でも異動等によりまして転出された方が31日現在で新しく入居していなかった世帯、こういう世帯が多かったということで、数量は移動します。例えばアパート等なんかは考えられます。

以上でございます。ご理解いただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○渡部康吉議長 住民生活課長。

○長沼芳樹住民生活課長 お答えいたします。

事務報告の64ページですが、防災行政無線の屋外拡声子局の数ですが、ご指摘のように、宮本を含んだ数字で52というふうになっておりますので、51と訂正をお願いしたいと思います。

それから、屋外拡声子局の金額は大体480万円という数字を出しておりますが、これにつきましては、いわゆる直接工事費ということで、設計額に諸経費、共通仮設現場監理等を含んだ金額で出したものでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 最後になりますけれども、大体わかりましたが、農業集落排水の関係でアパート関係については、田部地区にアパートなんかありますのでわかりますが、針生地区では18件減っているもんですから、針生地区は何なのかなと思っているんですが、その辺ちょっと原因を伺いたいことと、あと今言った屋外のスピーカーの件については480万円のところについて、今後ともさらにいろいろ研究をしてもらいたいというふうに思います。

質問のほうは、以上これで終わります。

針生の地区だけ、ちょっと答弁を聞いて終わります。

○渡部康吉議長 環境水道課長。

○星 安晴環境水道課長 お答えします。

まず1点目は、空き家が1点でございます。あともう1点につきましては、高齢者だということでやめられた方がございます。そういうふうに聞いておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

7番、星光久君。

○7番 星 光久議員 金額とかそういう中身じゃないんだけれども、一般行政の中で猿の関

係で出ていたけれども、今町民でなくて県民、全国的な規模で大変なこれは被害に見舞われて問題になっているなんだけれども、田島で、田島ででもどこでもいいけれども、猿を捕獲したはいいけれども返してやったと、そういう事例があるなんだけれども、せっかくとった猿を、何で返すだべなとこう思うなんだけれども、例えばそういう今まで捕獲に神経をとがらせて錢をつぎ込んでせっかくやったやつをこれは野生のものだから返しちゃったんだということがあったら、そんな話を聞いたけれども、そのときなぜに、おれがごせやけているなんだけれども、そういういたときに、なぜだべな町長、それが事実だとすれば。

○渡部康吉議長 農林課長。

○角田 厚農林課長 お答えいたします。

ただいま7番議員のおただしの件は、田島地域で捕獲をされて飼っておられた方が、振興局等を通して、本来野生生物を飼育してはならないというようなことがございますので、館岩のほうに、その後お返しになったということはお聞きしております。そのことかというふうにご理解しております。

以上です。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

実は今議員からおただしの件については、今初めてちょっと聞いたことなので何とも言えないんですが、実は県知事と町村長、それから議長さん方との懇談会、意見交換会が年に一度あるわけでありますけれども、その中で猿対策とは違うんですが、振興局の職員あるいは合同庁舎の職員が規則の判断をするとき、そのときに、その狭義の、本当に狭い分野での判断をしてしまうために、地域の人たちが商品開発をしようとか、あるいは新たな企業を起こそうと、こういう動きが非常にこう芽を摘まれてしまう、こういう意見がございました。

ですから、このことももう少し具体的にその合同庁舎なり県の担当のほうに確認をして、やはり飼うことはできない。それはできない法律で決まっている。しかし、だからといって、捕獲したものをもとに返すというんであれば、最初から捕獲をしなければいいわけですから、この辺をやっぱりちょっと調査をさせていただきたい。その上で、また、わかり次第ご報告をさせていただくと、こういうことでご理解いただきたいと思います。

○渡部康吉議長 7番、星光久君。

○7番 星 光久議員 町としてもせっかく予算をとって、捕獲は予算をとっているけれども、放すのは予算もとつてないだろうし、そういう形で町民、県民、だれが聞いたっておかしいん

じやないかと思うのがおれは当然だと思って、町長は見たことないかあるかわからないけれども、ミナトで飼っていたんだ、こんな小さな猿、これは間違いない。

それは7月だと思ったよ、館岩で親子猿をとったもんだから、親のほうとっちゃったから、子をどこへも行きようがなくて、それをつかんできて、ミナトさんはうっかり物好きだかよこさっちやだか何だかそれはわからないけれども、そういう形でミナトさんが飼っていたの。それで牛乳を食っていたりいろんなところということで、おれも見たりうわさしたりしていたけれども、そうしたら今月の9月10日になって、どこの団体だか何だかわからないけれども、団体名は言わなかつたけれども、物すごいやっぱり攻撃、苦情が入って、おれら捕獲隊の中へも電話は来る、それこそおりかけたところへちょうど行って、方々大分困っているのでどういう形でせっかくの猿でも、ああいう動物を殺すなんていうのは人間を殺すのと同じだべと、そういう攻撃まで来ているもんだからって、なかなかこれ判断に困ったんだか何だかわからないけれども、きょうは県のほうを調べてきたら、9月10日に県の振興局と、あと館岩の総合支所のだれかと、あととった当事者と、その場所へ行って、あととらないようにと、あと戻ってこないようと言っていたんだか何だかわからないけれども、おっ放してきたと山。川へ。だから飼うことはよかんべけれども、何でそこでつぶさなかつたんだよと。我々捕獲しているのに、何で山におっ放してきたと言つて、今きょうここへ来る前に、時間だから途中でやめてきたけれども、ふざけているなと言ってやつてきたの。

そういう形で、みんな今本気になって、どこでも猿出た、何出たと言って、本気になってとり方毎日やっていて、とったのをおっ放すという手はあるめえと言ってやつてきたんだけれども、それは事実なの、町長さん。

それで、おれももっと頭に来ちゃつたから、電話したら、ちょうどその親方がいなくて、きょうは休みだからと言うから、また後から電話するんだけれども、そういう中身の実態は。

そして、県の話を聞くと、やっぱり生き物ですからかわいそうです。おれらかわいそうだけれども、人間の生活が大変だから、うつしょ見て目をくっついてぶつたりなんかして殺したり何かしているんだと。そういうことをやると、担当者そのものもやっぱり開き直りというか、かわいそうですよ、小さいから、じゃでつかくなればなじよだよと言つたら、まあでつかくなればなんて、そういうやっぱり対応の仕方しているもんだから、なかなかこれ、そしてどこの指示でやつたんだと言つたら、やっぱり私でなくて県の指示でそういうふうにやりましたと。飼うのができないのはだれにだつてわかっているんだから、じゃ殺すか捕獲するんだから、そういうやっぱりあったのな。そういうことなもんだから、これからも相当やっぱり捕獲、おり

はいいとして、必ず生き物そのものを捕まえるもんだから、町長、それ生き物そのものを捕まえることも多分できなくなるのこれ。野生のものは捕まえることできないんだよと言われちゃうから、捕まえること、おりに入っているのをつかむこともできないし、どっちもできない、そういうわけなもんだから、非常に何だこれ逆さだななんて思って、ごせやけてきたけれども、そういうことで予算にも何にも入っていないけれども、一応そういうことがあったもんだから、以上です。

それと、あと事故米の件でいろいろ教育長がさっき言ったように、地元産を使っていると。何で郡山のほうまで白米つきに何で行かなければならぬと。おれも何年か前にやっぱり給食の中身で農林関係の食糧事務所関係でやったことがあるんだけれども、学校給食がうまくないと言ったって、学校給食というのは一番いい米使って、新米使って、そういう形でやっているから、給食米よくないということはあり得ないと。

そしてどういう形でやるのかと。何回も郡山へ送ったり、福島へ送ったり、何かしているうちに、疑っているんではないんだけれども、そういうルートの中で混入させたり、取りかえたり、そういうことがやっぱり往々にあるかもしないと、これは食糧事務所で認めているわけよ。なんば業者おれらくついていたって、やっぱり運搬そのものに入ってしまうし、事故米だって何だって動かしているうちに入れるんだから。動かさなければ入れようがない。

そういう形で今聞いただけでも、地元米を郡山へ送ったり、そしてわざわざこっちルート変更して高い錢かけて、おれはやることないでねえかと思うわけ。そういう形でこれからも給食問題、食の安全、これら米ばかりでなくて、おれらも含めてだけれども、やっぱりこれ公のところだのいろんなやつでは、そういうことも含めて、これから知恵をつけてもらいたいと思います。

そういうことで終わります。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 事務報告に関連してのご質問だと思いますので、今私どもが考えている部分を若干お話をさせていただきたいと思いますが、猿対策については、事務報告でも説明をさせていただきましたが、ようやくここで地域の人たちがちょっと納得のいくというか、ある意味で一歩進んだと、そういう対策が見られるという報告が来ております。したがいまして、ここはせっかくそういう状況が取り戻せたんですから、もう一歩進めて、しっかりとその現場に見合う予算づけも今後していかなければならぬと。

そこで、いわゆる認識の差なんです。いわゆる県の方々と私どもの考え方の違い、あるいは

住民の方々と役場の職員の違い、これは一体何かというと、直接的に関係するか、間接的に関係するかの違いがあるんですね。つまり担当者といえども、自分の生活とは関係ないところで判断をしてしまうと、これはやはり現場の考え方を取り入れられないというのが出てきます。

例えば今の話ですけれども、小さい子猿を返したとすれば、山に返したほうがかわいそうかもしれませんよ。これはどういう生活、親がいなくなつてはぐれた子猿でしょう。とすれば、それをまた親のいないところに放したら、本当にそこで安心なのかというとこれは違う。

ですから、やはり県の職員といえども、そういう総合的なものの考え方をされているのかどうなのか、そしておつき合いする中で県の職員にも成長してもらわなければならない、こういうことで、このことについては、私どものほうも担当者のほうと確認をとりたい、こう思っております。

それから事故米についても、これも私も再三申し上げているんですが、やはり安ければいい、あるいはまた何というんでしょうか、コストが下がって経営が満たせればいい、こういうことではないので、やはり安全なものは、それだけのコストをかけてしっかりと安全を確保すると、こういう意味では私は手間を省くのではなくて、手間をかけてあげる部分はしっかりとかけてあげる、こういうことが学校の中でも、あるいは私たちの暮らしの中でもしていかなければならない。ところがどうしても財政とか、いわゆるコストとか、あるいは数字とかということになると、勢いやはりそのところにいく、これも人間的な感情があります。しかし本質はどこなのかというところをこれからもう一回、この時期だからこそ見直していく必要があると思いますので、今のご意見、しっかりと受けとめて、今後の予算措置あるいは計画に反映させたいと思っております。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 最初に、冒頭の教育長の発言と今の事故米、私は不正流通事件としてさきの一般質問にも取り上げたんですが、やはり町にまで影響が来たと。新潟県の卸売業者が関係しているというのは事前にニュースでわかつっていましたから、もしかしたらと思ったんですが、でもまだまだこの事件は私は広がると思いますし、そういう意味で、私はよりこれから研究していきたいと思います。というのは、地産地消の推進という面で食の安全は自己防衛すべきという観点で、私はこれから、町長は今のところ考えはないと言いますが、私は議員としてこれから研究していきたいと思います。

そこで質問でございますが、老人福祉関係、74ページ、これについて質問していきたいと思

います。

今高齢者時代に伴いまして、老人福祉関係は私も興味を持っているんですが、その中でいろいろ諸政策、施策が書いてあります。そこで、今回は、老人クラブの育成支援状況という（6）番ですね、年々組織率が低下して、会員数も減っているということなんですが、まずはその実態ですね、今年度を含めまして3年間の団体数、会員数、私は減っていると思うんですが、本当にこのままでいいのか。そのためにまずその数字をお知らせください。

それから、同様に、次のページの（9）番の76ページですね、はり、きゅう、マッサージ関係ですね。これは、私たびたび取り上げてあれなんですが、はり、きゅう関係、これもやはり本当に老人の治療というのは慢性化する傾向があります。したがって、この制度は私注目して見ていたんですが、もともと田島単独の事業でした。合併によって新町全域に今度は範囲が広がりました。これも前に説明がありました。田島単独時代は、460件、69万円の予算でやっていました。合併によって、新町全域に広がるということで若干条件を厳しくした結果が、18年、今回の19年とどんどんこれは下がっていく傾向なんですが、これも改めて、ことしはまだ結果が出ていないでしようけれども、その前の3年間程度の件数と金額を教えてください。

その後、再質問をしたいと思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えします。

議員に何回もお願いしたいんですが、私の話を正確にとらえてくださいね。私はやらないと言つていませんから。食料の流通問題も健康農業も含めて、ただ議員とは違う手法でやるということですから。ここは、前の分をとられちゃうと大変な誤りになりますからね。正確に答えてくださいよ、そうでないと大変なことになりますから。

私は、健康農業に力を入れているんですよ。さっき言ったように食の安全にも力を入れているんですよ。ただあなたの言うのとは違うやり方でやるというだけですから、よろしくどうぞ。

○渡部康吉議長 健康福祉課長。

○近藤甚悦健康福祉課長 お答えいたします。

まず最初に、単位老人クラブの数でございますが、18年度、55単位老人クラブの3,696人でございます。それから19年度でございますが、55単位老人クラブの3,558人、それから、20年度が49単位老人クラブです。人数が3,066人でございます。

それと、2点目のはり、きゅう、マッサージ関係でございますが、平成18年度が58人、291件、金額で29万1,000円でございます。19年度がこの81ページにありますように、330件の33

万円でございます。

失礼いたしました。平成18年度が330件、33万円、平成19年度が291件、29万1,000円でございます。それから、現在までの平成20年度の状況でございますが、8月末までの数字です。145件で14万5,000円でございます。大変失礼いたしました。

○渡部康吉議長 4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 言葉の件に関しましては、私も一般質問なんかは質問しながらの答弁ですので、悪意はないですが、そういう意味では、多少聞き間違えといいますか、ニュアンスを取り違える場合もあるかと思いますが、違う手法でやるということで理解しておきます。私もまた地産地消の推進の方針で何か研究してみたいと思っております。町民にいい方法を研究していきましょう。

それで、今の数字を、ありがとうございました、上げてもらいましたが、これの実態ですね、それでやはりそれぞれ数字が落ちてくるんですよね。老人福祉関係は、本当に町としては、もう敬老の心祝い金からその他ここに書いてあるとおり、たくさんの施策があります。私は傾向としてはやはり同じような数字の傾向だと思います。一々全部取り上げませんが、老人クラブの組織化に関して、私は年金問題あるいは食の安全も含めまして、やっぱり老人クラブの組織化とその情報の伝達なり、行政の意図を伝えるという意味で私は必要だと思うんですよ。

なぜこの組織化が落ちているのかと、その辺どのように分析しておられるかはわかりませんけれども、いろいろな内容はあると思います。落ちる原因を手助けするために総合支援センターもこれから活用といいますか、そこで働きますということなんですが、支援センターができてまだ半年ですから、そうそう結論は出しませんが、これからその効果があらわれることを期待しておきますので、ぜひとも一度聞きたいことは組織率の低下の原因はどのように分析しているか教えてください。あるいは団体数なり会員数が落ちている分析はしてあるのかどうか、その辺を教えてください。

それから、はり、きゅう、マッサージも同じようにございます。合併により、そういう状況で条件を上げました。65歳だった田島町時代も70歳、そしてそういう条件を上げた結果がやはりどんどん落ち込んでくるわけですね。この政策自体これからどうするのか。やはりせめてもう少し活発に利用できるように条件を下げる、年齢なり、1回の利用回数も前は1,500円でしたよね。その辺はこの政策はどういうふうに考えていくのか、またそれを質問します。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

老人クラブの組織率の話がありましたが、分析といえるかどうかわかりませんけれども、南郷地区で連合会に加入をできない、あるいは加入することを辞退したいと、こういう話がありました。それについて、代表の方とお会いして話を聞きましたら、いわゆる連合会に入ることによって、いただいた町の補助金の大半がそちらのほうに納めてしまわなければならない、これでは独自の会活動ができないんだというような話がございました。

一方で、実は会長あるいは役員になると、大変負担に思うと。これは目も悪くなっているし耳も聞こえないし、今までではやってきたけれども、この年になってまたそういう事務局をやらなければならない、これではなかなかできないということがありました。それで、議員もおただしのように、とにかく総合支援センターを早く充実したい。

ところが役場の職員のほうにそういう指示をしますと、人件費がかかる、こういう話なんですね。でも今午前中にちょっとお話ししましたが、いわゆる35%の補充率でもう既に40人近く、当時の合併前から比べると職員が減っているんですね。また、新年度に向けて採用も35%から40%くらいのところで考えるとなると、それ以上の削減だと。しかし、アウトソーシングはなかなか進まない。アウトソーシングの先が私は総合支援センターであるべきだろうと思っているわけですね。

ですから、ここのところの体制の充実を図っていけば、私はその老人の方々とか、あるいは婦人会の方々とか、そういうものの事務を代行してできる、そういう体制になれば、私は老人会のあり方や婦人会のあり方もこれまでとは変わって、もう少し柔軟に、そして伸び伸びとその会の活動が展開できるんだろうと、こう思っています。

そんな中で、和泉田地区の老人会が新たに組織を立て直したいという案が出てきました。それは、老人会を今までこう漠然とあったんですが、趣味の会として、それぞれ自分が持っている趣味とか興味、そういうもののもとで分類をした老人会の組織に立ち上げたいので町のほうで支援をいただきたいということが来ていますので、これについては総合支援センター、それから役場、支所ですが、中心になってぜひ支援していきたい。やはり地域でそういう助け合いの、あるいはそういう連絡がとれる体制をこれからもつくりていきたい、こう考えております。

○渡部康吉議長 健康福祉課長。

○近藤甚悦健康福祉課長 2点目のはり、きゅう、マッサージ等関係でございますが、昨年度から今年度に關しましては制度の変更はございません。したがいまして、利用者の様子を見ながら進めていきたいというふうに思っております。特に、ひざ痛、腰痛関係とか、そういうリハビリ関係が利用できる場所がないということですので、そういう観点からも必要な制度

かなというふうに思っております。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

5番、山内政君。

○5番 山内 政議員 それでは、5点ほど質問をいたしたいと思います。

まず、歳入のほうでございますが、決算書のほうで見ていただきたいと思いますけれども、13ページの入湯税でございますが、これを見ますと、三角で312万円ほど減額がされておりますが、補正減額の理由がありましたら教えていただきたい、これがまず第1点です。

それから、この入湯税がこれ一発で上がっていますけれども、多分各地区の施設から上がつてきておりますので、施設ごとの金額で教えていただきたいというふうに思います。

それから、同じく歳入歳出決算書にありますが、31ページから32ページ、これの中の財産貸付収入の建物貸付収入、この中に未収が52万6,500円発生しておりますが、この中身について教えていただきたい。

続きましては歳出でございますが、これは決算概要のほうでお願いしたいと思います。

決算概要の34ページのこれは総務、企画観光課の施策の中あります定住・二地域居住促進ですか、この中に施策の定住等受入システム構築事業の中でマニュアル作成等システムが図られたというふうに決算されて報告されておりますが、その決算を受けた20年度、21年度ですか、その活用についてありましたら、お伺いをしたいと思います。

続きまして、同じく決算概要の42ページのこれは都市農村交流事業でございますが、交流事業の中に都市農村交流実行委員会というものが組織されているというふうに書いてありますが、このメンバーを教えていただきたい。それから、これは育成を図ったということですが、その育成の中身ですね。それから都市交流活動の実績を踏まえて今年度以降の取り組みについて伺いたいと思います。

それから、もう1点、これは所管で大変申しわけないんですが、奨学資金貸与基金について、現在うちの子供なんかも随分お世話になって本当にありがたいなと思っておるんですが、どのくらいの利用者がこれを利用されているのか。

それと、社会人となって返還を開始していると思うんですが、1年くらいですか、1年以上くらい支払いが滞っているというか、未納している人がもしもいるとすれば、人数を教えていただいて、それに対してどのように取り組んで、どんなような対応をされているのかについて伺います。よろしくお願いします。

○渡部康吉議長 税務課長。

○馬場増男税務課長 お答えいたします。

まず、1点目の決算書の13ページの入湯税の減額の関係でありますけれども、前年度の実績等の見込みによって改めて見直しをいたしまして、減額をしている内容になろうかと思います。

それから、2つ目の地区別の入湯税の関係でございますけれども、各地域ごとにお答えしたいと思います。

田島地域は、19年度納税義務者が3人ということになります。利用人数が2,610人ということで入湯税が39万1,500円ということになります。

それから、次に館岩地域でございますが、湯ノ花地区が納税義務者が9人ございまして、利用人数が8,147人、入湯税が122万2,050円ということになります。それから木賊地区が、納税義務者が7人いらっしゃいまして、利用人数が4,990人ということになります。金額、入湯税が74万8,500円、それから高杖原地区が13人の納税義務者がいらっしゃいまして、利用人数は4万487人ということになります。入湯税が607万3,050円ということになります。合わせまして、館岩地域は29人の納税義務者です。

それから、南郷地域が、納税義務者が5人でございます。それで、利用人数が6万6,259人、入湯税が993万8,850円ということになります。

それから、伊南地域が、納税義務者が3人、利用人数が5万4,288人、入湯税が814万3,200円ということになります。

前年度と比較して、297万600円の入湯税がふえております。

以上でございます。

○渡部康吉議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 お答えいたします。

私からは、決算書に上がっております、31から32ページにかけました財産収入の建物貸付収入の未納の関係でございます。

この物件につきましては、総務課で管理している普通財産でございまして、かつて土地区画整理事業に伴いまして、営林署のほうから土地とこの建物を購入したわけでございますが、その後、土地区画整理事業に関連しまして、住居に困窮していた方について平成10年から実は貸し付けしております。本件の52万6,500円の未納につきましては、平成13年から平成19年までの未納額ということになっております。ちなみに、月額6,500円でお貸ししておりますが、今年の4月以降、現年度分の6,500円に加えまして過年度分についても幾らかずつ納めていただくというようなことで話をいたしまして協議が整って、徐々にではありますが、その未納に

ついても縮減の方向で今進んでおるところでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○渡部康吉議長 企画観光課長。

○星 光幸企画観光課長 私は、決算概要の34ページ、定住・二地域居住促進についてお答えさせていただきます。

この事業は、事業名が確かにシステム構築事業というふうになっておりますが、この報告書がこのような名称になっておりましたのでちょっと誤解を招いたかと思いますが、具体的には、定住等を受け入れるためのマニュアルを作成させていただいたということでございます。

今後の活用でございますが、定住・二地域居住促進につきましては、ご承知のように、まずきっかけ交流から、それから滞在、そしてリピーターになっていただいて、連泊、長期滞在から、これが定住等に結びつくものと考えております。

このマニュアルの報告書によりますと、問題点として、まず住宅があり、それから仕事があり、生活スタイルの違いの適用、人間関係等が報告されておりますので、今後はこのマニュアルを活用して、この事業に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○渡部康吉議長 農林課長。

○角田 厚農林課長 お答えいたします。

都市農村交流実行委員会のおただしの件でございますが、実行委員会のメンバーにつきましては、田島地域の農業にかかわる方々、さらには旅館、民宿にかかわる方々で組織をされております。人数15名でこの実行委員会は組織をされて、活動がなされてきておりました。

育成の中身はということでございますが、記載のとおり、町から25万円を補助するとともに、会の運営につきまして農林課のほうで支援をしてきております。活動につきまして、昨年度泊江市との交流ということで、夏祭りへの農産物の販売参加あるいは観光宣伝活動ということで、昨年2回泊江市のほうに行きまして、相互に市民と交流をしてきているところでございます。

今年度以降の取り組みはというおただしでございますが、この実行委員会による泊江市との交流につきましては、旧田島時代から続いておりまして、20年からの交流が図られてきております。ただ、ここに来るまでの間、さまざまな交流がなされておりますけれども、固定化というようなことも否めません。交流の広がりという部分での課題があろうかと認識しております。

今後、そういう課題に向かって、この活動、交流の広がりの方向性について取り組みをま

た支援をしていくということとあわせまして、今まで町の補助単独で25万円ということでありましたけれども、20年度以降につきましては、単独ではなくて、町の発展支援事業の活用なり、もしくは都市農村交流事業として、友好都市等について交流事業が展開されておりますが、そちらとのリンクという形で活動の内容を広げていければというふうに認識しております。

以上です。

○渡部康吉議長 学校教育課長。

○斎藤友一学校教育長 お答えいたします。

1点目の奨学資金の利用者数でございますけれども、19年度に新たに貸し付けいたしました50名の方を含めまして145人でございます。

2点目の未納者の状況でございますけれども、1年以上といいますか、長期的といいますか、返済が滞っている方は10名でございます。

3点目でございますが、未納者への対応はということなんですけれども、償還方法につきましては、口座からの振替によって償還をしていただいておりますけれども、償還がおくれている方、あるいはただいま申し上げましたように、長期的に償還が滞っている方につきましては、通知によって催促をしている状況でございます。そして、一括返済が困難な方につきましては、分割の納付も含め協議をいたしまして納付をしていただいているということでございます。

以上でございます。

○渡部康吉議長 5番、山内政君。

○5番 山内 政議員 了解しましたが、1点だけ再質問させていただきます。

入湯税が実はこんなに多くの方がいらっしゃるということで知ったことは大変よかったです。思うんですが、健康増進と保険料削減ということで、現場では保健師の方が一生懸命真剣に取り組んでおられるることは本当に十分承知しております。南会津町は、非常に福島県内においても温泉が出ておるところでございますので、その温泉を利用して、もちろん入湯税も上がるわけですけれども、健康増進にぜひつながるような施策ということを考えられないかなというふうに思うんですが、その点についてお考えを伺いたいと思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

実はこれは一般質問の中でご指摘がございましたいわゆる第三セクターの中に温泉を保有している施設というのがございます。その中で、いわゆる医療費削減の問題と温泉の活用という

ものを抜本的に考えようということで、私のはうから提案をさせていただきました。

しかし、ここが実は大きな問題点がありまして、いわゆる第三セクターの中で営業活動は大変、会社を挙げてやっている、そういう状況は認められるんですが、新たな企画あるいは調査、こういった部門をだれが担当するかというと、これが非常に弱い。

ですから、このところを今それぞれの事務分掌を私のところに届けていただきて、今後の事務分掌のあり方、あるいは事務分掌に基づく実態的な経営のあり方、このところを検討しております。そんな中で、もう既に非常にコストがかかる施設については、そういう施設にくらがえをすると、いわゆる管理を思い切って変えると、こういう提案もこれから出てくるのではないかなど、その時点できっちりと検討していきたい、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 5番、山内政君。

○5番 山内 政議員 了解しました。

1点だけ財産貸し付けの関係で、一覧表が出ていたんですけども、ちょっと今ページがあれですが、実はことし会社更生法で倒産された金井建設のあそこのところについては、今回特にひっかかったというかそういうことはなかったですかね。これは決算には出てこないかとは思うんですが、ちょっとそのことだけ1点お伺いをしておきたいと思います。

○渡部康吉議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 お答えいたします。

今議員のおただしの点につきましては、事務報告の11ページのほうに掲載されておりますが、金井建設工業さんからは、昨年、19年度一年間未納がなく、全額納めていただいております。

以上でございます。

○5番 山内 政議員 了解しました。終わります。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

17番、芳賀沼順一君。

○17番 芳賀沼順一議員 ちょっと2、3点、今までの質問で全部終わるかなと思ったら、幾つか残りましたので、防災無線の夜中とかいろいろありましたが、まず1点目は、先ほど祇園会館という話があったんですが、この祇園会館の入場料なんですけれども、皆さんはどう感じるか私はわからないんですが、500円は非常に高いと私は思うんです。何度か入っておりますが、いろいろなところへ行きますけれども、500円というともっとちょっと内容があるんですね。300円ならば、多分家へ来たお客さんにあそこを見ていこうとこう言えるんですが、

あれが500円じゃちょっと私言えないという思いがあるものですから、その辺の考え方を一つ。

それから、今ほどの財産貸し付けの金井建設の件、6月に私も質問いたしました、今、弁護士と話し中だということで今回何も話をしなかったんですが、まだ話がついていないのかどうか、その点もし。

それから、財産調書の25ページ、檜沢中学校のクラブ室取り壊し減が前年度記録漏れということで49平方が出ているんですが、これどこのクラブ部室なのか、ちょっとお聞きしたい。昔から古い校庭のところにあるのはまだ現在も建っていますのでどこか。

それから、もう1点、17ページ、財産に関する調書のこれは出資による権利ということで、あるんですが、これは委員会でもちょっと担当に何人かお聞きしたんですけども、もう一つ納得できないものですから、町長か副町長にお伺いしたいんですが、この中で、出資金と出捐金というのがあるんですね、約14項目が出捐金になっている。辞書で引いてみると、出捐ということは、差し出す、金銭や物品を寄附することとなっているんです。出資というのはもう皆さんわかるように出資です。

そうしますと、差し出した品物や寄附したものが出資による権利に当たるのかどうか。もちろんこれは当たるから使っているんでしょうけれども、この使い分けはどうなのか。例えば、団体に対してそうだとか何か、この点をちょっとお聞きしたい。

○渡部康吉議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 私のほうからは、2点についてお答えさせていただきたいと思います。

まず、金井建設の関係でございますが、今現在、管財人のほうで処理をしておりまして、かなり、その財産処分も進んでいるというような状況の報告は得ております。

さらに、町のほうの土地のいわゆる財産の貸し付けの部分でございますが、これにつきましても、管財人のほうに納付書をいただければ、今年度分については管財人のほうで責任を持つてお支払いしたいというようなお話を聞いておりますので、もうしばらくお待ちいただきたい、こんなふうに思います。

それから、財産に関する調書の17ページの関係で、出資と出捐というようなお話がありましたが、出資、それから出捐も両方一応財産に関する調書の中では出資による権利ということで、財産ということで計上するということが原則になっておりますが、その中で出捐といいますと、やはり当事者の一方が、その意思に基づいて財産上の損失をはかりながら相手を利得するというような部分が出捐ということでございまして、一般的には財団法人に対する寄附行為、これらのものについては文言上、出捐金というような整理をしたほうが一番文言上は正しいのかな

と、こんなふうに思っております。

一方出資につきましては、ご存じのとおり資本金、それから基金等の一部として金銭を提供して、その権利を持つものでございますので、ある面で出捐ということになりますと、繰り返しになりますが、財団法人に対する寄附行為ということでございまして、見返りはある程度求めないといいますか、そういった部分についての文言の整理の仕方が正しいんだろうというふうに思っております。

したがいまして、今回財団法人の伊南村振興公社出資金という表現になっておりますが、正しく言えば、やはり表現上は出捐金という表現のほうが正しかったんではないのかなと、こんなふうに思っております。

以後につきまして、出捐と出資の基本的なその考え方の整理を図りながら、次年度以降、正しい記載の仕方に努めていきたいと、こんなふうに思っておりますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

○渡部康吉議長 企画観光課長。

○星 光幸企画観光課長 お答えいたします。

祇園会館の入館料の問題でございますが、500円が高い安いというおただしだと思いますが、これにつきましては、人それぞれ判断基準があると思うんですが、ここに展示されている文化遺産あるいは屋台、そして、そのほかのもろもろの施設等を考えれば、これが妥当だと、文化遺産的価値は非常に高いという判断で500円に設定されているんだろうというふうに判断しておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○渡部康吉議長 学校教育課長。

○斎藤友一学校教育課長 檜沢中学校に係る取り壊しの件でございますけれども、詳細についてちょっと把握していなかったものですから、少し時間をいただきまして答弁させていただきたいと思います。

〔発言する者あり〕

○渡部康吉議長 学校教育課長。

○斎藤友一学校教育課長 そんなに時間からなくともわかると思いますので、休議していたので、すぐ調べたいと思います。

○渡部康吉議長 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時11分

再開 午後 2時20分

○渡部康吉議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

学校教育課長。

○斎藤友一学校教育課長 大変申しわけございませんでした。

檜沢中学校のクラブ室の取り壊しの部分なんですが、18年度以前、過去5年前はそういった取り壊しはなかったというようなことで、それ以前の取り壊しということでございますが、教育委員会の施設台帳と町の公有財産台帳に差があったために、今回修正をしたということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 17番、芳賀沼順一君。

○17番 芳賀沼順一議員 わかりました。

そうしますと、もう1点、この右側に、同じページなんですが、非木造、檜沢中学校、あるいは荒海の屋外便所取り壊しによるとかとあります、前年度記載漏れという、これもすべて間違っていたものを修正したということですね。

3回ですので、ほかの質問もしていただく。

それから、もう1点の出資金と出捐金、なぜこう聞いたかというと、先ほど課長も言われましたが、町長も知つておいていただきたいんですが、この19年度のものには伊南、下から14番目、17ページの財団法人伊南村振興公社の5,000万円が決算年度中減ということで、公社がなくなったんですね。ここでは、なくなった時点では、出資金になっている。それ以前の18年度までは出捐金になっているんですね。

ですから、これはもうどっちを使ってもいいものなのか、そうであるならば、すべて出資、あるいは寄附行為という処理がでているのに、寄附したものに出資による権利があるのか。振興公社に出捐だから、寄附したものを5,000万円返せと言ったのか。最も振興公社が勝手に借りていればだけれども、返すべき金では私ではないと、出捐金であれば等、その辺もどうなのかなということで私は質問したんです。

あと、もう1点は、先ほどの祇園会館の入場料の件ですが、判断基準が違うとこう言われましたが、それぞれいつも町長が言われるように、判断基準は確かに人それぞれ違います。いいものを見て、絵の好きな人、字の好きな人あるでしょうけれども、私の判断としては、南会津町のあそこの祇園会館は、本物の屋台が入っているんであれば私は500円で場合によっては

1,000円でもいいかもしない。ほかに行きますと、ほとんど本物が入っている。そして、それを出してきて祭りに使う。しかし、南会津町のは、あれはつくったものです。あれを持ってきてやるものではないんですよね。

ですから、自信を持って500円に見にいこうと私は言えないんですが、もちろんもう判断基準でそういうふうに500円が妥当であると、こう言われるのであれば、課長がそう言わればそれは仕方がないですが、町長としては、あれを本当に500円が妥当だと思われますか。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

まず、初めの伊南村振興公社の出資金、これは印刷ミスかどうかわかりませんが、これは出捐金の間違えだと思うんです。いわゆる先ほど総務課長も説明したように、財団法人にいわゆる出資をするといいますか、お金を出すものについては出捐金というふうになっています。

公社が解散する場合、ご存じのように、いろいろなことがあって伊南の振興公社については解散という形になる。解散する場合は、その出捐金については、公の機関にということで決まった定めがあるということですので、町のほうにご寄附を理事会を経てお返しをいただいたといいますか、そういう形になります。ですから、ここは明らかに出捐金というのが正しいと、こういうふうにご理解をいただきたいと思います。

それから、祇園会館の入館料については、先ほど企画観光課長が話をしましたが、これは、私としては、いわゆるやまなみ泊を機会に、どういう客層をどのくらいの方々に入館していただか、あるいは入館していただいた方に郷土料理をどう味わってもらうか、この連携プレーで考えるべきだと思うんですね。

したがいまして、例えば500円の入館料があったときに、見てそれなりの感じ方をとって帰ってもらうんですが、でも500円の入館料を払ったから食べないで帰ろうかと、こういうことでも困りますので、そこは、例えば郷土料理とセットにするというか、セットでどのくらいの金額になるのか、こういう検討が必要だと思いますので、これは前向きに検討させていただきたいと、こう思っております。

○渡部康吉議長 学校教育課長。

○斎藤友一学校教育課長 右側の件につきましても、先ほどの教育委員会の台帳と町の公財台帳に差がありまして、その精査の結果、訂正をしたものでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○17番 芳賀沼順一議員 了解。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 まず、監査委員の方にお伺いしたいんですけども、最後のほうにその他の事項で10の③というところで、個人情報の管理についてということで、南会津町個人情報保護条例に即した管理体制がまだ整っていないというようなことが書いてあるわけですねども、これについて、どういうことなのか、もしわかれればご説明をお願いしたいなと思います。

というのは、個人情報保護条例ということは、本当にこれは、それこそ個人個人大分解釈によって、今、実のところ学校でも、それから役場の対応でも、結構まちまちだというふうに言われて、去年まではこういったところまで出していたんだけれども、なかなか出ていないとか、その辺がこの前、過般の民生委員の協議会でもそれぞれ学校、それから保育所によってまちまちだったものですから、この辺どういう指摘だったのかなということでご説明いただければありがたいなと。

それから、もう1点は、学校と保育所の雨漏りについてなんですかけども、実際今南会津町の小学校、中学校、保育所という、そういう子供が通っている施設で雨漏りが何カ所起きて、これは19年度だから、今はもう20年度へ入っちゃったので、できれば19年度中に何カ所あつて、そしてそれはいつ知ったのか、それでもしそれに対して見積もりをもうやっているようであれば、見積もり額が幾らだったのかというようなことをお願いしたいなと思います。雨漏りというか、修繕も含めてよろしくお願いしたいなと思います。

○渡部康吉議長 監査委員。

○室井良一監査委員 お答えいたします。

個人情報の法律は、今から3、4年前に施行された法律だと思いますけども、目的は公共団体、企業が個人の情報を得たものについては、目的外に使用したり、その情報を他に開示したり、漏えいさせたりしてはならないというようなおおまかな法律でございます。

役場には情報公開制度というのもありますけども、私の言っているのは、役場が持っている個人情報をどうやって管理しているのか。相当な個人情報が役場にはあるわけです。役場でも個人情報の規則があります現実に。その規則にのっとった管理をしっかりしているのかというと、私の見た目ではまだまだしっかりしていない。

反面監査委員ですから、しっかりしていないこう言いますけども、これをしっかりするには相当な設備も必要なことは事実なんです。個人情報を管理するには、かぎのかかったとこ

ろにしっかりと格納しておくとか、パソコンの情報をどうやって管理するのか、パソコンにしっかりとガードをかけて、ほかから見られないようにしなければと、それはお金はかかるんです。

一気にしっかりとこれを全部しろと言ってもなかなかこれは財政もありますから、それはそれで理解できるところがあるんですけども、それ以外、やっぱり一番大切なのは個人情報というものはどれだというようなものをしっかりと確定させて、その情報をどうやって管理するのと、だれがどうやって管理して、それが漏えいしていないかどうか、だれがチェックするのというような体制とか、そういうものは早急にやっていただきたいというような入り口ですね、入り口のところをしっかりとしていただくというようなところで指摘しておるわけでございます。

以上でございます。

○渡部康吉議長 健康福祉課長。

○近藤甚悦健康福祉課長 保育所関係でございますが、事務報告の84ページにお示ししてございますように、平成19年度につきましては、伊南保育所の屋上防水工事が1件ございました。それと、それ以外の部分についての修繕については、今のところ承知してございません。ただ、統合保育所の該当になっております桧沢の保育所なんですが、この保育所は舞台裏のほうが床が……

〔「結構です」と言う者あり〕

○近藤甚悦健康福祉課長 結構ですか。

〔発言する者あり〕

○近藤甚悦健康福祉課長 伊南保育所の分ですか。

〔発言する者あり〕

○近藤甚悦健康福祉課長 はい、承知しておりませんでした。

○渡部康吉議長 学校教育課長。

○斎藤友一学校教育課長 お答えいたします。

平成19年度の学校関係の修繕費につきましては、事務報告の237ページから238ページに載つてございます。

工事の内容につきましては、油漏れの修繕とか、屋根の挟みの修繕とかもろもろございまして、緊急性のあるものでございました。それから、雨漏りを確認している施設でございますが、田島中学校の体育館ということでございますけれども、これにつきましては、合併前からあつたのかなというふうに判断をしております。それから、伊南小学校の体育館でございますけれども、平成18年度に雨漏りが発生したのかなというように記憶しております、見積もりの額

でございますが、田島中学校の体育館の場合だと、塗装だけだと720万円程度かかるのではないかというようなことで見積もりといいますか試算をしておるところでございます。伊南小学校につきましては、これも塗装だけでございますが、320万円ほどの経費ではないかというようなことあります。

以上でございます。

○渡部康吉議長 11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 まずこれはかなり前から、3年前、合併前からとか、18年から、私もこれを知り、今愕然としているわけですけれども、今何で伊南保育所もと言ったのは、伊南保育所は、確かに今言ったみたいに、ここに380万円で工事をやっているの。だからいつ知ったかを知りたいわけよ。もし仮に平成19年に、雨が漏れたと言って、こっちを先にやって、前からずっと雨漏りしていたところはほったらかしにすると。私はそういうことを聞きたかったんだけれども、伊南保育所がいつ雨漏りしたかわからないではどうしようもないわけです。

いずれにしても、今まで予算がなかったといえばそれまでかもしれんけれども、今度はこの後に入ることになるので、今そちらのほうに移りたいわけですけれども、やはり平成20年度で2億3,700万円もあれば、やっぱり少し考えていただきたいなというのが私の考えで、これとは直接関係ないにしても、町長さんはこういったことをご存じだったのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思う。学校のことだから、教育のほうだから、ちょっと違うかもしれませんけれども、前からこういったことは知っていらしたのか知らなかったのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えいたします。

議員から一般質問されるまでは、田島中学校の雨漏りについては知りませんでした。

それで、これまで申し上げていると思いますけれども、予算をいわゆる組み立てる、あるいは予算を執行する、その作業の中で、例えばペンキがはげた、あるいは手すりが壊れた、さまざまな変化がありますよね。そのときに、予算を機に壊れたから直す、これはもう当然のことなんです。

当然のことなんですが、変化が起きたというところに何か原因があるだろう。例えば恒常にそこに雪が落ちて、直してもまた大雪になったら壊れる、あるいはそういうことを一回振り返って検証してから修繕しましょう、こういうような話をしていますね。ご存じのように、今おっしゃったように、保育所は町長部局です。学校は教育委員会ですね。こここのところの連携

がやっぱり十分にとれていないというのが一つあるんだろうと思います。

私は教育委員会のほうに定期的に、もしあれだったらばいわゆる教育委員会が定期的に開かれるような頻度ではなくていいから、意思の疎通をやりましょうということでやり始ました。だからそういう中から、いわゆる施設を直すのは町長の許可だと、教育の内容を考えるのは教育委員会だと、それはそれであってもいいんですが、お互いにつながりを持ちながら、どこかにその変化を感じ、その変化が恒常的にならないように、あるいはその投資したこと、いわゆる修繕したことによって、より学校教育に弾みがつくとか、そういう形を持っていきましょうと、そういう話をしていますので、ここのところは大いに反省しながら、今後、取り組みを進めたいと思っております。

○渡部康吉議長 ほかにありませんか。

12番、星登志一君。

○12番 星 登志一議員 それでは、1点だけ質問させていただきます。

これは監査委員の報告に対する質問になるのか、ちょっとそれとも決算概要の61ページと関係するので総務課長の管轄になるのかちょっとわかりませんけれども、ことしから初めて、健全化判断基準の状況というのを出さなければいけなくなったわけです。これは今後ずっと続くものなんですから、議員の立場からちょっと質問をさせていただきます。

この4点の中で、実質の赤字比率あるいは連結実質赤字比率というのは、これは大体行政からもらった資料で我々も計算できます。ところがその下、実質公債費比率、それから将来負担比率と、これになると我々のいただいている資料ではとても計算できないです。

それで、今後ともこれは継続していきますから、この中で、早期健全化基準、それから財政の再生基準というのは、2項目あります。いろいろな講習会に出てみると、早期健全化基準のほうがイエローカードであると。財政再生基準になるとレッドカードだという、こういう説明をしていますけれども、私はそういった講習会に出るとちょっとおかしいんじゃないかと、もう早期健全化基準というのはイエローじゃなくてオレンジカードだと、赤に近づいているよという雰囲気でとらえなければいかんと思うんです。その前に、その数字に達成する前に議会は議会としてその数字をチェックしていかなければいけないと、私はこう思っているんです。

それで、質問に入りますけれども、将来負担比率の中にこれはいろいろ数式が書いてありますけれども、例えば将来の負担というのは、当町には何項目くらいあってどのくらいの金額があるんだと。それから、将来負担から控除してもいいよというものは大体何項目くらいあってどうんだと、それを全部計算した結果こうなりますよという資料が議員のほうに渡ってこない

と、我々はこの大ざっぱな数字だけではなかなかチェックできないと。例えば多分将来負担の中にも、南会津町でも大体8項目か9項目はあると思うんですよ。そういうものをもう少し詳しくちょっとご答弁いただきたい。

それともう1つ、例えば指定管理者、これは厄介な問題だと思うんですけれども、指定管理者というのは一般財源から毎年幾らかずつ、その上限はあっても定期的に出ていくお金があるわけです。これもある意味でいうと負担金じゃないかなと私は思うんですけれども、その指定管理者の指定料というのは、実際は将来負担率の負担の中に入るのかどうか。

ですから、実質公債費比率の詳しい中身、例えば標準財政規模は幾らだとかそういったことと、それから将来負担比率、特に将来負担額については負担の区分の中身と金額を教えていただきたい、それを聞いて再度質問申し上げたいと思います。

○渡部康吉議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 お答えいたします。

今年度の19年度の決算から、この健全化判断比率を監査委員さんのはうに報告をして、さらに議会に報告をしながら住民に公表すると、こういうことになっておりまして、確かに財政用語でございますので、その計算式もかなり複雑でございます。したがいまして、この場で事細かにお話しきるのは限界がありますので、機会がありましたら、この内容につきまして、議員の方々にお知らせする機会をつくりたいと、こんなふうに思っております。

そんな中で、将来負担比率の関係で、将来的な自主的な負担というのはどこまでの範囲をいうのかというようなお話がありましたが、これは大きく分けますと、まず起債の償還ですね、将来にわたる起債の償還、それから債務負担行為、議会の議決をいただいて将来負担する債務負担行為の将来の負担額、それからこれは一般会計の概念で言っておりますけれども、一般会計のはうでは、各特別会計のはうに起債の償還の一部を繰り出ししております。これらも含めまして一般会計が将来担うであろう、要するに将来の負担額ですね、これらをベースにしながら将来負担比率が標準財政規模と比較しましてどの程度があるというようなことでお示したのがこの比率でございます。

それで、早期健全化基準でいくと350ということでございますが、19年度決算におきましては、当町におきましては117.6ということでございまして、まだまだ早期健全化基準までにはいっていない、ある程度の一定の健全性が図られるとは思いますが、ただこの早期健全化基準につきましては、かなりにハードルの高いところに置いております。したがいまして、これをうのみにして、その以内だからいいという判断は私どもしておりますんで、よくよく見ます

と、この早期健全化基準にひつかかるような団体はかなり財政的に逼迫しているというような団体しか該当しない、そういうような指標になっておりますので、これらについては一定の基準ではありますけれども、これ以内だからいいというわけではございませんで、これからも財政の健全化を図るために、注意深くこれらの数値の推移を見ていきたいと、このように考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○渡部康吉議長 12番、星登志一君。

○12番 星 登志一議員 それでは、あとから議員のほうには詳しく説明してくれるということなので、そこで、やはり組合とか、組合の持っている地方債だとか、あるいは一定の法人の持っている負債額とか、そういうやつぱり一部事業組合の名前入りだとか、そういうものをやはり詳しく1社ごとこのくらいだということをお示ししていただきたいと、こんなふうにお願いして、私の質問を終わります。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

2番、渡部俊夫君。

○2番 渡部俊夫議員 今との関連で、財政健全化に向けて私も非常に関心のあるところであります、17年度、18年度、そして19年度についても、この決算概要をもとにして円グラフなんかもつくりまして比較してみたわけですけれども、非常に登志一議員が言われるように、細かいところまでは、なかなか今のデータだけではつかみ切れないわけなんですが、大づかみにつかみまして、実質公債費比率についても18年度が19.2と、それから19年度が17.9ということで、これ1.3ポイントですけれども改善されているというふうに見られるように、各所にやはり健全化に向かって、本当に徐々にではありますけれども努力しているなというところが随所に見られるというふうに、私個人としては判断をしているわけでございます。

そこで、さらなる財政の健全化に向けて、基本的なことについて3点ほど、総務課長になるかと思いますがお伺いしたいと思いますけれども、まず1点目については、水道事業とか下水道事業、何かこれはやはり非常に厳しい経営を推し進められているわけですけれども、ここに一般財源から、一定の基準なりルールでもって繰り出ししているわけですけれども、やはり決算概要の11ページに、円グラフが出ていますけれども、これで見ると8.5%ほど円グラフで示されているわけなんですが、この特別会計の繰り出しの基準といいますか、ルールといいますかこれが多分あるかと思うんですが、今現在のどういうルールなり、あるいは基準でもってやっているのかということと、今後のやつぱり見直しを図っていくという健全化の中期目標もあるわけですが、その辺がどうなっているか、まず1点目お聞きしておきたいというふうに思い

ます。

それから、2点目なんですが、これも起債の関係ですけれども、1つの事例を挙げれば、今回の補正予算にも上がっているわけですが、館岩地域の村民会館ですか、当時4.9%の利率で借りておったものを、今回、繰上償還をやったということで790万円ほど効果が上がったというふうに補正予算に計上されているわけですけれども、これは決算概要の18ページ、ここで年度別の償還状況が棒グラフで示されていますよね。

それで、私も単純に考えれば、やっぱり利率の高い、例えば5.5%あるいは6%、今7%の段階があるかどうか、ちょっと私も残額はわかりませんけれども、繰上償還をこれからも多分計画されるとは思うんですが、5%以上の地方債現在高がまだ残っていると思いますけれども、細かいデータは今問いません。問いませんけれども、繰上償還に関して、今後の基本的なスタンス、考え方、これだけでもひとつお示しをしていただければというふうに考えております。

それから、3点目ですね。合併特例があと何年間で切れるわけですけれども、当然それに伴つてもろもろ交付金等も含めて減ってくるわけですが、今からそれらのやはり諸条件に対して対策をしていかなければならないというふうに思うんですね。そういう意味では、財政調整基金なんかについては、おおむね5%という一つの一定の基準がありまして、およそ4億円前後でこれからもずっと今後推移するのかなというふうに思います。その分やはり地域づくり振興基金をふやす方向でいっていると思うんですね。これについてもう上限がありますから、約20億円程度でもって頭打ちと、幾らこれから積み増ししてきたとしても20億円が頭打ちというような状況に、もちろんこれは法的な絡みからいってなるわけですけれども、そのほかに特例期間が終わった以降をにらんで、要するに3年、5年単位のスパンではなくて、今から中期計画で、やっぱり特例債の切れた以降の対策をしていかなければならないと思うんですが、地域づくり振興基金なんかもその中の大きな柱の一つではあると思うんですが、そのほかにそこをにらんで、一体どういう基金なんかを重要視しているのか、あるいはどの程度までやっぱり積み立てをおおよそしていくつもりなのか、その辺の対策をひとつ基本的な考え方としてお聞きしておきたいと思います。

○渡部康吉議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 お答えいたします。

まず一般会計からの特別会計に対する繰出金でございますが、それいろいろな特別会計があるわけでございますが、基本的に特別会計というのは、独立採算で運営することを基本としておりまして、やみくもに一般会計のほうから繰り出しをして、一般会計のほうで本来やる

べき事業の選択の幅を狭めるということがないように、それぞれ各会計ごとに国のほうで繰り出し基準というものを定めております。

その基準に基づきまして、当町につきましては、特別会計に繰り出しをしているということでございまして、ただ1点だけ基準外で繰り出している部分につきましては、上水道会計に対します田島ダムの例の負担金の問題でございます。

これにつきましては、基準外の繰り出しということでやっておりますが、逆にこれをダムの負担金で起こした起債、それらをすべて水道料のほうに転化した場合に、果たしてその住民負担ができる限度なのかというようなことで当時判断をしまして、その部分につきましては一般会計のほうで基準外で負担をしているということでございまして、それ以外はルールに基づいて基準内で繰り出しをしているということでございます。

それから、2点目の繰上償還に関する基本的な考え方でございますが、当然のことながら、過去において高金利で借りている起債につきましては、将来の利子の負担軽減ということを考えまして、積極的に繰上償還をしていきたいと、こんなふうに基本的には考えております。

ただし、繰上償還するにも、当然のことながら原資が必要でございますので、ある面で財政の中で若干そういった財源ができたようなときに、その都度、弾力的にやっていきたいなど、こんなふうに思っています。ちなみに、現在5%以上の金利で借りた部分についての繰上償還を、今現在中心的に進めていると、こういうことでございます。

それから、3点目の地域づくり基金の関係でございますが、これにつきましては合併特例債を使って、最終的には当町で認められているのは19億7,000万円の基金の額ということになりますので、この基金の額に到達するまで起債を起こしながら、この地域づくり振興基金を造成していくという考え方でございます。

これにつきましては、充当率95%ということで、さらに交付税バックが70ということになっておりますけれども、すべてこれは全部使わなければならないというものではございませんで、将来に備えて、町が必要とする今後の地域づくりに生かすための事業資金としての基金の額、これらについての合意形成を図りながら、この基金の認められている範囲の中で今後何年かかけまして造成していきたい、その使い方につきましては、これは町長を含めて、今後さらに検討する部分かなと、こんなふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○渡部康吉議長 2番、渡部俊夫君。

○2番 渡部俊夫議員 まちづくりの地域づくり振興基金、これについてはわかりましたけれども、これも大きなメインにはなると思うんですが、それ以外に何か対策上考えていることが

ありましたら、基金づくりという観点で。

○渡部康吉議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 お答えいたします。

合併に伴って法的に認められている部分につきましては、まず大きく分けますと交付税が当然ございます。それから合併特例債の支援の部分ですね。それからもう1つは、国・県からの合併直後の臨時的な経費に充てるための国の補助金、それから県の補助金等がございます。したがいまして、これらの措置されたものをやはり私の考えとしましては、将来に備えて、いかに合併の特例が終わった後の町の事業、それから財政のためにどのようにストックしていくのかというのがやはり一番重要なのではないかなと、こんなふうに思いますので、基金につきましては地域づくり振興基金でございますが、さらに財政調整基金についても強化できる部分があればなるべく強化をしながら、合併特例が切れる後の財政に備えていきたいと、こんなふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えいたします。

基本的に総務課長が答えたとおりでありますけれども、結局基金の積み増しが、ある意味では財政の安定をもたらす一つの基準、指標にはなります。しかし、先ほどお話が出ましたように特別会計への繰り出し、あるいは高金利時代の繰上償還、これらについても経費節減に対する処方せんとして必要だと。

しかし、基本的にというよりも、もっともっとしなければならないのは、やはり自前の経済、地域の経済をいかに底上げしていくか、例えば先ほど上水道の話が出ていましたけれども、負担率が高くなっている。この負担率が高くなってしまっても、本当は独立採算でやっていけばいいわけですし、そうしなければならないんですが、それにどう住民が負担に耐えられるか、それはやはり住民の所得がやはり安定的にふえていく、そしてそれが持続すると、こういう環境をつくりていかなければなりませんから、一方で基金を大事にする傍ら、積極的にそこのところは経費節減をしながら、あわせて将来に自前の経済を興こせるような投資をしていく、これが基金をある意味では生かす総合的な対策だと、こう思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

[「ありません」と言う者あり]

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

3時になりましたので、暫時休憩いたします。10分間休憩します。

休憩 午後 3時01分

再開 午後 3時10分

○渡部康吉議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

————— ◇ —————

◎議案第63号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第7、議案第63号 平成19年度南会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。



◎議案第64号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第8、議案第64号 平成19年度南会津町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。



◎議案第65号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第9、議案第65号 平成19年度南会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

————— ◇ —————

◎議案第66号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第10、議案第66号 平成19年度南会津町農林業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。



◎議案第67号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第11、議案第67号 平成19年度南会津町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。



◎議案第68号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第12、議案第68号 平成19年度南会津町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

————— ◇ —————

◎議案第69号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第13、議案第69号 平成19年度南会津町水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 7ページの資本金のところの（2）の借入資本金といって、イの企業債と12億7,914万6,641円とあるんですけれども、私はこれは借入金じゃないのかなというふうに思うんですけれども、いわゆる資本の部じゃなくて負債の部に上げるのが正しいんじやないかとこう思うんですけれども、どうなのかなと。

特に、14ページを見ますと、企業債明細書と、こういうふうになっておりまして、発行額、それから、そこに償還が書いてあります。利率も、先ほど2番議員が言ったように利率が7.5なんて非常に高いやつがあるわけですけれども、こういうものは資本の部でなくて負債の部でないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○渡部康吉議長 環境水道課長。

○星 安晴環境水道課長 お答えいたします。

今言われたのは、資本金の自己資本金の中の、もう一度ちょっとお願いしたいんですけど

も、すみません。

○11番 湯田秀春議員 7ページの資本金のところに借入資本金とあって、企業債ということになりませんか。

○星 安晴環境水道課長 はい、わかりました。

○11番 湯田秀春議員 これは借入金じゃないんですか。資本の部じゃなくて負債の部じゃないですかという。

○渡部康吉議長 環境水道課長。

○星 安晴環境水道課長 2ページの資本的収入支出があるんですよね。そこの中に建設改良事業の収支とございます。そこの中の借入資本金1,800万円の企業債が12億7,914万6,641円で、そこの中の1,800万円が企業債だということで計上しております。

これに関して、若干ちょっと調べさせていただくよう、お願いいいたします。

○渡部康吉議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 ただいまのお話でございますが、確かにこれは起債で借り入れしたものでございますが、経理上、ここの借入資本金として、公営企業法上計上するということになっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○渡部康吉議長 11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 要するに、国でいう規定か何かで、借り入れでなくて資本の部に計上しなさいよと、こうなっているということなんですね。

それで、あともう1つは、2番議員と同じなんだけれども、14ページ、これだけずらつとこうあるわけなんだけれども、上のほうが利率が高いわけですけれども、やはり利率の高いようなやつは、繰上償還というのはこれはできるのか、やっぱり縛りがあってできないのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○渡部康吉議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 お答えいたします。

以前はこういう政府系の資金を借りますと、政府系のほうのこういった機関のほうでは、その金を運用するものですから、その運用計画に支障を来すということで一切繰上償還というのを認めておりませんでした。ところが最近やはりこういった状況で各地方公共団体のほうがかなり苦しい経営状況になってきたということを踏まえまして、基本的に5%以上の繰上償還に当たっては、その繰上償還によって、本来ですと保証金みたいなやつを取られるんですが、それは免除しましょうということで、今現在では5%以上の繰上償還は政府系のほうで認めてい

るという状況にございます。

ただ、なかなか先ほども申しましたとおり、繰上償還するだけの財源の調達が、今公営企業のこういう経営状況の中でかなり厳しい状況になっておりますので、何とか借りかえですね、今現在は借りかえをしながら何とか金利を安くしようということで動いていると、こういうことでございまして、なかなか繰上償還には回らない実態をご理解いただきたいと、このように考えております。

○渡部康吉議長 11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 そうすると、今の5%というのは、年の利率5%という意味ね。すると年率5%以上は、もし余裕があれば返してもいいんだと、こういうふうになったということですね。そして、借りかえもいいということですね。そうするとこれはかなり6%も7.5%もあるから、ということは、極端に言えば、これは水道会計だけれども、少し余裕が出ればそっちのほうは優先して返したほうが、全体的に見ればね、中のやりくりは別問題として、そのほうがいいということですね。はい、わかりました。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

[「なし」と言う者あり]

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

————— ◇ —————

◎議案第70号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第14、議案第70号 平成19年度南会津町水道事業会計欠損金処

理についてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

2番、渡部俊夫君。

○2番 渡部俊夫議員 欠損金処理についてということなんですが、私も公企法の第32号の2条に基づくところの第24条の3ということで調べてみたんですが、ちょっと理解しがたかったものですから、申しわけないですがもう一回説明をお願いしたいと思います。

○渡部康吉議長 環境水道課長。

○星 安晴環境水道課長 お答えいたします。

欠損金の仕方でございますが、まず順序がございまして、1点目だと繰越余剰金の金で埋めると、これがちょっとできない。それから利益積立金で埋めると。それから3番目として、繰越欠損額として繰り越すというようなことでございますが、今回は、その第2において積立金で埋めると。これは、2、積立金、建設改良積立金をもって埋めると。この場合は議会の議決が必要であるということで、今回提案いたしました。ご理解いただきたいと思います。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

[「なし」と言う者あり]

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第71号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第15、議案第71号 平成20年度南会津町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ございませんか。

11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 まず地方交付税が2億3,700万円余計に来たと、こういう思った以上に来たというようなことを聞いております。

それで今回土地開発基金の保有地買い戻しのほうに大分やったんじゃないかなと思うんすけれども、大体割合でいうとどのくらいなのか、それは集計すればわかるでしょうけれども、もしそういった感じでわかつていればお願ひしたいなというふうに思います。

それで、先ほど町長にも雨漏りのこともちょっと言ったわけですけれども、18年、もう3年も、それ以上もたって320万円伊南小があつたり、田島中が720万円というふうな見積もりまでしていると、こういうことなので、この際そういった土地開発基金もいいでしようけれども、将来に備えて、しかしそういった屋根のほうもそんなお考えがあるかどうかお聞きしたいと思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

割合等については、後で担当のほうからお答えをさせていただきますが、議員が何度もその雨漏りのことをおっしゃっていますが、これは地方交付税がふえようとふえまいとやはり修繕すべきものはすべきなんですね。ただ先ほど言ったように、私は、壊れたものをただ修繕するんじやなくて、それが壊れたのはなぜ壊れたのか、あるいはある一定の経年、いわゆる年数を経て、それは寿命がなくなったものなのか、あるいはまたそれを修繕した後、お金を一応かけますから、それをどういうふうに、効果が上がるのか、さまざまその修繕の内容によっては出てくると思うんですね。

例えばですよ、田島中学校の屋根の修繕のことを例えれば一つ取り上げてみましたが、そこで修繕と教育は関係ないように見えますが、やはりこれだけ財政が厳しいときに、それであってもお金をかけて雨漏りを直すんだと。だったらそこでどういう例えれば学校は体育教育をどう充実させていくのかとか、あるいはPTAを含めて学校の教育、子供たちにはどうしていくのかということまで考えるチャンスだと思うんですよ。それはなるかならないかは別ですね。

それで、たまたま田島中学校については学習サポート事業をやっていないですね、うちのほ

うの中学校の中でただ一つ。ですからこれはやる必要があるかないか、そういうことも議論して言っていただければ、それはとてもありがたい変化になるということだと思うんですね。ですから、それは関連づけを無理してする必要はないけれども、その変化のときにこそ、みんなで話し合うということが必要だろうと。私はそこを教育委員会と町長部局でもう少し風通しのいい関係をつくっていけば、交付税がふえたからなんて言わないで、既存の例えは場合によつては予備費を使っても、これは執行できるんだろうと、こう思っています。

○渡部康吉議長 11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 町長と全く同じなんです。というのは……

〔発言する者あり〕

○11番 湯田秀春議員 いやそうじゃなくて、教育長にも前に言ったんですよ、恐らく私もこの2億3,700万円、こういうことを知らない前に。そうしたら教育長は、予算がないというような感じがあったから、そうか予算がないんではやれと言ってもこれどうしようもないなと、今度はちょうどちょっと余計に来たような感じがするから、それで話を聞いたら、大分土地開発基金の用地を買い戻ししたということなので、町民サイドから見たら、極端に言えば、土地開発基金というのは、何ということはない、将来のために貯金ですよ。貯金しているんだったら、何とかもうさびてひどいし、そして私が思うのは、何を言うのかというと、下郷で保育所のあの雪が落ちた、あれとは違うかもしれない。違うかもしれないけれども、やっぱりさびていると、そのところだけが雪がたまって凍って、そしてちょっと天気のときにどさっと落ちる可能性もあるし、それから雨が漏っていました、私も行ってみたら。雨が漏っているときに、結局子供が駆けっこしたり何だりして遊んでいて、転んでけがをする場合もあるし、それからこういう冬場なんて雨降った後今度寒くなつていれば凍る場合もあるんだから。だからそういう意味で、何だわかつていて何も対策をやらなかつたとなると、これはやっぱり皆さんばっかりでなくて私らだって責められるわけですよ。

だから、そんなに深刻に考えることあるめえと言えばそれまでかもしれんけれども、先ほど言ったように、2カ所もそういったことがあるとなれば、やっぱりこれはうっておかれないなというのがこれは町民の私らもその代表だとなれば、そういう考え方でそう言っているわけです。

ですから、たまたまこれですぐやれと言うわけじゃないけれども、やっぱりその辺のことを十分に考えていただきたい、こういうことあります。

以上です。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えいたします。

考え方の整理をもう一度だけしておきたいと思いますが、例えば教育長が予算がないと言つたか、だれが言ったかわかりませんが、予算があるかないかというのは、予算を総合的に掌握している人が言うべきなんです。教育現場にいる人が予算がないなどと言つたらこれは全員が財政係になっちゃう。ここが間違っている。

よく県の職員の人たちともしゃべりますが、よく予算がないと言う。あなた予算執行者ですか、予算のどれだけ知っていますか、全体をわからないで予算はないと言うと、そこで終結するんですよ話は。そうすると自分の出番が終わるということも、実は公務員の中にはあるんですね。

だからこういうことは改善していかなければなりませんから、やはり現場の人は、今議員がおただしのように、現場の責任を持つと。後はそれをきちっと提案をしていく、あるいは計画を立てていく、それをもって、今度は財政担当のほうが予算がここまでしかないとか、あるいは予算をこういうふうに拠出したいとか、そこで話し合いが出てくると思いますので、そこはひとつそんなふうに職員のほうとか、学校教育のほうとか連絡をとっていきたいと思います。

よろしくお願ひします。

○11番 湯田秀春議員 そのとおり了解しました。

○渡部康吉議長 教育長。

○横山恒廣教育長 学校予算の件につきまして、予算がないというようなことでございましたが、私は日ごろから自分の教育委員会の職員に対しては、予算がない、予算がつかないとかそういうことを言ってはいけないと言っております。それはなぜかというと、予算がつけるかつけられないかというのは私たちの腕だと、そういう形で考えている。だから先生方努力してくれと。

それで、今度も田島中の件につきましても、田島中学校の校長先生に、先ほど町長がお話しされました学習サポートの件について、それにかわるようなことを田島中学校でどんなことをやっているんだと、そのことについてきちっと予算を持っている首長のほうに説明に来てくれというようなことで話をしております。

そんなことで、やっぱり我々も、そういったように金がないとかということではなくてやつていきたいというふうに、町長の話と同じようにやつていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○渡部康吉議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 11番議員さんのはうから基金の額の関係についての質問も中に入つておりましたので、再度ご答弁させていただきたいと思います。

まず、土地開発基金の昨年度末、平成19年度末の残高につきましては、先ほど決算の中で附属資料として提出しております財産に関する調書の24ページのはうをごらんいただければ、土地と現金の保有高が載っております。

内容を見ますと、昨年度末で、土地開発基金の土地として持つている部分が3億5,700万円ほど、それから、現金として持つておられますのが1億4,400万円ほどで、合計しますと5億100万円ほどの基金の残ということになりますが、今回補正予算のはうで計上しました土地開発基金の土地で持つておられる部分の買い戻しの総額は、それぞれの費目に計上されておりますが、トータルしますと1億7,971万7,000円でございます。この金額が先ほど申しました19年度末の土地の部分の3億5,700万円持つておられる土地のうち、1億7,900万円ほど現金化すると、こういうことでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

6番、渡部優君。

○6番 渡部 優議員 少し似通った質問なんですけれども、総務委員会のはうでは説明があったというふうに聞いていますけれども、地方交付税が思った以上に来たということで、算定方法が多分変わってきたのかなというふうに思いますので、提案説明のときに若干の説明はあったんですが、もう少し詳しく説明していただきたい。新しく需要額の算定に入った項目があったとか、計数が少し上がったとか、こういう項目があれば、ちょっと説明していただきたいというふうに思います。

それから、決算の中でもあったんですけども、自主財源の大もとである町税の法人税が決算でも三百数十万円減っている。そして今回も多分法人税が主な原因だろうというふうに思ふんですけども、歳入における町税の1,750万円の減額補正が出ている、これも多分法人町民税の理由が主だろうというふうに思うんですけども、町の法人関係の状況はどういうふうになつてているのかということをもう一回再確認したいというふうに思います。これは毎年毎年法人が弱くなっているということは、一生懸命町が取り組んでいる自主財源を確保しようというふうな流れにどうも迎合しないような気がしますので、どういうふうな対策を考えているのかということ、死活問題であるというふうに思つてはいますので、その点も2点目。

3点目、まるっきり関係ない質問なんですけれども、今までの質問とは。やまなみ泊覧会の

担当課というか、課が直轄政策室から企画観光課に移り、部屋でやっているのかなと思ったら、気がついたらまた直轄政策室に戻っているというふうな状況なんですけれども、どういうふうなあれがあったのかなということをご説明願いたい。ことしプレをやって、来年に向かって突き進むような内容、本町のメインの施策になってきてはいますので、もう一回説明をいただきたいということです。私本人は意見は言ってはいけないのかもわかりませんけれども、直轄政策室は事業を持ってほしくないと思っていますので、方向性を出すところ、実施課にはなっていただきたくなというふうに思っています、私の意見としてはね。

その3点、お聞かせください。

以上です。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えいたします。

最初の交付税の算定方法については、私から説明するよりは担当のほうがよりわかりやすいと思いますので、担当課長のほうから説明をさせていただきます。

法人町民税の件についても以下同様にお願いしたいと思いますが、やまなみ泊については、いわゆる基本計画をつくるまでは直轄政策室のほうで担当していたんですね。その後、企画観光課のほうで実際に実施に当たってのプログラムを考えていこうと、こういうことで一たん直轄のほうから移りました。

その結果、いわゆる実施計画をつくれと、こういう案が出てきたんですね。それは、コンサルタント、二瓶さんという方なんですが、これは企画の担当も含めて、ことし実施計画をつくるって一体どうなるのと、もう既にイベントにいかなければならぬのに、また報告書をつくるという話が出てきたんですね。ですから、これを、そうではないでしょうと、もう既にイベントを含めてさまざまな集落に入って事業説明をしながら、あるいは掘り起こしをしながら進めていかなければならぬだろうということを再三お願いをし、それからまた、県のほうと二次交通対策についても順次進めてくださいと、こういう話もしたんですが、一向に動けない。

それは、企画のほうがいっぱい仕事を持っていた、イベントや何かを持っていたという部分もあるでしょうし、新しいものをつくり上げるという手法をこれまで経験していなかったと、こういうこともあって、これは一回戻すというよりは直轄が基本計画をつくったわけですから、直轄を中心にして、企画と含めてすべての課が関係していますから、そこにすべての情報を集めようと、こういうことで今動いているというふうにご理解いただきます。

どこが担当とかというんじゃなくて、窓口はやはり基本設計をつくった町長直轄のほうがいい、あるいは町長直轄のほうが非常に直接固定した業務を持っていないので動きやすい、そうすると、二次交通対策の打ち合わせだと、あるいは福島空港の問題だと、そういういろいろな集落にも入りやすい、こういうことでこのやまなみ博については、議員がおただしのような業務移動があったということでご理解をいただきたいというふうに思います。

○渡部康吉議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 私のほうからは、今年度の普通交付税の関係についてお答えいたします。

まず、今回平成20年度の交付税でございますが、対前年比6.8ということで近来になく大きな伸びを示しております。これは一番の要因としましては、平成20年度に新たに創設されました地方再生対策費、これが新たに交付税の算定項目の中に入ったということで、この部分で大きくふえたというのが今回の交付税でございます。

地方再生対策費についてはどのようなことかといいますと、都市部に集中している地方税の偏在ですね、これを地方再生のために回そうということで、いわゆる地方税の偏在をなくそうというようなことで、その財源を地方再生に回すということでの算定ということになります。

算定方法につきましては、第一次産業の就業者比率、それから65歳以上の人口比率、さらにはもう1点は耕地及び林野面積による算定ということで、この3つの指標で算定するということになっておりますが、当町の場合、この3つの指標ともこの算定におきましては有利に働く数値が現状としてございますので、結果としまして、他団体から比較してもかなり大きな地方再生対策費ということで交付税の増額につながったと、こういうことでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○渡部康吉議長 税務課長。

○馬場増男税務課長 町民法人税の減額の関係でおたしがありましたので、お答えいたします。

町民法人税は均等割額、法人税割額ということで予算を計上してございますが、均等割額については421社の法人で、当初予算で4,600万8,000円見込んでおります。法人税割額につきましては、当初予算を見込む際に、かなり円高景気等も弱み、あるいは公共事業も減っていると、そういうふうないろいろな要因を加味して、前年度の13.5%減ということで5,473万5,000円を見込んだところであります。

しかしながらここに来て、円高あるいはサブプライム、さらなる公共事業の減少等景気動向が減速をして厳しい企業収益が予想されまして、さらに原油高と資材高によって調達するコス

トが高騰しておりますので、企業収益が圧迫をされており、法人税の減額申告という形になって、現在各法人がそういうふうな決算事情にあります。

それで、本町の当初見込んだ企業のうち、決算によって20年度の申告が終了いたしました、いわゆるその20年度の税額確定した高額納税法人が7社ございまして、こちらの法人税割額の減額を今回1,750万円ということさせていただきました。今後もなかなか各企業の実態等について企画観光課と一緒にいろいろ企業等のいろいろなお話をこの間聞いてきているわけですが、なかなか原油・資材高の中でいろいろ資材調達コストも上がっているわけですが、その価格になかなか転化できない、転化していけないということで収益がかなり圧迫をしております。

ですから、今後も決算が確定する企業につきましては、20年度の税額確定によっては、町内事業所の法人税割額が今後もさらに減額されると、そんなふうに見込んでおります。対策というふうに言わましたが、一つはもう景気がよくなつてもらうということ以外にないと私は考えております。

以上でございます。

○渡部康吉議長 6番、渡部優君。

○6番 渡部 優議員 ありがとうございました。

交付税が算定の方法が若干変わって、こういう過疎地、それからこういう広い、ほとんど林を持つ町にとっては非常にいい再配分の方法が出てきたということで喜ばしいと思っていますけれども、例えば前も質問した経緯があるんですけれども、9月の決算、それから補正というのは、町政の前半と下半期のちょうど真ん中なんですよね。それで、その決算において確定した後に補正する場合に、下半期、10月以降、10、11月、12月、1、2、3月の事業の町政としての目玉事業というのは、ある程度何年か前まであったんですけども、今回は土地の買い上げ、借りかえという、基金の借り上げの部分でほとんど18億円ほど持つていかれちゃったんですけども、そういういたやはり町政をするに当たっては、下半期における町民に対する目玉を示すこともあるといいのかなと、私なんかは思っているんですけども、町長のお考えを聞かせてください。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えいたします。

一つの考え方として、いわゆる下半期といいますか、前半の動向、政策の成果といいますか、これを検証することはとても大事だというふうに思っています。

ただ、そのときに非常に大事なのは、いわゆる補正としての性質、いわゆる当初でなくて補

正でなければ、その予算の措置ができないというやっぱり理由といいますか、基準といふのはとても大事だと思うんですね。そうでないと、当初予算をあいまいにして補正で組みかえていくということになると、これはやはり予算のあり方として問題だと思いますので、検証しながらも、やはりそれは議員のおただしのように当然出てくると思います。

今回は、総務課長が地方再生対策費の話をしましたが、いわゆる頑張る地方応援プログラム、こういうものの例えれば成果をつくり上げていくことによって、また交付税の措置がされると、こういうのもありますから、そういうものはぜひ実績を上げたところで検証しながら、新たな後半の町政の事業に充てていきたい、こんなふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○渡部康吉議長 6番、渡部優君。

○6番 渡部 優議員 もう1点だけ。

税務課長が、法人町民税に対して対策はということで景気がよくなつてもらうしかないというようなご意見だったですけれども、町として、法人に対する底上げとか、これだけ毎年落ち込んでいる流れがありますので、新たな対策とか、そういったことをもしお考えがあれば、お聞かせください。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えいたします。

この景気がよくなつてもらわなければ困るというのは、非常に他人行儀な言い方ですね。これをいわゆる底上げをしていくのが私たちの仕事なんです。ですが今までいわゆる役場の職員の人たちというのは縦割りでずっと来ているものですから、その改革がまだまだ釀成されていない。どちらかというと、ここにおられる課長さん方がもうしみついちゃっているんですね。若い人们はもう少し柔軟に、よしおれたちがやろうと、こういう考え方が非常に強いんですが、ここにいる方々は、どうも経験年数が長いだけあって過去のとらわれが多いので、そういう答えになるんだと思うんです。

私は、全くそうは思っていません。景気をよくしていくんだと。そのためには地場産業はどうなのか、あるいは進出した企業はどうなのか、ここで今考えているのは、大体が利子補給の補てん策なんですね、借り入れ制度、これも充実していかなければなりませんが、何とか企業を支援する方法を確立したい。

ところが、企業支援は営利でしょうと、こういうことになると、支援の枠が狭くなつてくる、どうしても決められて、これを何とか打破したいということで、今まで発展支援事業をやって

きましたが、新たに起業、いわゆる起業の取り組みの発展に何とか助成できるような基金ができるないか、あるいはまたそういうもの、それから現在来ている企業、会社の実態を聞きますと、確かに資金繰りも大変なんですが、実は人材育成が非常に悩みの種になっているんですね。

つまり工具としては働き手はあるんですが、経営者に参加したいという人は限りなく少ないと。これも南工会という会がありますから、そういう会を通して、いわゆる人材育成とか経営のあり方とか、そういういわゆる人材育成事業に町がきちんと支援できないのか、こういうこともこれからは真剣に考えていきたい。ほかに議員がこれはというアイデアがあったら、ぜひひとつご提案をいただければありがたいと思います。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

8番、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 一般補正の25ページの項でいうと4の幼稚園費についてなんですかとも、教頭が急なやめ方をされての臨時採用だと思うんですけれども、今後の年長、年少、今現在の教頭も担任しておりますけれども、今後の経営の職員の配置ですか、その部分、この臨時対応でいくのかどうか、その辺、次年度のことをお聞きしたいと思います。お願いします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

実は館岩の幼稚園に3歳児を対象としたいわゆる預かりを始めました。その途中でしたが、教頭先生が家庭の事情で途中でおやめになりました。これもやむを得ない、7月付ですが。

それでそれに対していろいろと対応について考えて、途中で人事異動もやむを得ないんじゃないのということでいろいろ協議しましたが、保育の資格を持っていて、幼稚園の教頭先生をするというのはなかなか難しくて、いわゆるこの資格を取らないといけない、しかし、じゃ教頭先生がいなければならないのかというと、そうでもない。じゃベテランの先生をいう話を出たんですが、地元でじゃ臨時の職員を配置しながら、地元でいわゆる責任者にもらう人に、ちょっと勉強に行ってもらいながらやろうかということをちょっと本人を通して話をかけたら、それはなかなか厳しいと本人が辞退をされました。

そういうこともあったので、とりあえず臨時の職員で配置しましたが、来年度以降については、何とか正規の職員を配置したいということで、現在、採用試験をした結果、2名の保育士について適正であるということで合格通知を出しました。この後本人がここに来られるかどうかわかりませんけれども、そういう形で来年は補いたいなど、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

12番、星登志一君。

○12番 星 登志一議員 2点ほどお伺いいたします。

まず一般補正の10ページ、先ほど6番議員が質問いたしましたけれども、普通交付税が2億3,788万円アップしているよということなんですねけれども、これは、今後来年度も再来年度も、先ほどの総務課長の話を聞いてみると、何かこのまま続きそうな雰囲気だと。これは決算に基づいてまた出ているんだと思うんですけども、19年度に対しては、通常ですと6月終わりごろに大体1回交付税、前年度の締めが出て、大体いつも2億か3億円、1回だけですか、マイナスになったのは。

そうすると、通常であれば世の中の景気に対して、今景気がいいという判断なのか悪いという判断なのか知らないんですけども、こういう問題がなくても、普通は交付税というのは今まで上がってきましたわけですよね。1回だけマイナスのときがありました。それと合わせて、これは2億3,700万円というのが、単純にこの地方再生だけの措置で上がったものなのか、あるいはもっと本当はこの対策費はいっぱいあったんだけれども、ほかのほうが下がってこの数字になったのか、その辺のことを1点お伺いしたいと思います。

次に、一般補正の11ページ、下から2行目の1,470万円、これ道路関係ですね。

これは、委員会で聞くと、今まで国のほうで55%の補助率であった。ところが財政指数の少ないところにはもう少しポイントを上げましょうよということで、ことしから65ポイントになったという話を聞いています。特に合併してから、何か合併してよくなつたということが目に見えないと町民がよく言うわけです。町民というのは中の財政はよくわからないですから、道路がよくなつたとか、目に見える建物なんかできたというと、ああ合併してよかつたなど、こういう話になると思うんです。

ですから、そういう意味では、こういった補助率も多くなつたので、私は今まで、登志一さん、あそこの道路はどうなんだというと、いや合併して金がねえからちょっと待つていろと、こういうような住民に話をしていたんですけども、ぜひ今度はこういったポイントが改定になつたということであれば、今までやっぱり長いこと我慢してきた地域の道路とかそういうものに対して来年度の予算から少し反映すべきじゃないかなと、こんなふうに考えるんですけども、その辺、2点だけお伺いいたします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

私から、2つ目の件についてお答えをさせていただきますが、確かに財政力の低い自治体に対してかさ上げをすることになりますて、残念ながら財政力が高い町村ではないので、私どものところはその該当を受けるということで、普通の事業ですと65%、雪寒ですとまたその65%ですかということになりますね。

そういうことで、私たちが国に要望してきたことが実現したんですが、問題はこういう事業をする場合、県が間に入るんですよ。県がそういうふうに国の補助率が高くなつたから負担は少なくなるんですが、実は、県要望なんか見てみると、ほとんどが道路なんですね。そうすると、この道路にすべて回すわけにいかないということで、県の裏負担が出てこない。そうすると、町村だけで独自にもできないことがあるものですから、この辺はやはり必要度といいますか、それぞれの町村が必要度は高いんでしょうけれども、やはり私が以前申し上げたように、道路をつくることによってこういうふうに地域の活性化が図れるんだと、この道路を使うことによってこういう事業と連結・連動して経済の掘り起こしができるんだと、こういうことをしっかりとつくって、今、議員がおただしのような形で公共事業の確保に努めてまいりたい。そして少しでも事業期間が長くなるように、あるいは所得が上がるようになつた。

それで、今回当面こういう話を災害協定を結んでいる田島地区の協議会と打ち合わせを持ちたいと、こういうふうに考えています。これは来週だったかと思いますが、そういう協議の場を持っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 お答えいたします。

まず、交付税の関係でございますが、1点目、地方再生対策費が今後とも続くのかというようなお話がありましたが、次年度以降につきましてはわかりません。

したがいまして、今年秋以降の地財対策でどのような形になっていくのか、そもそもがこの地方再生対策費の財源が都市部の偏在されている地方税ですね、それを出していただくというようなことで成り立っている制度でございますから、基本的に都市部のほうで、もうこれ以上は無理だということになれば当然原資がございませんので、こういうものがまた見直しされるかもしれません。したがいまして、来年度以降についてはわかりません。

それと、交付税の中身でございますが、先ほど6.8%伸びましたというお話をさせていただきましたが、額で申しますと、約4億円伸びております。昨年からしますと、3億9,700万円ほど伸びておりますて、その内訳としまして、先ほどお話しがあります地方再生対策費、これが約2億5,200万円ございます。それから、町長からお話しがありました頑張る応援プログラムの

関係での増加需要額、これが7,800万円ございますので、この2つを合わせますとほぼ交付税の伸びた金額と大体そんなには大きな差はない数字になってきます。

それで、交付税の中身を個別に細かく見ますと、いろいろ算定項目があるんですが、一般的な経常経費の単位表については毎年毎年下げられております。したがいまして、交付税が今回これだけ伸びましたけれども、今後ともこれからこのような状況でいくのかということになりますと、そういう状況にはない厳しい現実があることをご理解いただきたいと、こんなふうに思います。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

[「なし」と言う者あり]

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第72号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第16、議案第72号 平成20年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◆

◎議案第73号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第17、議案第73号 平成20年度南会津町老人保健特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ございませんか。

[「なし」と言う者あり]

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◆

◎議案第74号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第18、議案第74号 平成20年度南会津町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で議案審議は終了いたしました。



◎平成20年請願第6号の委員会報告、質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、委員会に付託しております請願・陳情について、本定例会の会期中に結論の出ました請願・陳情の審査経過と結果について、委員長の報告を求めます。

日程第19、平成20年請願第6号 義務教育費国庫負担制度の堅持と教育予算の充実を求める請願を議題といたします。

文教厚生委員会に付託しておりますので、文教厚生委員長の報告を求めます。

5番、山内政君。

○5番 山内 政議員 ただいま議題となりました請願1件につきまして、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

平成20年請願第6号 「義務教育費国庫負担制度の堅持と教育予算の充実を求める請願」に

つきましては、平成20年9月8日付で2番、渡部俊夫議員の紹介により、福島市上浜町10-38、福島県教職員組合中央執行委員長、浦井信義氏より提出されたもので、平成20年第3回定例会において、文教厚生委員会に付託されたものであります。

その趣旨は、義務教育費国庫負担制度は、国民の教育を受ける権利を保障するため、国が必要な経費を負担することにより、教育の機会均等とその水準維持向上を図ることを目的として制定され、昭和28年度に発足された。その後、逐次充実が図られたが、昭和60年度に旅費、教材費が国庫負担から除外されたのを皮切りに、平成16年度は退職手当と児童手当が一般財源化され、この制度に残されているのは教職員給与費だけとなった。その中で、就学援助受給者の増大にあらわれているように、低所得者層の拡大が進み、地域による教育条件の格差も広がりつつある。自治体の財政力や保護者の経済力の違いによって子供たちが受ける教育水準に格差があるってはならない。教育は未来への先行投資であり、子供たちがどこに生まれ育ったとしても、ひとしく良質な教育を受けられる教育の機会均等が保障されなければならない。そのために、教育予算を国の責任でしっかりと確保・充実させる必要があるというものであります。

このような趣旨から、義務教育費国庫負担制度について、負担率の2分の1への復元を含めた制度の堅持と2009年度教育予算の拡充に向けて、次の事項について政府関係当局に意見書を提出してほしいというものです。

- 1、義務教育費国庫負担制度を堅持すること。また、国負担率を2分の1に復元すること。
- 2、きめの細かい教育の実現のために、教職員定数の改善を実施すること。そのための財源の確保・充実を図ること。
- 3、子供たちに安全・安心な学校生活を保障し、また、学校施設整備費、就学援助、奨学金など教育予算の充実を図るために、地方交付税を含む国の予算を拡充すること。

本委員会は、9月12日及び9月17日と2日間にわたり慎重に審査いたしました。学校教育課長を参考人として出席をいただき、現場の声を聴取いたしました。また、福島県教育庁総務課には、電話で義務教育費国庫負担制度の見直しの経過と概要についてご指導を賜り、参考とさせていただきました。

各委員の意見としては、地方6団体の意見は無視できない。確実な税源移譲を受けても、そもそも税源がない。しっかりと財政措置が担保されていない、もとに戻してほしい、等々が出されました。

その結果、平成20年請願第6号 「義務教育費国庫負担制度の堅持と教育予算の充実を求める請願」に関する請願書は、教育は未来への先行投資であり、子供たちがどこに生まれ育った

としても、ひとしく良質な教育を受けられる教育の機会均等が保障されなければならない。そのために、教育予算を国の責任でしっかりと確保・充実させる必要があることを求めていることから、その必要性を認識し、採決の結果、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上、本委員会が付託を受けた請願1件の審査経過と結果についてご報告申し上げます。

ご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○渡部康吉議長 これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

[「なし」と言う者あり]

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、平成20年請願第6号は委員長報告のとおり採択することに決しました。

暫時休憩いたします。

なお、追加日程のため、議会運営委員会を開催いたします。再開予定時間は4時25分といたします。

休憩 午後 4時12分

[議会運営委員会開催]

再開 午後 4時31分

○渡部康吉議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎日程の追加

○渡部康吉議長 先ほど町長提出議案1件、委員会提出議案2件、議員派遣の件、各常任委員長及び特別委員長から閉会中の継続調査申し出書並びに議会運営委員長から所掌事務に係る継続調査の申し出書が提出されております。

お諮りいたします。

この際、これらの案件については、お手元にご配付の追加議事日程のとおり日程に追加し、順次議題にいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、提出されております案件については、お手元の追加議事日程のとおり日程に追加し、順次議題とすることに決しました。



◎議案第75号の上程、説明、質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 追加日程第1、議案第75号 南会津地方土地開発公社定款の変更についてを議題といたします。

局長をして朗読いたさせます。

[局長議案朗読]

○渡部康吉議長 提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○湯田芳博町長 追加して提案をいたします議案第75号 南会津地方土地開発公社定款の変更についてご説明を申し上げます。

本案は、公有地の拡大の推進に関する法律の一部改正により、南会津地方土地開発公社定款の一部を改正する必要が生じたことから、当該公社の構成町村の議会の議決を求めるものであります。

なお、改正後の定款は、構成する郡内各町村の議会の議決後、福島県知事の認可を得て、本年12月1日から施行となります。

よろしくご審議を賜りまして、ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

○渡部康吉議長　直ちに質疑に入ります。

質疑ございませんか。

19番、大竹幸一君。

○19番　大竹幸一議員　今初めてこういう話を聞いたんですが、局長の説明を聞いても、町長の説明を聞いても内容が全然わからない。つまりこの民法第59条を変更して、公有地の拡大の推進に関する法律の16条第8項を適用すると、その後が何がどう変わらのかということを聞かなかつたら説明にならないでしよう。全然わからないですよ。

だから、例えばそれによって、何というのかな、大体この法律そのものが私は読んだことがないわけですからね、それを急にここだけ入れたってわかるわけないじゃないですか。だから、何かを今度買うときに、今度は例えば安くなるんだとか、何とかかんとかとかってその後のことがわからなかつたら意味がわからないんじゃないですか。そこをわかりやすく、何か資料でも出して、ちょっとコピーでも出したりしてわかりやすくやってくださいよ。さっきも私、広報みなみあいづのときでも、わかりやすい行政をやってくださいよと、こう言っているわけですから、よろしくお願いします。

○渡部康吉議長　総務課長。

○室井　裕総務課長　お答えいたします。

まず、今回の改正する目的につきましては、公有地の拡大の推進に関する法律ということで、将来の公共団体が使う公有地を適正に確保しましょうということでこの法律ができているわけでございますが、この法律に基づきまして、今議題となっております南会津地方土地開発公社というものを設立しております。

その中で、今回民法第59条というお話をありがとうございましたが、まず民法の第58条の前条のほうで、まず法人に監事を置くというような規定がございまして、それで59条におきましては、その法人の監事の職務内容、これを民法上規定しております。ただ今回公有地の拡大の推進に関する法律のほうで、その監事の職務を民法によらずに、この法律の中で規定されたものですから、結果としまして文言的な表現で改正するというような条項になりますが、内容的にはそんなに大きく変わったわけではございませんで、南会津地方土地開発公社にあります監事の職務の内容を法律の改正に伴って明文化したということでございまして、本来、当初からご提案すべき

ところでございましたが、当初提案するときに脱路いたしまして、今回追加提案させていただきますが、南会津地方土地開発公社の事務局のほうから、この条項についての定款の変更について、構成町村の議決をいただいてほしいというようなことがあって、今回追加提案させていただきました。

なお、今後議案の提出に当たっての説明関係については十分配慮したいと、こんなふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 そうすると、監事については、今まであるいは今後もそれはいると思うんですが、その監事が何かこの法律の適用が変わることによって何かが変わるんですか、監事の何かが。何も変わらないんですか。そこがよくわからない。もうちょっと納得したものでないと議決するのはだめだって、やっぱりすべてのことに関して。わからない、よく、全然。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えいたします。

説明不足については、先ほど総務課長が話したように、いわゆる土地開発公社の事務局のほうとの連携といいますか、それが十分にできていないということで、先ほど申し上げたように、今後、事務局のほうにはやはり事前にしっかりと提案をしていただく、あるいは資料の提出を求めていくと、こういうことにしたいと思います。

これは、これまで定款あるいは法律あるいは条項等の一部改正等あったと思いますが、もう絶えず国のほうで、いわゆる制度の見直し、あるいは制度の改正に伴う、その位置づけというんですかね、いわゆる例えば今回は監事ですが、位置づけをどこで規定するか、こういうのが国のほうで絶えず動いていまして、その都度例えば給与のあり方についてとか、あるいは監事のあり方とか、商法との調整とかということで、この1年、数え切れないほど出てきています。これらについてもなかなか町村会でというわけにはいきませんが、いわゆる私たち自治体の者としては、大変な苦労あるいは手数がかかるので十分にそこは国のほうも私たちの現場を検証していただき理解してもらうような方策を立てていただきたい、こういうお願ひはしておりますが、何せそういうのをこの時期に議決しなさい、この時期に施行しますからという話で出てくるものですから、ここはひとつ今回ご理解をいただき、ご審議をいただければありがたいというふうに思います。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 それを一応信用して、議決をしても何も不利益はないということを

信用して、じゃそうしましょう。

○渡部康吉議長 ほかにありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎委員会提出議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 追加日程第2、委員会提出議案第6号 義務教育費国庫負担制度の堅持と教育予算の充実を求める意見書の提出についてを議題といたします。

局長をして朗読いたさせます。

[局長議案朗読]

○渡部康吉議長 お諮りいたします。

ただいま議題となりました委員会提出議案第6号は、今期定例会の本会議における請願の採択による意見書の提出であります。この際、提案理由の説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、委員会提出議案第6号は提案理由の説明、質疑、討論を省略し、採決することに決しました。

採決いたします。

委員会提出議案第6号 義務教育費国庫負担制度の堅持と教育予算の充実を求める意見書の提出について、本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

◆

◎委員会提出議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 追加日程第3、委員会提出議案第7号 農業用の燃料、肥料、飼料、資材等の価格高騰への緊急対策を求める意見書の提出についてを議題といたします。

局長をして朗読いたさせます。

〔局長議案朗読〕

○渡部康吉議長 提出者より提案理由の説明を求めます。

13番、星和男君。

○13番 星 和男議員 ただいま付議されました意見書についてご説明申し上げます。

農業用の燃料、肥料、飼料、資材等の価格高騰への緊急対策を求める意見書といたしました。

農業用の燃料は肥料、飼料、ビニール類、段ボールなどあらゆる農業資材の価格が短期間に高騰し、農業経営に重大な打撃をもたらしている。さらに、こうした生産コストの上昇分は農家の出荷価格に反映されないため、農業経営に直接のしかかる状況になっております。

国際的に穀物価格が高騰し、安定的な輸入が危ぶまれているもとで、国内での増産による食糧自給率の向上が待ったなしになっている今、このような事態を放置すれば、国民生活に重大な影響をもたらすことは明らかであり、政府として万全な対策を講じることが急務となってい

る。

先般、政府が漁業者に対する燃料高騰対策として打ち出された緊急対策は、漁民の要求からすれば不十分なものだが、直接補填を含んでいることが重要であり、同様に農家の苦境を緩和するために次の事項の実現を強く求めるものであります。

1、農業用の燃料、肥料、飼料、資材等の価格高騰分の補償を含む対策を実施すること。

2、原油や穀物への投機を規制すること。

以上のようなことで提案を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○渡部康吉議長 直ちに質疑に入ります。

質疑ございませんか。

[「なし」と言う者あり]

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議員派遣の件について

○渡部康吉議長 次に、追加日程第4、議員派遣の件についてを議題といたします。

会議規則第119条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の派遣活動があります。

お諮りいたします。

お手元に配付のとおり、閉会中の派遣活動とすることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、お手元に配付のとおり、閉会中の派遣活動とすることに決しました。



◎閉会中の継続調査について

○渡部康吉議長 次に、追加日程第5、委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

各常任委員長、特別委員長及び議会運営委員長から、所管事務及び所掌事務のうち、会議規

則第75条の規定により、お手元にお配りいたしました申し出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

———— ◇ —————

◎閉会の宣告

○渡部康吉議長 これで本日の議事日程は終了いたしました。

以上で、今期定例会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしました。

ここで、町長より発言したい旨の申し出がされておりますので、これを許可いたします。

町長。

○湯田芳博町長 平成20年第3回議会定例会に提案をいたしました各議案については、それぞれ慎重審議を賜りありがとうございます。

さて、今月1日の福田首相の突然の辞意表明を受けまして、衆議院の解散総選挙が政治日程として浮上してまいりました。

総選挙に当たりましては、緊急かつ迅速な対応が求められ、時間的余裕がないことから、選挙執行のための予措置について長の専決処分を予定することになる場合もございますので、前もって議員各位のご理解をお願いするものであります。どうぞよろしくお願いをいたします。

○渡部康吉議長 上衣の着衣をお願いします。

以上をもちまして、平成20年第3回南会津町議会定例会を閉会いたします。

長期間にわたり慎重審議、まことにありがとうございました。

閉会 午後 4時5分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成　　年　　月　　日

議　　長

署　名　議　員

署　名　議　員